中間とりまとめ

こども性暴力防止法施行準備検討会
令和７年９月２９日

目次

第１　はじめに　4

第２　制度概要　5

第３　制度対象　6
論点①　対象事業の範囲　7
論点②　対象業務の範囲　20
論点③　対象条例の範囲　42

第４　認定等　45
論点①　認定等の基準　46
論点②　共同認定　52
論点③　認定等の手続　59
論点④　認定等の公表等　72
論点⑤　認定等の表示　81

第５　安全確保措置①（早期把握、相談、調査、保護・支援、研修）　85
論点①　安全確保措置の内容・方法　86
論点②　その他留意すべき点　104

第６　安全確保措置②（犯罪事実確認）　114
論点①　犯罪事実確認の期限等　115
論点②　犯罪事実確認の手続　127
論点③　その他留意すべき点　150

第７　安全確保措置③（防止措置）　158
論点①　防止措置等の内容　159
論点②　その他の労働法制等に係る留意点　181

目次

第８　情報管理措置 194
情報管理措置の全体像等 195
論点①　犯罪事実確認記録等の適正な管理 200
論点②　目的外利用・第三者提供の禁止 210
論点③　漏えい等の重大事態のこども家庭庁への報告 216
論点④　犯罪事実確認記録等の廃棄・消去 226
論点⑤　監督等 230
論点⑥　その他留意すべき点 235

第９　監督等 241
論点①　国及び所轄庁の役割分担 246
論点②　監督等の観点 254
論点③　事業者からの定期報告事項等 258
論点④　事業者の帳簿記載事項 265
論点⑤　犯罪事実確認義務違反時の公表事項 267

第10　その他 269
論点①　事業者間の役割分担 270
論点②　施行期日 278
論点③　学校設置者等のこども性暴力防止法関連システムへの登録方法 280
論点④　施行時現職者の確認方法 286
論点⑤　経過措置 291
論点⑥　こども家庭庁長官への事務委任事項 293
論点⑦　業務委託 295

第１　はじめに

○　こどもへの性暴力等は、こどもの権利を著しく侵害し、生涯にわたり心身の発達に深刻な影響を与え得るものであり、絶対に防がなければならない。

○　このような理念と社会の責任を具現化すべく、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号。以下「法」という。）が、令和６年６月に成立した。

○　本制度は、対象となる事業者及び従事者が広範かつ多数に及ぶことや、事業者、地方公共団体（教育委員会を含む。）等に事務負担が生じることを考慮すると、可能な限り早期に施行事項を検討・決定し、関係者の理解を得て、施行準備を進める必要がある。

○　法の成立後は、関係府省庁において検討が進められ、本年３月に、一定の議論の整理が行われた。このような検討の成果を踏まえつつ、学識経験者、若者、保護者、被害者支援者、教育・保育関係事業者等のご意見を伺いつつ、早急に施行事項の具体化を進めていくため、本年４月に、本検討会が設置され、施行に関する論点について、議論を重ねてきた。

○　本年７月には、このような議論を踏まえた施行事項の論点と対応案をまとめた「中間とりまとめ素案」をまとめた。「中間とりまとめ」は、この「中間とりまとめ素案」について、こどもの意見聴取や関係団体等からのヒアリングを踏まえて修正し、制度の骨格を示すものとしてとりまとめるものである。

○　今後、「中間とりまとめ」を基に検討を進め、年内を目途に、内閣府令等の下位法令を定めるとともに、ガイドライン等を策定していくことを予定している。

第２　制度の概要

○　法は、児童対象性暴力等が児童等の権利を著しく侵害し、児童等の心身に生涯にわたって回復し難い重大な影響を与えるものであることに鑑み、児童等に対して教育、保育等の役務を提供する事業を行う立場にある学校設置者等及び民間教育保育等事業者が、児童対象性暴力等の防止等をする責務を有することを明らかにするとともに、そのために学校設置者等及び認定を受けた民間教育保育等事業者（以下「対象事業者」という。）が講ずべき措置等について定めることとし、もって児童等の心身の健全な発達に寄与することを目的とするものである。

○　法において対象事業者が講ずべき措置等は、主に次の①から④までに掲げるものである。

①　事業所における児童対象性暴力等の未然防止・発生時対応等を適切に行うための、日頃からの早期把握、相談、研修等や、児童対象性暴力等が生じた場合の調査及び児童等の保護・支援の実施

②　業務に従事させようとする教員等（法第２条第４項）又は教育保育等従事者（同条第６項）が、特定性犯罪事実該当者（同条第８項）であるか否かについての情報が記載された書面（以下「犯罪事実確認書」という。）による確認（以下「犯罪事実確認」という。）

③　①の調査等や②の犯罪事実確認の結果等を踏まえた児童対象性暴力等の防止のための措置（以下「防止措置」という。）の実施（①から③までの措置をまとめて、以下「安全確保措置」という。）

④　犯罪事実確認書及び犯罪事実確認書に記載された情報に係る記録（以下「犯罪事実確認記録等」という。）を適正に管理するための措置等の実施（以下「情報管理措置」という。）

○　民間教育保育等事業者は、学校設置者等が講ずべき措置と同等のものを実施する体制が確保されている場合に、内閣総理大臣の認定等（民間教育保育等事業者及び事業運営者に対する共同認定を含む。）を受けることができる。

○　対象事業者の下でこれらの措置が確実に実施されるよう、学校設置者等については国及び所轄庁が連携して、認定事業者等については国において、法で定める対象事業者からの定期報告等を端緒として、監督等を行うこととしている。

第３　制度対象

論点① 対象事業の範囲

第３　制度対象

対象事業（学校設置者等・民間教育保育等事業者）について

○　学校設置者等及び民間保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号。以下「法」という。）第２条第３項各号においては、学校設置者等について、次に掲げる施設、事業等のとおり定めている。
○　同条第５項各号においては、民間教育保育等事業者について、次に掲げる事業のとおり定めている。

学校設置者等【義務】

【教育関係】
○　学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校（幼稚園、小中学校、義務教育学校、高校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校）
○　専修学校（高等課程）

【認定こども園関係】
○　幼保連携型認定こども園
○　幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園

【児童福祉関係】
○　児童相談所
○　児童福祉施設（指定障害児入所施設等、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童館、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設）
○　指定障害児通所支援事業（児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）
○　乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
○　家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業）
○　登録一時保護委託者

民間教育保育等事業者【認定】

【教育関係】
○　<u>専修学校（一般課程）又は各種学校における児童等を専ら対象とする学校教育に類する教育を行う事業</u>
○　<u>学校教育法以外の法律に特別の規定があるものにおける高等学校の課程に類する教育を行う事業であって、内閣府令で定めるもの</u>（高等課程類似教育事業）
○　<u>民間教育事業</u>

【児童福祉関係】
○　指定障害児通所支援事業以外の障害児通所支援事業（児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業、居宅訪問型児童発達支援事業、保育所等訪問支援事業）
○　児童自立生活援助事業
○　<u>放課後児童健全育成事業等（放課後児童健全育成事業及びこれに類する事業で小学校、公民館その他内閣府令で定める施設において行われるもの）</u>
○　子育て短期支援事業
○　一時預かり事業
○　小規模住居型児童養育事業
○　病児保育事業
○　意見表明等支援事業
○　妊産婦等生活援助事業
○　児童育成支援拠点事業
○　<u>認可外保育事業</u>

【障害児関係】
○　<u>指定障害福祉サービス事業（障害児に対する居宅介護、同行援護、行動援護、短期入所又は重度障害者等包括支援）</u>

※　下線部は、次ページ以降の論点に関係する事業

第３　制度対象

論点① 対象事業の範囲

○　法の対象事業に関しては、学校設置者等の範囲は対象が明確に規定されている。

○　他方、民間教育保育等事業者の範囲は、次のアからカまでに掲げるものについて、政令・内閣府令やガイドラインにおいて、その定義を明確化する必要がある。

ア　専修学校（一般課程）・各種学校における児童等を専ら対象とする学校教育に類する教育を行う事業（法第２条第５項第１号）
イ　高等課程類似教育事業（法第２条第５項第２号）
ウ　民間教育事業（法第２条第５項第３号）
エ　放課後児童健全育成事業に類する事業（法第２条第５項第９号）
オ　認可外保育事業（法第２条第５項第17号）に該当するベビーシッターマッチングサイト
カ　障害児に対する指定障害福祉サービス（法第２条第５項第18号）

第３　制度対象

論点①　対象事業の範囲（１）

ア　専修学校（一般課程）・各種学校における児童等を専ら対象とする学校教育に類する教育を行う事業（法第２条第５項第１号）

前提・考え方

○　法第２条第５項第１号においては、専修学校（一般課程）・各種学校のうち、児童等を専ら対象とする学校教育に類する教育を行う事業を認定対象としている。

○　学校教育法第１条に規定する学校であって、児童等を専ら対象としているものは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校であることを踏まえると、「児童等を専ら対象とする学校教育に類する教育」の解釈としては、これらの学校の課程に類似する教育とすることが考えられる。

対応案

○　本号の対象事業は、専修学校（一般課程）・各種学校のうち、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校相当の課程（例：外国人学校の高等学校相当学年まで等）の教育を行う事業と整理した上で、以下のとおり、ガイドラインにおいて示すこととする。

＜ガイドライン記載イメージ＞

○　専修学校（一般課程）・各種学校における児童等を専ら対象とする学校教育に類する教育を行う事業の範囲は、次の（１）から（４）までに掲げるとおりとする。

（１）次の①から③までに掲げる教育施設の指定を受けた専修学校が提供する当該指定に係る一般課程の教育を行う事業

①　保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第22条第１号に規定する学校又は同条第２号に規定する准看護師養成所

②　調理師法（昭和33年法律第147号）第３条第１項第１号に規定する調理師養成施設

③　製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第５条第１号に規定する製菓衛生師養成施設

（２）（１）の①から③までに掲げる教育施設の指定を受けた各種学校が提供する当該指定に係る教育を行う事業

（３）各種学校としての認可を受けたいわゆる外国人学校が設置する課程であって、幼稚園、小学校、中学校、高等学校相当学年の児童等を対象として、これらの学校に類する教育を行うもの

（４）その他専修学校（一般課程）・各種学校として認可を受けた者が行う幼稚園、小学校、中学校及び高等学校相当の課程の教育を行う事業

○　なお、専修学校（一般課程）・各種学校として認可を受けていない者が行う同種の事業や、各種学校等が行う児童等を専ら対象とする学校教育に類する教育以外の事業（例：自動車免許教習所）は、法第２条第５項第３号の民間教育事業として認定申請を受け付けることとする。

第３　制度対象

論点①　対象事業の範囲（２）

イ　高等課程類似教育事業（法第２条第５項第２号）

前提・考え方

○　法第２条第５項第２号においては、学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち当該教育を行うにつき学校教育法以外の法律に特別の規定があるものにおける学校教育法に規定する高等学校の課程に類する教育を行う事業（高等課程類似事業）であって、内閣府令で定めるものを認定対象としている。

○　各府省庁の確認を経て、該当する事業を網羅的に対象とする必要がある。

対応案

各府省庁への照会結果を踏まえ、法第２条第５項第２号に定める高等課程類似事業（※）については、次の①から③までに掲げる課程の教育を行う事業を、内閣府令で定めることとする。

①　独立行政法人海技教育機構法（平成11年法律第214号）に基づき独立行政法人海技教育機構が実施する海技士教育科海技課程（本科）
②　職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき都道府県が設置する職業能力開発校が実施する普通課程（中学校卒業者等を対象とする訓練）
③　自衛隊法（昭和29年法律第165号）に基づき設置される陸上自衛隊高等工科学校における教育課程

第３　制度対象

論点①　対象事業の範囲（３）

ウ　民間教育事業（法第２条第５項第３号）

前提・考え方（全体）

○　法の対象事業は、基本的には学校教育法、児童福祉法等の法律上定義のある事業を列挙しているが、法第２条第５項第３号においては、法律上明確な定義のない事業（学習塾、スポーツクラブ、ダンススクール等）についても、一定の要件を満たすものを民間教育事業として認定対象とすることができる規定となっている。

○　具体的には、法の対象事業の基準としての支配性・継続性・閉鎖性の観点も踏まえ、次の要件を満たすものを民間教育事業と定義している。

要件①　児童等に対して技芸又は知識の教授を行う事業であること（法第２条第５項第３号柱書）
要件②　当該技芸又は知識を習得するための標準的な修業期間が、６月以上であること（同号イ）
要件③　児童等に対して対面による指導を行うものであること（同号ロ）
要件④　当該事業を営む者が当該事業を行うために用意する場所（事業所等）において指導を行うものであること（同号ハ）
要件⑤　当該技芸又は知識の教授を行う者の人数が、政令で定める人数以上であること（同号ニ）

※　公立・公営の施設・事業であっても、これらの要件を満たす場合には、民間教育事業の対象となる。
（例：公立図書館等が定期的に行う、児童等向けの読み聞かせ会など）

○　次ページ以降で、それぞれの要件について整理する。

第３　制度対象

前提・考え方（要件①：児童等に対して技芸又は知識の教授を行う事業であること）

○　要件①は、本法が児童等に教育、保育等を提供する場における児童対象性暴力等の防止等を目的としていることを踏まえ、事業の対象や事業内容を限定するために設けられた要件である。具体的には、（１）「児童等に対して」の考え方、（２）「技芸又は知識」の範囲を示す必要がある。

○　（１）については、法の対象が児童等であることを踏まえれば、少なくとも、児童等に対して事業を行うことを目的としていることや、（大人のみではなく）実際に児童等に対して行われる事業であることが求められると考えられる。

○　（２）については、同じく認定対象とされている学校教育法に基づき認可を受けて運営される各種学校においても、教育内容について特段の範囲・制限が設けられているものではないことを踏まえる必要がある。

対応案（要件①：児童等に対して技芸又は知識の教授を行う事業であること）

要件①の具体的内容は、以下のとおり、ガイドラインにおいて示すこととする。

○　「児童等に対して技芸又は知識の教授を行う事業」とは、次の要件を満たす事業とする。
　ア：児童等に対して技芸又は知識の教授（内容は問わない）を行うことを目的としていること
　イ：実際に児童等に対して技芸又は知識の教授を行っている（又は行う予定である）こと

○　アについては、少なくとも児童等に対して行うことを目的としていることが明示されている必要がある（大人及び児童等の両方を対象とした事業は認定対象として認めるが、大人のみに対して行うことを目的とした事業に児童等が例外的に参加している事業については、認定対象としない）。
　また、「児童等に対する技芸又は知識の教授」が、事業の「主たる」目的であることまでは求めず、事業の中で「児童等に対する技芸又は知識の教授」を行っている場合（例：芸能事務所におけるダンス指導、こども食堂における学習支援等）には、認定対象として認めるものとする。

○　イについては、実態として児童等がおらず、受入れ予定もない事業については、認定対象としない。

第３　制度対象

前提・考え方（要件②：当該技芸又は知識を習得するための標準的な修業期間が、６月以上であること）

○　要件②は、本法が、一定の支配性・継続性・閉鎖性を有する事業を対象としている下での、継続性の観点から設けられた要件である。

○　当該事業が６か月以上にわたって提供されている状況をどのように定義するか、また児童等の参加頻度をどのように捉えるかについて、明確化する必要がある。

対応案（要件②：当該技芸又は知識を習得するための標準的な修業期間が、６月以上であること）

要件②の具体的内容については、以下のとおり、ガイドラインにおいて示すこととする。

○　「標準的な修業期間が６月以上である」とは、次の要件を全て満たすものをいうものとする。
- ６か月以上の期間にわたって事業を実施していること
- 当該期間に複数回、児童等に対して技芸又は知識の教授を行っていること（間隔は問わない）
- 当該期間に行われる技芸又は知識の教授の機会に、同一の児童等が複数回参加することが可能であること

＜対象となる例＞
- 月１回、週２回など定期的に事業を実施し、同一の児童等が継続的に技芸又は知識の教授を受けることを想定している場合
- １～２か月に１回、体験学習プログラムを開催し、かつ同一の児童等が複数回参加することが可能である場合
- 夏休みに１泊２日のキャンプを行い、冬休みにスキー合宿を実施する等、一連のプログラムとして年内に複数回事業を実施し、かつ同一の児童等が複数回参加することが可能である場合
- 小学校４年生から６年生までの３年間のプログラムで、毎年１回、１泊２日のキャンプを定期的に開催し、かつ同一の児童等が複数回参加することが可能である場合

＜対象とならない例＞
- ７月に１回２時間、12月に１回２時間のみ、それぞれ独立した別の学習プログラムを実施している場合

第３　制度対象

前提・考え方（要件④：事業者が用意する場所（事業所等）において指導を行うものであること）

○　要件④は、本法が、一定の支配性・継続性・閉鎖性を有する事業を対象としている下での、支配性及び閉鎖性の観点から設けられた要件である。

○　この観点からは、事業者が主体的に場所や区画を選択した場合には、性暴力等が露見しづらい環境（支配性又は閉鎖性が生じやすい環境）を生み出しやすいと考えられる。

○　一方で、児童等の自宅については、仮に事業者が指定をした場合であっても、保護者等による一定の関与・介入が可能であり、事業者が必ずしも性暴力等を行いやすい環境を生み出せるとは言いがたいと考えられる。

対応案（要件④　：事業者が用意する場所（事業所等）において指導を行うものであること）

要件④の具体的内容については、以下のとおり、ガイドラインにおいて示すこととする。

○　「当該事業を営む者が、当該事業を行うために用意する場所」とは、保護者等ではなく、事業者が指定した場所（児童等の自宅を除く。）とする。

＜対象となる例＞
事業者のオフィス、従事者の自宅、カフェ、公民館等の個室、公園、山・海等

＜対象とならない例＞
児童等の自宅、保護者が指定した場所・区画

※家庭教師事業については、児童等の自宅以外の場所（教室やシェアオフィス等）でも教える場合があれば、認定対象とする。

第３　制度対象

前提・考え方（要件⑤：技芸又は知識の教授を行う者の人数が、政令で定める人数以上であること）

○　要件⑤は、法律上明確な定義のない事業（学習塾、スポーツクラブ、ダンススクール等）を対象とするに当たり、学校、児童福祉施設等と類似の環境であり、かつ、この法律に基づく措置を講ずるに当たり最低限の組織体制を求める観点から設けられた要件である。

○　民間教育事業と同じく認定対象とされている各種学校については、各種学校規程において、「各種学校の教員組織の充実を図り、各種学校における教育内容の一定水準を保障するため、組織的、継続的な教育活動を行う上で最低限度必要な教員数」との解釈の下、校長及び３人以上の教員を置かなければならないこととされている。
※　なお、運用上、校長と教員は兼ねることができるとされている。

対応案（要件⑤：技芸又は知識の教授を行う者の人数が、政令で定める人数以上であること）

○　要件⑤の人数については、３人以上として、政令で定めることとする。

○　また、当該人数には、派遣労働者、ボランティア等、雇用の有無・形態を問わず、実体として技芸又は知識の教授に従事している者を含むことを、ガイドラインにおいて明確化することとする。

第３　制度対象

論点①　対象事業の範囲（４）

エ　放課後児童健全育成事業に類する事業（法第２条第５項第９号）

前提・考え方

○　法第２条第５項第９号においては、放課後児童健全育成事業及びこれに類する事業で学校教育法第29条に規定する小学校、社会教育法(昭和24年法律第207号)第20条に規定する公民館その他の内閣府令で定める施設において行われるものを認定対象としている。

○　放課後児童健全育成事業に類する事業としては、①学校の始業前や就業後に、②学校、公民館等の施設を活用して、③学習・遊びの機会や生活支援の提供を行う事業が存在する。これらは、社会教育法（昭和24年法律第207号）第５条第２項に規定する地域学校協働活動のうち、放課後子供教室、地域未来塾等として行われている。

○　放課後子供教室、地域未来塾等は、小学校、公民館、児童館等の公共施設以外にも、民間施設等の地域学校協働活動を実施する施設で行われている。

対応案

○　法第２条第５項第９号に定める「これに類する事業」は、社会教育法第５条第２項に規定する地域学校協働活動のうち、①学校の始業前や就業後に、②学校や公民館等の施設を活用して、③学習・遊びの機会や生活支援の提供を行う事業（例：放課後子供教室、地域未来塾等）を実施するものとして、ガイドラインにおいて示すこととする。

○　その上で、法第２条第５項第９号における「内閣府令で定める施設」は、地域学校協働活動が実施されうる施設を広く想定し、

①　学校施設
②　社会教育施設
③　児童厚生施設
④　①から③までに掲げる施設のほか、地方公共団体が設置する公共施設（例：文化ホール、コミュニティセンター、公園、廃校施設等）
⑤　その他地域学校協働活動を実施する施設として、①～④に類するもの（例：私立大学施設、寺院、民家等）

として内閣府令で定めることとする。

第３　制度対象

論点①　対象事業の範囲（５）

オ　認可外保育事業（法第２条第５項第17号）に該当するベビーシッターマッチングサイト等

前提・考え方

○　法は、個人（一人）で行う事業（例：認可外のベビーシッター（居宅訪問型保育事業者））については、個人情報保護法の趣旨も踏まえ、対象事業としないことを前提としている。

○　このため、法第２条第５項第17号においては、認可外保育事業（児童福祉法上届出対象となる認可外保育を行う事業）が対象とされているが、個人のベビーシッターは本号の対象とならない。

○　一方、ベビーシッターを掲載するマッチングサイトの運営者が、ベビーシッターとの間で委託契約を結び、自らが保育の提供事業者となる場合には、児童福祉法上の認可外保育施設として届出対象とする旨の関連指針の改正が予定されている。

○　法案審議の際の国会の質疑においても、個人のベビーシッターによる性暴力事案が過去に発生している中で、個人のベビーシッターがベビーシッターマッチングサイトを利用する場合があることに着目し、一定のベビーシッターマッチングサイトの事業者について、児童福祉法上の認可外保育事業者として届出対象とし、本法の認定等の対象とする方策を検討することとされていた。

※　個人の家庭教師についても同様の質疑あり。

対応案

○　個人のベビーシッターとの間で委託契約を結び、児童福祉法上の認可外保育施設として届出を行ったベビーシッターマッチングサイトの運営者については、「認可外保育事業」として認定等の対象とすることを、ガイドラインにおいて示すこととする。

○　同様に、家庭教師の派遣事業を行う事業者が、個人の家庭教師との間で委託契約を結び、法第２条第５項第３号の「民間教育事業」の要件を満たす場合には、認定等の対象とすることを、ガイドラインにおいて示すこととする。

第３　制度対象

論点①　対象事業の範囲（６）

カ　障害児に対する指定障害福祉サービス（法第２条第５項第18号）

前提・考え方

○　法第２条第５項第18号においては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第29条第１項に規定する指定障害福祉サービスを行う事業のうち、障害児に対して居宅介護、同行援護、行動援護、短期入所又は重度障害者等包括支援を行うものを「指定障害福祉サービス事業」として認定対象としている。

○　しかし、居宅介護、同行援護、行動援護、短期入所又は重度障害者等包括支援（以下「児者共通サービス」と総称する。）は、障害児のみならず障害者にも提供されるものであるため、障害児に対して児者共通サービスを行う事業者を特定する必要がある。

○　今般、都道府県等が、障害児に児者共通サービスを提供する（提供することを見込む場合を含む。以下同じ。）事業者を把握することができるよう、当該事業者が、障害者総合支援法に基づく事業の指定（更新）申請又は変更の届出を都道府県等に提出する際、その記載事項に「利用する障害児の推定数」を新たに追加する旨の関係省令の改正が予定されている。

対応案

○　法第２条第５項第18号に規定する指定障害福祉サービス事業者については、上述の改正に基づく申請・届出により、障害児に児者共通サービスを提供する事業者であると都道府県等が把握したものとすることについて、ガイドラインにおいて示すこととする。

論点② 対象業務の範囲

第３　制度対象

対象業務（教員等）について

○　法第２条第４項各号においては、教員等（学校設置者等において法の対象となる業務を行う者）について、次のとおり定めている。

教員等【義務】

【教育関係】

①　学校

・　校長、園長、副校長、副園長及び教頭

・　主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員、教授、准教授及び助教

・　上記以外の教職員の業務に類する業務を行う職員として内閣府令で定めるもの

②　専修学校（高等課程）

・　校長、教員、教員の業務に類する業務を行う職員

【認定こども園関係】

①　幼保連携型認定こども園

・　園長、副園長及び教頭

・　主幹保育教諭、指導保育教諭、主幹養護教諭、主幹栄養教諭、保育教諭、助保育教諭、講師、養護教諭、養護助教諭及び栄養教諭

・　上記以外の教職員の業務に類する業務を行う職員として内閣府令で定めるもの

②　幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園

・　施設の長・従業者のうち子どもの教育又は保育に関する業務を行うもの

【児童福祉関係】

①　児童相談所

・　所長・従業者のうち児童の指導又は一時保護に関する業務を行うもの

②　指定障害児入所施設等

・　指定障害児入所施設等の長・従業者のうちのうち障害児に対する保護、日常生活における基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能の習得のための支援又は治療に関する業務を行うもの

③　乳児院

・　乳児院の長・従業者のうち乳児の養育に関する業務を行うもの

④　母子生活支援施設

・　母子生活支援施設の長・従業者のうち児童の保護又は生活の支援に関する業務を行うもの

第３　制度対象

教員等【義務】

【児童福祉関係（続き）】

⑤　保育所
- 　保育所の長・従業者のうち児童の保育に関する業務を行うもの

⑥　児童館
- 　児童館の長・従業者のうち児童の遊びの指導に関する業務を行うもの

⑦　児童養護施設
- 　児童養護施設の長・従業者のうち児童の養護に関する業務を行うもの

⑧　障害児入所施設
- 　障害児入所施設の長・従業者のうち障害児に対する支援に関する業務を行うもの

⑨　児童心理治療施設
- 　児童心理治療施設の長・従業者のうち児童の心理に関する治療又は生活指導に関する業務を行うもの

⑩　児童自立支援施設
- 　児童自立支援施設の長・従業者のうち児童の指導又は自立の支援に関する業務を行うもの

⑪　指定障害児通所支援事業を行う事業所の管理者・従事者であって
- 　児童発達支援に従事する者のうち障害児に対する便宜の供与・治療に関する業務を行う者
- 　放課後等デイサービスに従事する者のうち障害児に対する便宜の供与に関する業務を行う者
- 　居宅訪問型児童発達支援に従事する者のうち障害児に対する便宜の供与に関する業務を行う者
- 　保育所等訪問支援に従事する者のうち障害児に対する便宜の供与に関する業務を行う者

⑫　乳児等通園支援事業
- 　乳児等通園支援事業を行う事業所の管理者・従事者のうち乳児又は幼児の遊び・生活の支援に関する業務を行うもの

⑬　家庭的保育事業等
- 　家庭的保育事業等を行う事業所の管理者・従事者のうち児童の保育に関する業務を行うもの

⑭　登録一時保護委託者
- 　登録一時保護委託施設の管理者及び一時保護の業務に従事する者

第３　制度対象

対象業務（教育保育等従事者）について

○　法第２条第６項各号においては、教育保育等従事者（民間教育保育等事業者において法の対象となる業務を行う者）について、次のとおり定めている。

教育保育等従事者【認定】

【教育関係】

①　専修学校（一般課程）・各種学校
- 　校長及び当該教育を行う教員

②　高等課程類似教育事業の教育を行う教育施設
- 　教育施設の長・当該教育を行う教員

③　民間教育事業
- 　事業所の管理者・従事者のうち児童等に対して技芸又は知識の教授を行うもの

【児童福祉関係】

①　児童発達支援事業
- 　事業所の管理者・従事者のうち障害児に対する便宜の供与・治療に関する業務を行うもの

②　放課後等デイサービス事業
- 　事業所の管理者・従事者のうち障害児に対する便宜の供与に関する業務を行うもの

③　居宅訪問型児童発達支援事業
- 　事業所の管理者・従事者のうち障害児に対する便宜の供与に関する業務を行うもの

④　保育所等訪問支援事業
- 　事業所の管理者・従事者のうち障害児に対する便宜の供与に関する業務を行うもの

⑤　児童自立生活援助事業
- 　事業所の管理者・従事者のうち児童福祉法（昭和22年法律第164号）第６条の３第１項第１号に掲げる者（義務教育を終了した児童又は児童以外の満20歳に満たない者であつて、措置解除者等であるもの。ただし、児童に限る。）に対する児童自立生活援助を行うもの

⑥　放課後児童健全育成事業等
- 　事業所の管理者・従事者のうち児童の遊び・生活の支援に関する業務を行うもの

⑦　子育て短期支援事業
- 　事業所の管理者・従事者のうち児童に対する支援に関する業務を行うもの

教育保育等従事者【認定】

【児童福祉関係（続き）】

⑧　一時預かり事業

・　事業所の管理者・従事者のうち児童福祉法第６条の３第７項各号に掲げる者（家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児・幼児等）の保護に関する業務を行うもの

⑨　小規模住居型児童養育事業

・　事業所の管理者・従事者のうち児童の養育に関する業務を行うもの

⑩　病児保育事業

・　事業所の管理者・従事者のうち児童の保育に関する業務を行うもの

⑪　意見表明等支援事業

・　事業所の管理者・従事者のうち児童の意見若しくは意向の把握又は児童に対する支援に関する業務を行うもの

⑫　妊産婦等生活援助事業

・　事業所の管理者・従事者のうち児童に対する日常生活を営むのに必要な便宜の供与に関する業務を行うもの

⑬　児童育成支援拠点事業

・　事業所の管理者・従事者のうち児童に対する生活の支援、情報の提供及び相談に関する業務を行うもの

⑭　認可外保育事業

・　施設の管理者及び認可外保育事業に従事する者のうち児童の保育に関する業務を行うもの

【障害児関係】

①　指定障害福祉サービス事業

・　事業所の管理者・従事者であって居宅介護に従事する者のうち障害児に対する便宜の供与に関する業務を行う者
・　事業所の管理者・従事者であって同行援護に従事する者のうち障害児に対する便宜の供与に関する業務を行う者
・　事業所の管理者・従事者であって行動援護に従事する者のうち障害児に対する便宜の供与に関する業務を行う者
・　事業所の管理者・従事者であって短期入所に従事する者のうち障害児に対する便宜の供与に関する業務を行う者
・　事業所の管理者・従事者であって重度障害者等包括支援に従事する者のうち障害児に対する障害福祉サービスの提供に関する業務を行う者

第３　制度対象

論点② 対象業務の範囲

○　法の対象業務に関しては、次のアからオまでに掲げるものについて、内閣府令やガイドラインにおいて、その定義や考え方を明確化する必要がある。

ア　「教員等」の範囲（法第２条第４項）
イ　「教育保育等従事者」の範囲（法第２条第６項）
ウ　同一事業者内の「教員等」及び「教育保育等従事者」の整理
エ　従事期間の短い「教員等」及び「教育保育等従事者」の取扱い
オ　実習生の取扱い

第３　制度対象

論点②　対象業務の範囲（１）

ア　「教員等」の範囲（法第２条第４項）

前提・考え方

○　法第２条第４項においては、学校設置者等において教育、保育等の業務を行う従事者（犯罪事実確認等の措置の対象となる従事者）として「教員等」という定義を置いており、学校設置者等の類型（例：学校、幼保連携型認定こども園、児童福祉施設）ごとに、その対象となる従事者を定めている。

○　「教員等」の範囲については、内閣府令及びガイドラインにおいて、具体的な職種を含め、明確化する必要がある。

○　特に、学校設置者等ごとに、児童等に日常的に接する者と接しない者が異なる職種（例：学校の事務職員、送迎バスの運転手）については、その業務の実態が支配性・継続性・閉鎖性を満たすものであれば、対象にすることが適当と考えられる。

第３　制度対象

対応案

（１）教職員類似業務を行う職員として内閣府令で定めることとされている職種

ア　法第２条第４項第１号ハ及び同項第２号に定める学校及び高等専修学校の「教職員の業務に類する業務を行う職員として内閣府令で定めるもの」

法第２条第４項第１号ハ及び同項第２号に定める学校及び高等専修学校の「教職員の業務に類する業務を行う職員として内閣府令で定めるもの」については、文部科学省への照会結果を踏まえ、次の（ア）から（ウ）までに掲げる職種を内閣府令に定めることとする。

（ア）学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）等に規定されている教職員の業務に類する業務を行う職（例：スクールカウンセラー）
（イ）教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和３年法律第57号。以下「教員性暴力等防止法」という。）第21条に規定する「教育職員等以外の学校において児童生徒等と接する業務（当該学校の管理下におけるものに限る。）に従事する者」のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で児童生徒に接するもの
（ウ）高等専門学校又は高等専修学校において（ア）及び（イ）に類する業務に従事する者

イ　法第２条第４項第３号ハに定める幼保連携型認定こども園の「教職員の業務に類する業務を行う職員として内閣府令で定めるもの」

法第２条第４項第３号ハに定める幼保連携型認定こども園の「教職員の業務に類する業務を行う職員として内閣府令で定めるもの」については、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第１号）に関し、職員のうち児童と日常的に接する業務に従事する者を「児童対象業務従事者（仮称）」と規定する旨の改正を行った上で、この「児童対象業務従事者（仮称）」を内閣府令に定めることとする。

※　同様に、法第２条第４項第４号から第17号までに定める、児童福祉施設、児童福祉事業等についても、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）をはじめ、関係施設・事業の設備、運営等に係る基準を定めた府省令において、職員のうち児童と日常的に接する業務に従事する者を「児童対象業務従事者（仮称）」と規定する旨改正。

第３　制度対象

対応案（続き）

（２）具体的な対象業務の明確化

○　「教員等」の対象範囲を明確化するため、学校設置者等の各施設・事業に従事する主な職種を「①　職種全体が対象になる」「②　職種の一部が対象になり得る」「③　対象にならない」職種にそれぞれ分類し、ガイドラインにおいて例示することとする。具体的には、P.29～P.32に掲げる職種について、ガイドライン策定までに、関係団体等の意見も踏まえて引き続き精査することとする。

○　また、「②　職種の一部が対象になり得る」の類型については、対象となる例等について、次のとおり、具体的にガイドラインにおいて示すこととする。

（３）学校設置者等における「教員等」の特定

○　学校設置者等においては、特に「②　職種の一部が対象になり得る」職種について、いずれの者が「教員等」に該当するかについて、各学校設置者等の実態に応じて、判断・特定することとする。

○　この際、「②　職種の一部が対象になり得る」職種のうち「教員等」に該当するものの判断基準（例　支配性、継続性、閉鎖性の考え方等）や具体例については、学校設置者等の判断に資するよう、今後引き続き精査を進め、ガイドラインにおいて示すこととする。

＜ガイドライン記載イメージ＞

※　保育所における児童対象業務従事者の考え方。あくまでイメージであり、今後精査。

（対象になるもの）

- 保育所の長
- 保育士

（上記以外に対象になる者の例）

- 調理員であって、食育指導等を通して児童と接する機会が想定される者
- 事務職員、用務員等であって、業務を通して児童と接する機会が想定される者
- 送迎バス等の運転者、引率者等であって、保育所の指示の下で、児童の送迎を一対一で担当することが想定される者

○　また、当該職種に就く（予定の）従事者自らが、犯罪事実確認等の対象となるか否かについて事前に把握することができるよう、学校設置者等は、新規採用者に対しては募集段階で、現職者に対しては施行日までに、書面等によって対象職種となり得る旨等を従事者本人に通知することとする。

○　通知に当たって、学校設置者等が従事者本人に対し、対象職種となり得る旨、犯罪事実確認の必要性・スケジュール、従事者が行うべき事項及びそれが行われなかった場合の対応等を適切かつ明確に説明できるよう、国においては、通知すべき内容の参考となる資料を、予め学校設置者等に対し示すこととする（認定事業者等も活用可能なものを作成）。

対象業務の範囲の例（教員等）

【学校教育法関係】※法令に定めのない職種に下線

施設	①職種全体が対象になる	②職種の一部が対象になり得る	③対象にならない
幼稚園	園長、教頭、教諭、副園長、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、養護教諭、栄養教諭、養護助教諭、助教諭、講師、預かり保育担当職員、教育補助員	―	―
小学校	校長、教頭、教諭、養護教諭、副校長、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭	学校給食栄養管理者（学校栄養職員）	―
中学校	小学校と同様の職員	学校給食栄養管理者（学校栄養職員）	―
義務教育学校	小学校と同様の職員	学校給食栄養管理者（学校栄養職員）	―
高等学校	校長、教頭、教諭、養護教諭、副校長、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭、実習助手、船舶職員（実習船）※専門高校	技術職員、通信教育連携協力施設の職員	―
中等教育学校	高等学校と同様の職員	技術職員、学校給食栄養管理者（学校栄養職員）	―
特別支援学校	幼稚園、小学校、中学校及び高校と同様の職員 ＋　寄宿舎指導員	学校給食栄養管理者（学校栄養職員）	―
高等専門学校	校長、教授、准教授、助教、講師、助手、技術職員、指導補助者、保健師、看護師、海事職員（船員）、カウンセラー、学生寮指導員、司書、課外活動指導員	研究員、研究支援員、産学連携コーディネーター	―
専修学校（高等課程）	校長、教員、助手	医師	―

・学校共通

施設	①職全体が対象になる	②職種の一部が対象になり得る	③対象にならない
学校共通	スクールカウンセラー、部活動指導員、学校司書、学習指導員、外国語指導助手（ALT）、日本語指導補助者、母語支援員、部活動外部指導者、校内教育支援センター支援員、特別支援教育支援員	事務職員、スクールバス運転手、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、学校用務員、医療的ケア看護職員、スクールソーシャルワーカー、情報通信技術支援員、教員業務支援員、副校長・教頭マネジメント支援員、観察実験アシスタント、スポーツ推進委員、管理指導員、スポーツ国際交流員（SEA）、外部専門家、スクールガード、スクールガードリーダー、その他職員	―

※各自治体等において個別に異なる名称で任用している場合がある

対象業務の範囲の例（教員等）

【児童福祉法関係】※法令に定めのない職種に下線

施設	①職種全体が対象になる	②職種の一部が対象になり得る	③対象にならない
児童相談所	所長、児童心理司、児童福祉司、受付相談員、２４時間・３６５日体制対応協力員、理学療法士等、児童指導員、保育士、看護師、心理療法担当職員、個別対応職員、学習指導員、栄養士、学習指導協力員、障害等援助協力員、トラブル対応協力員、専門的ケア対応協力員、一時保護委託付添協力員、夜間対応協力員、外国人対応協力員、心理的支援訪問員	次長、総務部門職員、相談員、電話相談員、医師、保健師、弁護士、臨床検査技師、嘱託医、調理員、権利擁護推進員、その他職員	―
指定発達支援医療機関	指定発達支援医療機関の長　＋ 医療型障害児入所施設に配置される職種と同等の職種	その他職員	―
乳児院	乳児院の長、看護師、保育士、児童指導員、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士、心理療法担当職員	小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、調理員、事務員、送迎バス等の運転手、その他職員	―
母子生活支援施設	施設の長、母子支援員、少年を指導する職員、心理療法担当職員、個別対応職員、保育士	嘱託医、調理員、事務員、送迎バス等の運転手、その他職員	―
保育所	保育所の長、保育士	嘱託医、調理員、看護師、保健師、准看護師、保育補助者、送迎バス等の運転手、その他職員	―
児童館	児童館の長（児童福祉施設の長）、児童の遊びを指導する者	送迎バス等の運転手、児童の遊びを指導する者を補助する役割の者、その他職員	―
児童養護施設	施設の長、児童指導員、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士、看護師、心理療法担当職員、職業指導員	嘱託医、調理員、事務員、送迎バス等の運転手、その他職員	―
福祉型障害児入所施設	福祉型障害児入所施設の長（児童福祉施設の長）、医師、看護職員、児童指導員、保育士、栄養士、児童発達支援管理責任者、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員、職業指導員、管理者、指導員、その他報酬算定の対象として法令上規定される職員	嘱託医、調理員、送迎バス等の運転手、その他職員	―
医療型障害児入所施設	施設の長、医療法に規定する病院として必要とされる従業者、児童指導員、保育士、児童発達支援管理責任者、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員、職業指導員、管理者、指導員、その他報酬算定の対象として法令上規定される職員	送迎バス等の運転手、その他職員	―
児童心理治療施設	施設の長、医師、心理療法担当職員、児童指導員、保育士、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士	調理員、事務員、送迎バス等の運転手、その他職員	―
登録一時保護委託者	登録一時保護委託施設の管理者、一時保護の業務に従事するもの	―	―

※保育士には地域限定保育士、国家戦略特区限定保育士を含む（以下同じ）。

対象業務の範囲の例（教員等）

【児童福祉法関係（続き）】　※法令に定めのない職種に下線

施設		①職種全体が対象になる	②職種の一部が対象になり得る	③対象にならない
児童自立支援施設		施設の長、児童自立支援専門員、児童生活支援員、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士、心理療法担当職員、職業指導員	精神科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、調理員、事務員、送迎バス等の運転手、その他職員	―
乳児等通園支援事業		事業所の管理者、保育士、その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修(市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(保育従事者)	送迎バス等の運転手、その他職員	―
家庭的保育事業		事業所の管理者、家庭的保育者、家庭的保育補助者	嘱託医、調理員、保育補助者、送迎バス等の運転手、その他職員	―
小規模保育事業		事業所の管理者、保育士、その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修(市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(保育従事者)、家庭的保育者、家庭的保育補助者	嘱託医、調理員、保育補助者、送迎バス等の運転手、その他職員	―
居宅訪問型保育事業		事業所の管理者、家庭的保育者	―	―
事業所内保育事業		事業所の管理者、保育士、その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修(市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者	嘱託医、調理員、送迎バス等の運転手、その他職員	―
指定障害児通所支援	児童発達支援	事業所の管理者、児童指導員、児童発達支援管理責任者、機能訓練担当職員、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師）、保育士、栄養士、指導員、その他報酬算定の対象として法令上規定される職員	嘱託医、調理員、送迎バス等の運転手、その他職員	―
	放課後等デイサービス	事業所の管理者、児童指導員、保育士、児童発達支援管理責任者、機能訓練担当職員、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師）、指導員、その他報酬算定の対象として法令上規定される職員	嘱託医、送迎バス等の運転手、その他職員	―
	居宅訪問型児童発達支援	事業所の管理者、訪問支援員、児童発達支援管理責任者、指導員等	その他職員	―
	保育所等訪問支援	事業所の管理者、訪問支援員、児童発達支援管理責任者、指導員等	その他職員	―

対象業務の範囲の例（教員等）

【認定こども園関係】

施設		①職種全体が対象になる	②職種の一部が対象になり得る	③対象にならない
認定こども園	幼保連携型	園長、副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭、主幹養護教諭、主務養護教諭、主幹栄養教諭、主務栄養教諭、保育教諭、助保育教諭、講師、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭教育補助員	嘱託医、調理員、保育補助者、送迎バス等の運転手、その他職員	―
	保育所型	保育所で対象となっている職種　＋　幼稚園教諭、教育補助員	嘱託医、調理員、保育補助者、送迎バス等の運転手、その他職員	―
	幼稚園型	幼稚園で対象となっている職種　＋ 保育士	学校医、保育補助者、送迎バス等の運転手、その他職員	―
	地方裁量型	施設の長、幼稚園教諭、保育士、教育補助員	保育補助者、送迎バス等の運転手、その他職員	―

論点②　対象業務の範囲（２）

イ　「教育保育等従事者」の範囲（法第２条第６項）

前提・考え方

○　法第２条第６項においては、民間教育保育等事業者において教育、保育等の業務を行う従事者（犯罪事実確認等の措置の対象となる従事者）として「教育保育等従事者」という定義を置いており、民間教育保育等事業者の類型（例：専修学校（一般課程）・各種学校、民間教育事業、放課後児童健全育成事業等、認可外保育事業）ごとに、その対象となる従事者を定めている。

○　「教員等」と同様、「教育保育等従事者」の範囲については、ガイドラインにおいて、具体的な職種を含め、明確化する必要がある。

○　ただし、民間教育保育等事業者のうち、特に民間教育事業については、その対象事業が法令上必ずしも規定されておらず、また当該事業の職種についても、職名や業務内容が事業者によって様々である事業を多く含むことから、対象範囲を職名などによって国で一律に特定することは、「教員等」よりも難しい。しかし、同一の事業形態の事業者間で対象職種の範囲に極力差が生じないようする必要がある。

対応案

（１）具体的な対象業務の明確化

○　「教員等」と同様、「教育保育等従事者」の対象範囲を明確化するため、民間教育保育等事業者の各施設・事業に従事する主な職種を「①　職種全体が対象になる」「②　職種の一部が対象になり得る」「③　対象にならない」職種にそれぞれ分類し、ガイドラインにおいて例示することとする。具体的には、P.34・P.35に掲げる職種について、ガイドライン策定までに、関係団体等の意見も踏まえて引き続き精査することとする。

（２）認定事業者等における「教育保育等従事者」の特定

○　「教員等」と同様、認定事業者等においては、特に「②　職種の一部が対象になり得る」職種について、いずれの者が「教育保育等従事者」に該当するかについて、各認定事業者等の実態に応じて、判断・特定することとする。

○　この際、「教員等」と同様、「②　職種の一部が対象になり得る」職種のうち「教育保育等従事者等」に該当するものの判断基準や具体例については、認定事業者等の判断に資するよう、今後引き続き精査を進め、ガイドラインにおいて示すこととする。

○　また、認定事業者等は、新規採用者に対しては募集段階で、現職者に対しては施行日までに、書面等によって、当該職種となり得る旨を従事者本人に通知することとする。

対象業務の範囲の例（教育保育等従事者）

【法に定めのある事業】

事業		①職種全体が対象になる	②職種の一部が対象になる	③対象にならない
専修学校一般課程		校長、教員、助手	事務職員、医師	ー
各種学校		校長、教員	事務職員	ー
高校類似教育事業	海技教育機構海技士教育科海技課程の本科	校長、副校長、教諭、講師、助教諭、大型練習船乗組員、スクールカウンセラー	庶務課職員、補佐員（事務、技能、労務、宿日直）	調理員（外部委託）
	職業能力開発校（中学校卒業者等を対象とする訓練）	校長、職業訓練指導員	ー	ー
	陸上自衛隊高等工科学校	校長、副校長、教育部（教職員）、生徒隊（教官、助教学校）、その他（部活動コーチ等）※上記職員が兼務	ー	ー
児童自立生活援助事業		管理者、指導員（児童指導員・保育士等）、補助員	ー	ー
放課後児童健全育成事業		事業所長的立場にある者、放課後児童支援員、看護職員等、補助員	送迎バス等の運転手	育成支援の周辺業務を行う職員
放課後児童クラブ類似事業（放課後子供教室・地域未来塾等）		学習支援員、協働活動サポーター等 ※名称は自治体等により異なる	ー	ー
子育て短期支援事業		事業に従事する者	送迎バス等の運転手	ー
一時預かり事業		保育士等の保育従事者	その他職員	ー
小規模住居型児童養育事業		養育者（管理者）、補助者	ー	ー
病児保育事業		看護師等、保育士	その他職員	ー
意見表明等支援事業		意見表明等支援員	ー	ー
妊産婦等生活援助事業		支援コーディネーター（管理者）、保健師、助産師又は看護師の資格を有する者、母子支援員	ー	ー
児童育成支援拠点事業		管理者、支援員、心理療法担当職員、ソーシャルワーク専門職員	送迎バス等の運転手	ー
認可外保育事業		保育士、上記以外の保育従事者（子育て支援研修等受講者）等	看護師（准看護師含む）、送迎バス等の運転手、その他職員	ー
居宅介護		管理者、従業者、サービス提供責任者	ー	ー
同行援護		管理者、従業者、サービス提供責任者	ー	ー
行動援護		管理者、従業者、サービス提供責任者	ー	ー
短期入所		管理者、従業者	ー	ー
重度障害者等包括支援		管理者、従業者、サービス提供責任者	ー	ー

対象業務の範囲の例（教育保育等従事者）

【民間教育事業】

事業		①職種全体が対象になる	②職種の一部が対象になる	③対象にならない
学習関係	学習塾	教育支援センター職員、指導員、講師	受付業務員、清掃員、警備員　等	ー
	そろばん教室			
	外国語会話教室			
	教育支援センター			
運動関係	地域スポーツクラブ	講師、指導者、指導員	受付業務員、清掃員、警備員、運営スタッフ　等	ー
	クラブチーム			
	フィットネスクラブ			
	スポーツ・健康教授業			
文化・芸術関係	音楽教授業	講師、トレーナー、師範、教授、家元	楽長、楽長補、楽師、楽部技術指導員、受付業務員、清掃員、警備員、運営スタッフ等	ー
	書道教授業			
	生花・茶道教授業			
	楽部音生			
社会教育関係	青少年を対象とした自然体験活動事業	指導者、育成者、職員	ー	ー
	公民館	ー	公民館主事、図書館の司書 等	ー
	図書館			
その他	地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業	集団活動事業従事者、講師	受付業務員、清掃員、警備員　等	ー
	民間学童保育			
	その他民間教育			

論点②　対象業務の範囲（３）

ウ　同一事業者内の「教員等」及び「教育保育等従事者」の整理

前提・考え方

○　学校設置者等が、学校等又は児童福祉事業の事業所において、その義務対象事業に付随して特定の認定対象事業を一体的に行っている場合（例：認可保育所（義務対象）において行われる一時預かり事業（認定対象））、その従事者は両方の事業に従事しうることから、「教員等」又は「教育保育等従事者」のどちらに当たるかを明確化する必要がある。

○　仮に「教員等」の範囲を限定的に解釈し、付随的に行う事業の従事者について「教員等」に含まれないと整理した場合、当該学校設置者等が犯罪事実確認を実施するためには、別途付随事業を行う民間教育保育等事業者として認定を受ける必要がある。

対応案

○　学校設置者等が、学校等又は児童福祉事業の事業所において、その義務対象事業に付随して認定等の対象となる民間教育保育等事業を一体的に行っている場合、当該民間教育保育等事業に従事する従事者についても、「教員等」として整理し、ガイドラインで示すこととする。
　具体的には、対象となる義務対象施設・事業ごとに「教員等」と整理する「教育保育等従事者」の範囲についてP.37～39に掲げる内容を、ガイドライン策定までに、関係団体等の意見も踏まえて引き続き精査することとする。

○　他方、例えば認可保育所Ａにおいて事業者Ｂが一時預かり事業を行う場合には、運営主体が異なるため、当該一時預かり事業の従事者を認可保育所Ａの「教員等」として整理することはできず、当該従事者に対して犯罪事実確認を行う場合は、事業者Ｂが別途認定等を受けることが必要となることとする。

（参考例）認可保育所で行われる一時預かり事業等の従事者の考え方

事業の例	整理の方針	考え方
認可保育所で、その運営主体により行われる延長保育、一時預かり及び病児保育の事業に従事する者	認可保育所の「教員等」とする	認可保育所の行う延長保育、一時預かり及び病児保育事業は、「保育所保育指針」に基づく保育所の本来業務として整理し、これらの事業の従事者については、犯罪事実確認等の対象とする。
認可保育所で、その運営主体以外の事業者により行われる延長保育、一時預かり及び病児保育の事業に従事する者	一時預かり等の「教育保育等従事者」とする	一時預かり等は、認可保育所の運営とは直接関係のない事業となるため、犯罪事実確認を行う場合は、その実施事業者が別途認定を受けることが必要となる。

同一施設又は事業所内における「教員等」及び「教育保育等従事者」の整理の例

【学校教育法関係】

学校等・児童福祉事業	教員等の定義　※施設長や管理者は除く	教員等に含めることが可能な教育保育等従事者の範囲
学校（幼稚園）	学校の教職員のうち（教諭、講師等のほか）教職員の業務に類する業務を行う職員として内閣府令で定めるもの	・幼稚園の設置者が幼稚園において行う一時預かり事業、預かり保育に従事する者
専修学校高等課程	専修学校高等課程の（教員のほか）教員の業務に類する業務を行う職員として内閣府令で定めるもの	該当なし ※専修学校一般課程を併設している場合であっても、一般課程は高等課程に付随して実施されるものではないため、一般課程のみに従事する者は、「教員等」には含まない

【認定こども園法関係】

学校等・児童福祉事業	教員等の定義　※施設長や管理者は除く	教員等に含めることが可能な教育保育等従事者の範囲
幼保連携型認定こども園	幼保連携型認定こども園の教職員のうち（保育教諭等のほか）教職員の業務に類する業務を行う職員として内閣府令で定めるもの	・幼保連携型認定こども園の設置者が幼保連携型認定こども園において行う延長保育、一時預かり事業、病児保育事業に従事する者
幼保連携型以外の認定こども園	認定こども園の従業者のうち子どもの教育又は保育に関する業務を行うもの	・幼保連携型以外のこども園の設置者が幼保連携型以外の認定こども園において行う延長保育、一時預かり事業、病児保育事業に従事する者

【児童福祉法関係】

学校等・児童福祉事業	教員等の定義　※施設長や管理者は除く	教員等に含めることが可能な教育保育等従事者の範囲
指定障害児入所施設等	指定障害児入所施設等の従業者のうち障害児に対する保護、日常生活における基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能の習得のための支援又は治療に関する業務を行うもの	・指定障害児入所施設等の設置者が指定障害児入所施設等において行う障害者総合支援法上の指定障害福祉サービス （例：指定障害児入所施設等で行われる短期入所）

同一施設又は事業所内における「教員等」及び「教育保育等従事者」の整理の例

【児童福祉法関係（続き）】

学校等・児童福祉事業	教員等の定義　※施設長や管理者は除く	教員等に含めることが可能な教育保育等従事者の範囲
乳児院	乳児院の従業者のうち児童福祉法第三十七条に規定する乳児（※）の養育に関する業務を行うもの ※児童福祉法第三十七条における乳児は、「乳児(保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。)」と定義。	・乳児院の設置者が乳児院において市町村からの委託を受けて行う子育て短期支援事業に従事する者
母子生活支援施設	母子生活支援施設の従業者のうち児童の保護又は生活の支援に関する業務を行うもの	・母子生活支援施設の設置者が母子生活支援施設において行う児童自立生活援助事業に従事する者 ・母子生活支援施設の設置者が母子生活支援施設において市町村からの委託を受けて行う子育て短期支援事業に従事する者 ・母子生活支援施設の設置者が母子生活支援施設において行う妊産婦等生活援助事業に従事する者
保育所	保育所の従業者のうち児童の保育に関する業務を行うもの	・保育所の設置者が保育所において行う延長保育、一時預かり事業、病児保育事業に従事する者
児童館	児童館の従業者のうち児童の遊びの指導に関する業務を行うもの	・児童館の設置者が児童館において行う放課後児童健全育成事業に従事する者 ・児童館の設置者が児童館において行う児童育成支援拠点事業に従事する者
児童養護施設	児童養護施設の従業者のうち児童の養護に関する業務を行うもの	・児童養護施設の設置者が児童養護施設において行う児童自立生活援助事業に従事する者 ・児童養護施設の設置者が児童養護施設において市町村からの委託を受けて行う子育て短期支援事業に従事する者
障害児入所施設	障害児入所施設の従業者のうち障害児に対する児童福祉法第四十二条各号に定める支援（※）に関する業務を行うもの ※児童福祉法第四十二条各号に定める支援は、以下のとおり。 ・福祉型障害児入所施設：保護並びに日常生活における基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能の習得のための支援 ・医療型障害児入所施設：保護、日常生活における基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能の習得のための支援並びに治療	・障害児入所施設の設置者が障害児入所施設において行う障害者総合支援法上の指定障害福祉サービス （例：障害児入所施設で行われる短期入所）

同一施設又は事業所内における「教員等」及び「教育保育等従事者」の整理の例

【児童福祉法関係（続き）】

学校等・児童福祉事業	教員等の定義　※施設長や管理者は除く	教員等に含めることが可能な教育保育等従事者の範囲
児童心理治療施設	児童心理治療施設の従業者のうち児童の心理に関する治療又は生活指導に関する業務を行うもの	・児童心理治療施設の設置者が児童心理治療施設において行う児童自立生活援助事業に従事する者 ・児童心理治療施設の設置者が児童心理治療施設において市町村からの委託を受けて行う子育て短期支援事業に従事する者
児童自立支援施設	児童自立支援施設の従業者のうち児童の指導又は自立の支援に関する業務を行うもの	・児童自立支援施設の設置者が児童自立支援施設において行う児童自立生活援助事業に従事する者
乳児等通園支援事業	乳児等通園支援事業に従事する者のうち児童福祉法第六条の三第二十三項に規定する乳児又は幼児の遊び又は生活の支援に関する業務を行うもの	該当なし ※誰でも通園自体が、他の対象事業に付随して実施されることが多い性格のものであることから、誰でも通園に付随する認定対象事業はないと整理する。 （例えば、誰でも通園として認可を受けていれば、純粋に認可外保育事業にのみ従事する者の犯歴確認も可能（＝認定を受けなくてよい）というのは、主従が逆転しており、不適当。）
家庭的保育事業等	家庭的保育事業等に従事する者のうち児童の保育に関する業務を行うもの	・家庭的保育事業等の実施者が家庭的保育事業等を行う事業所（又は居宅訪問型保育事業としての訪問先の居宅）において行う延長保育、一時預かり事業、病児保育事業に従事する者 （例：小規模保育事業を行う事業所で提供する延長保育、居宅訪問型保育事業の訪問先の居宅で行う病児保育等）

論点②　対象業務の範囲（４）

エ　従事期間の短い「教員等」及び「教育保育等従事者」の取扱い

前提・考え方

○　「教員等」及び「教育保育等従事者」として、１日や数日単位での雇用契約で従事する者、数日のみ活動に参画するボランティアスタッフ等が含まれるかについて明確化することが必要である。

○　法律上、従事期間によって、対象職種の限定はかかっていない。

対応案

○　対象業務に従事する者である限り、従事期間による例外は設けないこととする。

※　なお、ボランティア、都度短期で雇用契約等を締結している者等について、一定の期間を定め、同一事業者において対象業務に従事する可能性がある旨の書面を別途取り交わす場合は、事業者が当該期間中、法に基づき犯罪事実確認記録等を保有できるため（第６ 論点① オ 離職の解釈 対応案③参照）、１度目の従事期間が短期間であっても、再度従事させる際には犯罪事実確認を終えた者を従事させることが可能である。

○　ただし、支配性・継続性・閉鎖性の観点から、教員等又は教育保育等従事者に明らかに該当しない職種（例：１日だけ講演に来るゲストスピーカー等）については、ガイドラインにおいて「対象とならない例」として明示することとする。

論点②　対象業務の範囲（４）

オ　実習生の取扱い

前提・考え方

○　教育実習生、保育実習生等の実習生について、「教員等」又は「教育保育等従事者」に該当するか否かについて明確化することが必要である。

対応案

○　実習生については、支配性、継続性及び閉鎖性の観点から実習の実態に応じて、犯罪事実確認の必要性を判断することとする。

○　すなわち、大学等が作成する実習計画において、原則として児童等と一対一にさせないことが位置づけられ、事業者においてそのような対応が可能であり、指導教員等の監督の下で児童等と接することが担保されている場合には、犯罪事実確認を行うことは求められない。

○　一方で、大学等が作成する実習計画において、児童等と一対一になることが実習上予定されている場合や、実習期間が相当長期にわたる場合など、支配性、継続性及び閉鎖性を満たす実習であると位置づけられている実習生については、犯罪事実確認の対象とすることとする。

○　なお、教育実習生及び保育実習生については、実習期間が通常３週間程度であり、その間、基本的に指導教員等の監督の下で児童等と接することなどを踏まえ、大学等の実習計画において児童等と一対一にさせないことなどを適切に位置づけるよう周知を図り、実習先において必要な対応がとられるようにする。

論点③ 対象条例の範囲

第３　制度対象

対象となる罪について

○　法第２条第７項においては、特定性犯罪（犯罪事実確認の対象となる罪）を、次のとおり定めている。

○　刑法
- 不同意わいせつ（176条）
- 不同意性交等（177条）
- 監護者わいせつ及び監護者性交等（179条）
- 不同意わいせつ等致死傷（181条）
- 16歳未満の者に対する面会要求等（182条）
- 強盗・不同意性交等及び同致死（241条１項・３項）

○　盗犯等の防止及処分に関する法律
- 常習特殊強盗致傷（４条）

○　児童福祉法
- 淫行をさせる罪（60条１項）

○　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律
- 児童買春（４条）
- 児童買春周旋（５条）
- 児童買春勧誘（６条）
- 児童ポルノ所持、提供等（７条）
- 児童買春等目的人身売買等（８条）

○　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律
- 性的姿態等撮影（２条）
- 性的影像記録提供等（３条）
- 性的影像記録保管（４条）
- 性的姿態等影像送信（５条）
- 性的姿態等影像記録（６条）

○　都道府県の条例で定める罪であって、次に掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
- みだりに人の身体の一部に接触する行為
- 正当な理由がなく、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、写真機等を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
- みだりに卑わいな言動をする行為
- 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

※一部これらの未遂罪を含む。

論点③ 対象条例の範囲

○　法の対象とする罪に関しては、刑法等の法律に定める罪の範囲は対象が明確に規定されているが、都道府県の条例で定める罪については、その対象を政令で定める必要がある。

論点③　対象条例の範囲

法第２条第７項に規定する特定性犯罪に含まれる、都道府県の条例で定める罪について、その対象を政令で定める必要がある。

前提・考え方

○　法第２条第７項においては、犯罪事実確認の対象となる「特定性犯罪」には、刑法（明治40年法律第45号）等の法律で定められるものだけでなく、都道府県の条例で定める罪であって、次の①から④までに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの（法第２条第７項第６号）が含まれることとされている。

①　みだりに人の身体の一部に接触する行為
②　正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
③　みだりに卑わいな言動をする行為（①又は②に掲げるものを除く。）
④　児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

○　都道府県条例のうち、①～④の行為を罰する罪を定めたものは、
・　迷惑防止条例（痴漢、盗撮、のぞき見、卑わいな言動等（①～③に掲げる行為）に関する罰則を規定）
・　青少年健全育成条例（淫行及びわいせつ行為等（④に掲げる行為）に関する罰則を規定）
であると考えられる。

対応案

○　法第２条第７項第６号の都道府県の条例で定める罪であって政令で定めるものは、
・　各都道府県の迷惑防止条例における①～③に関する行為を罰する罪
（例：北海道迷惑行為防止条例（昭和40年北海道条例第34号）第11条に規定する罪）
・　各都道府県の青少年健全育成条例における④に関する行為を罰する罪
（例：北海道青少年健全育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第57条、第58条、第59条第３項及び第61条に規定する罪）
とすることとする。

○　該当する条例及び罪については、施行日が近づいた段階で、こども家庭庁及び警察庁において、都道府県の各担当部局及び都道府県警察に調査を行うこととする。また、該当する条例の改廃については、都道府県の各担当部局及び都道府県警察に定期的に報告を求めることとする。

第４　認定等

論点① 認定等の基準

第４　認定等

論点① 認定等の基準

○　法第20条第１項においては、内閣総理大臣（こども家庭庁）は、民間教育保育等事業者による認定申請の内容が、

・　民間教育保育等事業及び教育保育等従事者の業務に該当し、

・　次のアからカまでに掲げる基準に適合する

と認めるときに、認定することとされている。

ア　犯罪事実確認を適切に実施するための体制の整備

イ　児童対象性暴力等が行われるおそれがないかどうかを早期に把握するための措置の実施（第５　安全確保措置①（早期把握、相談、調査、保護・支援、研修）に記載）

ウ　児童等が容易に相談を行うことができるようにするために必要な措置の実施（第５　安全確保措置①（早期把握、相談、調査、保護・支援、研修）に記載）

エ　児童対象性暴力等対処規程の作成

オ　教育保育等従事者への研修受講（第５　安全確保措置①（早期把握、相談、調査、保護・支援、研修）に記載）

カ　情報管理措置の実施（第８　情報管理措置に記載）

○　特に、ア及びエの事項について、その具体的内容を、内閣府令及びガイドラインにおいて、規定・明確化する必要がある。

○　なお、法第19条第１項においては、認定は、学校設置者等が講ずべき措置と同等のものを実施する体制が確保されている旨の認定とすることとされている。

第４　認定等

論点①　認定等の基準

ア　犯罪事実確認を適切に実施するための体制の整備

前提・考え方

○　法第20条第１項第１号においては、認定を受けようとする民間教育保育等事業者に対し、対象業務従事者に対する犯罪事実確認を適切に実施するための体制として内閣府令で定めるものを備えていることを求めている。

○　法第26条においては、認定事業者等（認定を受けた民間教育保育等事業者又は共同認定を受けた民間教育保育等事業者及び事業運営者）に対して、次の①から④までに掲げる犯罪事実確認の事務を定めており、これらの措置を適切に実施することができる体制が必要となる。

①　新たに従事させようとする者に対する犯罪事実確認（第１項）
②　従事までに犯罪事実確認を行ういとまがない場合の必要な措置（第２項）
③　認定時現職者に対する犯罪事実確認（第３項）
④　確認済みの者に対する５年ごとの犯罪事実確認（第６項）

○　これらの犯罪事実確認を適切に実施する上では、次のような観点から行われることが重要と考えられる。

・　適切かつ遅滞なく業務管理が行われること
・　事業者だけでなく、対象業務従事者自身が、犯罪事実確認の必要性、手続等について理解した上で必要な対応を行うこと
・　いとま特例を適用する場合に、適切な対応が図られること

対応案

○　法第20条第１項第１号の「犯罪事実確認を適切に実施するための体制として内閣府令で定めるもの」については、次の①から④までに掲げる措置の適切な実施を確保するための責任者が選任されていることを要件として内閣府令で定めることとし、その留意事項等については、ガイドラインにおいて示すこととする。

内閣府令	ガイドライン
①　犯罪事実確認を計画的かつ適切に実施するための業務を管理すること	■　対象業務従事者の犯罪事実確認を期限までに適切に行うため、必要に応じて、事務計画の作成（例　年間スケジュールの作成）、執行体制の構築（例　責任者、担当者等の決定）等を行うこと ■　予定どおりに犯罪事実確認を行うことができない場合を想定して、必要な対応を事前に行っておくこと（例　戸籍提出への協力が得られない場合を想定して、対象業務従事者への事前同意、就業規則等の整備等を行っておく）　等
②　犯罪事実確認の必要性、対象、手続等の事項について、対象業務従事者に事前に通知すること	■　次の事項について、対象業務従事者に、事前に書面で通知すること ・　犯罪事実確認の必要性 ・　当該対象業務従事者が犯罪事実確認の対象であること ・　犯罪事実確認の交付申請のスケジュール及び流れ ・　対象業務従事者が行うべき事項（申請アカウントの作成、戸籍等の提出、研修受講等）及びそれが行われなかった場合の対応　等
③　交付を受けた犯罪事実確認書を適切に確認すること	■　交付を受けた犯罪事実確認書について、確認の遅れ、誤り、漏れ等がないように確認すること　等
④　法第26条第２項に定める犯罪事実確認の特例（いとま特例）の適用に当たり、 ・　特例を適用する「やむを得ない事情」に該当することを証する書類等を保存すること ・　特例の対象業務従事者に対して、必要な措置等について書面で説明すること	■　「やむを得ない事情」に該当することを証する書類等については、法第29条に定める報告徴収及び立入検査の際に提示が求められうることを踏まえて、適切に保存・管理すること ■　いとま特例が適用される場合には、特定対象となる従事者が必要な措置を適切に行うことが不可欠であることから、その理解が適切になされるよう努めること　等

第４　認定等

論点①　認定等の基準

エ　児童対象性暴力等対処規程の作成

前提・考え方

○　法第20条第１項第４号においては、認定を受けようとする民間教育保育等事業者は、次の①から③までに掲げる措置を定めた児童対象性暴力等対処規程を作成し、かつその内容が内閣府令で定める基準に適合するものであることを求めている。

①　防止措置
②　児童対象性暴力等の調査
③　児童対象性暴力等を受けた児童等の保護・支援

○　これら①から③までの措置については、学校設置者等については第６条及び第７条の規定に基づきその実施が担保されている（具体的内容については、第５　安全確保措置①（早期把握、相談、調査、保護・支援、研修）に記載）。

○　また、法第24条第３項においては、認定事業者等は、児童対象性暴力等対処規程の措置を変更するとき（軽微な変更として内閣府令で定めるものを除く。）は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、その旨をこども家庭庁に届け出なければならないこととされている。

第４　認定等

論点①　認定等の基準

エ　児童対象性暴力等対処規程の作成

対応案

○　法第20条第１項第４号に定める児童対象性暴力等対処規程の内容については、法第６条及び第７条の規定に基づき学校設置者等に求める措置（防止措置、調査、保護・支援）の内容と同等のものを、内閣府令において定めることとする。
　また、児童対象性暴力等対処規程の例については、民間教育保育等事業者・事業運営者が作成する際の参考とできるよう、ガイドラインにおいて示すこととする。
　さらに、共同認定の場合は、民間教育保育等事業者と事業運営者間での役割分担に関する記載を内閣府令において求めることとする。

○　法第24条第３項に定める児童対象性暴力等対処規程の変更の届出に関し、次の①及び②に掲げる事項について、内閣府令において定めることとする（同項に定める情報管理措置の変更についても、①及び②に準じて行う）。

①　届出事項
- 認定事業者等の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 認定等事業（認定等に係る民間教育保育等事業）の概要及びいずれの民間教育保育等事業に該当するかの別
- 変更の内容及び理由（変更の内容については、新旧の対照を明示すること。）
- 変更後の児童対処性暴力等対処規程の実施予定日
- （共同認定の場合）児童対象性暴力等対処規程に定める事項に関する民間教育保育等事業者と事業運営者の役割

②　届出方法
- 原則として、オンラインで行うこと
- 共同認定である場合には、民間教育保育等事業者及び事業運営者の両方が内容を確認・合意した上で届け出ること

○　また、当該届出の例外となる「軽微な変更」については、次に掲げる事項を、内閣府令で定めることとする。
- 法第20条第１項第４号により児童対象性暴力等対処規程に定めることとされている事項の実質的な内容を変更しないもの（部署名・役職名の形式的な変更）
- 法第20条第１項第４号により児童対象性暴力等対処規程に定めることとされている事項以外の措置内容の変更（認定事業者等において、早期把握、相談、研修等の定めることが規定されていない措置を講じている場合に、当該措置を変更するとき等）

論点② 共同認定

第４　認定等

論点② 共同認定

○　法第21条第１項においては、民間教育保育等事業者及び事業運営者は、当該事業運営者の管理する事業所において行われる民間教育保育等事業について、共同認定を受けることができることとされている。

（※　事業運営者：　民間教育保育等事業者から地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項による指定（指定管理）又は委託を受けて、民間教育保育等事業を行う事業所を管理する者）

○　共同認定については、次のア及びイに掲げる事項の詳細を、ガイドラインにおいて示す必要がある。

ア　事業運営者の定義

イ　共同認定の事業者間の役割分担

第４　認定等

論点②　共同認定

ア　事業運営者の定義

前提・考え方

○　法第19条においては、事業運営者の定義について、民間教育保育等事業者からの指定管理又は委託により、当該民間教育保育等事業者が行う民間教育保育等事業に係る事業所を管理する者とされている。

・　指定管理の場合、指定管理者に行わせる具体的な業務の範囲（事業運営全体・施設の維持管理等）は条例で定められることとなっている。

・　委託の場合であっても、認可外保育施設、放課後児童クラブ等に適用される公的な設備等の基準は、委託先の運営者が満たす必要がある。

○　また、法第21条第１項においては、民間教育保育等事業者及び事業運営者は、当該事業運営者の管理する事業所において行われる民間教育保育等事業について、共同認定を受けることができることとされている。

対応案

○　法第19条に定める事業運営者については、次のとおり、その定義をガイドラインにおいてより具体的に明確化することとする。

・　指定管理者又は委託を受けた管理する者は、当該事業所で行われる対象事業の運営全体を担う者をいうこと。

・　このため、施設の維持管理のみを担う場合等は、該当しないこと。

・　なお、民間教育保育等事業者自らが当該民間教育保育等事業を行うとした場合に適用される公的な設備、運営、人員等の基準があるときは、これと同等の基準を満たすことが必要となること。

対応案（続き）

○　また、次のとおり、事業運営者の該当性に関する具体例について、ガイドラインにおいて示すこととする。

「事業運営者」に該当する例	制度上の対応
・　市町村Aから放課後児童クラブの運営の全部の委託を受け、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）と同等の基準を満たしつつ、当該放課後児童クラブの運営を行う民間事業者B	・　左の市町村A及び民間事業者B並びに民間事業者C及び民間事業者Dは、共同認定の申請が可能。 ・　事業運営者自身が、放課後児童健全育成事業・認可外保育施設の届出を行っていれば、共同認定ではなく、その事業運営者単独で認定を受けることも可能。 ・　民間教育保育等事業者（市町村A・民間事業者C）も、法律上の設置者として、事業運営の最終的な責任を負う。認定取消しの効果（欠格要件を含む。）は、共同認定を受けた両者に及ぶ。 ・　市町村Aが民間事業者B及びB'に対して、それぞれ別施設の放課後児童クラブの委託を行う場合は、別々に共同認定を受けることが必要（一つの共同認定として受けることはできない）。
・　民間事業者Cから認可外の事業所内保育施設の運営の全部の委託を受け、認可外保育施設に対する指導監督の実施について（平成13年3月29日雇児発第177号）別紙「認可外保育施設指導監督の指針」と同等の基準を満たしつつ、当該事業所内保育施設の運営を行う民間事業者D	

（留意点）

○　表の例以外にも、事業の運営全体を事業運営者に指定管理又は委託する場合に、事業運営者単独で、法に基づく全ての認定要件を満たすことができる場合には、単独で認定が可能となる。

○　ただし、法第２条第５項第10号の「子育て短期支援事業」については、児童福祉法上、市町村のみが実施主体となることとなっているため、事業運営者は認定を受けることはできず、共同認定を受けることのみが可能となる。

この際、

・　委託先が学校設置者等であり、義務対象事業と「子育て短期支援事業」を一体的に行う場合（P36）には、改めての認定等を受けることは不要である。

・　委託先が里親である場合には、児童福祉法に定める里親の登録要件として、各種研修等を要すること、性犯罪等を含む一定の刑罰が欠格要件であること等が含まれていることを踏まえて、認定の要否について判断を行う。

対応案（続き）

「事業運営者」に該当しない例	制度上の対応
・　市町村Eが設置・運営する放課後児童クラブの運営業務の一部（一部の体験活動等）のみの委託を受けている民間事業者F	・　共同認定ではなく、市町村Eが単独で認定を受ける。 ・　委託先の従事者の犯罪事実確認や、現場の安全確保措置は、認定を受けた市町村Eが実施。
・　市町村Gから土地や建物のみ賃借し、自らが認可を受けて各種学校を運営する民間事業者H	・　民間事業者Hが、単独で認定を受ける。

論点②　共同認定

イ　共同認定の事業者間の役割分担

前提・考え方

○　法第21条第２項においては、共同認定は、これを受けようとする民間教育保育等事業者及び事業運営者の共同の申請により行うこととされている。

○　また、法第21条第３項において準用する第20条の規定により、共同認定を受けた民間教育保育等事業者及び事業運営者は、

- 犯罪事実確認
- 安全確保措置（早期把握、面談、児童対象性暴力等対処規程の作成（防止措置、調査、保護・支援）、研修）
- 情報管理措置

を、共同で行うこととされており、法第21条第３項において準用する第19条第４項第２号の規定により、これらの措置の具体的な役割分担については、あらかじめ、共同認定の申請書類に添付することとされている。

○　さらに、法第33条第２項においては、犯罪事実確認書の交付申請について、民間教育保育等事業者及び事業運営者が共同で申請を行うこととされており、同条第３項に基づき、いずれの事業者が犯罪事実確認書の送付を受けるかについて、申請書に記載することとされている。

　こども家庭庁は、法第35条第２項に基づき、当該申請書に記載された事業者に対して犯罪事実確認書を送付し、送付を受けた事業者は、法第26条第７項に基づき、防止措置の実施に必要な限度において、他方の事業者に犯罪事実確認記録を提供することができることとされている。

○　なお、法第32条第１項又は第２項により共同認定が取り消された場合には、法第21条第３項により準用する第20条第２項の規定に基づき、共同認定の取消しによる欠格要件は、当該共同認定を受けていた民間教育保育等事業者及び事業運営者の両者に及ぶこととなるなど、お互いの責任が、それぞれの事業運営等に及ぼす影響が大きいことに留意する必要がある。

※　例えば、事業運営者の行為により認定が取り消された場合、民間教育保育等事業者（地方自治体等）についても、法に基づく認定等の欠格期間が生じ、２年間は他の事業に関して認定等を受けることができないこととなる。

○　以上のような、共同認定を受ける民間教育保育等事業者及び事業運営者の間の役割分担について、ガイドラインにおいて明確化する必要がある。

論点②　共同認定

イ　共同認定の事業者間の役割分担

対応案

○　共同認定を受ける民間教育保育等事業者及び事業運営者の間の役割分担については、法令で特別に定められる事項を除いて特段のルールはなく、指定管理に係る協定や個々の委託契約上の取決めに即して、決定することが可能である。

このため、次のような民間教育保育等事業者・事業運営者の役割分担の一例について、ガイドラインにおいて示すこととする。

	民間教育保育等事業者	事業運営者
犯罪事実確認	民間教育保育等事業者が雇用等する者について実施	事業運営者が雇用等する者について実施
防止措置	民間教育保育等事業者が雇用等する者について、人事権に基づいた措置（配置転換等）を実施 ※　事業運営者が雇用等する者について、悪質な児童対象性暴力等があった場合などは、児童対象性暴力等の防止に最終的な責任を負う立場から、適切な措置を講じるよう指示	・　民間教育保育等事業者が雇用等する者について、現場の服務監督権に基づいた措置（こどもと１対１にさせない等）を実施 ・　事業運営者が雇用等する者について、人事権・現場の管理監督権に基づいた措置を実施
犯罪事実確認記録の情報提供	民間教育保育等事業者が雇用等する者の犯罪事実確認記録について、防止措置の実施に必要な範囲で、事業運営者に提供	事業運営者が雇用等する者の犯罪事実確認記録について、防止措置の実施に必要な範囲で、民間教育保育等事業者に提供（※）
早期把握 **相談** **調査** **保護・支援** **研修**	民間教育保育等事業者・事業運営者が連携して実施 ※　対応の例 ・　早期把握・相談については、児童等に近い事業運営者が一義的に行い、民間教育保育等事業者は報告があった場合に事業運営者と共に対応検討（必要に応じ自ら早期把握・相談を実施） ・　調査、保護・支援については、事業運営者が初動対応を行い、民間教育保育等事業者は他施設も含めた再発防止や、児童等の中長期的なサポートの観点からの対応（児童対象性暴力等対処規程に両者の役割分担を記載する旨、内閣府令で規定）	
情報管理措置	それぞれが保有する犯罪事実確認記録等について管理（情報管理規程に両者の役割分担を記載する旨、内閣府令で規定） ※防止措置を実施するに当たり、どちらかの事業者内で措置が完結する場合には、不必要に情報を共有しないこと	
定期報告等	定期報告、変更・廃止の届出等については、一方が作成し、他方が確認を行った後に提出（内閣府令で規定） 法において求める措置に関する役割分担（児童対象性暴力等対処規程・情報管理規程の役割分担にあっては、変更時の届出による）を変更する場合には、変更点について、定期報告の際に報告（内閣府令で規定）	

（※）民間教育保育等事業者が、事業運営者が雇用等する者に対して、「特定性犯罪事実該当者であること」をもって防止措置を講じることは基本的に想定されないことから、事業運営者から民間教育保育等事業者への犯罪事実確認記録の提供は行わない。

論点③ 認定等の手続

論点③ 認定等の手続

法第19条及び第20条に基づく認定等の手続については、次のアからエまでに掲げる事項の詳細を、政令、内閣府令、ガイドライン及びマニュアルにおいて規定・明確化する必要がある。

ア　手続の具体的な手順
イ　申請書記載事項・添付書類
ウ　標準処理期間
エ　手数料

論点③　認定等の手続

ア　手続の具体的な手順
イ　標準処理期間

前提・考え方

○　法第19条第２項においては、認定は、認定を受けようとする民間教育保育等事業者の申請により行うこととされている。
　また、法第21条第２項においては、共同認定は、共同認定を受けようとする民間教育保育等事業者及び事業運営者の共同の申請により行うこととされている。
　これらの認定審査に当たっては、申請された事業・業務の内容、規模等に応じて審査内容等に差があるため、申請ごとに所要時間に差が生じると想定される。

（標準処理期間）

・　申請が行政庁の事務所に到達してから処分をするまでに通常要すべき標準的な目安期間をいう。
・　申請内容の補正や、書類（情報）の追加等に要する期間は、標準処理期間に算入しない。
・　申請の内容や混雑具合などによっては、標準処理期間を超えることがある。

※　例：再生可能エネルギー発電事業計画認定　２から４か月、公益認定　４か月

対応案

○　具体的な認定申請及び共同認定申請のフローは、次ページ以降のとおり、ガイドラインにおいて示すこととする。

○　認定申請及び共同認定申請の標準処理期間については、そのフローを踏まえ、１か月から２か月として、ガイドラインにおいて示すこととする。

認定申請に対する事務フロー（認定）

○ 民間教育保育等事業者が認定申請を行う際の事務フローは以下のとおり。

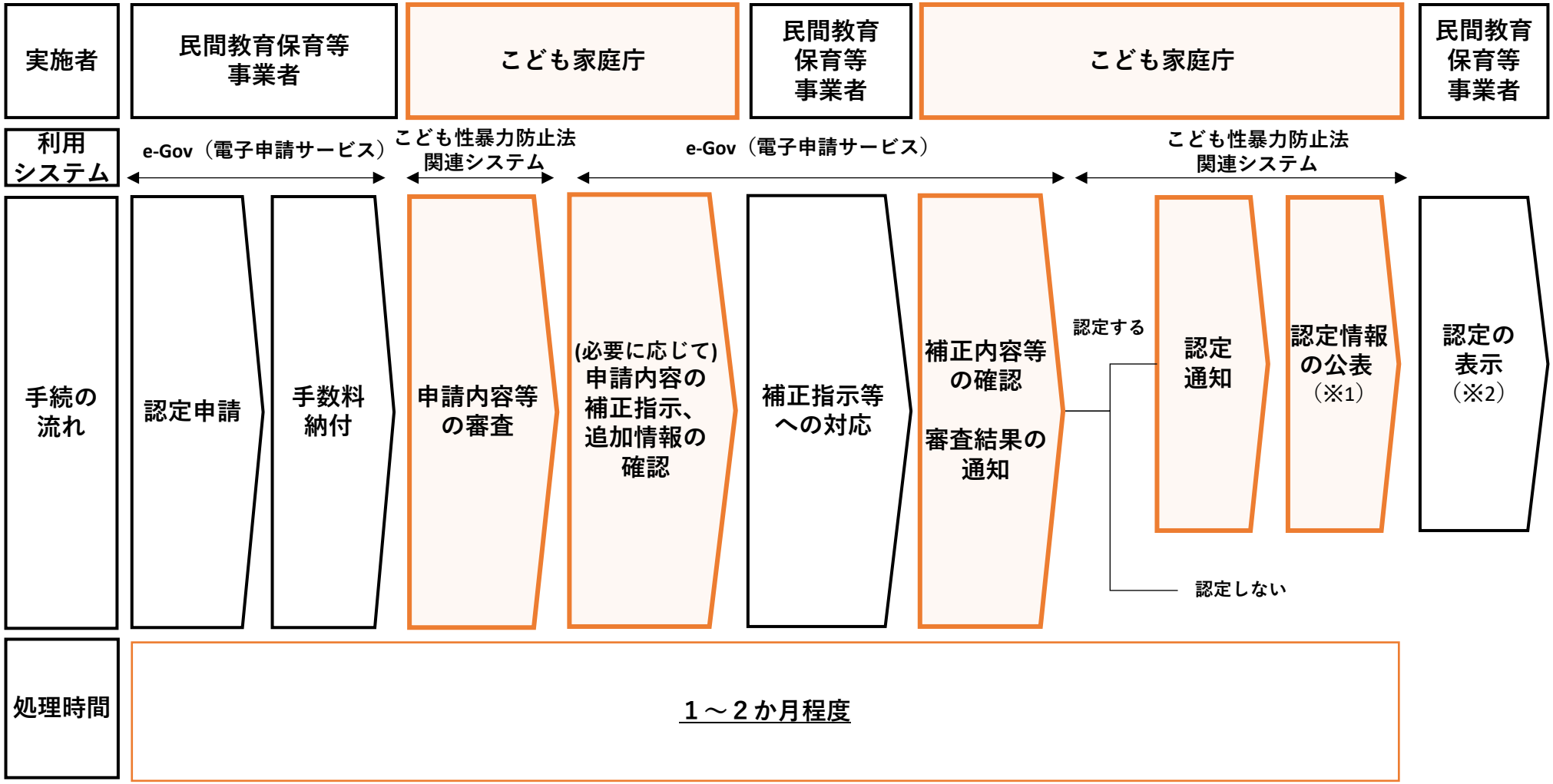

（※１）認定事業者等の認定情報（事業者名、事業所名、事業・業務概要等）をこども家庭庁が公表する。
（※２）認定を受けている旨（認定マーク）を広告等に付することができる。

認定申請に対する事務フロー（共同認定）

○ 民間教育保育等事業者及び事業運営者が共同認定申請を行う際の事務フローは以下のとおり。

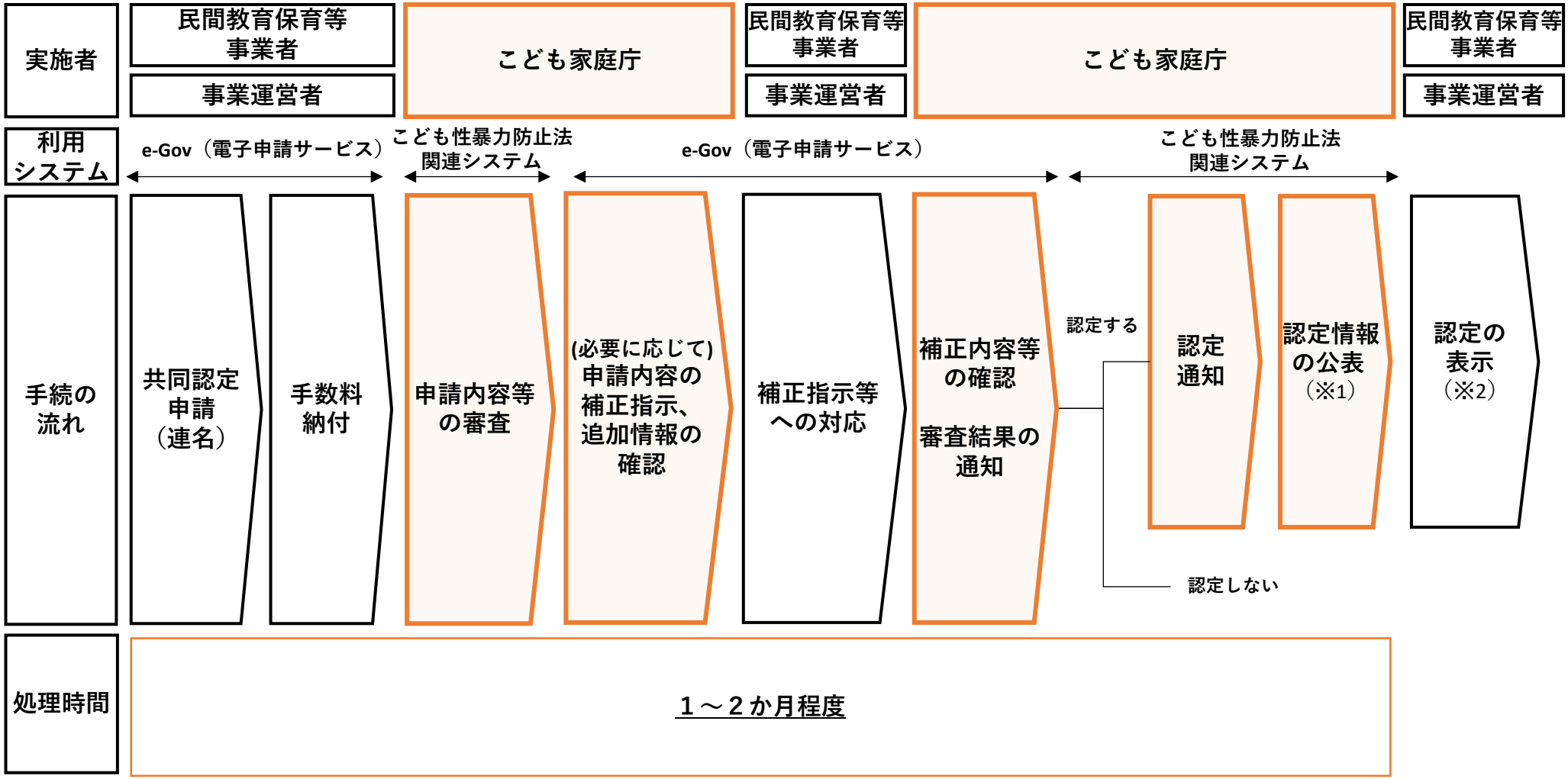

（※１）認定事業者等の認定情報（事業者名、事業所名、事業・業務概要等）をこども家庭庁が公表する。
（※２）認定を受けている旨（認定マーク）を広告等に付することができる。

第４　認定等

論点③　認定等の手続

イ　申請書記載事項・添付書類

前提・考え方

○　法第19条第３項においては、認定を受けようとする民間教育保育等事業者は、内閣府令で定めるところにより、次の①から⑤までの事項を記載した申請書をこども家庭庁に提出しなければならないこととされている。

【申請書記載事項】
①　民間教育保育等事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあってはその代表者の氏名（第１号）
②　民間教育保育等事業の概要及び法第２条第５項各号に掲げる事業のいずれの事業に該当するかの別（第２号）
③　民間教育保育等事業を行う事業所の名称及び所在地（第３号）
④　民間教育保育等事業の対象業務従事者の業務の概要（第４号）
⑤　その他内閣府令で定める事項（第５号）
※　共同認定である場合は、民間教育保育等事業者に加え、事業運営者の情報を含む（②～④については、事業運営者で行われるもののみ）。

○　申請書記載事項については、①から④までに掲げる事項に加え、
・　認定時現職者の犯罪事実確認が適切に行われることを担保するため、申請時の対象業務従事者の人数
・　認定申請のあった民間教育保育等事業者のなりすましの防止等のため、GビズID
についても、提出を求めることが必要と考えられる。

○　また、提出方法について、内閣府令で定める必要がある。

論点③　認定等の手続

イ　申請書記載事項・添付書類

前提・考え方（続き）

○　さらに、法第19条第４項各号においては、申請書には、次の❶から❺までに掲げる書類を添付しなければならないこととされている。

【添付書類】
❶　民間教育保育等事業及び対象業務従事者の業務の詳細を説明する資料（第１号）
❷　認定基準に適合していることを証する資料（第２号）
❸　児童対象性暴力等対処規程（第３号）
❹　犯罪事実確認を適切に実施する旨を誓約する書面（第４号）
❺　その他内閣府令で定める書類（第５号）
※　共同認定である場合は、民間教育保育等事業者に加え、事業運営者の書類（❷については、事業の運営や法で求められる措置に関する両者の役割分担を示す資料）を含む。

○　添付書類については、❶から❹までに掲げる事項に加え、
・　申請書記載事項のうち、①（事業者名等）・③（事業所の所在地等）を証する書類（定款、登記事項証明書等）
・　申請書記載事項のうち、②（民間教育保育等事業の概要等）を証する書類
・　情報管理規程
・　申請者が法に掲げる欠格事由（法第20条第２項）に当たらないことを誓約する書面
・　法人の役員の欠格要件の有無を確認するため、役員の氏名、略歴等を示す書類
の提出を求めることが必要と考えられる。

対応案

○　法第19条第３項及び第４項の申請書記載事項及び添付書類のうち、内閣府令で定めるものについては、次表に掲げるとおり、定めることとする（内閣府令規定事項は下線部分）。

第４　認定等

論点③　認定等の手続

イ　申請書記載事項・添付書類

申請書記載事項（法第19条第３項）	添付書類（法第19条第４項）
民間教育保育等事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあってはその代表者の氏名（第１号）	定款・登記事項証明書（第５号） ※　申請者が国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人又は国立大学法人の場合は、不要 ※　申請者が法人格のない社団又は財団の場合は、定款に準ずるもの（会則、規約等）・登記事項証明書に準ずるもの ※　申請者が個人の場合は、住民票の写し
民間教育保育等事業を行う事業所の名称及び所在地（第３号）	
民間教育保育等事業の概要及び法第２条第５項各号に掲げる事業のいずれの事業に該当するかの別（第２号）	民間教育保育等事業を行っていることを証する資料（第５号） ※　申請者が国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人又は国立大学法人の場合は、民間教育事業の申請を除き、不要
民間教育保育等事業の対象業務従事者の業務に該当すると思料するものの業務の概要（第４号）	民間教育保育等事業及び業務の詳細を説明する資料（第１号）
対象業務従事者に該当すると思料するものの人数（第５号）	―
事業者の異なるフランチャイズ事業者が申請対象事業と同一事業を行っている場合には、その旨（第５号）	―
Gビズ ID（第５号）	
―	認定基準に適合していることを証する書類（第２号）
―	児童対象性暴力等対処規程（第３号）
―	犯罪事実確認を適切に実施する旨を誓約する書面（第４号）
―	情報管理規程（第５号）
―	欠格に該当しないことを誓約する書面（第５号）
―	役員の氏名、略歴等を示す書類（第５号） ※　申請者が国又は地方公共団体の場合は、不要

第４　認定等

対応案（続き）

○　法第21条第３項により準用する第19条第３項及び第４項の共同申請に関する申請書記載事項及び添付書類のうち、内閣府令で定めるものについては、次表に掲げるとおり、定めることとする（内閣府令規定事項は下線部分）。

申請書記載事項（法第21条第３項により準用する第19条第３項）	添付書類（法第21条第３項により準用する第19条第４項）
民間教育保育等事業者及び事業運営者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあってはその代表者の氏名（第１号）	定款・登記事項証明書（第５号） ※　申請者が国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人又は国立大学法人の場合は、提出不要 ※　申請者が法人格のない社団又は財団の場合は、定款に準ずるもの（会則、規約等）・登記事項証明書に準ずるもの ※　申請者が個人の場合は、住民票の写し ※　民間教育保育等事業者、事業運営者それぞれの提出が必要
民間教育保育等事業（事業運営者が管理する事業所において行われるものに限る。）を行う事業所の名称及び所在地（第３号）	
民間教育保育等事業（事業運営者が管理する事業所において行われるものに限る。）の概要及び法第２条第５項各号に掲げる事業のいずれの事業に該当するかの別（第２号）	民間教育保育等事業を行っていることを証する資料（第５号） ※　申請者に国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人又は国立大学法人が含まれる場合は、民間教育事業の申請を除き、不要
民間教育保育等事業（事業運営者が管理する事業所において行われるものに限る。）の対象業務従事者の業務に該当すると思料するものの業務の概要（第４号）	民間教育保育等事業（事業運営者が管理する事業所において行われるものに限る。）及び業務の詳細を説明する資料（第１号）
対象業務従事者に該当すると思料するものの人数（第５号） ※　民間教育保育等事業者、事業運営者それぞれの提出が必要	―
事業者の異なるフランチャイズ事業者が申請対象事業と同一事業を行っている場合には、その旨（第５号）	
GビズID（第５号） ※　民間教育保育等事業者、事業運営者それぞれの提出が必要	
―	認定基準に適合していることを証する書類（第２号）
―	児童対象性暴力等対処規程（第３号）
―	犯罪事実確認を適切に実施する旨を誓約する書面（第４号）
―	情報管理規程（第５号）
―	欠格に該当しないことを誓約する書面（第５号）
―	役員の氏名、略歴等を示す書類（第５号） ※　申請者が国又は地方公共団体の場合は、不要

※　民間教育保育等事業者・事業運営者それぞれの役割を説明した内容を含む

※　民間教育保育等事業者・事業運営者それぞれの提出が必要

第４　認定等

対応案（続き）

○　法第19条第４項第５号（第21条第3項において準用する場合を含む。）に基づき添付を求める「民間教育保育等事業を行っていることを証する資料」については、次表のとおり、法第２条第５項各号に掲げる民間教育保育等事業ごとに、ガイドラインにおいて示すこととする。

対象事業（法第２条第５項各号）	添付資料
一　専修学校（一般課程）又は各種学校	認可通知書の写し（私立のみ）
二　高等課程類似教育事業	なし
三　民間教育事業	次ページに掲げる書類
四　児童発達支援事業 五　放課後等デイサービス事業 六　居宅訪問型児童発達支援事業 七　保育所等訪問支援事業 八　児童自立生活援助事業 九　放課後児童健全育成事業 十　子育て短期支援事業 十一　一時預かり事業 十二　小規模住居型児童養育事業 十三　病児保育事業 十四　意見表明等支援事業 十五　妊産婦等生活援助事業 十六　児童育成支援拠点事業 十七　認可外保育事業	事業開始届出書の写し ※　該当する書類がない場合、滅失した場合等には、次のような添付資料とすることが考えられる。 ・　地方自治体ウェブサイトのURL及び掲載画面の写し ・　「ここdeサーチ」上の掲載画面の写し（認可外保育施設）等
九　放課後児童健全育成事業に類する事業 （例　放課後子供教室、地域未来塾）	申請者と地方公共団体との間で締結した当該事業に係る委託契約書の写し又はこれに準ずるもの
十八　障害児に対する指定障害福祉サービス	制度上障害児に対するものと特定を受けたことを証する書類

対応案（続き）

○　「民間教育保育等事業を行っていることを証する資料」のうち、法第２条第５項第３号に掲げる民間教育事業に関するものについては、同号の要件とされている次の①～⑤ごとに、それぞれ次に掲げる資料の添付を求めることについて、ガイドラインにおいて示すこととする。

対象要件	添付書類
①　児童等に対して技芸又は知識の教授を行う事業であること	・　申請する民間教育事業について、児童等に対してサービスを提供していることが分かる資料（ウェブサイトのURL、パンフレット等の写し等） ・　申請する民間教育事業について、申請時点でサービスを受けている児童等の人数（新規の場合は、１年以内の受入れ予定数）
②　当該技芸又は知識を習得するための標準的な修業期間が、六月以上であること	申請する民間教育事業について、事業の実施頻度・期間が分かる資料（標準カリキュラム、事業計画、ウェブサイトのURL、パンフレット等の写し等）
③　児童等に対して対面による指導を行うものであること	なし（チェックボックス形式で申請）
④　当該事業を営む者の事業所その他の当該事業を営む者が当該事業を行うために用意する場所において指導を行うものであること	事業の実施場所が分かる資料（ウェブサイトのURL、パンフレット等の写し等）
⑤　当該事業において当該技芸又は知識の教授を行う者の人数が、児童対象性暴力等を防止し及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童等を保護するための措置を講ずるために必要な人数その他の事情を勘案して政令で定める人数以上であること	政令で定める人数分の主な教育保育等従事者（※）の氏名、住所、生年月日、職名等の情報

※　「主な教育保育等従事者」とは、対象業務について最も従事頻度が高いなど、当該民間教育保育等事業の運営に中心的に関わっている者を想定。

対応案（続き）

○　その他、法第19条第３項（第21条第3項において準用する場合を含む。）に基づき、申請書の提出方法について、次のとおり内閣府令において定めることとする。

・　原則として、オンラインで行うこと
・　共同認定である場合には、民間教育保育等事業者及び事業運営者の両方が内容を確認・合意した上で届け出ること

○　また、認定（共同認定の場合を含む。）の申請に関する留意事項については、次のような内容を、ガイドラインにおいて示すこととする。

（ガイドライン記載事項の例）

○　申請する「事業」の範囲について

■　法第19条第１項において、認定等は、「事業」に対して行われることとなっている。このため、認定申請は「事業」ごとに行う。
具体的には、申請書記載事項を踏まえて、法第２条第５項各号の項目別に、認定申請することとする。

（認められない例）
・　病児保育事業（第２条第５項第13号）と認可外保育事業（同項第17号）を行う事業者が、両事業を１つの事業として認定申請する

（認められる例）
・　夏休みのキャンプ合宿と冬休みのスキー合宿を自然体験学習（民間教育事業：同項第３号）の一連のプログラムとして位置づけ、１つの事業として認定申請する

■　複数の事業所で実施されている事業であっても、同一事業である場合には、一つの事業として申請する。

○　「民間教育保育等事業及び対象業務従事者の業務の詳細を説明する資料」について

■　民間教育保育等事業を説明する資料としては、その概要が分かるものであれば、事業者のウェブサイト、パンフレット等、既存の資料等を活用して差し支えない。
■　対象業務従事者の業務の詳細を説明する資料としては、その概要が分かるものであれば、対象業務に関する直近の募集要項等、既存の資料等を活用して差し支えない。

論点③　認定等の手続

工　手数料

前提・考え方

○　法第40条においては、認定等を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならないこととされているため、その額について、政令で定める必要がある。

○　また同条により、手数料については、国及び地方公共団体並びにこれらが行う民間教育保育等事業の事業所の管理を行う事業運営者については、納付の対象外とされている。

対応案

○　手数料については、審査等の実費（認定申請１件あたりの人件費、システム費等の合計）を勘案すると、現時点では３万円程度と計算されるが、今後予算等の精査を進め、その額を確定していく。

○　また、手数料に関し、次に掲げる留意点を、ガイドラインにおいて示すこととする。

（留意点）

①　１事業あたりの認定申請の手数料であること（犯罪事実確認に費用はかからず、事業者単位、事業所単位での手数料ではないこと）

②　国及び地方公共団体が、単独で認定申請を行う場合は、手数料納付の対象外となること

③　国又は地方公共団体を民間教育保育等事業者とし、そこから指定管理又は委託を受けた事業運営者が、ともに共同認定の申請を行う場合は、手数料納付の対象外となること

※　なお、事業開始前に指定管理又は委託の準備行為を行い、実質的に事業開始が決定している場合であって、その後に共同認定の申請を行う場合は、手数料の納付の対象外

（イメージ図）

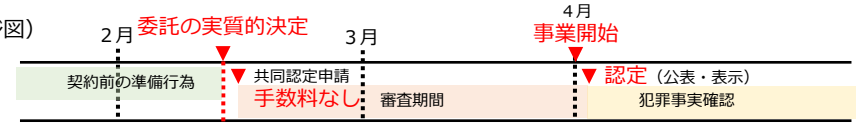

④　国又は地方公共団体から指定管理又は委託を受けていたとしても、民間教育保育等事業者として単独で認定申請をする場合には、手数料納付の対象となること。

論点④ 認定等の公表等

論点④　認定等の公表等

○　法においては、こども家庭庁は、次のアからオまでに掲げる場合に、認定等（認定又は共同認定）に関する事項について、インターネットの利用その他の方法により公表することとされている。

ア　認定等をしたとき（第22条第１項）

【公表事項】
- 認定を受けた認定事業者等の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 認定等事業の概要及びいずれの民間教育保育等事業に該当するかの別
- 認定等事業を行う事業所の名称及び所在地
- 認定等に係る教育保育等従事者の業務の概要
- その他内閣府令で定める事項

イ　認定事業者等から公表事項に変更がある旨の届出があったとき（第24条第１項）

ウ　認定事業者等から全ての認定時現職者の犯罪事実確認を完了した旨の届出があったとき（第26条第４項）

エ　認定事業者等から認定等事業の廃止等の旨の届出があったとき（第31条第１項）

オ　認定等を取り消したとき（第32条第３項）

○　このような公表措置が設けられているのは、国が認定事業者等の基本的な情報を公表し、継続的に適正な認定事業者等の情報を対外的に示すことで、保護者等が民間教育保育等事業者の正確な情報を把握でき、その選択に資するようになるとともに、制度の信頼性を高めるためである。

○　このような考え方の下、アからエまでについては、必要な事項について、内閣府令・ガイドラインにおいて規定・明確化する必要がある。

論点④　認定等の公表等

ア　認定等をしたとき（第22条第１項）

前提・考え方

○　法第22条第１項においては、こども家庭庁は、認定等をしたときは、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項を、認定事業者等に通知するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとされている。

【公表事項】
- 認定を受けた認定事業者等の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 認定等事業の概要及びいずれの民間教育保育等事業に該当するかの別
- 認定等事業を行う事業所の名称及び所在地
- 認定等に係る教育保育等従事者の業務の概要
- その他内閣府令で定める事項

○　その他内閣府令で定める事項としては、保護者の選択に資する情報を付加することが考えられる。

○　また、対象事業の中には、フランチャイズ本部が加盟店とフランチャイズ契約を結び、異なる事業者が、同一の事業名（例：XX教室、YY塾）でそれぞれ民間教育保育等事業を運営している場合がある。
　認定事業者等の義務を履行できる権限や体制が加盟店自身にある場合は、フランチャイズ本部とは別に、加盟店が認定等を申請・取得することになる。この場合、同一の事業名であっても、認定等を取得している事業者が運営する加盟店と、認定等を取得していない事業者が運営する加盟店が存在する可能性が生じるため、これを保護者等が誤解をしないように情報提供することが、重要と考えられる。

【参考】用語の整理

○　フランチャイズ契約：フランチャイズの定義は様々だが、一般的には本部事業者が加盟者に対して、特定の商標、商号等を使用する権利を与えるとともに、加盟者のサービス提供、事業・経営について統一的な方法で統制、指導、援助を行い、これらの対価として加盟者が本部事業者に金銭を支払う事業形態であるとされている。

（※）フランチャイズ契約のイメージ

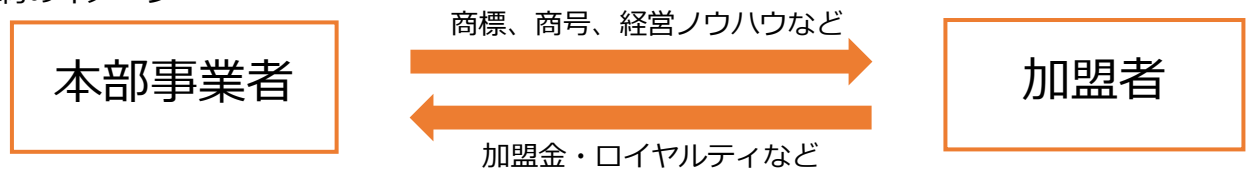

第４　認定等

論点④　認定等の公表等

ア　認定等をしたとき（第22条第１項）

対応案

○　法第22条第１項第５号に定める認定等の際の公表事項として「内閣府令で定める事項」については、次に掲げる事項を定めることとする。

・　認定等の年月日
・　事業者の異なるフランチャイズ事業者が同じ事業を行っている場合には、その旨

論点④　認定等の公表等

イ　認定事業者等から公表事項に変更がある旨の届出があったとき（第24条第１項）

前提・考え方

○　法第24条第１項においては、認定事業者等は、こども家庭庁による公表事項を変更するときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、その旨をこども家庭庁に届け出なければならないこととされている。

【公表事項】
- 認定を受けた認定事業者等の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 認定等事業の概要及びいずれの民間教育保育等事業に該当するかの別
- 認定等事業を行う事業所の名称及び所在地
- 認定等に係る教育保育等従事者の業務の概要
- その他内閣府令で定める事項（認定年月日、フランチャイズの有無）

○　この届出については、次の①及び②に掲げる事項について、内閣府令において定める必要がある。
①　届出事項
②　届出方法

○　また、変更の届出ではなく新規認定等の申請として届け出る場合の判断基準や、「あらかじめ」の意味する提出期限について、ガイドラインにおいて明確化する必要がある。

論点④　認定等の公表等

イ　認定事業者等から公表事項に変更がある旨の届出があったとき（第24条第１項）

対応案

○　法第24条第１項に定める認定等事業の変更事項の届出に関し、次の①及び②に掲げる事項について、内閣府令において定めることとする。

①　届出事項
- 認定事業者等の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 認定等事業の概要及びいずれの民間教育保育等事業に該当するかの別
- 変更事項及び理由
- 変更年月日

②　届出方法
- 原則として、オンラインで行うこと
- 認定申請時の添付書類に更新がある場合には、併せて添付すること
- 共同認定である場合には、民間教育保育等事業者及び事業運営者の両方が内容を確認・合意した上で届け出ること

○　変更の届出に関する留意事項等については、次のとおり、ガイドラインにおいて示すこととする。

- いずれの民間教育保育等事業に該当するかの別を変更する場合には、認定等事業が全く別のものになることから、事業の廃止の届出を行うとともに、新たに認定等の申請を行うこと。
- 変更の届出については、変更年月日の２週間前までに行うこと。

論点④　認定等の公表等

ウ　認定事業者等から全ての認定時現職者の犯罪事実確認を完了した旨の届出があったとき（第26条第４項）

前提・考え方

○　法第26条第４項においては、認定事業者等は、全ての認定時現職者の犯罪事実確認を期限内に完了したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨をこども家庭庁に届け出ることとされている。
　こども家庭庁は、当該届出を受けたときは、同条第５項に基づき、その旨を公表することとされている。

○　この届出については、次の①及び②に掲げる事項について、内閣府令において定める必要がある。
①　届出事項
②　届出方法

対応案

○　法第26条第４項に定める認定時現職者の犯罪事実確認完了の届出に関し、次の①及び②に掲げる事項について、内閣府令において定めることとする。

①　届出事項
- 認定事業者等の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 認定等事業の概要及びいずれの民間教育保育等事業に該当するかの別
- 全ての認定時現職者の犯罪事実確認が完了した年月日

②　届出方法
- 原則として、オンラインで行うこと
- 共同認定である場合には、民間教育保育等事業者及び事業運営者の両方が内容を確認・合意した上で届け出ること

論点④　認定等の公表等

エ　認定事業者等から認定等事業の廃止等の旨の届出があったとき（第31条第１項）

前提・考え方

○　法第31条第１項においては、認定事業者等は、認定等事業を廃止するときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、その旨及び廃止の日をこども家庭庁に届け出なければならないこととされている。
　こども家庭庁は、当該届出があったときは、同条第２項に基づき、遅滞なく、その旨及び廃止の日を公表することとされている。

○　廃止の届出については、次の①及び②に掲げる事項について、内閣府令において定める必要がある。
①　届出が必要な場合
②　届出事項
③　届出方法

○　また、「あらかじめ」の意味する提出期限について、ガイドラインにおいて明確化する必要がある。

論点④　認定等の公表等

エ　認定事業者等から認定等事業の廃止等の旨の届出があったとき（第31条第１項）

対応案

○　法第31条第１項に定める認定等事業の廃止の届出に関し、次の①から③までに掲げる事項について、内閣府令において定めることとする。

①　廃止の届出が必要な場合
- 認定等の対象となっている民間教育保育等事業そのものを廃止する場合
- 認定等の対象となっている民間教育保育等事業は継続するが、これ以上認定等を受けることを希望しない場合
- 認定等の対象となっている民間教育事業について、当該事業の要件（法第２条第５項第３号イから二まで）を満たさなくなる場合
（例：事業体制の変更により技芸又は知識の教授を行う者の人数が１人になる場合など）

※　認定等の取消事由に該当している認定事業者等が、偽りの内容により廃止の届出を行い取消しを免れたことが判明した場合には、当該届出の効果は発生しないため、認定等の取消しが行われ欠格事由に該当することとなる。

②　届出事項
- 認定事業者等の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 廃止しようとする認定等事業の概要及びいずれの民間教育保育等事業に該当するかの別
- 廃止理由
- 廃止年月日

③　届出方法
- 原則として、オンラインで行うこと
- 共同認定である場合には、民間教育保育等事業者及び事業運営者の両方が内容を確認・合意した上で届け出ること

○　また、廃止の届出については、廃止年月日の２週間前までに行う必要がある旨、ガイドラインにおいて示すこととする。

論点⑤ 認定等の表示

論点⑤　認定等の表示

○　法第23条第１項においては、認定事業者等は、認定等事業に関する広告その他の内閣府令で定めるものに、内閣総理大臣が定める表示（認定マーク）を付することができることとされており、当該表示を付すことができる対象物（広告等）について、内閣府令で定める必要がある。

○　また、同条第２項においては、何人も、同条第１項の規定による場合を除くほか、広告等に同行の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならないこととされており（罰則あり）、表示に当たっての留意事項等について、ガイドラインにおいて示す必要がある。

※　内閣総理大臣が定める表示（認定マーク）については、別途検討した後に、本検討会に報告予定。

前提・考え方

○　法第23条第１項の「認定等事業に関する広告その他内閣府令で定めるもの」の対象物を検討するに当たっては、次のような観点から、認定事業者等と外部の接点となる場所・機会を通じて、広く表示できるようにすることが適当である。

・　内閣総理大臣が定める表示（認定マーク）を通じ、あらゆる機会において、認定事業者等であるか否かを容易に判別できることは、民間教育保育等事業者のサービスを受ける保護者又は児童等にとって有益であること

・　認定等の表示を広く行うことができることは、事業者が認定等のメリットを享受し、認定等の取得を促すこととなること

・　本認定制度の社会的認知度が高まることは、社会全体として啓発等の効果があり、本法の目的達成に資すること

○　他方、認定等事業以外の事業や認定を取り消された事業について、あたかも認定等の対象になっているかのような表示を行うことは、認定制度に対する信頼を損なうこととなる。このため、認定等事業と認定等を受けていない事業の両方を行っている場合や、フランチャイズにおける表示の取扱い、認定を取り消された場合の対応等について、ガイドラインで留意事項を示す必要がある。

論点⑤　認定等の表示

認定等の表示

対応案（続き）

○　認定マークを付すことができる対象物の具体例については、その適正活用の観点も踏まえ、認定等の取消し等があった場合を想定して、

・　事業者において撤去、回収等が可能なもの（宣伝・広告用のペン、クリアファイル等、配布後に第三者により再利用・流通等がなされ、事業者による回収等が困難となるものは対象外）

・　予め年限が区切られて活用されるもの（対象年度・日時入りのパンフレット等）

であること（及び取消し等があった場合は速やかに認定マークを付した物の撤去、回収を行うこと）を、ガイドラインにおいて示すこととする。

○　また、このような点を含め、当該表示を付すことができる対象物として、次の①から⑥のとおりとして内閣府令において定め、それぞれの具体例について、次のとおりガイドラインにおいて示すこととする。

内閣府令	ガイドライン（具体例）
①認定等事業の用に供する物品	認定等事業のサービス提供時に着用する制服　等
②認定等事業の広告	認定等事業の案内パンフレット、受講生・児童等の募集案内、メディア広告等（対象年度・日時等を記載）
③認定等事業の取引等に関する書類又は通信	認定等事業に関する契約書、認定等事業に携わる社員の名刺、電子メール　等
④認定等事業を行う事業所	認定等事業を行う事業所の受付、玄関ホール、看板、のぼり旗、扉　等
⑤認定等事業に関し、インターネットを利用した方法により公衆の閲覧に供する情報	認定等事業のウェブサイト　等
⑥認定等事業に関する労働者等の募集の用に供する広告又は文書	求人広告、ハローワークの求人票　等

○　なお、名刺の取扱いについては、次の事項をガイドラインにおいて示すこととする。

・　名刺については、名刺を受け取った者から第三者に渡されるケースが多く想定されないことや、取消し等があった場合には、名刺に記載の連絡先に問い合わせができることなどから、当該表示を付すことができる対象物として認めることとする。

・　ただし、認定等事業に携わる従事者（幹部、社員等）のみ認定マークを活用可能とするとともに、従事者が認定等事業を行う部署から異動・退職する場合には、事業者の責任の下、廃棄、回収等（名刺管理アプリにおいては更新）を行うこと等をガイドラインにおいて示すこととする。

論点⑤　認定等の表示

認定等の表示

対応案（続き）

○　学校設置者等についても、認定事業者等と同様、対象施設・事業等であることが児童等や保護者等から容易に判別できるような表示について、関係団体等の意見も踏まえて、引き続き検討を行うこととする。

○　また、法第23条第２項の紛らわしい表示等に関する解釈を含め、次のような留意事項について、ガイドラインにおいて示した上で、広く周知を図っていくこととする。

- 民間教育保育等事業者が行う事業のうちに、認定等事業と認定等を受けていない民間教育保育等事業がある場合には、認定等事業に限って内閣総理大臣の定める表示（認定マーク）を付していることが分かるようにすること
- 事業者の異なるフランチャイズ事業者が、認定等事業と同一の民間教育保育等事業を行っている場合には、当該フランチャイズ事業者の行う事業が認定等を受けていない限り、内閣総理大臣の定める表示（認定マーク）を付すことはできないこと
- 内閣総理大臣の定める表示（認定マーク）が付されている事業者であっても、認定時現職者の犯罪事実確認の期限は認定から１年間であることを踏まえ、こども家庭庁のウェブサイトにおいて、認定時現職者の犯罪事実確認を完了しているかどうかを確認することが重要であること
- 内閣総理大臣の定める表示（認定マーク）が付されている事業者であっても、対象業務従事者でなければ、犯罪事実確認の対象とはなっていないことについて、認定事業者等が保護者からの求め等に応じて適切に説明することが望ましいこと

第５　安全確保措置①
（早期把握、相談、調査、保護・支援、研修）

論点①　安全確保措置の内容・方法

第５　安全確保措置①（早期把握、相談、調査、保護・支援、研修）

論点① 安全確保措置の内容・方法

○　学校設置者等は、法第５条、第７条及び第８条に基づき、事業所における児童対象性暴力等の未然防止・発生時対応等を適切に行うため、次のアからオまでに掲げる安全確保措置を講じる必要がある。その具体的な措置の内容及び方法を順次示す。

ア　早期把握
イ　相談
ウ　調査
エ　保護・支援
オ　研修

○　認定事業者等については、法第19条において「学校設置者等が講ずべき措置と同等のものを実施する体制が確保されている旨の総理大臣の認定を受ける」こととされていることを踏まえ、法第20条第１項第２号から第５号までに基づき、学校設置者等に求める措置と同等の安全確保措置に関する基準を定めることとなる。

○　また、令和６年度のこども家庭庁委託研究事業において、教育・保育等を提供する場における従事者から児童への性暴力防止策等について、業界横断的に活用できる事項を「児童対象性暴力等の防止等の取組を横断的に促進するための指針」（以下「横断指針」という。）として取りまとめており、アからオまでの具体的な措置の検討に当たっては、横断指針の内容も踏まえることとする。

第５　安全確保措置①（早期把握、相談、調査、保護・支援、研修）

論点①　安全確保措置の内容・方法

ア　早期把握

前提・考え方

○　法第５条第１項においては、学校設置者等は、児童等との面談その他の教員等による児童対象性暴力等が行われるおそれがないかどうかを「早期に把握するための措置」として内閣府令で定めるものを実施しなければならないこととされている。
（法第20条第１項第２号においては、 同じく「早期に把握するための措置」を、認定基準として内閣府令で定めることとされている。）

○　本措置の具体的内容を定めるに当たっては、法の対象に対して同様の措置を求めている他法令における制度との整合性を図る必要がある。また、こども性暴力防止法の成立を踏まえて行った調査研究における検討に留意する必要がある。

■　「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」（令和４年３月18日文部科学大臣決定。以下「教員性暴力等防止法基本指針」という。）においては、早期発見のための措置として、 「児童生徒等や教育職員等に対する定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒等が被害を訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒等を見守ることが必要」とされている。
　また、「学校の設置者においては、児童生徒等からの相談などにより、教育職員等による児童生徒性暴力等の事実があると思われるときの対応方針について、基本指針を参考とし、学校の設置者と学校の役割分担、児童生徒性暴力等に係る相談を受けた場合の教育職員等や学校の対応方法や手順、専門家の協力を得た調査の実施方法、被害児童生徒等に対する保護・支援やこれらに関する留意事項などを予め整理し、所管の学校に係る教育職員等に対して校内研修等を通じて周知を行うことが望ましい。」「児童生徒性暴力等の防止等の対策の推進や被害児童生徒等の保護・支援等に当たっては、より実効的な対応を行うことができるよう、学校関係者間のみならず、関係機関等との適切な連携が必要である。このため、（中略）平素より、「児童生徒性暴力等対策連絡協議会」における地域の関係機関等との連携を通じ、情報共有体制を構築しておくとともに、学校の設置者が専門家の協力を得て行う調査（法第 19 条第１項）に係る専門家を把握しておくことなどが重要である。」とされている。

第５　安全確保措置①（早期把握、相談、調査、保護・支援、研修）

論点①　安全確保措置の内容・方法

ア　早期把握

前提・考え方（続き）

■　横断指針においては、早期発見のための措置として、
①　児童の日常の観察・会話
②　性暴力被害や不適切な行為を訴えやすい仕組み（具体的には、相談体制の整備・周知や、面談・アンケート調査の実施）
③　事業者における報告のルール化
が挙げられている。
　また、相談・報告等を踏まえた対応を行うに当たってのチーム・体制の形成や対応内容を予め定めておくことが有効とされている。

・　また、横断指針においては、留意点として、
1）　特に未就学児や意思疎通に課題を抱える障害児については、①が重要であること。
2）　①については、担任だけではなく複数人で行うことが有効であること。また、従事者間及び従事者と児童との間で、気になることや嫌なことを共有しやすく、改善につなげやすい環境・雰囲気をつくることが重要であること。
3）　②については、児童の発達段階等に留意した運用が有効であること。
4）　③については、組織内での報告ルートや報告のルールを予め設定し、周知することが有効であること。組織内部で匿名で通報等できる仕組みの設定や従事者向けの外部の通報窓口（行政機関、業界団体に第三者の窓口がある場合には当該窓口）についても周知することが重要であること。報告等を行った従事者に対して、当該行動を理由に、不利益な処分や取扱いを行ってはならないこと。また、被害児童等に関する報告内容だけでなく、報告者の情報についても情報の取扱いに留意すること。
５）専門家との連携の考え方の例として、事案が生じた際に相談できる専門家を、日頃から探しておくことも有効であること。
等が記載されている。

第５　安全確保措置①（早期把握、相談、調査、保護・支援、研修）

論点①　安全確保措置の内容・方法

ア　早期把握

対応案

○　法第５条第１項（学校設置者等）及び第20条第１項第２号（認定事業者等）の「早期に把握するための措置として内閣府令で定めるもの」については、次のアからウまでのとおり、内閣府令において定めることとする。

ア　児童等に対する日常観察
イ　発達段階や特性に応じた児童等に対する定期的な面談・アンケート
ウ　適切な報告・対応ルールの策定・周知等

○　また、これらの措置の留意点として、次の事項について、ガイドラインにおいて示すこととする。

ア　児童等に対する日常観察

- 児童等の心身・行動に変化がないか日常的に観察すること。研修等においては、従事者が日常的に気にかけるべき児童等の変化に触れること。（※こども家庭庁において作成予定の研修教材に盛り込む予定）
- 多様な視点・観点から児童等の行動を見るために、かつ、担任、メンター、専属コーチなど児童等にとって最も身近な者が性暴力等を行っている可能性があることを踏まえ、可能な限り、複数名で観察すること。
- 日常観察等を通じて、児童等の心身・行動に変化、違和感等を感じた場合は、児童等に積極的に声掛けを行い、対話につなげること。また、児童等からすぐに被害が開示されないこともあることから、必要に応じて、声掛け等を継続すること。
- 従事者間及び従事者と児童等との間で、気づきや意思、些細な違和感を共有しやすく、改善につなげやすい環境・雰囲気づくりを行うこと。

第５　安全確保措置①（早期把握、相談、調査、保護・支援、研修）

論点①　安全確保措置の内容・方法

ア　早期把握

対応案（続き）

イ　発達段階や特性に応じた児童等に対する定期的な面談・アンケート

面談・アンケートの実施方法、聴き取り項目、言葉づかい等については、児童の発達段階、障害等の特性や、各事業者が提供する教育・保育事業の特性を踏まえて検討すること。

（発達段階や特性に応じた対応の例）

- 未就学児の場合は、日常観察による早期発見が中心となること。このため、必要に応じて保護者等への面談・アンケートを併用すること。
- 小学生の場合は、面談・アンケートに先立って児童等に質問項目の説明を行ったり、こどもの権利や性に関するルール等について学ぶ過程でアンケートを実施したりすること。
- 障害児の場合は、可能な限り、障害児自身がアンケートに回答することが望ましいため、障害の程度や内容に応じて、わかりやすく・答えやすく工夫したり、回答を手助けしたりすること。

※　詳細な留意点については、ガイドラインにおいて明確化

第５　安全確保措置①（早期把握、相談、調査、保護・支援、研修）

論点①　安全確保措置の内容・方法

ア　早期把握

対応案（続き）

ウ　適切な報告・対応ルールの策定・周知等

（報告ルール）

- 従事者が、日常観察、面談・アンケート、相談等により、児童対象性暴力等及び不適切な行為の疑い等（児童等の心身・行動の異変、従事者による不適切な行為の疑い等を含む。）を把握した場合の報告ルールを定めること。
- 報告ルールには、報告方法（直ちに報告する等）、報告先、報告内容等を含めること。特に、報告先については、組織内での適切な報告ルート（管理職・施設長等への報告、組織の性暴力対応チームへの直接連絡等）を定めるとともに、組織内の権限が大きい従事者等による性暴力の疑いがあった場合に備えて、事業者内部の匿名通報窓口の設定や従事者向けの外部通報窓口等の周知も重要であること。

（対応ルール）

- 報告を受けた後の対応ルール（対応者、対応事項、対応手順等）を定めること。特に、対応者については、一人で抱え込むこと、偏った対応になること、対応者本人が児童対象性暴力等の加害者である可能性があること等を踏まえ、複数の者によるチーム対応とすること。
- 報告者・報告内容に関する情報の秘密保持を徹底すること（情報の共有範囲は必要最低限とし、情報が漏れて二次被害等に発展しないよう厳格に管理すること）。また、相談、報告等を行った児童等、従事者等に対し、相談、報告等を行ったことを理由に、不利益な処分や取扱いを行うことがあってはならないこと。このような対応は、報告者や関係者のプライバシーや権利を保護するだけでなく、適切な相談、報告等がなされることにもつながること。
- 各事業者において、調査や児童等の保護・支援等に関する経験・知見を有する外部機関をリストアップしておくこと。また、必要な際に支援を求めること等ができる関係性を構築しておくことが望ましいこと。

（その他）

- 報告ルール及び対応ルールについて、従事者並びに児童等及び保護者に対して、あらかじめ周知を行うこと。
- 特に、児童対象性暴力等のおそれの端緒を把握した場合の、児童等への対応に関する留意点（記憶の汚染や児童等の負担に配慮する等）については、定期的な研修等を通じて従事者の理解を深めること。
- 原則として、児童等・保護者と十分にコミュニケーションを取り、納得を得た上で対応を進めていくことが重要であること。

※　報告ルール及び対応ルールのひな型については、今後、こども家庭庁において提示予定。

第５　安全確保措置①（早期把握、相談、調査、保護・支援、研修）

論点①　安全確保措置の内容・方法

イ　相談

前提・考え方

○　法第５条第２項においては、学校設置者等は、教員等による児童対象性暴力等に関して「児童等が容易に相談を行うことができるようにするための必要な措置」として内閣府令で定めるものを実施しなければならないこととされている。
（法第20条第１項第３号においては、 同じく「児童等が容易に相談を行うことができるようにするための必要な措置」を、認定基準として内閣府令で定めることとされている。）

○　本措置の具体的内容を定めるに当たっては、法の対象に対して同様の措置を求めている他法令における制度との整合性を図る必要がある。また、こども性暴力防止法の成立を踏まえて行った調査研究における検討に留意する必要がある。

■　「教員性暴力等防止法基本指針」においては、相談体制の整備について、「複数の相談窓口が確保され、また、同性の相談員に相談できるようにするなど相談者が安心して相談できる環境が整えられるとともに、被害児童生徒等に対する保護・支援や事案への対処など、必要な措置に迅速につなげることが重要」等とされている。

■　「横断指針」においては、相談体制の整備・周知の具体的な内容として、
①　事業者内の相談体制の整備・周知
②　外部の相談窓口を含めた、複数の相談窓口の分かりやすい周知
が記載されている。

・　また、「横断指針」においては、留意点として、
1)　①については、相談を受け得る従事者に対して研修を行うこと、相談可能な内容を性暴力に限定しないこと、児童やその保護者等が相談しやすくなる工夫を行うこと
2)　②については、外部相談窓口の一覧・窓口ごとの相談可能な内容について周知すること
が有効であること等が記載されている。

第５　安全確保措置①（早期把握、相談、調査、保護・支援、研修）

論点①　安全確保措置の内容・方法

イ　相談

対応案

○　法第５条第２項（学校設置者等）及び第20条第１項第３号（認定事業者等）の「児童等が容易に相談を行うことができるようにするために必要な措置として内閣府令で定めるもの」については、次のア及びイのとおり、内閣府令において定めることとする。

ア　事業者内における相談員の選任又は相談窓口の設置・周知

イ　児童対象性暴力等に係る外部相談窓口の周知

○　また、これらの措置の留意点として、次の事項について、ガイドラインにおいて示すこととする。

■　児童等の年齢や特性を踏まえ、児童等が相談しやすくなる工夫を行うこと。

・　複数の相談先から選択できるようにすること。

（例）性別に配慮して複数の相談員を置く

面識がない相談相手の方がかえって話しやすい児童等のために、外部の相談窓口を複数周知する

相談を受ける体制（複数名、カウンセラー等の同席、一対一等）について、可能な限り児童等の意向を踏まえて判断する　等

・　「手紙やメール・SNS等で相談できる」、「匿名で相談できる」、「性暴力以外のことも相談できる」、「相談は悪いことではなく、積極的に行ってよい」等を周知などの際に明示すること。

・　相談後の対応の流れを児童等に示すこと。その際、児童等ができるだけ相談を躊躇することのないよう、情報の共有範囲や「相談者や相談内容等の情報は厳格に取り扱われること」「加害を行った者への確認等は組織としての慎重な検討を経て適切になされること」「相談を行った児童等が不利益な取扱いを受けないこと」等を伝えること。

・　相談を受ける者は、「話をしっかりと受け止め、話を聞くことを主眼とする」「共感して寄り添う」「責めたり、否定したり、言いたくないことを無理に聞いたりしない」等に留意すること。

■　保護者に対しても、相談する際の心理的ハードルを下げるため、同様の工夫を行うこと。

■　外部相談窓口の一覧等

第５　安全確保措置①（早期把握、相談、調査、保護・支援、研修）

論点①　安全確保措置の内容・方法

ウ　調査

前提・考え方

○　法第７条第１項においては、学校設置者等は、児童対象性暴力等が行われた疑いがあると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、「事実の有無及び内容について調査」を行わなければならないこととされている。
（法第20条第１項第４号ロにおいては、認定基準として、事業者が定める「児童対象性暴力等対処規程」に「事実の有無及び内容を確認するための調査の実施」を含め、これが内閣府令で定める基準に適合することを求めている。）

○　本措置の具体的内容を定めるに当たっては、法の対象に対して同様の措置を求めている他法令における制度との整合性を図る必要がある。また、こども性暴力防止法の成立を踏まえて行った調査研究における検討に留意する必要がある。

■　教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和３年法律第57号。以下「教員性暴力等防止法」という。）においては、調査に関連して、次のとおり規定している。
- 専門的な知識を有する者の協力を得つつ、必要な調査を行う（第19条第１項）
- 児童生徒等の人権及び特性に配慮するとともに、その名誉及び尊厳を害しないよう注意する（第19条第２項）
- 犯罪があると認めるときは、所轄警察署に通報し、当該警察署と連携して対処する（第18条第７項）

■　「教員性暴力等防止法基本指針」においては、調査方法として、次のとおり記載している。
- 被害児童生徒等や教育職員等から聴き取りを行う
- 事実関係を客観的に確認し公正かつ中立な調査が行われることを旨とする

■　厚生労働省の職場におけるハラスメントに関する指針（※）においては、相談の申出に応じた事実確認の在り方として、次のとおり記載している。
- 相談を行った労働者及び行為者の双方から事実関係を確認する
- 相談者の心身の状況や当該言動が行われた際の受け止めなどその認識にも適切に配慮する
- 事実関係の確認が困難な場合などにおいて、中立な第三者機関に紛争処理を委ねる

（※）職場におけるハラスメントに関する指針は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）、事業主が職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成 28 年厚生労働省告示第 312 号）、事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和２年厚生労働省告示第５号）、子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置等に関する指針（平成 21 年厚生労働省告示第 509 号）を指す。

論点①　安全確保措置の内容・方法

ウ　調査

前提・考え方（続き）

■　横断指針では、事実確認の実施方法として、次のとおり記載されている。
- 犯罪が疑われる場合には警察と早期に連携すること
- 児童に過度な負担とならないように配慮すること
- 専門家の協力を得つつ進めること

対応案

○　法第７条第１項（学校設置者等）及び法第20条第１項第４号（認定事業者等）の「事実の有無及び内容」についての「調査」の方法について、次のアからウまでのとおり、内閣府令において定めることとする。

ア　児童等の人権及び特性に配慮し、その名誉及び尊厳を害しないよう注意して行うこと
イ　加害が疑われる対象業務従事者の人権等にも配慮し、公正かつ中立に行うこと
ウ　事案の内容その他の事情に応じ、関係機関等との適切な連携の下で行うこと

○　また、調査方法に関する留意点として、次の事項について、事案の類型（例：犯罪に該当し得る場合か否か等）も踏まえつつ、ガイドラインにおいて示すとともに、こども家庭庁において、これらの留意点に配慮した調査をより実効的に行うことができる支援策について検討することとする。
- 事業者が事実確認を行う場合の手順
- 聴き取り内容
- 事実の有無の評価方法
- 人権配慮の具体的内容
- 外部機関・専門家との連携方法（児童等の記憶の汚染（※）防止、心身の負担に配慮した適切な聴き取り、事実認定等）　等

※　「記憶の汚染」とは、性暴力の被害児童等に、何度も話を聴いたり、誘導的な質問をしたりすることで、周りからの質問や事後に得た情報を自分の考えや経験と思い込んだり、体験のない被害を実際に体験したと思い込んだりして、記憶が変わってしまうこと。記憶能力が発達段階にある幼少期等において生じやすい。

第５　安全確保措置①（早期把握、相談、調査、保護・支援、研修）

論点①　安全確保措置の内容・方法

工　保護・支援

前提・考え方

○　法第７条第２項においては、学校設置者等は、児童等が児童対象性暴力等を受けたと認めるときは、内閣府令で定めるところにより、当該児童等の「保護及び支援のための措置」を講じなければならないこととされている。
（法第20条第１項第４号ハにおいては、認定基準として、事業者が定める「児童対象性暴力等対処規程」に「児童等を保護し、及び支援するためにとるべき措置」を含め、これが内閣府令で定める基準に適合することを求めている。）

○　本措置の具体的内容を定めるに当たっては、法の対象に対して同様の措置を求めている他法令における制度との整合性を図る必要がある。また、こども性暴力防止法の成立を踏まえて行った調査研究における検討に留意する必要がある。

■　教員性暴力等防止法においては、児童生徒等の保護及び支援について、次のとおり規定している。
- 学校で事実確認を行う間も含めて、教育職員等により児童生徒性暴力等を受けたと思われる児童生徒等と当該教育職員等との接触を避ける等当該児童生徒等の保護に必要な措置を講じる（第18条第６項）
- 学校の設置者及びその設置する学校は、専門的な知識を有する者の協力を得つつ、児童生徒等の保護及び支援並びにその保護者に対する支援を継続的に行う（※）（第20条第１項）

※　教員性暴力等防止法基本指針では、ワンストップ支援センターなどの機関を被害児童生徒等やその保護者等に紹介するとともに、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が連携し、被害児童生徒等やその保護者等からの相談等に学校で継続的かつ適切に対応し、落ち着いて教育を受けられる環境の確保や学習支援、関係機関との連携等を行うことなどが例示されている。

■　横断指針においては、被害児童等への支援について、「児童が日常を取り戻し、教育・保育等の場が安全・安心な居場所となることが支援の目標」と位置づけつつ、次のような例を示している。
- 支援に関する情報提供（ワンストップ支援センター、医療機関、警察等の専門機関の窓口や、関連する制度の周知等）
- 見守り・寄り添い等（保護者と連携した被害児童の状況把握や傾聴、具体的な支援へのつなぎ等）
- 被害児童等の希望を踏まえ、中長期的に見守っていくこと
- 転園、転校等がある場合は、本人の同意を得て、新たな所属先に対応を引き継ぐこと

第５　安全確保措置①（早期把握、相談、調査、保護・支援、研修）

論点①　安全確保措置の内容・方法

工　保護・支援

対応案

○　法第７条第２項（学校設置者等）及び法第20条第１項第４号（認定事業者等）の保護及び支援のための措置の目的及び方法について、次のア及びイのとおり、内閣府令において定めることとする。

ア　目的

被害児童等が日常を取り戻し、落ち着いて教育、保育等を受けることができるようにすること

イ　方法

- 被害児童等と児童対象性暴力等を行ったと認める教員等との接触の回避
- 事案の内容その他の事情に応じた支援機関等の一覧及び支援内容の被害児童等への情報提供
- 被害児童等及びその保護者からの相談への真摯な対応

第５　安全確保措置①（早期把握、相談、調査、保護・支援、研修）

論点①　安全確保措置の内容・方法

工　保護・支援

対応案（続き）

○　また、これらの措置の留意点として、次の事項について、ガイドラインにおいて示すこととする。

- ■　被害児童等と教員等の接触回避を行う場合の労働法制等の留意点（第７安全確保措置③（防止措置）参照）
- ■　支援機関等の一覧及び支援内容

支援機関等の例	支援内容
地域の性暴力被害者支援機関（ワンストップ支援センター、犯罪被害者等早期援助団体等）	被害者の心身の負担を軽減し、その回復を図るため、被害直後からの必要な支援を提供する（例：医療機関への同行支援・紹介や警察への同行支援等）。 ※ワンストップ支援センターの支援内容の詳細については、各都道府県に設置されている各センターの HP を参照
医療機関	治療が必要な外傷がある場合、妊娠又は性感染症の可能性がある場合や薬物を使用されたおそれがある場合等には、医療機関受診が必要。
警察	被害届を出すか決まっていなくても、警察への相談は可能。警察では被害児童の心情に十分配慮して対応。
弁護士	被害児童等の権利を守るため、早期に弁護士のサポートを求めることも有効。
自治体	犯罪被害者等（性暴力を含む）に係る「総合的対応窓口」において、相談・問い合わせを受け付け、必要に応じ、自治体内の関係部局や関係機関・団体に情報提供・橋渡しなどを行っている。

- ■　内閣府令で定める「被害児童等及びその保護者からの相談への真摯な対応」の解釈
- ■　被害児童等に対する中長期での支援（転校、卒業等の後にも、児童等の同意を得て次の所属先に支援内容・必要性等の情報を引き継ぐ等）　等

第５　安全確保措置①（早期把握、相談、調査、保護・支援、研修）

論点①　安全確保措置の内容・方法

オ　研修

前提・考え方

○　法第８条において、学校設置者等は、児童対象性暴力等の防止に対する関心を高めるとともに、そのために取り組むべき事項に関する理解を深めるための研修を教員等に受講させなければならないこととされている。
（法第20条第１項第５号においては、同じく教育保育等従事者に受講させなければならない研修を、認定基準として内閣府令で定めることとされている。）

○　本措置の具体的内容については、法の対象に対して同様の措置を求めている他法令における制度との整合性を図る必要がある。また、こども性暴力防止法の成立を踏まえて行った調査研究における検討に留意する必要がある。

■　教員性暴力等防止法基本指針においては、「外部専門家や・・・動画を活用したり、ロールプレイ形式・ディベート形式を導入したりするなどの効果的な研修の工夫を図りつつ、教育職員等による児童生徒性暴力等の問題に関する校内研修を様々な機会を捉えて繰り返し、また、計画的に実施するよう、取組の充実を図る」と記載されている。

第５　安全確保措置①（早期把握、相談、調査、保護・支援、研修）

論点①　安全確保措置の内容・方法

オ　研修

前提・考え方（続き）

■　横断指針においては、①研修内容、②実施体制・頻度、③実施方法の例について記載されている。

① 研修内容の例

分野	項目	研修内容の例
未然防止・早期発見に向けて	従事者による児童への性暴力に関する基礎	● 人権及びこどもの権利 ● 性暴力の定義や事例、不適切な行為の例、被害の深刻さ ● 性暴力防止に係る服務規律等、処分・措置に関する規定　等
	性暴力が生じる要因	● 加害につながり得る要因 ● 性暴力行動の背景にある「認知のゆがみ（※）」　等
	不適切な行為や性暴力の疑いの早期発見	● 日常観察におけるポイント ● 報告ルート等の周知 ● 通報者の保護、二次被害防止（うわさの流布禁止）　等
被害／被害の疑い発生時の対応	相談・報告等を踏まえた対応	● 教育・保育等の場で起こりやすい性暴力等の事案（事例） ● 被害児童の安全確保 ● 事実確認方法（被害児童、保護者、加害の疑いがある者等への聴き取り） ● 情報管理、二次被害の防止　等
	被害児童等への支援	● 被害児童、保護者等への支援方法（支援制度の周知等） ● 関係機関との連携、再発防止　等

② 実施体制・頻度の例

- 事業者内に、児童への性暴力防止等に向けた研修の責任者を設置し、従事者の研修を行う。
- 専門的な知見を有する外部有識者等に対して、従業員の研修を依頼する。
- 研修は、１回限りではなく、一定期間ごとに行う。
- 任意ではなく、受講を必須とし、業務として受講させる。

※　加害者には、「少し触っただけで大したことではない」「実は児童も喜んでいる・嫌がっていなかった」「児童が好意を寄せてきており、それに応えただけ」など、「認知のゆがみ」と呼ばれる一方的な思い込みがみられる。

論点①　安全確保措置の内容・方法

オ　研修

前提・考え方（続き）

③　実施方法の例（要約）

・　研修の実施方法は、知識の習得が中心の研修項目（eラーニング形式、動画視聴形式）、研修参加者による議論や検討が中心の研修項目（ワークショップ形式等）等、学ぶ内容に適した方法を組み合わせることが効率的と考えられる。

・　研修においては、ワークショップ（ケーススタディ等）形式を用いることで、性暴力の疑い等が生じた際に実際に取るべき行動をシミュレーションすることができるようになるなど、「自分ごと」として、受講者１人１人が実践的に考える機会が得られ、研修効果が上がると考えられる。

・　ワークショップは、対面形式が望ましいが、オンライン形式でも実施可能である。

・　現場で悩む「接触」の在り方について、現場の従事者が悩みや認識を共有しながら、従事者から児童への性暴力が生じ得るという前提に基づいた適切な対応や支援の在り方を、個別具体的に考えていくことが有効な場合もある。

第５　安全確保措置①（早期把握、相談、調査、保護・支援、研修）

論点①　安全確保措置の内容・方法

オ　研修

対応案

○　法第８条に定める学校設置者等が教員等に受講させなければならない研修（認定事業者等にあっては内閣府令で定める研修）の内容は、次の①から⑥までに掲げる項目を含むものとし、座学と演習を組み合わせたものとする。

①　従事者による児童対象性暴力等の防止に関する基礎的事項（こどもの権利に関する事項を含む。）
②　児童対象性暴力等が生じる要因（認知のゆがみを含む）
③　児童対象性暴力等及び不適切な行為の範囲（盗撮等を含む）
④　児童対象性暴力等及び不適切な行為の疑いの早期発見
⑤　相談、報告等を踏まえた対応
⑥　被害児童等の保護・支援

○　また、研修の留意点として、次の事項について、ガイドラインにおいて示すこととする。

- 各研修項目の詳細
- 各研修項目の望ましい実施方法
- 受講のタイミング（１回限りではなく定期的に行うことが望ましいこと等）
- 様々な勤務形態・内容の従事者が受講しやすい研修の実施方法
- 外部の専門家等の活用
- 事業者の事業の性質や実態を踏まえた事業者独自の研修も望ましいこと
- 研修を通じて議論した内容を、事業者のルール（カメラの使用ルール等）、体制、環境（死角のある場所等）等の見直しに活かすこと
- 研修時間は労働時間に含まれること　等

○　以上の内容は、現時点のイメージであり、今年度実施中の研修の在り方に関する調査研究を踏まえてさらに検討し、標準的な研修教材を、こども家庭庁において、令和７年度中を目途に作成することとする。

論点②　その他留意すべき点

第５　安全確保措置①（早期把握、相談、調査、保護・支援、研修）

論点② その他留意すべき点

論点①に掲げる安全確保措置に関する事項に加えて、法の附帯決議に掲げられている次のアからカまでの事項について、考え方を順次示す。

ア　教員性暴力等防止法等との関係
イ　施設等で複数の目が行き届くような体制の整備
ウ　安全確保措置を事業者が負荷なく構築できるよう支援する仕組み
エ　こどもの安全・保護に関する責任者の任命
オ　研修、相談、調査等における第三者性の確保
カ　防犯カメラ等の活用

第５　安全確保措置①（早期把握、相談、調査、保護・支援、研修）

論点②その他留意すべき点

ア　教員性暴力等防止法等との関係

前提・考え方

○　法の附帯決議においては、法に基づく下位法令、ガイドラインの制定に当たっては、教員性暴力等防止法、児童福祉法等やこれらの法律に基づく指針との整合性を図ることが求められている。

■　教員性暴力等防止法においては、学校に対し、法が学校設置者等に求める措置の一部（早期把握、相談、調査、保護・支援、研修）と同等の措置を義務付けている。

※「保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」（令和５年３月27日付け子発0327第５号厚生労働省こども家庭局長通知。以下「保育士性暴力等防止基本指針」という。）においては、児童福祉法上の義務付けはされていないが、保育所等に対し、教員性暴力防止法に定める義務と同様の措置（調査については、保育所等の事業者ではなく、都道府県が行うこと）を求めている。

■　教員性暴力等防止法、児童福祉法等においては、一定の場合に、性暴力を把握した者に対して、通報等の義務が課せられている。

※　今国会で成立した児童福祉法等の一部を改正する法律においては、保育所等の施設・事業における虐待に対し、同様に通報義務が新たに課せられることとされている。

対応案

○　教員性暴力等防止法等及びその指針との整合性に関しては、学校については、

・　教員性暴力等防止法で定められている早期把握、相談、調査、保護・支援、研修の措置

・　既に学校で行うこととされている措置

を講じていれば、基本的には法のガイドライン等で示す内容を満たすものと整理し、重複して同様の措置を講じる必要がないことを、ガイドライン等において示すこととする。

○　保育所等についても、保育士性暴力等防止基本指針で求められている措置が講じられている場合には同様に、重複する措置を講じる必要がないことを、ガイドライン等において示すこととする。

○　また、学校、保育所等については、法で定める早期把握、相談、調査等の措置において、教員性暴力等防止法、児童福祉法等で通報等の対象となる事実を把握した場合には、これらの法律に基づく適切な対応が求められる旨を、ガイドラインにおいて示すこととする。

論点②その他留意すべき点

イ　施設等で複数の目が行き届くような体制の整備

前提・考え方

○　法の附帯決議においては、「施設などにおいて複数の目が行き届くような体制が整備されるよう努めること」が求められている。

○　横断指針においては、「多様な視点・観点から児童の行動をみるために、かつ担任など児童にとって最も身近な者が性加害を行っている可能性があることを踏まえ、担任だけではなく、複数人で性暴力被害の兆候の有無を観察することが有効」と記載されている。

○　また、横断指針においては、性暴力等の未然防止のため、
①ハード面として、物理的環境の見直しによる密室状態の回避（死角を把握して可能な限りなくす、監視システム等を活用する等）
②ソフト面として、巡回の実施、複数の従事者での児童への対応等
の予防的取組が、有効な対策として挙げられている。

対応案

○　施設等で複数の目が行き届くような体制の整備に関しては、次の事項について、ガイドラインにおいて示すこととする。
- 児童対象性暴力等の早期把握のためには、担任だけではなく複数人での見守りが有効であること
- 児童対象性暴力等の未然防止のためには、施設・事業所の環境整備に当たり、目が行き届きにくい、死角となりやすい場所を可能な限り減らすため、防犯カメラ等を活用すること、巡回を実施・強化すること、従事者間で死角となりやすい場所等について議論して意識を高めること、児童等から死角となりやすい場所等に関する意見を募ること等が有効であること

  ※　防犯カメラ等活用に当たっての留意点等については、P.111「カ　防犯カメラ等の活用」参照。

○　併せて、学校設置者等の運営体制の充実についても、「こども性暴力防止法の施行に向けた基本方針」（次頁参照）も踏まえつつ、各施設・事業の所管省庁において、引き続き取り組むこととする。

第５　安全確保措置①（早期把握、相談、調査、保護・支援、研修）

論点②その他留意すべき点

ウ　安全確保措置を事業者が負荷なく構築できるよう支援する仕組み

前提

○　法の附帯決議においては、「学校設置者等及び認定事業者が、その規模にかかわらず研修、相談、調査等の措置を講ずる体制を負荷なく構築することができるよう支援する仕組み」の整備が求められている。

対応案

○　安全確保措置を事業者が負荷なく構築できるよう支援する仕組みに関しては、こども家庭庁において、令和７年度中を目途として、

・　事業者にとって分かりやすいガイドライン等の策定
・　広く利用可能な研修教材の作成

等を行い、事業者が安全確保措置を行うに当たって負担を軽減できるよう努めることとする。

○　また、こども家庭庁を含む関係府省庁においては、「こども性暴力防止法の施行に向けた基本方針」（令和７年６月 26 日　こども性暴力防止法施行準備委員会決定）に基づき、次のとおり予算要求を行う。

> ○ こども性暴力防止法の施行に必要な予算に関し、こども家庭庁においては、
> ・ 業務委託に要する経費
> ・ こども性暴力防止法関連システムの開発及び保守管理に要する経費
> ・ 事業者からの相談対応に要する経費
> ・ その他周知広報、必要な調査研究等に要する経費
> の要求を行うほか、こども家庭庁が所管する児童福祉施設・事業において、こども性暴力防止法の施行に伴い追加的に必要となる経費について、要求を行う。
>
> ○ また、関係府省庁においては、所管制度ごとに行われている取組の中で、既に事業者・被害者支援、防犯、DX、システム等、こどもに対する性暴力の防止に資するものがあることから、こども性暴力防止法の施行に当たっても、これらの取組を継続・拡充することにより効果的・効率的な対策を行うことが可能となる。
> 　このため、こども性暴力防止法の施行に伴い、各所管分野において追加的に必要となる経費、各府省庁が有するシステムの改修に要する経費等については、既存の取組の継続・拡充を含め、それぞれ関係府省庁において、必要な要求を行う。

○　さらに、こども性暴力防止に向けた総合的な対策（令和６年４月25日こどもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議・性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議取りまとめ）等に盛り込まれた予算も活用し、施行に向けて、関係府省庁において、事業者に対する支援を引き続き検討・実施することとする。

論点②その他留意すべき点

エ　こどもの安全・保護に関する責任者の任命

前提・考え方

○　法の附帯決議においては、学校設置者等及び認定事業者が、「こどもの安全・保護に関する責任者を任命する仕組み等」を検討することが求められている。

○　横断指針においては、児童等からの「相談・報告等を踏まえた対応を行うチーム・体制の形成」に関する章において、次の内容が記載されている。

・　児童への性暴力や不適切な行為があったと疑われるときに対応する者及び対応内容を、予め定めておくことは、速やかに安全確保、事実確認、注意指導等を行う上で有効と考えられる。

・　性暴力の疑いの段階から重く受け止めることが重要であり、様子見などをすることなく、組織内外のサポートを得て、チームで対応することが有効と考えられる。

対応案

○　こどもの安全・保護に関する責任者の任命する仕組みに関しては、次の事項について、ガイドラインにおいて示すこととする。

・　児童等、保護者、従事者等からの相談や報告により、児童対象性暴力等が行われた疑いがあるときに対応する者を、あらかじめ定めておくことは、速やかに調査、保護・支援等を行う上で有効と考えられること

・　児童対象性暴力等については、そのおそれがある段階から重く受け止めて対応することが重要であり、様子見などをすることなく、組織内外のサポートを得て、あらかじめ設けた担当チームで対応することが有効と考えられること

・　万が一、責任者など担当チームの構成員によって児童対象性暴力等が行われた疑いが生じた場合も、組織として対応が適切に機能する対応フローをあらかじめ準備しておくことが重要であること

第５　安全確保措置①（早期把握、相談、調査、保護・支援、研修）

論点②その他留意すべき点

オ　研修、相談、調査等における第三者性の確保

前提・考え方

○　法の附帯決議においては、「研修、相談、調査等については、公平性、透明性及び質の担保のため、外部有識者の活用など第三者性の確保にも留意すること」が求められている。

○　横断指針においては、
- 研修については、実施体制の例として、専門的な知見を有する外部有識者等に対して、従業員の研修を依頼すること
- 相談については、相談体制の整備・周知の具体的な内容として、外部の相談窓口を含めた、複数の相談窓口の分かりやすい周知を実施すること
- 調査については、事案に応じて外部機関（例：警察、地方自治体、教育委員会、児童相談所等）と連携して実施すること

が挙げられている。

対応案

○　研修、相談、調査等における第三者性の確保に関しては、次の事項について、ガイドラインにおいて示すこととする。
- 研修については、外部有識者の活用が有効であること
- 相談については、事業者内で第三者性を確保するよう努めることに加え、外部の相談機関も周知すること
- 調査については、事案に応じて外部機関（例：警察、地方自治体、教育委員会、児童相談所等）との連携が必要であること

論点②その他留意すべき点

カ　防犯カメラ等の活用

前提・考え方

○　児童対象性暴力等の防止策としての防犯カメラ等の設置・運用の在り方について、現場の判断に資するため、そのメリットや留意点を整理して示す必要がある。

対応案

防犯カメラ等の活用に関する留意点について、次の内容を、ガイドラインに示すこととする。
（※　防犯カメラ等：防犯カメラ（常設型・可搬型）、人感センサー、送迎車内も撮影できるドライブレコーダーなど）

○　防犯カメラ等は、児童対象性暴力等の防止の観点から、次のような点で有効である。
- 性暴力等の発生の抑止力となること
- 異常の早期検知が容易になること
- 性暴力等の疑いが生じた場合の事実確認が適切に行われ、児童等・従事者の双方をトラブルから守ること
- 性暴力等が発生した際の証拠となり得ることから、被害申告を促す効果が考えられること

○　その具体的な設置場所としては、例えば、①目が行き届きにくい、死角となりやすい場所や、②面談室など児童等と一対一にならざるを得ない場所等が考えられる。

○　ただし、設置・運用に当たっては、個人のプライバシー、児童等への心理的な影響、現場の委縮（教育内容など）、目的外利用の防止といった観点にも配慮しながら、関係者間で運用ルールを協議して定めることが重要である。
　また、施設内での防犯カメラの映像は個人情報に該当し得ることから、そのデータは個人情報保護法に則って適切に管理される必要がある。

論点②その他留意すべき点

カ　防犯カメラ等の活用

対応案（続き）

○　また、面談室など児童等と一対一になる場合（いとま特例が適用される場合等）の記録のための録画又は録音については、次に掲げる対応が必要である。

・　児童等の心理的障壁等の観点から業務の性質上支障がない場合、かつ、児童等や保護者の意向を丁寧に把握した上で、その同意が得られた場合にのみ行うこと。 相談の際の防犯カメラ等の設置、録画等の要否の判断に当たっては、当該相談に対応するカウンセラー等の判断も尊重すること。

・　必要な運用ルールについて、関係者で合意しておくこと（例：児童対象性暴力等が行われた疑いがある場合に限って、録画又は録音内容の確認を行う　など）。

・　私用端末は、録画又は録音には使用しないこと。

・　防犯カメラ等を活用しない場合にも、その場で行われた会話等を最後に双方で確認するなど、トラブル防止のための対応を行うこと。

※　同様に、児童養護施設等の生活の場においては、特に児童等のプライバシーに配慮し、意向聴取・同意取得等を丁寧に行った上で設置すること。

○　防犯カメラ等の設置に当たって、個人のプライバシー、現場の委縮等に配慮するための工夫としては、次のような対応が挙げられる。

・　撮影したデータは、何か事案が発生したときに検証するために用いることとし、何もなければ映像は見ない／非公開にする／一定期間の後に消去するなどのルールを設けること。

※　児童への性暴力は、発覚するまでに一定の期間を要することが多く、証拠保全の観点からは、管理に必要な負担も踏まえた上で、可能な限り長期間保存することが望ましい。

・　責任者や管理職以外の者が、防犯カメラ等を操作することができないようにすること。

・　プライバシー保護の観点から撮影が難しい閉鎖的空間（例：児童の居室、トイレ、更衣室、浴室）については、その入口にカメラを設置し、その際、室内が映らないよう入退室のみを記録し、被害の疑いが生じた場合の検証に活用できるようにすること。

・　録画だけでなく、録音を行う場合には、より個人のプライバシーに配慮する必要があるため、同意取得等を含めて、丁寧な対応が求められること。

論点②その他留意すべき点

カ　防犯カメラ等の活用

対応案（続き）

○　防犯カメラ等は、巡回や鍵の管理など様々な防犯対策のうちの一つであり、児童等のケガ・事故やトラブルなどの検証等の観点からも、事業の様態や現場の事情に応じて導入の検討がなされるものでもある。各事業者においては、本法の施行に伴い、防犯カメラ等の活用のメリットや留意点も踏まえつつ、対象児童等の発達段階や事業の性質などの事業の実情に応じて、設置・運用の在り方を検討することが望ましい。

【参考】横断指針における防犯カメラの有効活用例（カメラの設置による不適切保育の予防と検知：認定 NPO 法人フローレンス）

- 施設型保育・訪問型障害児保育において、性暴力にかかわらず、不適切保育の抑制、ケガや事故など含めて何かあった場合の確認のため、カメラを設置。保育士を守ることにもつながる。
- カメラ映像は、法人側で確認することができる。障害児訪問保育においてはリアルタイムでモニタリングできる体制をとっており、不適切な保育や危険な保育等に対して、即座に検知と指導が行える環境となっている（保護者がリアルタイムで閲覧できるものではない）

※　医療的ケア児の保育中の事故は、生命の危険につながりかねないこともあり、その必要性は大きい。

※　このほか、防犯カメラの映像を、日常的に事故やケガの検証と再発防止策の検討に活用している事例などもある。

第６　安全確保措置②
（犯罪事実確認）

論点① 犯罪事実確認の期限等

第６　安全確保措置②（犯罪事実確認）

論点① 犯罪事実確認の期限等

【確認期限】

○　法においては、学校設置者等（①～③）又は認定事業者等（④～⑥）は、

（学校設置者等）

①　教員等（施行時現職者を除く。）としてその本来の業務に従事させようとする者については、当該業務を行わせるまで（法第４条第１項）

②　施行時現職者については、施行日から起算して３年以内で政令で定める期間を経過するまで（法第４条第３項）

③　犯罪事実確認を行った者については、確認日の翌日から起算して５年を経過する日の属する年度の末日まで（法第４条第４項）

（認定事業者等）

④　教育保育等従事者（認定時現職者を除く。）としてその本来の業務に従事させようとする者については、当該業務を行わせるまで（法第26条第１項）

⑤　認定時現職者については、認定等の日から起算して１年以内で政令で定める期間を経過するまで（法第26条第３項）

⑥　犯罪事実確認を行った者については、確認日の翌日から起算して５年を経過する日の属する年度の末日まで（法第26条第６項）

に、犯罪事実確認を行わなければならないこととされている。

【いとま特例】

○　また、法第４条第２項又は法第26条第２項においては、学校設置者等又は認定事業者等は、

・　急な欠員を生じた場合その他のやむを得ない事情として内閣府令で定めるものにより、

・　教員等又は教育保育等従事者について対象業務を行わせるまでに犯罪事実確認を行ういとまがない場合であって、直ちにその者に当該業務を行わせなければその事業等の運営に著しい支障が生ずるときは、

・　当該教員等又は教育保育等従事者の犯罪事実確認を、当該業務に従事させた日から６月以内で政令で定める期間内に

行うことができることとされている。

○　ただし、学校設置者等又は認定事業者等は、犯罪事実確認を行うまでの間は、その者を特定性犯罪事実該当者とみなして必要な措置を講じなければならないこととされている。

第６　安全確保措置②（犯罪事実確認）

論点① 犯罪事実確認の期限等

犯罪事実確認の期限等に関する次のアからオまでに掲げる事項については、政令、内閣府令及びガイドラインにおいて、その具体的内容等を規定・明確化する必要がある。

ア　犯罪事実確認の期限（法第４条第１項及び第３項並びに第26条第１項及び第３項）
イ　いとま特例が適用される「やむを得ない事情」の内容（法第４条第２項及び第26条第２項）
ウ　いとま特例が適用される場合の確認期限（法第４条第２項及び第26条第２項）
エ　いとま特例が適用される場合に講じる必要な措置（法第４条第２項及び第26条第２項）
オ　離職の解釈（法第38条第２項第１号）

第６　安全確保措置②（犯罪事実確認）

論点① 犯罪事実確認の期限等

ア　犯罪事実確認の期限（法第４条第１項及び第３項並びに第26条第１項及び第３項）

前提・考え方

○　法においては、学校設置者等（①～③）又は認定事業者等（④～⑥）は、

（学校設置者等）
①　教員等（施行時現職者を除く。）としてその本来の業務に従事させようとする者については、当該業務を行わせるまで（法第４条第１項）
②　施行時現職者については、施行日から起算して３年以内で政令で定める期間を経過するまで（法第４条第３項）
③　犯罪事実確認を行った者については、確認日の翌日から起算して５年を経過する日の属する年度の末日まで（法第４条第４項）

（認定事業者等）
④　教育保育等従事者（認定時現職者を除く。）としてその本来の業務に従事させようとする者については、当該業務を行わせるまで（法第26条第１項）
⑤　認定時現職者については、認定等の日から起算して１年以内で政令で定める期間を経過するまで（法第26条第３項）
⑥　犯罪事実確認を行った者については、確認日の翌日から起算して５年を経過する日の属する年度の末日まで（法第26条第６項）

に、犯罪事実確認を行わなければならないこととされている。

○　このうち、①・④について、新規採用、配置転換等により新たに対象業務に従事することとなる者については、いつから、実際に対象業務に従事するまでの間に確認を行うことができるのかについて、ガイドラインにおいて、明確化する必要がある。

○　この際、従事者の犯歴情報は、極めて機微性の高い個人情報であることから、どうしても必要となる場合に限って事業者に提供されるべきものであり、この観点からは、犯罪事実確認は、教員等又は教育保育等従事者が対象業務に従事することが確定した段階で行うこととする必要があると考えられる。

○　また、②・⑤について、施行時現職者及び認定時現職者の確認期限を政令で定めるに当たっては、特に施行時点においては、申請・処理事務の分散及び負担軽減の観点も踏まえた期間を設定する必要があると考えられる。

第６　安全確保措置②（犯罪事実確認）

論点① 犯罪事実確認の期限等

ア　犯罪事実確認の期限（法第４条第１項及び第３項並びに第26条第１項及び第３項）

対応案

○　新規採用、配置転換等により新たに対象業務に従事することとなる教員等又は教育保育等従事者については、学校設置者等又は認定事業者等は、従事者が対象業務に従事する旨の意思表示（通知）を受けたとき、具体的には内定通知、異動内示等を受けたときから実際に対象業務に従事するまでの間に犯罪事実確認を行うことができる旨、ガイドラインに示すこととする。

○　ただし、職種を限定して募集していない場合等、内定通知の段階では、当該内定者が対象業務に従事するか否かが未定であるような場合には、内定通知後、対象業務に従事することが定まったときから犯罪事実確認を行うことができる旨、ガイドラインに示すこととする。

○　学校設置者等における施行時現職者の犯罪事実確認の期限及び認定事業者等における認定時現職者の犯罪事実確認の期限については、それぞれ次のとおり政令で定めることとする。

- 施行時現職者の期限：　施行日から起算して３年を経過する日
- 認定時現職者の期限：　認定等の日から起算して１年を経過する日

第６　安全確保措置②（犯罪事実確認）

論点① 犯罪事実確認の期限等

イ　いとま特例が適用される「やむを得ない事情」の内容（法第４条第２項及び第26条第２項）

前提・考え方

○　法第４条第２項及び第26条第２項においては、学校設置者等及び認定事業者等（以下「対象事業者」という。）は、
- 急な欠員を生じた場合その他のやむを得ない事情として内閣府令で定めるものにより、
- 教員等及び教育保育等従事者（以下「対象業務従事者」という。）について対象業務を行わせるまでに犯罪事実確認を行ういとまがない場合であって、直ちにその者に当該業務を行わせなければその事業等の運営に著しい支障が生ずるときは、
- 当該対象業務従事者の犯罪事実確認を、当該業務に従事させた日から６月以内で政令で定める期間内に

行うことができる特例（以下「いとま特例」という。）が規定されている。

○　いとま特例を適用すべき「やむを得ない事情」としては、主に次のような場合が考えられる。

⑴　対象事業者が、新たに対象業務従事者に対する犯罪事実確認を行うことが必要な場合であって、当該対象事業者の責めに帰すことのできない事情により、当該対象業務従事者の従事開始日までに犯罪事実確認の期間を確保できないとき

⑵　対象事業者が、対象業務従事者の従事開始日までに十分な余裕をもって犯罪事実確認書の交付申請をしたにもかかわらず、当該対象業務従事者の従事開始までに交付が受けられない場合

対応案

○　法第４条第２項（学校設置者等）及び第26条第２項（認定事業者等）のいとま特例が適用される「やむを得ない事情として内閣府令で定めるもの」については、それぞれP.122・123の表のとおりとする。

第６　安全確保措置②（犯罪事実確認）

論点⑦　犯罪事実確認の期限等

ウ　いとま特例が適用される場合の確認期限（法第４条第２項及び第26条第２項）

前提・考え方

○　法第４条第２項及び第26条第２項においては、いとま特例が適用される場合、対象事業者は、対象業務に従事させた日から６月以内で政令で定める期間内に犯罪事実確認を行うこととされている。

○　児童対象性暴力等の防止等の観点からは、いとま特例が適用される対象業務従事者に対しては、犯罪事実確認書の交付に必要な標準処理期間（論点②オで検討）を踏まえつつも、可能な限り速やかに犯罪事実確認が実施されることが適切であると考えられる。

○　ただし、次のような場合があることも、考慮に入れる必要があると考えられる。
- 組織変更等（合併、新設等）の事情によりいとま特例が適用された場合には、短期間に多くの確認対象者数が生ずる可能性があること
- 従事開始まで又はいとま特例の期限までに十分な余裕をもって犯罪事実確認書の交付申請を行ったとしても、国が標準処理期間を超えて交付する場合がありうること

対応案

○　法第４条第２項（学校設置者等）及び第26条第２項（認定事業者等）のいとま特例が適用される場合の犯罪事実確認の期限については、次のとおり、政令で定めることとする。

■　原則、対象業務従事者の従事開始日から、３月とする。
■　ただし、次に掲げる場合には、従事開始日から、６月とする。
- 組織変更等（合併、新設等）の事情がある場合
- 対象事業者が遅滞なく犯罪事実確認書の交付申請を行ったにもかかわらず、国からの交付がない場合

○　また、従事開始日から3月を期限とする事由に該当する場合であっても、当該期限までに十分な余裕をもって犯罪事実確認書の交付申請を行ったにもかかわらず国からの交付がない場合は、犯罪事実確認の期限は、従事開始日から、６月とする。

「やむを得ない事情」の考え方及び確認期限（学校設置者等の場合）

分類	やむを得ない事情（第４条第２項）	期限
新規採用	①　学級数の変動等による急な増員や予見不可能な欠員等により、短期間に職員又は従業者を採用し、業務に従事させる必要がある場合	従事開始から３月以内（一定の要件に該当する場合は６月以内（※）） 従事開始から６月以内（法定上限）
	②　①以外の場合であって、学校設置者等の責めに帰すことのできない事情により、短期間で職員又は従業者を採用し、業務に従事させる必要がある場合	
異動	③　教育委員会及び国立大学法人間の人事交流その他の異なる事業者への異動に伴い、改めて犯罪事実確認が必要となる場合であって、国等における予算編成上の制約等によって内示が従事開始の直前となるとき	
	④　教育委員会の事務局から学校への異動その他の同一事業者内で対象業務以外の業務から対象業務への異動に伴い、改めて犯罪事実確認が必要な場合であって、国等における予算編成上の制約等によって内示が従事開始の直前となるとき	
事業者間契約	⑤　労働者派遣契約や請負契約等に基づき教員等として従事させようとする場合であって、当該労働者派遣契約等の締結等が学校設置者等の責めに帰すことのできない事情により、当初の想定よりも遅れ、当該契約等の締結等が教員等として業務に従事することとなる者がその業務に従事し始める直前となるとき	
組織変更等	⑥　現に存在し又は行われている学校等又は児童福祉事業について、新設合併（私立学校法（昭和24年法律第270号）、社会福祉法（昭和26年法律第45号）及び会社法（平成17年法律第86号）に定めるものをいう。）、新設分割（会社法に定めるものをいう。）その他の事由により、当該事由によって新たにこれらの施設の学校等又は児童福祉事業に係る学校設置者等となる者が承継し、継続して設置又は運営することとなる場合	
	⑦　現に存在し又は行われている学校等又は児童福祉事業について、吸収合併（私立学校法、社会福祉法及び会社法に定めるものをいう。）、吸収分割（会社法に定めるものをいう。）及び事業譲渡その他の事由により、当該学校等又は児童福祉事業に係る他の学校設置者等である者が承継し、継続して設置又は運営することとなる場合であって、当該学校設置者等の責めに帰すことのできない事情により、短期間で職員又は従業者を業務に従事させる必要があるとき	
	⑧　学校等又は児童福祉事業の新設により、新たにこれらの施設の学校等又は児童福祉事業に係る学校設置者等となる場合であって、許認可等が当初の想定より遅れるなどの学校設置者等の責めに帰すことのできない事情により、許認可等により学校設置者等となってから実際に当該学校等又は児童福祉事業の運営を開始するまでの期間が十分に確保できないとき	
その他	⑨　学校設置者等が、職員又は従業者の従事開始までに十分な余裕をもって犯罪事実確認書の交付を申請したにもかかわらず、当該職員又は従業者の従事開始までに当該交付が受けられない場合	従事開始から６月以内（法定上限）
	⑩　①～⑨に掲げるもののほか、災害その他内閣総理大臣が特に必要と認める場合	

※　①から⑤までに該当することにより「いとま特例」が適用されている職員又は従業者について、期限（従事開始から３月）までに十分な余裕をもって犯罪事実確認書の交付を申請したにもかかわらず、当該期限までに当該交付が受けられない場合は、期限を「６月以内」とする。

「やむを得ない事情」の考え方及び確認期限（認定事業者等の場合）

分類	やむを得ない事情（第26条第２項）	期限
新規採用	①　予見不可能な欠員等により、短期間に職員又は従業者を採用し、業務に従事させる必要がある場合	従事開始から３月以内（一定の要件に該当する場合は６月以内（※1）） 従事開始から６月以内（法定上限）
	②　①を除く、認定事業者等の責めに帰すことのできない事情により、短期間で職員又は従業者を採用し、業務に従事させる必要がある場合	
異動	③　異なる事業者との人事交流その他の事由による異動に伴い、改めて犯罪事実確認が必要となる場合であって、認定事業者等の責めに帰すことのできない事情により、内示が従事開始の直前となるとき	
	④　同一事業者内で対象業務以外の業務から対象業務への異動に伴い、改めて犯罪事実確認が必要な場合であって、認定事業者等の責めに帰すことのできない事情により、内示が従事開始の直前となるとき	
事業者間契約	⑤　労働者派遣契約や請負契約等に基づき教育保育等従事者として従事させようとする場合であって、当該労働者派遣契約等の締結等が認定事業者等の責めに帰すことのできない事情により、当初の想定よりも遅れ、当該契約等の締結等が教育保育等従事者として業務に従事することとなる者がその業務に従事し始める直前となるとき	
組織変更等	⑥　現に存在し又は行われている民間教育保育等事業について、新設合併（社会福祉法に定めるものをいう。）その他の事由により、当該事由によって新たに当該事業に係る認定事業者等となる者が承継し、継続して運営することとなる場合	
	⑦　現に存在し又は行われている民間教育保育等事業について、吸収合併（私立学校法、社会福祉法及び会社法に定めるものをいう。）、吸収分割（会社法に定めるものをいう。）及び事業譲渡その他の事由により、当該事業に係る他の認定事業者等である者が承継し、継続して運営することとなる場合であって、当該認定事業者等の責めに帰すことのできない事情により、短期間で職員又は従業者を業務に従事させる必要があるとき	
その他	⑧　認定事業者等が、職員又は従業者の従事開始までに十分な余裕をもって犯罪事実確認書の交付を申請したにもかかわらず、当該職員又は従業者の従事開始までに当該交付が受けられない場合	
	⑨　①～⑧に掲げるもののほか、災害その他内閣総理大臣が特に必要と認める場合	

※１　①から⑤までに該当することにより「いとま特例」が適用されている職員又は従業者について、期限（従事開始から３月）までに十分な余裕をもって犯罪事実確認書の交付を申請したにもかかわらず、当該期限までに当該交付が受けられない場合は、期限を「６月以内」とする。

※２　なお、認定事業者等については、法第26条第３項の規定により、認定時現職者の犯罪事実確認の期限が認定等の日から起算して１年を経過する日とされれば、民間教育保育等事業者の新設や新設合併等（上記⑥を除く。）の組織変更等は同項によることとし、いとま特例の適用はしないものと整理する。

第６　安全確保措置②（犯罪事実確認）

論点① 犯罪事実確認の期限等

エ　いとま特例が適用される場合に講じる必要な措置（法第４条第２項及び第26条第２項）

前提・考え方

○　法第４条第２項及び第26条第２項のただし書においては、いとま特例を適用する場合に、対象事業者は、犯罪事実確認を行うまでの間、いとま特例が適用される対象業務従業者について、特定性犯罪事実該当者とみなして必要な措置を講じなければならないこととされている。

○　この「必要な措置」の具体的内容について、ガイドラインにおいて明確化する必要がある。

○　明確化に当たっては、次のような点を考慮する必要がある。

・　いとま特例が適用される対象業務従業者は、犯罪事実確認が行われておらず、性犯罪の再犯リスクが不明であることから、特定性犯罪事実該当者とみなすこととされている。このため、本来であれば、法第６条（学校設置者等）及び第20条第１項第４号イに定める児童対象性暴力等を防止するために必要な措置（以下「防止措置」という。）に類する措置が必要となると考えられる。
　一方で、やむを得ない事情によって、短期間に限り、対象業務に従事させる必要性があるという前提でいとま特例が適用されており、全く対象業務に従事させないということはできない点も考慮する必要がある。

・　また、業務（例　スクールカウンセラー）によっては、一対一で児童等に接することが必要となる場合がありうる。

対応案

○　法第４条第２項（学校設置者等）及び第26条第２項（認定事業者等）に定める必要な措置の具体的内容について、次のア及びイのとおり、ガイドラインにおいて示すこととする。

ア　前提
　○　可能な限り速やかに犯罪事実確認を行う。
　○　いとま特例の対象となること及び措置の内容、違反した場合は処分の対象となること等について、採用段階等を通してあらかじめ対象者に伝達する。
　○　必要に応じて、児童等やその保護者にも、いとま特例を適用する場面があり得る旨説明し、理解を得る。

論点① 犯罪事実確認の期限等

エ　いとま特例が適用される場合に講じる必要な措置（法第４条第２項及び第26条第２項）

対応案（続き）

イ　措置の具体的内容

【基本的な対応】

○　原則として、児童等と一対一にさせない。

（例：対児童業務ではなく研修等の時間を優先的に充てる、一人になりやすいようなシフトは組まない等）

○　いとま特例の趣旨・必要な措置や児童対象性暴力等の防止に関する研修を受講する。

○　管理職による定期的な巡回・声掛け等を行う。

【やむを得ず一対一になる場合の対応】

○　原則として、事前に管理職等に対し、時間、場所、対象児童、一対一になる必要性（※）等を知らせるとともに、事後に完了報告を行う。（突発的な事件・事故への対応等、児童等の安全確保のために一対一で対応せざるを得ない場合はこの限りでない。）

※　やむを得ず一対一になる場合として、次のようなケースを想定

・　スクールカウンセラー等との面談であり、一対一で行わなければ、児童等の心理的障壁が高まり、十分な相談対応等を図ることができないと専門的見地から判断される場合

・　家庭や心身の状況等に関する相談内容であるために、児童等からの求めに応じて、一対一で相談対応を行うことが適切と判断される場合

○　一対一になる場面の性質にもよるが、極力外部から視認性の高い場所（内部状況が外から確認できる教室、防犯カメラ等が設置された個室等）又はリモートで行うことを検討する（いとま特例が適用されない場合も同様）。

※防犯カメラ等の活用に当たっての留意点等については、P.111「カ　防犯カメラ等の活用」参照。

第６　安全確保措置②（犯罪事実確認）

論点① 犯罪事実確認の期限等

オ　離職の解釈（法第38条第２項第１号）

前提・考え方

○　法第38条第２項第１号においては、対象事業者は、犯罪事実確認に係る申請従事者が離職した場合には、離職の日から起算して30日が経過する日までに、当該申請従事者の犯罪事実確認書及び犯罪事実確認書に記載された情報に係る記録（以下「犯罪事実確認記録等」という。）を廃棄及び消去しなければならないとしている。

○　しかし、反復継続する有期労働契約の満了等の後、近い将来に改めて同一事業者で従事することが予定されている者についてまで、同号の「離職」に該当すると解する場合には、対象事業者は、当該従事者について、その都度犯罪事実確認記録等を廃棄及び消去させ、新たに犯罪事実確認をさせることとなり、対象事業者及び申請従事者双方に大きな負担となる。

対応案

○　次の①から③までに掲げる場合は、同号に定める「離職」に当たらないと整理し、ガイドラインにおいて示すこととする。

①　有期労働契約を行っている者であって、雇用期間等の終了後も対象業務への従事を継続することが、新たな雇用契約書等の客観性を有する書面等に基づき予め取り決められている場合（会計年度任用職員等の場合は、任期の終了後、再度、対象業務に従事する職に任用される場合）

②　公務員における人材交流等の場合で、一度任用関係等が終了するが、その後再度任用等され対象業務に従事することが予定されていることが、退職金の未支給等により明らかな場合

③　ボランティアや、都度短期で雇用契約等を締結している者等であって、一定の期間を定めて同一事業者において対象業務に従事する可能性がある旨の書面を別途取り交わしている場合
※当該書面を取り交わす場合、事業者は従事者に対し、当該書面は雇用契約書ではなく、また、雇用契約の期間を示すものではない旨及び当該書面の趣旨を説明することが適当。

○　また、申請従事者が退職した日から起算して30日が経過する日までの間で、かつ対象事業者が犯罪事実確認記録等の廃棄及び消去を行う前に、当該申請従事者が、対象業務に従事する者として同一事業者に再就職した場合は、元々予定されていた次の犯罪事実確認までの間は、犯罪事実確認記録等の廃棄・消去及び新たな犯罪事実確認は要さないこととする。

論点② 犯罪事実確認の手続

第６　安全確保措置②（犯罪事実確認）

論点② 犯罪事実確認の手続

○　犯罪事実確認については、法に基づいて、次の順序で実施される。

①　対象事業者は、内閣総理大臣（こども家庭庁）に犯罪事実確認書の交付を申請する（法第33条第１項）

②　対象事業者は、申請書提出時に、申請従事者に、申請対象者情報（当該申請従事者の氏名、住所又は居所、生年月日及び性別等）を記載した書面その他必要書類を内閣総理大臣（こども家庭庁）に提出させる（法第33条第５項）

③　内閣総理大臣（こども家庭庁）が法務大臣（法務省）に対し、本人特定情報を提供し、当該申請従事者の特定性犯罪の有無等を照会する（法第34条第１項）

④　法務大臣（法務省）より内閣総理大臣（こども家庭庁）へ確認を行った日及び当該申請従事者の特定性犯罪の有無等を通知する（法第34条第２項）

（犯歴無しの場合）

⑤－１　当該申請従事者が特定性犯罪事実該当者であると認められない場合には、内閣総理大臣（こども家庭庁）は、交付申請をした対象事業者に対し、犯罪事実確認書を交付する（法第35条第１項）

（犯歴有りの場合）

⑤－２　当該申請従事者が特定性犯罪事実該当者であると認められる場合には、内閣総理大臣（こども家庭庁）は、あらかじめ、当該申請従事者に犯罪事実確認書に記載する内容を通知する（法第35条第５項）

⑥－１　当該申請従事者が通知を受けた日から２週間以内に訂正請求を行わない場合は、内閣総理大臣（こども家庭庁）は、交付申請をした対象事業者に対し、犯罪事実確認書を交付する（法第35条第５項）

⑥－２－１　当該申請従事者は、通知内容が事実でないと思料するときは、内閣総理大臣（こども家庭庁）に対して、訂正請求を行う（法第37条第１項）

⑥－２－２　内閣総理大臣（こども家庭庁）は、必要があるときは、法務大臣（法務省）に対し、通知内容の確認を求める（法第37条第４項）

⑥－２－３　法務大臣（法務省）は、通知内容に誤りを発見したときは、内閣総理大臣（こども家庭庁）に対して、内容を訂正して通知する（法第37条第５項）

⑥－２－４　内閣総理大臣（こども家庭庁）は、訂正請求に理由があると認めるときは、通知内容を訂正する旨の決定をし、当該申請従事者にその旨を書面により通知するとともに、対象事業者に対して訂正した内容を記載した犯罪事実確認書を交付する（法第37条第６項）

犯罪事実確認事務フロー（イメージ）

犯罪事実確認書交付フロー（**犯歴なし**の場合）

① 対象事業者からこども家庭庁に交付申請
② 戸籍等の情報については、従事者本人から直接こども家庭庁に提出
③ こども家庭庁から法務省に特定性犯罪前科の照会
④ 法務省からこども家庭庁に回答通知
⑤ こども家庭庁から事業者に犯罪事実確認書を交付

犯罪事実確認書交付フロー（**犯歴あり**の場合）

① 対象事業者からこども家庭庁に交付申請
② 戸籍等の情報については、従事者本人から直接こども家庭庁に提出
③ こども家庭庁から法務省に特定性犯罪前科の照会
❹ 法務省からこども家庭庁に回答通知
❺ こども家庭庁から従事者本人に対し、回答内容を事前に通知。従事者本人は、通知内容の訂正請求が可能。訂正請求期間（2週間）は犯罪事実確認書は事業者に交付されない。
❻－1 訂正請求期間中に従事者本人が内定辞退等すれば、申請取下げの後、犯罪事実確認書は交付されない
－2 訂正請求せず2週間が経過すれば、こども家庭庁から事業者に犯罪事実確認書を交付

第６　安全確保措置②（犯罪事実確認）

論点② 犯罪事実確認の手続

犯罪事実確認の手続については、次のアからキまでに掲げる事項を、内閣府令、ガイドライン及びマニュアルにおいて規定・明確化する必要がある。

ア　手続の具体的な手順
イ　対象事業者からの申請書記載事項・添付書類
ウ　申請従事者の書面記載事項・添付書類
エ　犯罪事実確認書の様式
オ　訂正請求に係る通知の到達時期
カ　標準処理期間
キ　その他手続き事項

第６　安全確保措置②（犯罪事実確認）

論点② 犯罪事実確認の手続

ア　手続の具体的な手順

前提・考え方

○　犯罪事実確認の手続については、

- 従事者の国籍（日本国籍又は外国籍）
- 従事者の特定性犯罪歴の有無
- 従事者からの訂正請求の有無
- 従事者からの犯罪事実確認の中止要請の有無

によって、具体的な手順が異なる。

対応案

○　具体的な犯罪事実確認のフローについては、次の①から⑥までに掲げる場合ごとに、次ページ以降のとおり、ガイドラインにおいて示すこととする。

①　申請従事者が、日本国籍を有し、特定性犯罪歴がない場合
②　申請従事者が、外国籍を有し、特定性犯罪歴がない場合
③　申請従事者が、特定性犯罪歴があり、訂正請求／犯罪事実確認の中止要請を行わない場合（法務省からの回答までは①・②と同じ）
④　申請従事者が、日本国籍を有し、特定性犯罪歴があり、訂正請求を行う場合
⑤　申請従事者が、外国籍を有し、特定性犯罪歴があり、訂正請求を行う場合
⑥　申請従事者が、特定性犯罪歴があり、犯罪事実確認の中止要請を行う場合（法務省からの回答までは①・②と同じ）

犯罪事実確認の事務フロー（①日本国籍従事者・特定性犯罪歴なし）

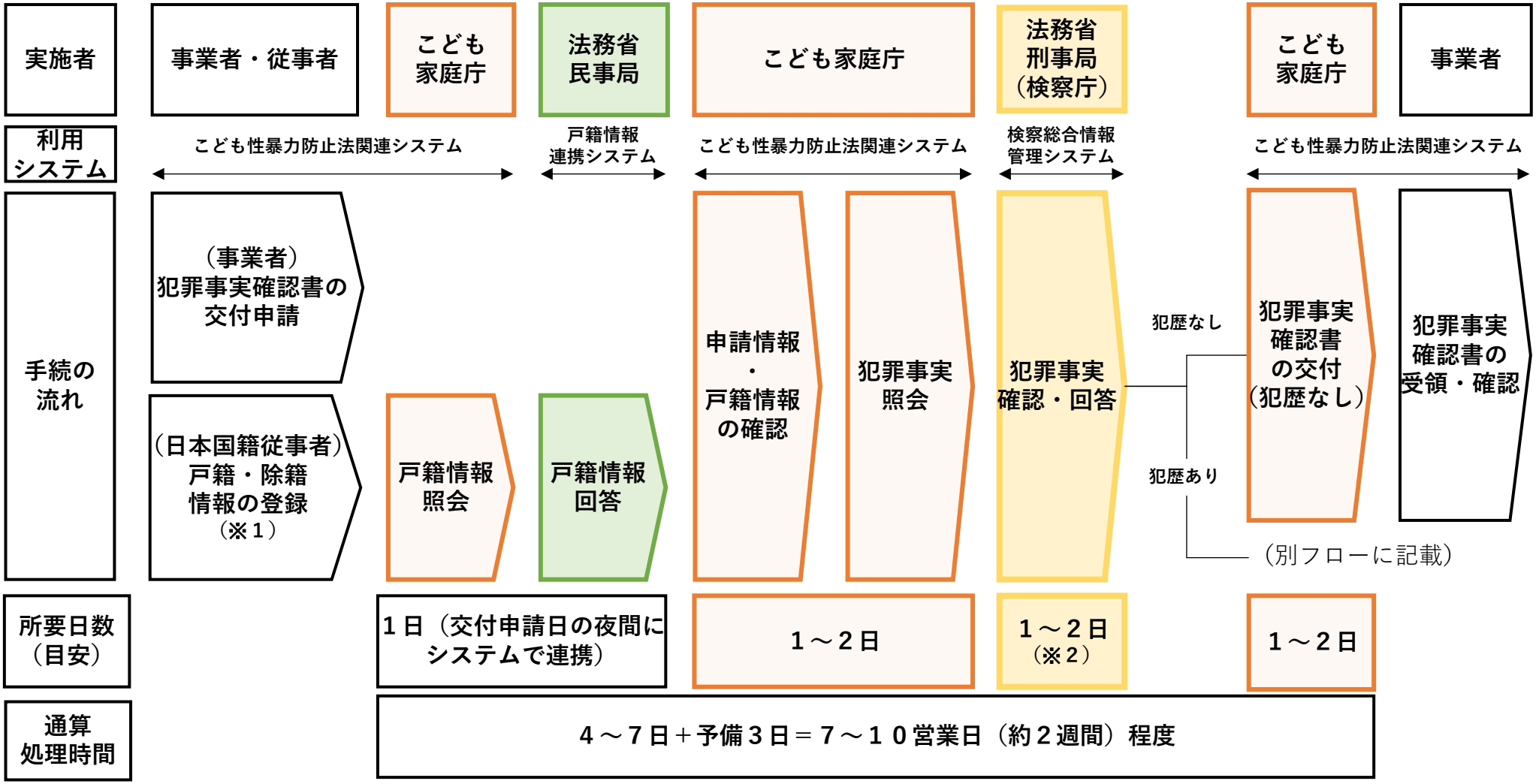

（※１）マイナンバーカードを用いて従事者本人が携帯端末から直接戸籍電子証明書提供用識別符号を取得・送信して提出する方法、又は地方自治体窓口で戸籍電子証明書提供用識別符号を入手して従事者本人が戸籍電子証明書提供用識別符号を入力する方法のいずれかの方法によることを検討。
（※２）法令の適用の確認等のために更に日数を要する可能性がある。

犯罪事実確認の事務フロー（②外国籍従事者・特定性犯罪歴なし）

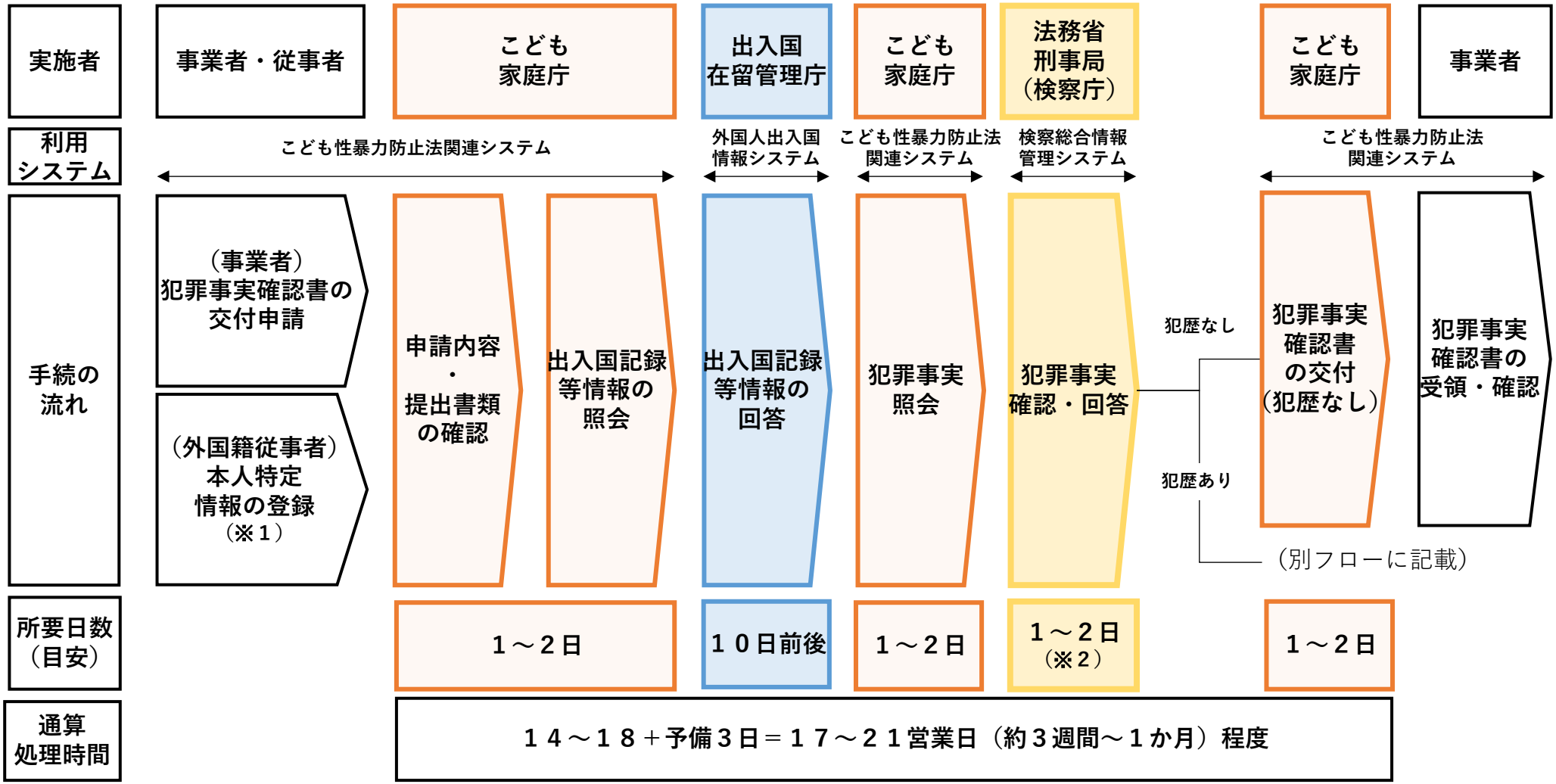

（※１）本人特定情報（氏名、生年月日又は国籍）を証明するための書類（住民票、在留カード、旅券等。また、本国在留・滞在中に本人特定情報に変更がある場合にはその変更内容を記載した各国の公的書類（戸籍相当書類）を含む。）を取得・添付する。
（※２）法令の適用の確認等のために更に日数を要する可能性がある。

犯罪事実確認の事務フロー(③特定性犯罪歴あり・訂正請求／犯罪事実確認の中止要請なし)

実施者		こども家庭庁	従事者		こども家庭庁	事業者
利用システム		こども性暴力防止法関連システム				
手続の流れ	犯罪事実確認書の交付申請 ～ 犯罪事実の回答 （犯歴あり）	犯罪事実確認結果の事前通知（犯歴あり）	通知の受領・確認	期間内に訂正請求／中止要請を行わない 又は 訂正請求をしない意思表示をする	犯罪事実確認書の交付（犯歴あり）	犯罪事実確認書の受領・確認
所要日数（目安）	（日本国籍従事者） ６～８日 （外国籍従事者） １６～１９日	１～２日	１～２日	２～１０日	１～２日	
通算処理期間	（日本国籍従事者）１１～２４日＋予備３日＝１４～２７営業日程度（平均２１営業日程度） （外国籍従事者）２１～３５日＋予備３日＝２４～３８営業日程度（平均３１営業日程度）					

犯罪事実確認の事務フロー（④日本国籍従事者・特定性犯罪歴あり・訂正請求あり）

実施者		こども家庭庁	従事者		こども家庭庁、法務省、市区町村等	こども家庭庁	従事者	こども家庭庁	事業者
利用システム		こども性暴力防止法関連システム			（システム外で連携）	こども性暴力防止法関連システム			
手続の流れ	犯罪事実確認書の交付申請～犯罪事実の回答（犯歴あり）	犯罪事実確認結果の事前通知（犯歴あり）	通知の受領・確認	訂正請求	訂正請求内容の確認	訂正請求の結果通知（※１）	訂正請求の結果受領（※２）	犯罪事実確認書の交付（犯歴あり）	犯罪事実確認書の受領・確認
所要日数（目安）	６～８日	１～２日	１～２日	２～１０日	５日～２０日程度	１～２日	再考慮期間５日	１～２日	
通算処理時間	２２～５１日＋予備３日＋＝２５～５４営業日程度（平均４０営業日程度）								

（※１）訂正請求の結果、特定性犯罪歴なしだった場合には、本人への結果通知と同時に、事業者に対してその旨の犯罪事実確認書を交付する。
（※２）訂正請求の結果、特定性犯罪歴ありだった（訂正されなかった）場合、従事者は犯罪事実確認の中止要請ができる。

犯罪事実確認の事務フロー（⑤外国籍従事者・特定性犯罪歴あり・訂正請求あり）

実施者		こども家庭庁	従事者		こども家庭庁、法務省、出入国在留管理庁	こども家庭庁	従事者	こども家庭庁	事業者
利用システム		こども性暴力防止法関連システム			（システム外で連携）	こども性暴力防止法関連システム			
手続の流れ	犯罪事実確認書の交付申請～犯罪事実の回答（犯歴あり）	犯罪事実確認結果の事前通知（犯歴あり）	通知の受領・確認	訂正請求	訂正請求内容の確認	訂正請求の結果通知（※１）	訂正請求の結果受領（※２）	犯罪事実確認書の交付（犯歴あり）	犯罪事実確認書の受領・確認
所要日数（目安）	１６～１９日	１～２日	１～２日	２～１０日	２０～３０日程度	１～２日	再考慮期間５日	１～２日	
通算処理時間	４７～７２日＋予備３日＋＝５０～７５営業日程度（平均６３営業日程度）								

（※１）訂正請求の結果、特定性犯罪歴なしだった場合には、本人への結果通知と同時に、事業者に対してその旨の犯罪事実確認書を交付する。
（※２）訂正請求の結果、特定性犯罪歴ありだった（訂正されなかった）場合、従事者は犯罪事実確認の中止要請ができる。

犯罪事実確認の事務フロー（⑥特定性犯罪歴あり・犯罪事実確認の中止要請あり）

実施者		こども家庭庁	従事者			事業者		こども家庭庁
利用システム		こども性暴力防止法関連システム		（システム外で連絡）	こども性暴力防止法関連システム			
手続の流れ	犯罪事実確認書の交付申請 ～ 犯罪事実の回答（犯歴あり）	犯罪事実確認結果の事前通知（犯歴あり）	通知の受領・確認	事業者に対して内定辞退等を連絡	犯罪事実確認の中止要請（※）	犯罪事実確認の中止希望確認	犯罪事実確認書の交付申請取下げ	犯罪事実確認書の交付手続終了
所要日数（目安）	（日本国籍従事者）６～８日（外国籍従事者）１６～１９日	１～２日	１～２日	２～１０日		（犯罪事実確認書を交付しない）		
通算処理期間（＋予備３日）	（日本国籍従事者）１３～２５営業日（約２週間～５週間）程度 （外国籍従事者）２３～３６営業日（約４週間～７週間）程度							

（※）中止要請を受け付けた時点で、事業者への犯罪事実確認書の交付を保留する。

第６　安全確保措置②（犯罪事実確認）

論点② 犯罪事実確認の手続

イ　対象事業者からの申請書記載事項・添付書類（記載事項関係）

前提・考え方

○　法第33条第３項においては、犯罪事実確認書の交付申請書の記載事項を定めており、同項第１号から第６号までの法定事項（次表）に加え、同項第７号においては「その他内閣府令で定める事項」が内閣府令に委任されている。

号	記載事項
第１号	対象事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあってはその代表者の氏名
第２号	申請従事者の氏名、住所又は居所、生年月日及び性別
第３号	申請従事者が勤務する学校等の名称及び所在地又は申請従事者が従事する児童福祉事業若しくは認定等事業の概要
第４号	申請従事者が行う業務の内容
第５号	申請従事者の対象業務への従事予定日
第６号	交付申請が共同で行われる場合にあっては、交付申請をした者のうち犯罪事実確認書の送付を受ける者

対応案

○　法第33条第３項第７号の（犯罪事実確認書の交付申請書の記載事項のうち）内閣府令で定める事項については、次のア～エに掲げる事項を定めることとする。

ア　適切な期間内に犯罪事実確認を行っていることを確認するために必要な申請従事者の区分等
- 新規従事者（いとま特例が適用される場合には、やむを得ない事情及び必要な措置の内容）
- 施行時現職者
- 認定時現職者
- 再確認者（５年ごと）

イ　申請従事者が従事する施設又は事業所の名称及び所在地（児童福祉事業又は認定等事業を行う者の場合）
ウ　法第９条の規定に基づく県費負担教職員等の申請であることを確認するために必要な事項
エ　ＧビズＩＤ

第６　安全確保措置②（犯罪事実確認）

論点② 犯罪事実確認の手続

イ　対象事業者からの申請書記載事項・添付書類（添付書類関係）

前提・考え方

○　法第33条第４項においては、当該申請書の添付書類として、

・　第１号において、「雇用契約の契約書の写しその他の当該申請従事者を交付申請に係る業務に従事させることを証する書類」が定められているが、内定者、派遣・請負労働者、公務員、ボランティア等の証明書類を明確化する必要がある。

・　第２号において、「その他内閣府令で定める書類」が内閣府令に委任されている。

対応案

○　法第33条第４項の申請書の添付書類については、同項第１号の雇用契約書その他の証明書類（同条第４項第１号）のみとし、申請従事者の類型に応じて、次の表のとおりガイドラインにおいて示すこととする。

区分	交付申請に係る業務に従事させることを証する書類
新規採用（民間）	内定通知書の写し（「やむを得ない事情」により従事開始後に確認する場合）内定通知書の写し、雇用契約書又は労働条件通知書の写し
現職者（民間）	雇用契約書又は労働条件通知書の写し
新規採用（公務員）	内定通知若しくはこれに類する本人への通知書類の写し又は内定先の行政機関が保有するいわゆる「内定者リスト」等の写し
現職者（公務員）	辞令等の写し又は従事先の行政機関が保有するいわゆる「任用者リスト」等の写し
派遣労働者	派遣元・派遣先間の労働者派遣契約書の写し 労働者派遣をするときの派遣先に対する通知書（派遣労働者の氏名等を記載したもの）の写し
請負労働者	発注元・請負事業主間の請負契約書の写し 請負事業主から発注者へ交付された対象となる請負労働者の氏名等を記載した書面の写し
個人業務受託者	業務委託に係る契約書等の写し
ボランティア	ボランティア契約書等の写し

※　いずれの場合も、該当する書類がない場合又は滅失した場合には、対象業務に従事することに双方が合意したことがわかる書類（両者の署名等があるもの）の提出を求めることとする。

※　複数人の従事者の犯罪事実確認を一度に行う場合は、当該複数従事者に係る個々の証明書類を１つのファイルにまとめて提出することが可能とする方向で検討。

第６　安全確保措置②（犯罪事実確認）

論点② 犯罪事実確認の手続

ウ　申請従事者の書面記載事項・添付書類

前提・考え方

○　法第33条第５項においては、対象事業者が犯罪事実確認書の交付申請書を提出するときは、内閣府令で定めるところにより、申請従事者からこども家庭庁に、次に表に掲げる事項を記載した書面及び添付書類を提出させるよう定めている。

	日本国籍あり	日本国籍なし
書面記載事項	（申請対象者情報） ・　申請対象者の①氏名、②住所又は居所、③生年月日、④性別 ・　対象事業者の①氏名又は名称、②住所又は所在地	
添付書類	申請従事者の本籍等が記載・記録された全ての戸籍・除籍の抄本等 （本籍等） ①　本籍 ②　戸籍法（昭和22年法律第224号）第13条第１～４号に掲げる事項 ・　氏名 ・　出生の年月日 ・　戸籍に入った原因及び年月日 ・　実父母の氏名及び実父母との続柄 ③　その他の本人特定情報に関する事項として内閣府令で定めるもの ・　氏名（変更前の全ての氏名及び変更年月日） ・　出生の年月日 ・　本籍（変更前の全ての本籍及び変更年月日）	申請従事者の住民票の写しその他の本人特定情報を把握するために必要な書類として内閣府令で定めるもの （本人特定情報） ①　氏名（変更前の全ての氏名及び変更年月日） ②　出生の年月日 ③　国籍等（変更前の全ての国籍等及び変更年月日）

○　同条第６項においては、当該添付書類のうちに申請従事者が既に提出した書類がある場合には、 内閣府令で定めるものを除き、提出を省略できることとされている。

○　戸籍法第120条の３第３項においては、市町村は、行政機関等から、戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号を示して戸籍（除籍）電子証明書や戸籍電子除籍の提供を求められたときは、当該電子証明書を提供することとされている。

第６　安全確保措置②（犯罪事実確認）

論点② 犯罪事実確認の手続

ウ　申請従事者の書面記載事項・添付書類

対応案

○　法第33条第５項に関し、
- 第１号イに定める、日本国籍を有する申請従事者が提出する戸籍抄本等に記載・記録が必要な「本人特定情報に関する事項」
- 第２号に定める、日本国籍を有しない申請従事者が提出する「本人特定情報を把握するために必要な書類」

については、次の表のとおり、内閣府令で定めることとする。

○　また、法第33条第６項に定める、申請従事者が提出する添付書類のうち省略できないものについても、次の表のとおり、内閣府令で定めることとする。

	日本国籍を有する申請従事者： 本人特定情報に関する事項（第１号イ）	日本国籍を有しない申請従事者： 本人特定情報を把握するために必要な書類（第２号）
記載事項 ／添付書類	・　氏名（変更前の全ての氏名及び変更年月日を含む） ・　出生の年月日 ・　本籍（変更前の全ての本籍及び変更年月日を含む） ・　戸籍に入った原因及び年月日 ・　実父母の氏名及び実父母との続柄	①　在留カード、住民票、旅券等 ②　過去に氏名、国籍、性別又は生年月日に変更があった場合には、その国籍の属する国において発行等された当該変更を示す戸籍相当書類（過去に変更がない場合はその旨の証明又は誓約書） ③　来日履歴、氏名のカナ読み、重国籍の有無等に関する情報 ④　直近の交付申請から③の情報に変更がない場合はその旨の証明又は誓約書（③を既に提出したことがある場合に限る。） ※　詳細はP.143に記載 ※　過去に日本国籍を有する又は有していた場合には、日本国籍を有する申請従事者と同様に戸籍等の提出が必要
省略できない 添付書類	最新の内容が記載された戸籍抄本等 ※　直近の交付申請時から変更がない場合も、最新の戸籍情報であることを確認するために提出が必要。	・　上欄の①については、直近の犯罪事実確認書の交付申請から３か月以上経過している場合には、その最新の書類 ・　上欄の②・③については、直近の犯罪事実確認書の交付申請以降に氏名等に変更があった場合には、変更後のものが記載された書類等（変更がない場合はその旨の証明又は誓約書）

第６　安全確保措置②（犯罪事実確認）

論点② 犯罪事実確認の手続

ウ　申請従事者の書面記載事項・添付書類

対応案

○　また、日本国籍を有する申請従事者の添付書類のうち、戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号等を提供して戸籍抄本等の提出に代えることができる場合には、誤り防止、負担軽減等のため、当該提供に依ることを原則とする旨、法第33条第５項柱書に基づく内閣府令において定めることとする。

	戸籍・除籍の種類	戸籍・除籍の提出方法	提出情報	戸籍（除籍）情報提供用識別符号の取得方法	備考
戸籍	電算化戸籍（データ）	オンライン提出	戸籍電子証明書提供用識別符号をシステム入力	マイナンバーカードを携帯端末にかざして取得	2回目以降の犯罪事実確認において氏名等に更新がない場合でも、戸籍情報の提出は必要
除籍	電算化除籍（データ）	オンライン提出	除籍電子証明書提供用識別符号をシステム入力	マイナンバーカードを携帯端末にかざして取得	―
	イメージ除籍（PDF）	オンライン提出	除籍電子証明書提供用識別符号をシステム入力	市区町村窓口で取得	除籍記載情報（氏名、出生の年月日、本籍、性別（続柄から判断））のシステム入力が必要

※　申請従事者の戸籍・除籍が、本籍地市区町村において、どの種類（電算化、イメージ等）で管理されているかについては、マイナンバーカードを携帯端末にかざすことで従事者本人が把握可能となるよう、こども性暴力防止法関連システムを構築する予定。なお、マイナンバーカードを保有していない者（2025年で国民全体の78.0%が保有）については、市区町村窓口で確認、取得等を行うこととなる。

※　戸籍・除籍については、表中の電算化戸籍・除籍、イメージ除籍のほか、地方自治体の電算化対応状況等により、紙により管理されている戸籍・除籍が一部存在する。この場合には、地方自治体窓口で紙媒体による戸籍・除籍を入手し、こども家庭庁に提出することが必要となる。
また、オンラインで取得できない一部の電算化除籍については、市区町村窓口で除籍電子証明書提供用識別符号を取得する必要がある。

○　こども性暴力防止法関連システムにおいては、申請従事者は、マイナンバーカード等による本人認証等を行い、アカウント登録を行った後、必要事項の入力等を行うことを予定していることから、このような手続についても、法第33条第５項柱書に基づく内閣府令において定めることとする。

日本国籍を有しない申請従事者の書面記載事項・添付書類（第33条第5項第2号及び第６項）

【凡例】 ○：書類の提出が必要　●：いずれかの書類の提出が必要　－：提出不要

#	書面記載事項・添付書類	提出方法	既に提出した書類のうち提出を省略できない書類（法第33条第6項）	過去に来日したことあり（来日以降そのまま日本に在住している方を含む）：交付申請時、長期滞在資格あり：過去に日本国籍を有したことがない	過去に来日したことあり：交付申請時、長期滞在資格あり：過去に日本国籍を有する	過去に来日したことあり：交付申請時、長期滞在資格あり：重国籍あり（日本以外）	過去に来日したことあり：交付申請時、長期滞在資格なし：過去に日本国籍を有したことがない	過去に来日したことあり：交付申請時、長期滞在資格なし：過去に日本国籍を有する	過去に来日したことあり：交付申請時、長期滞在資格なし：重国籍あり（日本以外）	過去に来日したことなし：長期滞在資格なし：過去に日本国籍を有したことがない	過去に来日したことなし：長期滞在資格なし：重国籍あり（日本以外）
1	在留カード（最新のもの）	システム上で書類上の4情報と必要事項を入力＋画像提出	最新の交付申請から3ヶ月以上過ぎた場合の最新版	●	●	●	－	－	－	－ 所有しえない	－ 所有しえない
2	住民票（最新のもの）※在留カード番号記載のもの						－	－	－	－ 所有しえない	－ 所有しえない
3	旅券（最新のもの）			－	－	○ 重国籍のもの全て	○	○	○ 重国籍のもの全て	○	○ 重国籍のもの全て
4	戸籍・除籍（過去のもの全て）		最新の交付申請から更新あれば提出	－ 所有しえない	○	－ 所有しえない	－ 所有しえない	○	－ 所有しえない	－ 所有しえない	－ 所有しえない
5	4情報の変更有無を証明する書類（戸籍相当の公的証明書、変更前の情報が記載された旅券等）	①氏名の変更	システム上で書類上の変更前の４情報と必要事項を入力＋画像提出	最新の交付申請から更新あれば提出	● 1点でも過去に4情報の変更があれば、その旨を証明する書類（①～④）を提出し、過去に4情報の変更が全くなければ、その旨を証明する書類（⑤）を提出又は変更が全くない旨の同意を取得						
6		②国籍の変更（日本国籍を離脱、日本国籍以外から日本国籍以外への国籍への変更等）									
7		③性別の変更									
8		④生年月日の変更									
9		⑤　①～④について変更ない旨を証明する書類(又は変更が全くない旨の同意を取得)									
10	過去の来日歴の有無	システム上で必要事項を入力	最新の交付申請から更新あれば提出	○ 該当の有無について全て回答							
11	氏名のカタカナ読み（過去全て）										
12	重国籍の有無										

※本人から直接こども家庭庁に提出することが原則だが、本人から求めがあれば、事業者経由での提出が可能

第６　安全確保措置②（犯罪事実確認）

論点② 犯罪事実確認の手続

エ　犯罪事実確認書の様式

前提・考え方

○　法第35条第６項においては、犯罪事実確認書の様式その他の犯罪事実確認書の交付の手続に関し必要な事項は、内閣府令で定めることとされている。

○　同条第４項においては、犯罪事実確認書には、次の①から③までの事項を記載することとされている。

①　申請対象者情報

②　犯罪事実確認の確認日

③　特定性犯罪事実該当者の該当性

（該当者であると認められない場合）

・　その旨

（該当者であると認められる場合）

・　拘禁刑（法第2条第８項第１号）、執行猶予（同項第２号）、罰金（同項第３号）の該当区分

・　裁判の確定日

○　特に、①については、犯罪事実確認書が万が一漏えいした場合に備え、本人が特定できる氏名等の情報は記載しないことが適当と考えられる。

対応案

○　法第35条第６項に定める犯罪事実確認書の様式は、次ページのとおり、内閣府令で定めることとする。

○　なお、申請対象者情報については、こども性暴力防止法関連システム上の管理番号（申請番号）のみを記載し、対象事業者が別途管理簿等において氏名等と照合できることとする。

犯罪事実確認書の様式（イメージ）

○　犯罪事実確認書については、原則として、交付申請から交付までを、こども性暴力防止法関連システム上で行うこととし、交付された確認書についても、画面閲覧のみ可能とする予定。
（特定性犯罪事実該当者に対する事前の本人通知についても、同システム上の画面閲覧による対応を予定）

犯罪事実確認書

・申請番号××××-×××××-××

・確認日：令和　年　月　日

（犯歴なしの場合）
・上記申請番号に係る申請従事者が特定性犯罪事実該当者であると認められない。

（犯歴ありの場合）
・特定性犯罪事実該当者の区分：第二条第八項第〇号
・特定性犯罪の裁判が確定した日：　年　月　日

※法定記載事項のほか情報管理の留意事項等を明記

第６　安全確保措置②（犯罪事実確認）

論点② 犯罪事実確認の手続

オ　訂正請求に係る通知の到達時期

前提・考え方

○　法第35条第５項並びに第37条第１項及び第２項においては、

・　内閣総理大臣は、申請従事者が特定性犯罪事実該当者であると認められる場合には、あらかじめ、申請従事者に犯罪事実確認書に記載する内容を通知しなければならないこと

・　申請従事者は、通知内容が事実でないと思料するときは、通知内容の訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができ、訂正請求は通知を受けた日から２週間以内にしなければならないこと

・　内閣総理大臣は、通知を行った場合は、通知を受けた日から２週間を経過するまでは犯罪事実確認書の交付を行わないものとすること

が規定されている。

○　当該通知は、原則、こども性暴力防止法関連システムの従事者用ポータルから閲覧する方式を想定しているところ、犯罪事実確認書の交付時期や訂正請求の期限の起算時期とも関わることから、従事者に通知が到達した時点とは具体的にどの時点であるかを明確にする必要がある。

○　行政庁の意思表示の到達時期については、判例上、意思表示の相手方が「現実に了知し、又は了知しうべき状態」に置かれる必要があると解されており（最判昭和29年8月24日等）、現実に了知することまでは必須とされていない。

○　また、訂正請求に係る通知について直接適用されるものではないが、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「デジタル行政推進法」という。）第７条第３項に、電子情報処理組織を使用して行う処分通知等の到達時期に係るみなし規定（処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす）が置かれており、「処分通知等のデジタル化に係る基本的な考え方」（令和５年３月31日 デジタル庁）において、同項の解釈として次のとおり示されている。

■「電子計算機に備えられたファイル」が具体的にどの部分かについては、各情報システムの内容等に基づき、どの時点において相手方が処分通知等を知り得る状態におかれた（必ずしも相手方が現実に了知することまでも必要とするものではない）とみなせるかという観点で特定する

■例えば、当該ファイルが読み取り可能な状態であることを前提に、オンラインストレージを利用して送信する場合は、遅くとも、処分通知等を受ける者による当該オンラインストレージ内のデジタル化された処分通知等のデータのダウンロードが完了した時に到達したものと考えられる。

■なお、個別の情報システムや手続の状況によっては、ダウンロードしたときよりも前に到達したと考えられることもある。

第６　安全確保措置②（犯罪事実確認）

論点② 犯罪事実確認の手続

オ　訂正請求に係る通知の到達時期

前提・考え方（続き）

○　上述の判例及びデジタル行政推進法の解釈を踏まえると、法第35条第５項に基づく訂正請求に係る通知の到達についても、実際に当該通知を閲覧したことまでを必須とするものではなく、申請従事者が通知を知り得る状態に置かれた時点をもって到達したと整理することが適当である。

○　また、犯罪事実確認書の交付申請に当たっては、法第33条第５項の規定により、申請従事者は必要書類を提出することが必要であるため、交付申請の手続きが行われていることは認識できる状況にあり、通知を受け得ることについての予測可能性を有していると考えられる。

○　加えて、システム上で申請従事者が手続を行う画面に、犯罪事実確認の流れ（従事者ポータルに通知が届くという仕組み）の説明を掲載する等の従事者の予測可能性を高める方策を講じるとともに、通知をポータルに掲載する際、併せてポータル上のお知らせや従事者のアドレス宛のメールを送信することにより、従事者が通知を知り得る状態に置かれていることをより担保できると考えられる。

※　なお、仮に申請従事者が実際に通知を閲覧したことを行政側が確認できるまでは、法第37条第２項の「通知を受けた日」に該当しないものとした場合、例えば、申請従事者が閲覧しない状態を意図的に継続するような場合には、法第35条第５項の規定により内閣総理大臣は「通知を受けた日から２週間」が経過するまでは犯罪事実確認書を交付することができないため、犯罪事実確認書の交付手続が滞る事態が想定される。

対応案

○　訂正請求に係る通知については、こども家庭庁が従事者ポータルに通知を掲載し、従事者の閲覧が可能となったときに、通知が申請従事者に到達したものとみなすこととし、法第35条第６項（犯罪事実確認書の交付の手続に関し必要な事項についての府令委任規定）に基づく内閣府令で定めることとする。

○　なお、申請従事者が訂正請求を行う機会を逸しないようにする観点から、通知をポータルに掲載した際に送信したメールの開封通知がなく、ポータル上のお知らせや通知を閲覧していない（ログによりこども家庭庁において確認可能）等の場合には、訂正請求が可能な期間（２週間）において、入念的に、こども家庭庁から申請従事者に対し電話等を行い、通知がなされたことを申請従事者が把握できるよう努めることとする。

第６　安全確保措置②（犯罪事実確認）

論点② 犯罪事実確認の手続

カ　標準処理期間

前提・考え方

○　犯罪事実確認の標準処理期間（※）については、想定される手続に必要とされる期間を基本としつつも、当該期間に回答がないことと特定性犯罪歴があることを紐づけて誤った解釈がなされないよう、特定性犯罪歴がある場合の処理期間を織り込んだ期間として設定することが適切である。

（※　標準処理期間）

- 申請が行政庁の事務所に到達してから処分をするまでに通常要すべき標準的な目安期間をいう。
- 申請内容の補正や、書類（情報）の追加等に要する期間は、標準処理期間に算入しない。
- 申請の内容や混雑具合などによっては、標準処理期間を超えることがある。

対応案

○　犯罪事実確認の標準処理期間（対象事業者による犯罪事実確認書の交付申請から対象事業者への交付までに要する期間）については、次のとおりガイドラインにおいて示すこととする。

- 日本国籍の場合：標準処理期間＝２週間から１か月
- 外国籍の場合：　標準処理期間＝１か月から２か月

○　標準処理期間の最長期限（日本国籍：１か月、外国籍：２か月）より前に申請したにもかかわらず、当該期間を経過しても犯罪事実確認書の交付がされなかった場合には、いとま特例の「やむを得ない事情」に該当するものとして取り扱うこととする。（論点①イ参照）

第６　安全確保措置②（犯罪事実確認）

論点① 犯罪事実確認の期限等

キ　その他手続事項

前提・考え方

○　法においては、次に掲げる事項について、内閣府令で定めるところにより行うこととされている。

- 対象事業者による犯罪事実確認書の申請方法（第33条第３項）
- 申請従事者による申請対象者情報を記載した書面等の提出方法（第33条第５項）
- 申請対象者情報を記載した書面等の提出の省略方法（第33条第６項）

○　また、犯罪事実確認書は、特に機微性の高い個人情報である犯歴に関する情報を含むものであり、交付申請から交付まで（本人通知を含む。）、さらにはその後の取扱いに至るまで、適切な情報管理が求められる。

○　さらに、政府としては、行政手続を含め、教育DX、こどもDX等のデジタル化を推進している。

対応案

○　犯罪事実確認書の交付申請等、犯罪事実確認の手続に関する事項については、対象事業者に対して、原則としてオンラインで行うことを求めることとする（申請従事者が行うものも含む）。

論点③ その他留意すべき点

第６　安全確保措置②（犯罪事実確認）

論点③ その他留意すべき点

論点①・②に掲げる犯罪事実確認に関する事項に加えて、次のアからエまでの事項について、内閣府令及びガイドラインにおいて規定・明確化する必要がある。

ア　申請従事者が都道府県採用のSC・SSW等の場合の留意点
イ　事業者における犯罪事実確認の実施状況等の情報開示
ウ　犯罪事実確認管理簿の様式等
エ　教員性暴力等防止法及び児童福祉法のデータベースの利用手続の工夫

第６　安全確保措置②（犯罪事実確認）

論点③ その他留意すべき点

ア　申請従事者が都道府県採用のSC・SSW等の場合の留意点

前提・考え方

○　法第９条第１項においては、県費負担教職員について、県費負担教職員が従事する市町村教育委員会ではなく、県費を負担する都道府県教育員会が犯罪事実確認を行うこととされている。

○　しかし、県費負担教職員同様、都道府県教育委員会において任命され、市町村教育委員会が設置する学校に派遣される者（スクールカウンセラー（SC）・スクールソーシャルワーカー（SSW）等）については、法律上県費負担教職員に該当しないため、市町村教育委員会ごとに、これらの職種の犯罪事実確認を行う必要がある。

○　この際、

- 県内の複数市町村にまたがる勤務がある場合
- 突発事案が生じた（勤務地の域外所在する）学校への緊急的な派遣がある場合

等には、複数の市町村教育委員会において、同一の申請従事者について犯罪事実確認を実施する必要があり、その負担軽減の観点からは、犯罪事実確認の方法について検討する必要がある。

対応案

○　県費負担教職員以外の職種であるものの、都道府県教育委員会において任命され、市町村教育委員会が設置する学校に派遣されるもの（SC・SSW等）については、原則どおり市町村教育委員会が確認義務を負うこととなるが、なるべく効率的な確認を可能にするため、市町村教育委員会を「学校設置者等」としたまま、SC、SSW等の犯罪事実確認の申請事務を都道府県教育委員会が代行できる（犯罪事実確認書の交付は市町村教育委員会が受ける）こととする。

第６　安全確保措置②（犯罪事実確認）

論点③ その他

イ　事業者における犯罪事実確認の実施状況等の情報開示

前提・考え方

○　こども家庭庁は、認定事業者等について、
- 犯罪事実確認対象となる「教育保育等従事者の業務の概要」（法第22条第４号）
- 認定時現職者の犯罪事実確認が全て完了したときは、その旨（法第26条第５項）

を、事業者ごとに公表することとされている。

○　これらの規定は、保護者等が、当該公表情報に基づき、児童等に教育、保育等のサービスを提供する場として適切な事業者か否かについて判断・選択を行うことで、児童等に対する性暴力等を防止する環境づくりにつなげていくために設けられている。

○　学校設置者等については、このような情報公開規定は設けられていないものの、学校設置者等・認定事業者等ともに、犯罪事実確認の対象職種、犯罪事実確認済み等の情報を、各施設・事業ごとに外部に開示することは、
- 保護者等の安心・選択につながるだけでなく、
- 求職者にとっても、希望業務が犯罪事実確認の対象か否かを事前に判断できる
- 開示されている者以外の者が対象業務に従事していた場合に、利用者からの内部通報等が期待できる

等のメリットがある。

○　法案審議の過程においても、
- 対象事業者が、従事者について、犯罪事実確認済みであることを公表することは、犯罪事実確認義務を履行している旨の公表に当たるため、可能であること
- どのような情報を利用者に教示できるかについては、ガイドライン等で周知していくことについて、政府答弁を行っている。

※　これらの情報は、特定性犯罪事実の有無そのものではないため犯罪事実確認記録等には該当せず、法第12条の目的外利用・第三者提供の禁止規定の対象外となるため、これらの情報を外部に開示（公表、掲示、質問への回答等）することは可能となる。

一方、特定性犯罪事実の有無を含む情報開示は法第12条で禁じられており、一部の情報については、法第39条により、秘密保持義務が課せられている（違反した場合は罰則あり）。

第６　安全確保措置②（犯罪事実確認）

論点③ その他

イ　事業者における犯罪事実確認の実施状況等の情報開示

前提・考え方

○　他方で、こうした情報の開示に関しては、次の①・②に掲げる点について留意が必要である。

①　いずれの情報も、その後の人事的処遇等に関する情報と組み合わせることで、特定性犯罪事実の有無を推測できる場合があることから、当該情報の取扱いについては、十分な配慮が必要。特に、犯罪事実確認済みの個人名の開示については、特段の留意が必要。

②　確認対象者の個人名など個人情報に該当する情報を開示する際には、個人情報保護法に則った適切な取扱いが必要であるとともに、カスタマーハラスメントの観点でも留意が必要。

○　なお、従事者単位での犯罪事実確認の実施状況等の開示に当たっては、これらの留意の度合いは、事業者と保護者・従事者との関係、事業規模（役職のみによって個人特定がされてしまう範囲）等によって、大きく左右される。

第６　安全確保措置②（犯罪事実確認）

論点③ その他

イ　事業者における犯罪事実確認の実施状況等の情報開示

対応案

○　対象事業者が、特定の職種や従事者個人が犯罪事実確認の対象・非対象であるか、確認前・確認済みであるか等の情報を外部に開示（公表、掲示、質問への回答等）する際の留意事項として、次に掲げる事項を、ガイドラインにおいて示すこととする。

・　職種単位での情報開示に関し、犯罪事実確認の対象職種であるか否かについては、認定事業者等の場合には国から公表されることから、学校設置者等についても、開示を推奨すること。

・　犯罪事実確認済か否かについては、認定事業者等の場合には、全ての認定時現職者の犯罪事実確認が完了した後に国から公表されることから、学校設置者等についても、全ての施行時現職者の犯罪事実確認が完了した後に、その旨の開示を行うことを推奨すること。
　この際、各施設、事業等で従事する者が少数の職種もあることから、個別の職種の確認の状況について開示することは控え、求めがあった場合には、従事者全体の状況を開示することで対応すること。

・　従事者単位での情報開示については、法としてこれを妨げる規定はないため、事業者とその関係者保護者等との関係、事業規模等を踏まえて、事業者において判断すべきである一方、周辺情報と合わせると特定性犯罪があるかのように周囲に誤認されうる、カスタマーハラスメント等の観点から特定の従事者の不利益となるうわさが生じうる等の懸念があることや、適切なタイミングで事業者全体・職種全体での開示を行うことにより質問への実質的な回答となりうることを踏まえ、開示を控えること。
　どうしても開示が必要な場合にあっては、従事者の同意が必要であること及び同意が強制されてはならないことに留意し、従事者の不利益にならないよう細心の注意を払って開示を行うこと。

	犯罪事実確認の対象	犯罪事実確認済	特定性犯罪の有無
職種単位	開示を推奨※	全施行時現職者の確認完了後、 事業者単位での開示を推奨※ （職種単位の確認状況の開示は控える）	開示不可
従事者単位	開示を控える	開示を控える	開示不可

※事業者と直接的な関係にない外部の者からの照会に対しては、事業者の事務負担、風評等への影響を踏まえ、開示を控える判断も許容され得る。

第６　安全確保措置②（犯罪事実確認）

論点③ その他

ウ　犯罪事実確認管理簿の様式等

前提・考え方

○　法第36条第１項においては、内閣総理大臣は、申請従事者ごとに犯罪事実確認書管理簿を作成しなければならないこととされている。

○　同条第２項においては、第１項に定めるもののほか、犯罪事実確認書管理簿の様式その他犯罪事実確認書管理簿に関し必要な事項を内閣府令で定めることとしている。

○　また、犯罪事実確認の手続等については、現在、こども性暴力防止法関連システムの設計・開発とも連動して検討している。

対応案

○　法第36条第２項に定める犯罪事実確認書管理簿の様式その他犯罪事実確認書管理簿に関し必要な事項は、今後、こども性暴力防止法関連システムの設計・開発過程において、引き続き検討することとする。

第６　安全確保措置②（犯罪事実確認）

論点③ その他

エ　教員性暴力等防止法及び児童福祉法のデータベースの利用手続の工夫

前提・考え方

○　法の附帯決議においては、「犯罪事実確認並びに教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第７条第１項の規定によるデータベースの活用又は児童福祉法第18条の20の４第３項の規定によるデータベースの活用に関し、それらの補完・連携の在り方について、学校設置者等及び民間教育保育等事業者の負担を軽減するための方策にも留意しつつ検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること」が求められている。

対応案

○　法に定める犯罪事実確認と、教員性暴力防止法データベース及び保育士特定登録取消者管理システムの補完・連携の在り方については、法の施行までに直ちに工夫が可能な対応について検討は進めつつ、更なる補完・連携の在り方については、教員性暴力等防止法や児童福祉法との制度上の整理を含め、施行後３年目途の見直しの時期を待たず、制度を取り巻く様々な状況を勘案しながら、こども家庭庁及び文部科学省で連携して検討を進めていくこととする。

第７　安全確保措置③
（防止措置）

論点① 防止措置等の内容

第７　安全確保措置③（防止措置）

論点① 防止措置等の内容

○　こども性暴力防止法（以下「法」という。）第６条においては、学校設置者等は、「犯罪事実確認に係る者について、その犯罪事実確認の結果、前条第一項の措置により把握した状況、同条第二項の児童等からの相談の内容その他の事情を踏まえ、その者による児童対象性暴力等が行われるおそれがあると認めるときは、その者を教員等としてその本来の業務に従事させないことその他の児童対象性暴力等を防止するために必要な措置を講じなければならない。 」と規定している。

※　認定事業者等については、法第20条第１項第４号イ及び第25条により、同等の措置が課せられている。

○　児童対象性暴力等を防止するために必要な措置（以下「防止措置」という。）については、ガイドラインにおいて、次のアからエまでに掲げる事項の考え方を示す必要がある。

ア　児童対象性暴力等が行われる「おそれがあると認めるとき」の解釈

イ　児童対象性暴力等が行われる「おそれ」の判断プロセス

ウ　児童対象性暴力等が行われる「おそれ」に応じた防止措置の内容

エ　労働法制等を踏まえた留意点

第７　安全確保措置③（防止措置）

論点① 防止措置等の内容

ア　児童対象性暴力等が行われる「おそれがあると認めるとき」の解釈

前提・考え方

○　法第６条においては、学校設置者等は、「犯罪事実確認に係る者について、その犯罪事実確認の結果、前条第一項の措置により把握した状況、同条第二項の児童等からの相談の内容その他の事情を踏まえ、その者による児童対象性暴力等が行われるおそれがあると認めるときは、その者を教員等としてその本来の業務に従事させないことその他の児童対象性暴力等を防止するために必要な措置を講じなければならない 」と規定している。

※　認定事業者等については、法第20条第１項第４号イ及び第25条により、同等の措置が課せられている。

○　児童対象性暴力等が行われる「おそれ」については、条文上、

①　犯罪事実確認の結果

②　早期把握措置（面談等）により把握した状況、児童等からの相談内容その他の事情

を踏まえて、対象事業者が判断することとなっており、どのような場合に「おそれ」があると認めるべきかの考え方については、ガイドラインにおいて示す必要がある。

○　この点、

①　犯罪事実確認の結果、特定性犯罪事実該当者である場合は、過去のエビデンスから、性犯罪の再犯リスクが特定性犯罪の前科を有しない者と比べて高いと考えられる。

②　早期把握措置（面談等）や相談等をきっかけに、調査等を実施し、特定の教員等により児童等に対し、児童対象性暴力等又は不適切な行為（※）が行われたことが合理的に判断される場合、再発や児童対象性暴力等に発展する可能性が高いと考えられる。

また、在籍する児童本人やその保護者から、児童対象性暴力等の被害の申告があった場合には、性暴力の被害が引き続き発生している可能性があり、また、被害がすぐに他の児童等も含めて拡大する可能性があると考えられることから、調査等を並行して行いつつ、特に速やかに対応することが求められると考えられる。

※　不適切な行為：　当該行為そのものは「性暴力」等には該当しないが、業務上必ずしも必要な行為とまでは言えないものであって、当該行為が継続・発展することにより性暴力等につながりうる行為

（例　児童等とSNS上の連絡先を交換し、私的なやり取りを行う
私物のスマートフォンや、ルール外の方法で児童等の写真を撮影・管理する
不必要に、更衣室や児童等が更衣中の部屋に入室する
不必要に、児童等を一人で車に乗せて、送迎を行う　　休みの日に、児童等と二人きりで私的に会う　等）

第７　安全確保措置③（防止措置）

論点① 防止措置等の内容

ア　児童対象性暴力等が行われる「おそれがあると認めるとき」の解釈

対応案

○　法第６条の「おそれがあると認めるとき」及び第20条第１項第４号イの「おそれがあると認める場合」のケースについては、次のとおり、ガイドラインにおいて示すこととする。

①　犯罪事実確認の結果、特定性犯罪事実該当者であった場合
②　在籍する児童等やその保護者から、特定の教員等又は教育保育等従事者（以下「対象業務従事者」という。）による児童対象性暴力等の被害の申出があった場合
③　調査等の結果、児童対象性暴力等が行われたと合理的に判断される場合
④　調査等の結果、児童対象性暴力等には該当しないが不適切な行為が行われたと合理的に判断される場合

※　①については、事業者は犯罪事実確認の結果その他の事情を踏まえて「おそれ」の有無を判断するが、特定性犯罪の期間が過去のエビデンスから性犯罪の再犯リスクが特定性犯罪の前科を有しない者と比べて高い期間として設定されているものであること等を踏まえると、 特定性犯罪事実該当者であるにもかかわらず「おそれがない」と判断しうるだけの「その他の事情」があることは想定し難いことから、通常、事業者は、特定性犯罪事実該当者であったことをもって「おそれがある」と認めることが適当であることを示している。

※　③・④については、「合理的に判断される場合」の考え方について次ページ以降で整理。

第７　安全確保措置③（防止措置）

論点① 防止措置等の内容

イ　児童対象性暴力等が行われる「おそれ」の判断プロセス

前提・考え方

○　児童対象性暴力等が行われる「おそれ」に該当する場合のうち、調査等の結果、児童対象性暴力等又は不適切な行為が行われたと合理的に判断できる場合（P.162の②～④の場合）については、面談、相談等を端緒として把握した内容を踏まえた事実確認の方法について、ガイドラインにおいて示す必要がある。

○　事実確認のプロセスについては、他制度の指針も参考に、整理する必要がある。

○　教員性暴力等防止基本指針、保育士性暴力等防止基本指針及び職場におけるセクハラに関する指針（※）における、事前準備、調査方法、事実認定等の記載は次のとおり。

	教員性暴力等防止基本指針	保育士性暴力等防止基本指針	職場におけるセクハラに関する指針
事前準備	・継続的な研修等により、児童生徒性暴力等の防止等に関する服務規律の徹底 ・必要なルールや取組等を整理・周知	・継続的な研修等により、児童生徒性暴力等の防止等に関する服務規律の徹底 ・必要なルールや取組等を整理・周知	・セクハラを行ってはならない旨の方針や、行った者に対する厳正対処の方針・内容を、服務規律等に規定し、労働者に周知・啓発
調査手法	・被害児童や教職員から聴き取り	・被害児童や保護者等から聴き取り ・他の職員や児童からの聴取 ・防犯カメラ映像の確認	・相談者及び行為者の双方から事実関係を確認 ・主張不一致の場合、第三者から事実関係を聴取
事実認定		（次の点などを評価） ・本人への聴取の結果、児童生徒性暴力等を行ったことを認めたこと ・専門家など第三者の意見の聴取 ・（主張不一致等の場合）他の職員や児童からの聴取、防犯カメラ映像の確認　等	
留意点	・児童生徒の人権・尊厳・特性に配慮 ・公正・中立に実施 ・警察との連携、専門家の協力	・児童の人権・尊厳・特性に配慮 ・公正・中立に実施 ・警察との連携、専門家の協力	・相談者の心身の状況等に配慮 ・確認が困難な場合には、中立な第三者機関での紛争処理

（※）「教員性暴力等防止基本指針」は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針（令和４年３月18日文部科学大臣決定）
「保育士性暴力等防止基本指針」は、保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針について（こ成基第42号（令和６年３月29日））
「職場におけるセクハラに関する指針」は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）　を指す。

第７　安全確保措置③（防止措置）

論点① 防止措置等の内容

イ　児童対象性暴力等が行われる「おそれ」の判断プロセス

対応案

○　「おそれ」の判断プロセスについては、他制度の指針等を踏まえ、次の⓪から④までの手順に分けた上で、それぞれの具体的内容や留意点について、ガイドラインにおいて示すこととする。

⓪　事前準備
①　端緒の把握
②　事実確認
③　「児童対象性暴力等」又は「不適切な行為」の事実の有無の評価
④　「おそれ」等の認定

＊＊＊

（⓪事前準備）

○　事業者が、「児童対象性暴力等」及び「不適切な行為」の範囲（※）及び事実評価のプロセスについて明確にしておくことは、適切な事実確認や、それに基づく妥当な判断・処分を行い、児童等の保護・労働者保護の両方につなげていく上で必要である。
（※）児童への身体接触等に関する考え方は、業種によって様々であることから、現場が過度に委縮することがないよう留意することが必要である。

○　このため、事業者ごとに、事前に服務規律等を定めた文書等において、これらを明確化した上で、対象業務従業者並びに児童等及びその保護者に対して、周知する必要があると考えられる（例　対象業務従事者には内部規程やマニュアル等、保護者には入学・入園時に交付する資料等）。

（①端緒の把握）

○　法第５条による早期把握措置（面談等）又は相談のほか、保護者からの相談、内部通報等により、児童対象性暴力等又は不適切な行為の疑いが生じた場合、いかに些細な情報であったとしても、真摯に受け止め、迅速に事実確認に移ることが重要と考えられる。

○　また、在籍する児童等本人又はその保護者から、特定の対象業務従事者による児童対象性暴力等の被害の申告があった場合には、性暴力の被害が引き続き発生している可能性があり、また、被害がすぐに他の児童等も含めて拡大する可能性があるため、事実確認と並行して、一時的な接触回避策としての防止措置を講じる必要があると考えられる（なお、加害が疑われる者が起訴された場合には、起訴休職とすることも考えられる（就業規則に定めがある場合に限る））。

第７　安全確保措置③（防止措置）

論点① 防止措置等の内容

イ　児童対象性暴力等が行われる「おそれ」の判断プロセス

対応案（続き）

（②事実確認）

○　事実確認の方法として、被害を受けたと思われる児童等及び加害が疑われる対象業務従事者の双方に聞き取りを行うことが考えられる。このような方法を原則としつつ、未就学児等、児童等本人への聞き取りが困難と考えられる場合には保護者への聞き取りを検討する。

○　これに加え、
- 当事者双方の主張が異なる場合（従事者が行為を否認している等）
- 目撃者等の存在が明らかになった場合
- 当事者と何らかの事情で接触できない場合　　等の対応を含め、

- 当事者以外の関係者（その他の従事者、保護者等）
- 目撃者等の第三者への確認
- 監視カメラ等の記録、SNS上でのやりとり等の客観的な証拠の収集　　等を行うことも、事実の有無の評価には重要と考えられる。

○　また、事実確認に当たっての留意点としては、次のような事項が考えられる。
- 児童等及び加害が疑われる対象業務従事者の人権や特性に配慮しつつ公正・中立に行うこと
- 可能な限り専門家（例：児童等への聴き取りの知識・経験がある臨床心理士、公認心理師、調査・事実認定の知識・経験がある弁護士等）と連携すること
- 犯罪の可能性がある場合や被措置児童等虐待に該当する場合等については、関係機関（警察、地方自治体、児童相談所）と連携すること

○　なお、被害を受けたと思われる児童等の聞き取りに当たっては、当該児童等の「記憶の汚染」のリスクを防ぐこと、更に心理的に傷つけるような二次被害を生じさせないこと、代表者聴取（協同面接）により適切な司法手続につなげること等が求められるため、専門人材による対応が望ましい。
　しかし、このような対応が可能な人材は全国でも限られていることから、事業者としては、刑事事件が少しでも疑われる場合は直ちに警察等の司法機関と、それ以外の場合であっても、臨床心理士、公認心理師、弁護士等の相談が可能な専門家と、まずは連携することが考えられる。

第７　安全確保措置③（防止措置）

論点① 防止措置等の内容

イ　児童対象性暴力等が行われる「おそれ」の判断プロセス

対応案（続き）

（③「児童対象性暴力等」又は「不適切な行為」の事実の有無の評価）

○　児童対象性暴力等又は不適切な行為の事実の有無について、

- 合理的に判断するために十分な情報が集まった場合
- これ以上の情報収集が困難となった場合

に、その時点で把握できている情報を基として、児童対象性暴力等又は不適切な行為が行われたと合理的に認められるか否かの判断を行うことが考えられる。

○　「合理的に認められる場合」とは、次のような場合において、「児童対象性暴力等」又は「不適切な行為」に当たる事実があると評価できる場合をいうものと考えられる。

- 対象業務従事者本人から加害事実の自己申告等があった場合
- 対象業務従事者の供述内容と児童等の相談・申告内容が整合的である場合
- 児童や保護者の相談・申告内容と整合的な客観的な証拠や第三者の証言があり、児童や保護者の相談・申告内容の信用性が認められる場合
- 客観的な証拠や第三者の証言から直接、事実と判断できる場合

（④「おそれ」等の認定）

○　児童対象性暴力等又は不適切な行為が行われたと合理的に認められる場合には、「おそれ」ありと認定し、認定した内容に応じた防止措置（法第６条）を講じる。なお、児童対象性暴力等が行われたと認定する場合には、防止措置の実施と併せて、被害児童の保護・支援（法第７条第２項）を講じる。

※　⓪～④の判断プロセスを図示すると、次ページのとおり。
※　判断プロセスについては、虐待等への対応を規定した関係法令に基づくフローも踏まえ、今後更に整理して示すこととする。

おそれの判断プロセスについて（イメージ）

事業者内での対応プロセス

相談、面談、内部通報等による端緒の把握（法第５条）

児童等本人又はその保護者からの被害申出

左記以外の場合
（例：他の児童等からの通報等）
（※１）

「おそれ」ありと認定
⇒防止措置（第６条）として接触回避

調査継続

事実の有無及び内容の調査（法第７条第１項）

（必要な情報の収集が完了又は、これ以上の収集不可となった場合）

事実の有無の評価
（「児童対象性暴力等」・「不適切な行為」が合理的に認められるかの判定）

※事実関係を客観的に確認し、公正かつ中立な調査を行うこと
※児童等の人権及び特性に配慮するとともに、その名誉及び尊厳を害しないよう注意すること

（合理的に認められる場合）

「おそれあり」と認定
⇒　防止措置（第６条）の実施
事案に応じ、被害児童等への対応・支援（法第７条第２項）

再発防止策の検討・実行

連絡・説明
確認・相談・要望等

保護者

通報や相談
捜査・協力

（犯罪が疑われる場合）
警察

報告
調査実施・協力

（児童生徒性暴力等や被措置児童虐待が疑われる場合）
- 地方自治体
- 教育委員会、児童相談所　等

相談・連携

必要に応じて相談・連携

関係機関との連携

関係機関
- 性暴力被害者支援機関
- 医療機関、臨床心理士・公認心理師
- 弁護士　等

※１　他の児童等からの通報等があった場合にも、通報等の内容に応じて、被害が疑われる児童等に対する接触回避等の安全確保を行うことが求められる。
※２　法第20条第１項第４号ロに基づいて、認定事業者等も同様の対応が求められる。

第７　安全確保措置③（防止措置）

論点① 防止措置等の内容

ウ　児童対象性暴力等が行われる「おそれ」に応じた防止措置の内容

前提・考え方

○　法第６条においては、学校設置者等は、教員等により児童対象性暴力等が行われるおそれがあると認めるときは、当該教員等をその本来の業務に従事させないことその他の児童対象性暴力等を防止するために必要な措置（＝防止措置）を講じなければならないこととされている。

※　法第20条第１項第４号イ及び第25条においても、認定事業者等に対し、同様の措置が義務付けられている。

○　対象事業者が講じるべき防止措置については、P.162の①～④に掲げるそれぞれの場合の「おそれ」の内容に応じ、次のような整理とすることが考えられる。

（①犯罪事実確認の結果特定性犯罪事実該当者だった場合・③調査等の結果、児童対象性暴力等が行われたと合理的に判断される場合）

○　犯罪事実確認の結果特定性犯罪事実該当者だった場合については、特定性犯罪の範囲は性犯罪の再犯リスクに着目したものであるところ、教育、保育等の現場において児童等に接する業務に従事する上での適格性を欠くものであることから、原則、対象業務従事者を法の対象となる業務（以下「対象業務」という。）に従事させないことが求められると考えられる。

○　また、児童対象性暴力等が現に行われたことが合理的に判断された場合についても、

- 被害児童等への更なる加害や、他の児童等への被害拡大につながるおそれがあり、
- 教育、保育等の現場において児童等に接する業務に従事する上での適格性を欠くものであることから

原則、当該対象業務従事者を対象業務に従事させないことが求められると考えられる。

（②在籍する児童等又はその保護者から、特定の教員等又は教育保育等従事者による児童対象性暴力等の被害の申出があった場合）

○　在籍する児童等又はその保護者から被害の申出があった場合には、現に性暴力の被害者が発生している可能性があり、また、事実確認の間も、その被害が他の児童等も含めて拡大する可能性がある。このため、速やかに児童等と加害が疑われる対象業務従事者の接触の回避等の措置を講じることが求められると考えられる。

第７　安全確保措置③（防止措置）

論点① 防止措置等の内容

ウ　児童対象性暴力等が行われる「おそれ」に応じた防止措置の内容

前提・考え方（続き）

（④調査等の結果、児童対象性暴力等には該当しないが不適切な行為が行われたと合理的に判断される場合）

○　当該行為が重大な不適切行為である場合は、③の場合に準じ、原則、当該対象業務従事者を対象業務に従事させないことが求められると考えられる。

○　また、当該行為が初回かつ比較的軽微なものであるような場合は、まずは繰り返さないように指導を行い、注意深くその後の経過観察を行う等、段階的な対応を行うことも考えられる。一方、指導したにも関わらず、同様の行為を繰り返した場合には、③の場合に準じてより厳格な対応を行うことが考えられる。

第７　安全確保措置③（防止措置）

論点① 防止措置等の内容

ウ　児童対象性暴力等が行われる「おそれ」に応じた防止措置の内容

対応案

○　法第６条及び第20条第１項第４号イの「おそれ」の内容に応じた防止措置については、次のとおり、ガイドラインにおいて示すこととする。

「おそれ」の内容	防止措置の内容
①犯罪事実確認の結果、**特定性犯罪事実該当者だった**場合	・原則、当該対象業務従事者を**対象業務に従事させない**。 （例：新規採用の場合は内定取消し等、現職者の場合は対象業務以外への配置転換等）
②**在籍する児童等又はその保護者**から、特定の対象業務従事者による**児童対象性暴力等の被害の申出があった**場合	・被害拡大防止のため、被害が疑われる児童等と加害が疑われる対象業務従事者の**接触の回避を行う**。 （例：一時的に対象業務から外し、自宅待機や別業務に従事させる等）
③調査等の結果、**児童対象性暴力等が行われたと合理的に判断される**場合	・原則、当該対象業務従事者を**対象業務に従事させない**。 （例：懲戒事由に該当する場合には、就業規則に沿った対応を行うとともに、防止措置として不十分である場合には、対象業務以外への配置転換等を講じる等）
④調査等の結果、**児童対象性暴力等には該当しないが不適切な行為が行われたと合理的に判断される**場合	・**重大な不適切行為である場合、③に準じた対応**を行う。 ・**初回かつ比較的軽微なものであるような場合**は、まずは、当該行為を繰り返さないように指導や研修受講命令を行い、注意深くその後の経過観察を行う等、**段階的な対応を行う**ことも考えられるが、**指導したにも関わらず、同様の行為を繰り返した場合には、③に準じてより厳格な対応**を行う。

第７　安全確保措置③（防止措置）

論点① 防止措置等の内容

エ　労働法制等を踏まえた留意点

前提・考え方

○　対象事業者が、「おそれ」の内容に応じて防止措置として雇用管理上の措置を講じる場合は、労働法制等を踏まえたものとすることが必要である。

○　事案ごとの措置の有効性は、最終的には司法判断となるが、トラブル防止のために、雇用管理上の措置を講じる場合の留意点を整理し、あらかじめガイドラインにおいて示しておく必要がある。

対応案

○　「おそれ」の内容に応じた労働法制等を踏まえた留意点について、次ページの表のとおり考え方を整理し、今後、より詳細な留意点も含めて、ガイドラインに示すこととする。

○　また、対象事業者においては、法の施行前にも採用活動が順次行われていること等を踏まえ、中間とりまとめ後、対象事業者に対して、労働法制上の観点も踏まえて今から法施行に向けた準備を進めてもらうことができる点について、こども家庭庁でとりまとめ、周知を行うこととする。

第７　安全確保措置③（防止措置）

論点① 防止措置等の内容

エ　労働法制等を踏まえた留意点

「おそれ」の内容	主な留意点
①犯罪事実確認の結果、**特定性犯罪事実該当者だった**場合	○　新規採用の場合の内定取消し ・　特定性犯罪前科の有無を**事前に確認した際、本人から特定性犯罪前科がない旨の申告があった場合** ⇒　犯歴があった場合、内定取消し事由としての**「重要な経歴の詐称」に該当するものと**考えられる。 ・　特定性犯罪前科の有無を**事前に確認していない場合** ⇒　「重要な経歴の詐称」には該当せず、**犯歴のみをもって直ちに内定取消しを行うことの合理性・相当性が認められるとは考えにくい**（**別業務での採用の可能性なども検討した上で、採用困難な場合**に、内定取消しを検討することになると考えられる）。 **（事業者の対応）** ①　**内定通知書、就業規則等に、内定取消し事由や試用期間の解約事由として「重要な経歴の詐称」等を定めて説明しておく** ②　**採用募集要項の採用条件に、特定性犯罪前科がないことを明示する** ③　**履歴書、採用面接、内定時の誓約書等を通して、特定性犯罪歴の有無を書面等で明示的に確認する** ことが求められる。

第７　安全確保措置③（防止措置）

論点① 防止措置等の内容

エ　労働法制等を踏まえた留意点

「おそれ」の内容	主な留意点
①犯罪事実確認の結果、**特定性犯罪事実該当者だった**場合（続き）	○　現職者の解雇 ■　懲戒解雇・普通解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、権利濫用として無効とする旨の労働契約法上の規定等に基づき、個別事案ごとに合理性・相当性の判断がなされることとなる。 ■　この点、経歴詐称による懲戒や解雇についての判例・裁判例では、採用過程等において、重要な経歴に関する虚偽申告等があったか否かや、業務の性質と経歴の性質等を踏まえて、判断がなされている。 ■（採用過程において特定性犯罪前科の有無を確認している等の事情がない限り）一般的に、犯歴のみをもって直ちに解雇することは難しいと考えられる。 **（事業者の対応）** ①　採用募集要項の採用条件に、特定性犯罪前科がないことを明示する ②　履歴書、採用面接、内定時の誓約書等を通して、特定性犯罪歴の有無を書面等で明示的に確認する ③　①②を行っていない現職者については、施行・認定までに特定性犯罪歴が判明した場合は、対象業務に従事させることができないことを周知・伝達する ④　犯罪事実確認により、特定性犯罪前科があった者について、①②を行っていない場合は、**まずは配置転換や業務範囲の限定を検討する** ことが求められる。 ■　仮に、配置転換等の措置を講じることを十分に検討したが、事業所の規模や業務内容から、法に基づく防止措置を履行するためには解雇以外の選択肢が取り得ないという事情の下で普通解雇を行い、当該普通解雇の有効性が司法の場で争われる場合、 ・事業者に児童対象性暴力等の防止等の責務があることを明らかにし、そのために必要な措置を講じることにより児童等の心身の健全な発達に寄与することを立法の趣旨とする、この法に基づく防止措置として行ったものであるという前提の下では、 ・当該事情があったと認められる場合に、当該事情は普通解雇の有効性の判断に当たって重要な要素として考慮されうるが、 ・最終的には司法の場において、個別の事案毎に具体的な事実関係に基づいて客観的合理性・社会的相当性の観点から判断されることとなる。 ■　なお、配置転換等の検討に加えて、当該検討の状況等も踏まえて従事者本人の意向を丁寧に確認することや、必要に応じて可能な範囲で再就職に係る支援を行うことなども、防止措置を円滑に講じるための方策として考えられる。

第７　安全確保措置③（防止措置）

論点① 防止措置等の内容

エ　労働法制等を踏まえた留意点

「おそれ」の内容	主な留意点
②**在籍する児童等やその保護者**から、**児童対象性暴力等の被害の申出があった**場合	○　事実の有無や内容等についての事実確認を行う前の段階であり、確認の結果によっては、事実がない場合も考えられるため、労働者保護の観点からは、**事実があることを前提とした懲戒等の処分や、確定的な配置転換等の簡単には修復できない対応をとることはあってはならない。** **（事業者の対応）** 必要な事実確認ができるまでの間の**暫定的な措置として、被害が疑われる児童等との接触を防止するための対応**（自宅待機命令等）を行った上で、**速やかに事実確認を行い、確認結果に基づく適切な対応**を行う。
③調査等の結果、**児童対象性暴力等が行われたと合理的に判断される**場合	○　**懲戒処分は、懲戒種別と懲戒事由を就業規則に定め、その就業規則を周知している場合に行うことができる。裁判例では、行為内容、事業内容、その者が従事する業務の性質なども踏まえて許容されない行為を労働者が行った場合に、懲戒処分としての解雇について、社会通念上の相当性を認め、有効と判断している事例**がある。 ※　懲戒解雇に至らない行為を行った者について、雇用継続する場合は、人事権の行使としての配置転換を検討。 **（事業者の対応）** **懲戒事由として、就業規則に「刑罰法規に該当する行為を行ったと認められる場合」、「こども性暴力防止法上の「児童対象性暴力等」に該当する行為を行った場合」、「企業秩序を乱した場合」等を定め、従事者に対して予め周知・説明**しておく。 また、服務規律等を定めた文書（就業規則等）において、**①本法に基づく防止措置の対象となる「児童対象性暴力等」の範囲、②教育や保育を提供する場においてこれらの行為を行うことは本法の趣旨や規定に反する行為であり厳格な懲戒処分の対象になりうること　を予め周知・伝達**する。

論点① 防止措置等の内容

エ　労働法制等を踏まえた留意点

「おそれ」の内容	主な留意点
④調査等の結果、**児童対象性暴力等には該当しないが不適切な行為が行われたと合理的に判断される**場合	○　基本的には③と同様だが、法令上禁止されていない行為などの場合、**処分が社会通念上の相当性を有するか否かはより厳格に判断される傾向にある**。一方、**裁判例では**、非違行為を理由とした**指導や命令に従わず、繰り返し同様の不適切行為を行うなどの悪質な業務命令違反がある場合**に、**それを理由として行われる懲戒処分について、有効と判断した事例**がある。 **（事業者の対応）** 不適切行為が初回かつ比較的軽微なものであるような場合は、**まずは、当該行為を繰り返さないように指導を行い、注意深くその後の経過観察を行う等、段階的な対応を行う**ことも考えられる。 一方で、これらの**指導や命令に従わず、繰り返し同様の不適切行為を行ったり、再発防止のための研修受講を拒否したりするような悪質な業務命令違反がある場合には、③に準じてより厳格な対応を検討する**ことが考えられる（必要な規定の整備（「児童対象性暴力等につながる不適切な行為を行った場合」、「企業秩序を乱した場合」、「正当な理由なく、業務上の指示・命令に従わなかった場合」等）、事前周知等は、③と同様）。

「防止措置」について（労働法制等の前提）（参考）

○　「おそれ」の内容に応じた防止措置として、雇用管理上の措置として主に想定されるもの及びその場合の留意点は以下のとおり。

雇用管理上の措置	留意点等
配置転換	○　裁判例では、「**就業規則に業務上の都合により労働者に転勤や配置転換を命ずることができる旨の定めがあり、勤務地や職種を限定する合意がない場合**には、企業は労働者の**同意なしに転勤や配置転換を命じることができる**」とされている。 　そのため、①雇用契約上、明示又は黙示に、**勤務地限定合意や職種限定合意がある場合**には、**同意が必要**となる（その場合、同意のない配置転換は雇用契約上の根拠を欠くものとして無効）とされている。
内定取消し	○　判例では、内定取消しの有効性について、「採用内定通知書等に記載された採用**内定の取消事由は、採用内定当時知ることができず、また知ることが期待できないような事実**であって、これを理由として採用内定を取り消すことが解約権留保の趣旨、目的に照らして**客観的に合理的と認められ、社会通念上相当として是認することができるものに限られる**」としている。 ○　内定取消し事由として、**「重要な経歴の詐称」**を定めることは、一般的になされている。
懲戒解雇	○　労働契約法第15条では、「使用者が労働者を懲戒することができる場合において、**当該懲戒が**、当該懲戒に係る労働者の行為の性質及び態様その他の事情に照らして、**客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合**は、その権利を濫用したものとして、当該懲戒は、**無効**とする。」とされている。 ○　判例上、懲戒処分は、懲戒種別と懲戒事由を就業規則に定め、その就業規則を周知している場合に行うことができる。懲戒事由として、**「重要な経歴の詐称」や「刑罰法規に該当する場合・企業秩序を乱した場合」**等を定めることは、一般的になされている。 ○　一方で、懲戒事由に該当する場合であっても、**懲戒解雇の有効性が認められるかについては、個別の事案に応じて、社会通念上の相当性に照らして判断**される。
普通解雇	○　労働契約法第16条では、「**解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合**は、その権利を濫用したものとして、**無効**とする。」とされている。 ○　解雇事由としては、一般には、企業秩序違反や適格性の欠如等がある。

労働法制上の観点から事業者があらかじめ行うべきと考えられる主な事項

○　事業者が、犯罪事実確認や防止措置に係るトラブル防止のためにあらかじめ行うべき主な事項は、次のようなものが考えられる。

事業者があらかじめ定めておくべき事項

○　各施設・事業における本法の対象となる従事者の範囲

○　内定取消し事由や試用期間に係る解約事由として、「重要な経歴の詐称」を定めること

○　就業規則において、懲戒事由として次の内容を定めること
- 重要な経歴の詐称
- 「刑罰法規の各規定に違反する行為が認められた場合」、「企業秩序を乱した場合」等の一般的な刑罰法規違反・企業秩序義務違反
- 「正当な理由なく、業務上の指示・命令に従わなかったとき」等の一般的な業務命令違反
- 「こども性暴力防止法上の「児童対象性暴力等」に該当する行為を行ったとき」、「児童対象性暴力等につながる不適切な行為を行ったとき」

○　就業規則及びその他服務規律等を定めた文書において、次の内容を定めること
- 「児童対象性暴力等」及び「児童対象性暴力等につながる不適切な行為」の範囲
- 教育や保育を提供する場においてこれらの行為を行ってはならないこと
- これらの行為を行ったり、それを理由として刑罰を科された場合は、速やかに報告すること

○　採用募集要項の採用条件や内定時の誓約書の誓約事項として、特定性犯罪前科がないことを明示すること。

事業者が、求職者・現職者（※１）等に対し、あらかじめ確認・伝達を行っておくべき事項

【確認事項】

○　求職者の特定性犯罪歴の有無（※２）（※３）

【事前伝達等事項】

○　制度の趣旨・目的、各施設・事業における対象業務従事者の範囲、個人情報の管理は徹底されること

○　施行時・認定時又は採用内定後等に、犯罪事実確認の対象となること・従事者から国に対して戸籍等の提出を行う必要があること（※２）

○　犯罪事実確認の結果、特定性犯罪事実該当者であることが確認された場合又は戸籍等の提出が行われず、法定の期限までに犯罪事実確認書の交付が行われない場合には、対象業務に従事させることができないこと（※２）

○　内定取消し事由や試用期間に係る解約事由として、「重要な経歴の詐称」を定めていること

○　就業規則に定める重要な経歴の詐称・刑罰法規違反・企業秩序義務違反・業務命令違反等の懲戒事由に該当する場合は、懲戒処分の対象になり得ること。特に、「児童対象性暴力等」及び「児童対象性暴力等につながる不適切な行為」はこども性暴力防止法の趣旨や規定に反する行為であり、厳格な懲戒処分の対象になり得ること

○　その他、採用募集要項の採用条件や内定時の誓約書、関連する服務規律等を定めた文書等の内容（※２）

（※１）現職者は、施行時・認定時に本法の対象となる業務に従事している（又は配置転換によって従事しうる）者を指す。
（※２）書面等で確認・伝達等すること（求職者に対しては採用面接等を通して確認・伝達等することが望ましい。）
（※３）求職者に対してのみ実施すべき事項

第７　安全確保措置③（防止措置）

論点① 防止措置等の内容

工　労働法制等を踏まえた留意点（対象業務従事者が公務員の場合）

前提・考え方

○　対象業務従事者が公務員の場合、労働契約法ではなく、国家公務員法（昭和22年法律第120号）、地方公務員法（昭和25年法律第261号）等が適用されるが、「おそれ」の内容に応じた防止措置の実施に関しては、その考え方や手順に特段の違いが生じるものではない。

○　一方、次のような点で、民間企業等における対象業務従事者の取扱いと一部違いがあることを踏まえる必要がある。

- 国家公務員の場合、人事に関する虚偽行為は法律により禁止され、罰則が科せられること
- 公務員の「内定」は事実行為と解されており、任命権者は、採用内定したことで職員として採用する法律上の義務を負うものではないこと
- 国家公務員の任用（転任等）については、成績主義の原則の下、人事評価の結果を踏まえた上で、人事の計画その他の事情を考慮して行うこととされていること

対応案

○　対象業務従事者が公務員である場合には、取るべき防止措置は対象業務従事者が民間企業等に属する場合と基本的には同じであるが、次の点に留意が必要であることを、ガイドラインにおいて示すこととする。

- 国家公務員の応募者が、採用面接等において特定性犯罪歴等を確認した際に虚偽の回答を行うことは、国家公務員法第40条に規定する人事に関する虚偽行為として刑罰の対象となるため、その旨も含め、採用面接等を通じて伝達すること。

- 犯罪事実確認の結果を理由とした内定取消しは、採用面接等で明示的に特定性犯罪歴等を確認していない場合であっても、犯罪事実確認の結果のみをもって有効になされ得るが、正当な理由のない内定取消しは国家賠償法上の損害賠償義務の対象となり得ることも踏まえ、採用面接等で特定性犯罪歴等を確認すること。

- 任用関係の解消以外の防止措置として、児童等に接する業務以外への転任等の「配置転換」も含む職務の見直しを検討すること。「配置転換」を行うに当たっては、公務員の任用に係る成績主義の原則の下、人事評価結果を踏まえた上で、児童等に接する業務以外の中から、具体的な転任先等を検討すること。

- 児童対象性暴力等の被害の申出があった場合には、業務命令により一時的な接触回避措置を講じることとなるが、加害が疑われる者が起訴された場合には、分限処分としての刑事休職（国家公務員法第79条第２号又は地方公務員法第28条第２項第２号）とすることも考えられること。

第７　安全確保措置③（防止措置）

論点① 防止措置等の内容

エ　労働法制等を踏まえた留意点（在校生等以外に対する児童対象性暴力等の取扱いについて）

前提・考え方

○　法第２条第２項に規定する「児童対象性暴力等」については、定義上その対象は、
①　学校（※学校教育法第１条の学校のうち、大学と高等専門学校を除いたもの及び幼保連携型認定こども園）に在籍する幼児、児童又は生徒
②　18歳未満の者（①に該当する者を除く。）
③　①②のほか、高等専門学校第１学年から第３学年まで又は専修学校高等課程に在籍する者
としており、児童対象性暴力等の定義上は、加害者と被害者の所属する学校等が同一であるか否かについての規定はない。

○　一方で、学校設置者等においては、在校生等以外への児童対象性暴力等に関し、早期把握や調査、保護・支援を行うことが困難な場面も想定されるところ、在校生等以外に対する児童対象性暴力等の取扱いについて、どのようにガイドラインにおいて示していくか整理する必要がある。

○　法第３条においては、学校設置者等及び民間教育保育等事業者は、教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止に努め、仮に児童対象性暴力等が行われた場合には児童等を適切に保護する責務を有するとされている。本責務に基づき、本法では安全確保措置（職務命令や雇用管理措置を含む防止措置）が規定されていることや、当該責務を課す以上は対象とその措置の及ぶ範囲が明確かつ合理的である必要があることも踏まえると、法律上の責務として学校設置者等及び民間教育保育等事業者が措置を講じる必要のある対象は、当該事業者の提供サービス対象であり、安全配慮義務の及ぶ在校生等や当該事業の従事者に限られると考えられる。

○　また、教員性暴力等防止法においては、次のとおり解釈されている。
・　条文上、教員性暴力等防止法による義務がかかるのは「当該学校に在籍する」児童生徒等が被害を受けたと思われるときなので、「過去在籍した」児童生徒は法律上の義務の対象外である。
・　他方、任命権者としては、当該教員が過去に非違行為を行っていれば懲戒処分をしうるので、当該情報が相当程度蓋然性が高く、処分の有無につき調査すべきと判断された場合は、（必要に応じて学校現場とも連携し）処分を検討するための調査を行うこととなる。

○　法における運用についても、次のような整理が考えられる。
・　在校生等以外への児童対象性暴力等について、早期把握や調査、保護・支援を行うことを法律上の義務とすることは、責任の所在があいまいになり、かつ、実効的な対応ができない場合があり得る。
・　在校生等以外への児童対象性暴力等をもって、防止措置の対象となる「おそれ」に当たると認定することは、上述のように、在校生等が被害者の場合に比べて適切な事実確認ができない場合がある以上、より慎重であることが求められる。

第７　安全確保措置③（防止措置）

論点① 防止措置等の内容

エ　労働法制等を踏まえた留意点（在校生等以外に対する児童対象性暴力等の取扱いについて）

対応案

○　法の趣旨や教員性暴力等防止法との整合性も踏まえ、学校設置者等に対する法第５条から第７条までの各種措置の対象は、「現に当該学校設置者等（認定事業者等）が設置する学校等又は児童福祉事業（認定等事業）の事業所に在籍する児童等に対する児童対象性暴力等」である旨、ガイドラインにおいて示すこととする。

○　一方で、教員等が、過去に在籍した児童等、在校生等以外の児童等に対して、児童対象性暴力等を行ったことやその疑いを把握した場合には、厳密に言えば法の対象外ではありつつ、在校生等の安全等の観点から、法に基づくガイドライン、横断指針の記載、従前の対応等を踏まえて、必要な事実確認等や、在校生に対する児童対象性暴力等が行われていなかったか本人等に調査を行った上で、法第６条の防止措置に準じ、就業規則に照らして懲戒等の対応を適切に対応することが望ましい旨、併せてガイドラインにおいて示すこととする。

※　認定事業者等についても、同様の取扱いとする。

論点②その他の労働法制等に係る留意点

第７　安全確保措置③（防止措置）

論点② その他の労働法制等に係る留意点

論点①に掲げる防止措置に関する事項に加えて、法の附帯決議も踏まえ、次のアからエまでに掲げる労働法制等に関連する事項の考え方について、ガイドラインにおいて、示す必要がある。

ア　法定の期限内に従事者から戸籍等の提出がなく犯罪事実確認ができなかった者への対応
イ　対象業務従事者が派遣労働者等である場合の対応
ウ　事実認定や措置の判断に誤りがあった場合の対応
エ　内定辞退者への偏見防止

第７　安全確保措置③（防止措置）

論点② その他の労働法制に係る留意点

ア　法定の期限内に従事者から戸籍等の提出がなく犯罪事実確認ができなかった者への対応

前提・考え方

○　法第４条（学校設置者等）及び法第26条（認定事業者等）においては、対象事業者は、定められた期間内に犯罪事実確認を行わなければならないこととされている。また、法第33条第３項においては、対象事業者は、犯罪事実確認を行うに当たり、申請従事者に戸籍等の書類を内閣総理大臣に提出させることとされている。

※　紛争防止等の観点から、戸籍等は基本的に本人が直接こども家庭庁へ提出することとされている。

○　しかし、従事者による戸籍等の提出がなされず、犯罪事実確認ができないまま期限が終了した場合、対象事業者が期限を超えて当該従事者を対象業務に従事させ続けることは、犯罪事実確認義務違反として、学校設置者等であれば公表（法第17条）、認定事業者等であれば認定取消し（法第32条）等の対象となりうる。

○　事業者は、違法状態を解消するため、速やかに戸籍等の提出の手続を従事者に促すか、対象業務に従事させない対応をとることが必要となる。この場合の事業者の対応の留意点について、ガイドラインにおいて示す必要がある。

第７　安全確保措置③（防止措置）

論点② その他の労働法制に係る留意点

ア　法定の期限内に従事者から戸籍等の提出がなく犯罪事実確認ができなかった者への対応

対応案

①　事前の伝達

○　法の対象事業者においては、施行・認定に先立ち、法の対象業務に従事している（又は配置転換によって従事しうる）現職者本人に対して、書面等により、次の点をあらかじめ伝達すべきことを、ガイドラインにおいて示すこととする。

※　施行・認定後は全ての従事者（特に新規採用者）との関係で伝達が必要。

・　対象業務従事者の範囲を特定した際には、その範囲に含まれていること

・　施行後又は認定後（配置転換によって対象業務に従事する者である場合には、当該配置転換前のタイミング）には、犯罪事実確認の対象となること及び一定の期限までに従事者から国に対して戸籍等の提出を行う必要があること

※　紛争防止の観点から、戸籍等の提出の趣旨・目的、本人提出が原則であること、（本人の希望により事業者を経由する場合も含め）情報管理は徹底されること等の理解を得るように努める。

・　犯罪事実確認の結果、特定性犯罪事実該当者であることが確認された場合や、戸籍等の提出が行われず、法定の期限までに犯罪事実確認書の交付が行われない場合には、対象業務に従事させることができないこと

・　就業規則において、こども性暴力防止法に基づく犯罪事実確認の手続に対応しなければならない旨の規定を定めること

・　戸籍等の提出を含め、犯罪事実確認に係る法定手続への対応を求めたにもかかわらず、これを行わなかった場合は、業務命令違反として懲戒処分の対象になり得ること（※実際に懲戒処分を行う際の留意点は次ページ参照）

論点② その他の労働法制に係る留意点

ア　法定の期限内に従事者から戸籍等の提出がなく犯罪事実確認ができなかった者への対応

対応案（続き）

②　戸籍等が提出されない場合の対応

○　①の事前の伝達を行った上で、従事者から戸籍等が提出されない場合に考えられる対応と、その際の労働法制等を踏まえた留意点について、次のとおり、ガイドラインにおいて示すこととする。

（考えられる対応）

○　まずは、業務命令として、速やかに犯罪事実確認を行う必要があるため、国に対して戸籍等の提出を行うよう、伝える。
※　口頭で指示したが拒否された場合には、書面等記録に残る形で指導する。

○　その上で、指示に従わない場合には、法の犯罪事実確認義務違反の状態を回避するために、対象業務に従事させないことを検討する。

（労働法制等を踏まえた留意点）

○　犯罪事実確認義務の違反状態を回避するため、まずは人事権の行使としての配置転換を検討することが考えられる。

○　なお、上記のほか、犯罪事実確認への対応拒否を抑止する観点から、懲戒処分も検討することが考えられる。

※　懲戒事由として、「企業秩序を乱した場合」、「会社の規則・命令に反した場合」等、一般的な企業秩序違反が定められている場合に、本法の対象となる施設・事業において犯罪事実確認等の対象業務に従事している者が、度重なる指導（業務命令）にも関わらず犯罪事実確認に協力しない場合には、当該事由に該当するものと考えられる。
（法における犯罪事実確認が、児童対象性暴力等を防止するための重要な手立てと位置付けられており、事業者は犯罪事実確認の結果を踏まえて防止措置の要否を検討することとなっていることは懲戒処分の合理性・相当性の判断に当たって重大な考慮要素となり得ると考えられる。）

論点② その他の労働法制に係る留意点

イ　対象業務従事者が派遣労働者等である場合の対応

前提・考え方

○　法においては、従事者が派遣労働者・請負事業主に雇用される労働者（以下「派遣労働者等」という。）や従業員を使用せず、業務委託により個人で役務の提供等を行う者（以下「個人業務受託者」という。）である場合（対象事業者と雇用関係がない場合）には、派遣元事業主・請負事業主（以下「派遣元等」という）ではなく、派遣先や発注者である対象事業者（以下「派遣先等」という。）が、当該従事者に対する安全確保措置を行う義務を負うことになる。

○　この点、労働法制との関係では、主に次の３点が問題となる。

①　派遣労働者に対する、犯罪事実確認のための戸籍等の提出の依頼や研修の受講の依頼について、どのように整理するか。

②　派遣労働者等については、学校設置者等と直接雇用関係がない中で、どのような防止措置を行うことが考えられるか。

③　犯罪事実確認等を行った派遣先等から、労働者派遣契約・請負契約等に基づき、派遣労働者の交代や請負業務処理体制の見直し、契約解除を求められた場合に、派遣元等において、どのような対応が考えられるか。
※　準委任契約の場合についても請負契約の場合と同様

第７　安全確保措置③（防止措置）

論点② その他の労働法制に係る留意点

イ①　対象業務従事者が派遣労働者等である場合の対応（指揮命令権）

前提・考え方

○　派遣労働者や請負労働者に対して、派遣先や発注者が戸籍等の提出や研修の受講依頼を行う場合には、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）において禁止されている特定目的行為や、偽装請負とならないよう注意する必要がある。

○　このため、労働者派遣契約・請負契約等に基づく対応や 、派遣元等と派遣先等との間の役割分担といった対応が必要となると考えられる。

対応案

○　派遣元等・派遣先等に対して、次に掲げる対応が考えられる旨、ガイドラインにおいて示すこととする。
※　準委任契約の場合であっても、請負契約と同様の対応が考えられる。

・　派遣労働者等が法の施行後に新たに労働者派遣契約や請負契約により対象業務に従事する場合は派遣元等から派遣労働者等に対し、犯罪事実確認、研修受講等の法が定める措置の対象となることその他の必要な事項を書面等により伝達すること。また、派遣労働者等が法の施行時に既に対象業務に従事している場合は派遣先等から派遣元等を通じて、派遣労働者等に対し、犯罪事実確認、研修受講等の法が定める措置の対象となることその他の必要な事項を書面等により伝達すること

・　労働者派遣契約や請負契約等に、「犯罪事実確認（戸籍等の提出を含む。）及び研修受講を行った者を業務に従事させなければならない」旨を規定するとともに、これが担保されるよう、派遣労働者等が犯罪事実確認（戸籍等の提出を含む。）及び研修受講に応じない場合は、派遣先等から派遣元等に対して、派遣労働者の変更や、法に適合した請負として業務処理がされるような見直しを要請すること

・　派遣元等から派遣労働者等に対して、犯罪事実確認（戸籍等の提出を含む。）及び研修受講に応じるよう指示を行った上で、派遣先等から、派遣労働者等に対して、直接、犯罪事実確認の対象になることの説明、戸籍情報の提出依頼及び研修受講依頼を行うこと
※　派遣元の指示は、労働者派遣法第35条の通知後に行うこと

・　個人業務受託者については、当該業務を委託する者（以下「業務委託者」という。）との業務委託に係る契約に「犯罪事実確認（戸籍等の提出を含む。）及び研修受講に応じなければならない」旨を定めるともに当該義務違反を契約解除事由として定めた上で、当該契約に基づき、当該業務委託者から当該個人業務受託者に対し、直接、説明等を行うこと

第７　安全確保措置③（防止措置）

論点② その他の労働法制に係る留意点

イ②　対象業務従事者が派遣労働者等である場合の対応（防止措置）

前提・考え方

○　請負の形態で従事する場合、発注者は、従事者に対するいかなる指揮命令権も有さず、また、派遣労働の場合、派遣先は、労働者派遣契約で定められた業務についての指揮命令権は有するものの、派遣労働者と雇用関係にないため、労働者派遣契約の内容を超えた勤務地・業務の変更等の措置を講じる権限は有さない。

○　このため、派遣労働者等について、児童対象性暴力等のおそれが生じた場合の防止措置をどのように講ずるかを明らかにする必要がある。

第７　安全確保措置③（防止措置）

論点② その他の労働法制に係る留意点

イ②　対象業務従事者が派遣労働者等である場合の対応（防止措置）

対応案

○　派遣先等が、派遣労働者等に対して防止措置を講じるに当たっては、次に掲げる対応を実施することが考えられる旨、ガイドラインにおいて示すこととする。

■　派遣先等において、取り得る範囲内での防止措置（労働者派遣契約で定められた範囲内での派遣労働者の業務変更（※１）、見通しが良い環境の確保等）を行うこと

■　その上で、派遣先等が派遣元等に対して、犯罪事実確認の結果そのものを伝えることは法第12条違反となることに留意しつつ、可能な範囲（※２）で速やかに児童対象性暴力等が行われるおそれがある事実を派遣元等に対して伝えるとともに、労働者派遣契約又は請負契約等に基づき、派遣労働者の変更や、法に適合した請負として業務処理がされるような見直しを要請すること（※３）

※１　請負の場合は、発注者の判断で業務変更することはできない。
※２　「おそれ」の内容が、犯罪事実確認の結果犯歴ありであった場合、犯歴情報そのものを派遣元等に伝えることは、法第12条違反となる。
※３　例えば、
- 労働者派遣契約等に「派遣労働者について、こども性暴力防止法第６条に規定する児童対象性暴力等が行われるおそれがあると派遣先が認めたときは、派遣元に対し、派遣先の選択において当該派遣労働者の変更又は当該派遣労働者の従事する業務の変更を求めることができる」旨の規定を、
- 請負契約等に「委託業務に従事する者について、こども性暴力防止法第６条に規定する児童対象性暴力等が行われるおそれがあると学校設置者等が認めたときは、学校設置者等は請負事業主にその旨を伝え、請負事業主は当該者に委託業務に従事させないようにしなければならない」旨の規定を、予め盛り込んだ上で、派遣先等から派遣元等に対しては、「おそれがあると認めた」ことのみ伝えつつ交代等を求めることが考えられる。

なお、派遣元等は、労働者派遣・請負事業において取得した当該派遣労働者等の交代等に関する情報を、他事業において利用することは認められない。

■　個人業務受託者の場合は、業務委託に係る契約解除事由として、「こども性暴力防止法第６条に規定する児童対象性暴力等が行われるおそれがあると業務委託者が認めたこと」を盛り込んだ上で、当該条項に沿って対応することが考えられる。

第７　安全確保措置③（防止措置）

論点② その他の労働法制に係る留意点

イ③　対象業務従事者が派遣労働者等である場合の対応（派遣元等の対応）

前提・考え方

○　「こども性暴力防止法第６条に規定する児童対象性暴力等が行われるおそれ」等を理由として、労働者派遣契約・請負契約等に基づき派遣労働者の交代や請負業務処理体制の見直し、契約解除を求められ、派遣元等がそれに応じた場合であっても、当該派遣労働者等と派遣元等の雇用契約は継続している。

○　この場合、派遣労働者については、派遣元に対して、労働者派遣事業の許可要件として「労働者派遣契約の終了のみを理由として派遣労働者を解雇しないこと」が課せられているため、派遣元は「こども性暴力防止法第６条に規定する児童対象性暴力等が行われるおそれ」があると伝えられ、労働者派遣契約解除に応じたことのみをもって、派遣労働者の解雇を行うことは許容されない。

○　このような制度の前提を踏まえた労働法制上の留意点を、ガイドラインにおいて示す必要がある。

第７　安全確保措置③（防止措置）

論点② その他の労働法制に係る留意点

イ③　対象業務従事者が派遣労働者等である場合の対応（派遣元等の対応）

対応案

○　「こども性暴力防止法第６条に規定する児童対象性暴力等が行われるおそれ」等があった場合の派遣元等と派遣労働者等との雇用契約等については、次に掲げる点について留意する必要がある旨、ガイドラインにおいて示すこととする。

【派遣労働者の場合】
派遣元は、必要に応じて当該派遣労働者から事情を聞き、その結果に応じて適切に対応する。

■　派遣労働者本人への確認の結果、特定性犯罪歴が明らかになった場合
- こどもと接しない業務への変更、別の派遣先への派遣、それらが難しい場合には休業等

■　派遣労働者本人への確認の結果、派遣先において児童対象性暴力等や不適切行為を行ったことが明らかになった場合
- こどもと接しない業務への変更、別の派遣先への派遣、それらが難しい場合には休業等
- 必要に応じて、派遣元の懲戒権に基づく、派遣元の懲戒事由等に沿った対応

【請負事業主に雇用される請負労働者の場合】
必要に応じて当該請負労働者から事情を聞き、その結果に応じて、請負事業主の就業規則等に照らして適切に対応する。

第７　安全確保措置③（防止措置）

論点② その他の労働法制に係る留意点

ウ　事実認定や措置の判断に誤りがあった場合の対応

前提・考え方

○　対象事業者が恣意的な判断や誤った判断を行い、対象業務従事者が不利益な取扱いを受けた場合の対応を明確化しておくことは、労働者の保護だけでなく、制度の信頼性の向上にもつながることとなる。

○　法案審議の際の国会の質疑においては、都道府県労働局等に設置されている相談窓口や活用可能な制度について、併せて周知を行うことで、当事者間の適切な解決を促進していくこととされているほか、法の附帯決議においても、「防止措置の濫用の防止を図ること」や「おそれがあると誤認に基づき判断された場合の対応に留意すること」が盛り込まれている。

対応案

○　一時的に接触回避等の措置を講じたものの、調査により加害の疑いが晴れた従事者について、当該従事者の職場復帰等に当たって偏見等が生じないような配慮が必要である旨、ガイドラインにおいて周知することとする。

○　労使間でトラブルが生じたような場合には都道府県労働局等に設置されている相談窓口（総合労働相談コーナー）を活用できることや、活用可能な制度について、ガイドラインに明記・周知することとする。

○　また、争いがある中で処分を行い、裁判等になった場合には、事実確認プロセス等が適切に取られていたか否かも評価されることとなるため、適切なプロセスを踏むことが重要である旨、ガイドラインにおいて、周知することとする。

論点② その他の労働法制に係る留意点

エ　内定辞退者への偏見防止

前提・考え方

○　法の附帯決議においては、学校設置者等及び認定事業者の採用内定者が内定を辞退した場合、内定辞退後にその者の採用を検討する他の事業者にとっては、これが犯罪事実確認の結果に起因するものであるか否かが判別できないことを踏まえ、その者が偏見により就労を妨げられることがないよう、所要の周知啓発を図ることが求められている。

対応案

○　内定辞退者への偏見防止策としては、次に掲げる事項について、ガイドラインにおいて示すこととし、周知広報を図ることとする。

（内定辞退者の犯歴情報の適正な取扱い）

- 犯罪事実確認により取得した犯歴情報については、法の規定に基づく厳格な適正管理が求められること
- 犯歴情報の目的外の利用や第三者提供は、法の規定により禁止されており、不正な目的で提供することは罰則の対象になること
- 犯罪事実確認後に内定辞退した場合には、法第38条第２項の規定により、犯罪事実確認記録等を廃棄及び消去しなければならず、違反した場合には罰則の対象になること

（内定辞退に係る個人情報の適正な取り扱い）

- 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）においては、個人情報を、あらかじめ本人の同意を得ないで、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱うことは、原則禁止されていること
- 職業安定法（昭和22年法律第141号）においては、求職者の氏名等の個人情報を使用する際は、業務の目的の達成に必要な範囲内で使用し、その業務の目的を求職者に対し明らかにしなければならず、本人の同意を得ずに正当な事由なく当該範囲を超えて使用することは禁止されていること

（内定辞退には様々な事由があること）

- 内定辞退等の選択は様々な事情から行われるものであるため、直ちに犯罪歴の有無と結びつけられるものではないこと

第８　情報管理措置

第８　情報管理措置

情報管理措置の全体像

○　法においては、対象事業者に求める情報管理措置について、次の①から⑤までに掲げる定めを置いている。

①　犯罪事実確認記録等の適正な管理
②　目的外利用・第三者提供の禁止
③　漏えい等の重大事態のこども家庭庁への報告
④　犯罪事実確認記録等の廃棄・消去
⑤　監督等

【参考】用語の整理

○　犯罪事実確認記録等：　犯罪事実確認書及び犯罪事実確認記録

情報の種類	記載事項
犯罪事実確認書 （法第35条第４項）	・　申請対象者情報 ・　特定性犯罪事実の確認日 ・　特定性犯罪事実の該当性（犯歴あり／犯歴なし） ・　特定性犯罪事実該当者の区分（拘禁刑／執行猶予／罰金刑（犯歴ありの場合のみ）） ・　特定性犯罪の裁判確定日（犯歴ありの場合のみ）
犯罪事実確認記録 （法第38条第１項）	・　犯罪事実確認書に記載された情報に係る記録（犯罪事実確認書の情報を転記した電子ファイル、紙資料等） ※　犯歴無しの場合も該当

※犯歴の有無及びそれを直接的に示唆する内容（「黒」・「白」と表現する等）は犯罪事実確認書の内容と同義であるため、犯罪事実確認記録に該当する。

情報管理措置の全体像（続き）

○　法においては、対象事業者に求める情報管理措置について、次の①から⑤までに掲げる定めを置いている（続き）。

① 犯罪事実確認記録等の適正な管理

■　法第14条においては、犯罪事実確認実施者等は、犯罪事実確認記録等を適正に管理しなければならないこととされている。また、同条の規定を具体的に担保するため、法第11条において、犯罪事実確認実施者等は、犯罪事実確認記録等の管理責任者の設置その他の犯罪事実確認記録等を適正に管理するために必要な措置として内閣府令で定めるものを講じなければならないこととされている。

※　認定事業者等についても、法第20条第１項第６号及び第27条第１項において、同等の措置が求められている（違反は適合命令の対象、認定取消事由）。

② 目的外利用・第三者提供の禁止

■　法第12条においては、犯罪事実確認実施者等は、次に掲げる場合を除き、犯罪事実確認記録等を犯罪事実確認若しくは法第６条の措置を実施する目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならないこととされている。

・　都道府県教育委員会と市町村教育委員会との間（県費負担教職員の場合）及び学校設置者等と施設等運営者との間で、防止措置の実施に必要な限度において提供する場合（同条第１号）

・　訴訟等の裁判所手続又は刑事事件の捜査のために提供する場合（同条第２号）

・　情報公開・個人情報保護審査会の求めに応じて提示する場合（同条第３号）

・　法、児童福祉法等の規定に基づき、報告徴収・立入検査等に応じる場合（同条第４号）

※　認定事業者等についても、法第27条第２項等において、同等の措置が求められている（違反は認定取消事由）。

【参考】用語の整理

○　犯罪事実確認実施者等

・　学校設置者等、施設等運営者及び県費負担教職員の犯罪事実確認記録の提供を受けた市町村教育委員会
・　国、地方自治体、独立行政法人、国立大学法人、地方独立行政法人並びにこれらの者が設置する学校又はこれらの者が行う児童福祉事業の事業所の管理を行う施設等運営者は、監督等（法第15条から法第18条）の除外対象

情報管理措置の全体像（続き）

○　法においては、対象事業者に求める情報管理措置について、次の①から⑤までに掲げる定めを置いている（続き）。

② 目的外利用、第三者提供等の禁止（続き）

■　法第39条においては、犯罪事実確認書受領者等又はその役員、従事者等は、犯罪事実確認書に記載された特定性犯罪の経歴に係る情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこととされている（違反は罰則あり）。

また、法第43条においては、これらの者が、犯罪事実確認書に記載された情報を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供したときは、刑罰が科されることとなっている。

③ 漏えい等の重大事態のこども家庭庁への報告

■　法第13条においては、犯罪事実確認実施者等は、犯罪事実確認書に記載された情報の漏えいその他の犯罪事実確認記録等の管理が適正に行われていないと認められる事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして内閣府令で定めるものが生じたときは、内閣府令で定めるところにより、直ちにその旨を内閣総理大臣に報告しなければならないこととされている。

※　認定事業者等についても、法第27条第２項において、同等の措置が求められている（違反は認定取消事由）。

④ 犯罪事実確認記録等の廃棄・消去

■　法第38条においては、犯罪事実確認書受領者等は、犯罪事実確認記録等について、

- 犯罪事実確認の確認日から５年後の属する年度の末日から起算して30日
- 離職等の日から起算して30日
- 対象事業者に該当しなくなった日から起算して30日

を経過する日までに廃棄・消去しなければならないこととされている（違反は罰則あり）。

【参考】用語の整理

○　犯罪事実確認書受領者等

- 犯罪事実確認書の交付を受けた対象事業者
- 法第９条第２項（県費負担教職員）、第10条第２項（施設等運営者）又は第26条第７項（共同認定）の規定により犯罪事実確認書の提供を受けた者

情報管理措置の全体像（続き）

○　法においては、対象事業者に求める情報管理措置について、次の①から⑤までに掲げる定めを置いている（続き）。

⑤　監督等

■　法第15条においては、犯罪事実確認実施者等は、帳簿に犯罪事実確認の実施状況を記載し、保存しなければならないこととされている。
　また、犯罪事実確認実施者等は、犯罪事実確認の実施状況及び犯罪事実確認記録等の管理の状況について、定期的に内閣総理大臣に報告しなければならないこととされている（帳簿不備、虚偽報告等は罰則有り）。
※　認定事業者等についても、法第28条において、同等の措置が求められている（違反は認定取消事由）。

■　法第16条においては、内閣総理大臣は、犯罪事実確認実施者等に対し、犯罪事実確認の実施状況及び犯罪事実確認記録等の管理の状況に関し必要な報告徴収・立入検査を行うことができることとされている（違反報告等は罰則有り）。
※　認定事業者等についても、法第28条において、同等の措置が求められている（違反は認定取消事由）。

■　法第18条においては、内閣総理大臣は、犯罪事実確認実施者等が法第11条又は第14条の規定（犯罪事実確認記録等の適正管理）に違反していると認めるとき（漏えい等が生じた場合に限る。）は、是正命令を行うことができることとされている。
　また、法第35条第３項により、措置が講じられるまでの間は、犯罪事実確認書の交付は行われないこととされている。
※　認定事業者等についても、法第30条に基づく適合命令・是正命令があり、法第35条第３項が適用される（命令への違反は認定取消事由）。

■　法第24条第３項においては、認定事業者等は、児童対象性暴力等対処規程又は情報管理措置を変更するとき（軽微な変更として内閣府令で定めるものを除く。）は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならないこととされている（違反は認定取消事由）。

第８　情報管理措置

情報管理措置を検討するに当たっての前提

(1)　個人情報保護法との関係

○　個人情報の保護に関する一般法である個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）においては、民間部門（個人情報取扱事業者）及び公的部門（行政機関等）の事業者に対する情報保護に係る規律がそれぞれ定められており、法に基づく対象事業者が犯罪事実確認記録等を取り扱う場合も、当該規律は適用される。

○　一方、犯罪事実確認記録等は、個人情報の中でも特に配慮が必要な機微性の高い個人情報であり、漏えい等した場合の権利利益の侵害や制度に対する信頼の喪失のおそれが大きいため、法においては、個人情報保護法上の規律に加えて、より厳格な規制を課すことが必要であるとの考えの下、前述の①から⑤までの規定が置かれている。

○　法に基づく情報管理措置の具体的内容を検討するに当たっても、このような考え方を踏まえるとともに、個人情報保護法における規律との整合性を図る必要がある。

(2)「こども性暴力防止法における情報管理措置の基本的考え方」

○　本年３月、令和６年度のこども家庭庁委託研究事業において、法に定める情報管理措置の内閣府令委任事項、ガイドライン事項等の検討に資するものとして「こども性暴力防止法における情報管理措置の基本的考え方」（以下単に「基本的考え方」という。）を取りまとめた。

○　法に基づく情報管理措置の具体的内容の検討に当たっては、この「基本的考え方」の内容も踏まえることとする。

論点① 犯罪事実確認記録等の適正な管理

第８　情報管理措置

論点①　犯罪事実確認記録等の適正な管理

○　法第14条においては、犯罪事実確認実施者等は、犯罪事実確認記録等を適正に管理しなければならないこととされている。
　また、法第11条において、犯罪事実確認実施者等は、犯罪事実確認記録等の管理責任者の設置その他の犯罪事実確認記録等を適正に管理するために必要な措置として内閣府令で定めるものを講じなければならないこととされている。
※　認定事業者等についても、法第20条第１項第６号及び第27条第１項において、同等の措置が求められている。

○　犯罪事実確認記録等の適正管理のための必要な措置については、内閣府令において具体的に定めるとともに、ガイドラインにおいてその詳細、留意点等を示す必要がある。

第８　情報管理措置

論点①　犯罪事実確認記録等の適正な管理

犯罪事実確認記録等を適正に管理するために必要な措置の具体的内容（全体構成）

前提・考え方

○　法第11条においては、犯罪事実確認実施者等は、犯罪事実確認記録等の管理責任者の設置その他の犯罪事実確認記録等を適正に管理するために必要な措置として内閣府令で定めるものを講じなければならないとされている。
※　認定事業者等についても、法第20条第１項第６号及び第27条第１項において、同等の措置が求められている。

（個人情報保護法との関係）
○　個人情報保護法第23条においては、個人情報取扱事業者に対し、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置（安全管理措置）を講ずる義務を課しており、その具体的内容については「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（平成 28 年 11 月（令和 7 年 6 月一部改正）個人情報保護委員会。以下「個人情報保護法ガイドライン」という。）等において示されている。
※　行政機関の長等については、同法第66条第１項において、保有個人情報に関する安全管理措置を求めており、同様のガイドラインも定められている。

○　個人情報保護法ガイドラインにおいては、個人情報取扱事業者が講ずべき安全管理措置として、

■　基本方針を策定すること
■　次のアからエまでの措置を盛り込んだ個人データの取扱いに係る規律を整備すること
ア　組織的安全管理措置
イ　人的安全管理措置
ウ　物理的安全管理措置
エ　技術的安全管理措置

を求めており、アからエまでの各分類の措置については、その具体的な例が「手法の例示」として示されている。

○　この「手法の例示」については、中小規模事業者であっても円滑に義務を履行し得るよう、
・　従業員が100人以下の中小規模事業者における手法
・　それ以外の個人情報取扱事業者における手法
という２段階の例示が、アからエまでの各措置のそれぞれにおいて示されている。

第８　情報管理措置

論点①　犯罪事実確認記録等の適正な管理

犯罪事実確認記録等を適正に管理するために必要な措置の具体的内容（全体構成）

前提・考え方

（「基本的考え方」との関係）

○　「基本的考え方」においては、法に基づく情報管理措置について、個人情報保護法との整合性を踏まえ、次のような整理案を示している。

■　情報管理措置は、各事業者において、必要な措置が盛り込まれた情報管理規程を策定するとともに、これに規定した措置を適切に遵守することをもって満たすものとすること。

■　情報管理規程の基本構成は、個人情報保護法ガイドラインとの整合性を踏まえ、次のとおりとすること。

項目	概要
①基本的事項	犯罪事実確認記録等の取扱全体に関わる基本方針
②組織的情報管理措置	組織が情報を取り扱うに当たって、実施しなければならない体制整備等
③人的情報管理措置	従業者に対する情報の取扱いに関する研修・訓練等
④物理的情報管理措置	情報を取り扱う区域における端末等の物理的な情報漏えいの防止対策等
⑤技術的情報管理措置	情報及びそれを取り扱う情報システムに関する技術的な対策等

■　犯罪事実確認記録等は厳格な取扱いが求められる一方、事業者が小規模等である場合の負担にも配慮し、次のとおり「標準的措置」及び「最低限求められる措置」の２つの水準の措置を設けることとし、上の表の②から⑤までのそれぞれの措置について、具体的な対策を掲げること（いずれの措置も、個人情報保護法における安全管理措置の水準と同等又は上回る水準とする）。

・　標準的措置：犯罪事実確認記録等の情報管理を行う事業者であれば、実施に困難をきたすなどの特別な事由がない限りは、相応に実施されるべき基本的水準の措置。事業者には、可能な限りこの措置を満たすよう促していく。

・　最低限求められる措置：標準的措置の一部を部分的に緩和したもう一つの水準の措置。例外なく全ての対象事業者が施設・事業単位で満たす必要があるもの。

第８　情報管理措置

論点①　犯罪事実確認記録等の適正な管理

犯罪事実確認記録等を適正に管理するために必要な措置の具体的内容（全体構成）

対応案

○　以上の整理を踏まえ、法第11条（犯罪事実確認実施者等）及び第20条第１項第６号（認定事業者等）の、「犯罪事実確認記録等を適正に管理」するための「必要な措置として内閣府令で定めるもの」については、次のアからウまでのとおり、内閣府令において定めることとする。

ア　事業者に求められる情報管理措置は、適正な情報管理に必要な措置が盛り込まれた情報管理規程を策定するとともに、当該措置を適切に遵守することをもって満たすものとする。

イ　情報管理規程には、次の①から⑤までに掲げる事項を盛り込む。

①　基本的事項
②　組織的情報管理措置
③　人的情報管理措置
④　物理的情報管理措置
⑤　技術的情報管理措置
（※　各措置の具体的内容については、次ページ以降で検討）

ウ　イの②から⑤までの措置については、次の２つの水準に基づく措置を設ける。

・　標準的措置：　実施に困難をきたすなどの特別な事由がない限りは、相応に実施されるべき基本的水準の措置。
・　最低限求められる措置：　小規模等の事業者の負担に配慮し、アの水準を一部緩和した水準の措置（個人情報保護法で求める水準と同等以上）。全ての事業者が、施設・事業単位で満たすべきもの。

○　特に、ウに関しては、事業者に対して、可能な限り標準的措置を満たすよう、促していくこととする。

第８　情報管理措置

論点①　犯罪事実確認記録等の適正な管理

「情報管理規程」に盛り込むべき内容：①基本的事項

前提・考え方

○　「情報管理規程」において、次の①から⑤までに掲げる事項を盛り込む場合に、その具体的内容を内閣府令及びガイドラインで定める必要がある。

①　基本的事項
②　組織的情報管理措置
③　人的情報管理措置
④　物理的情報管理措置
⑤　技術的情報管理措置

＊＊＊

①　基本的事項

○　個人情報保護法ガイドラインにおいては、個人情報取扱事業者は、個人データの適正な取扱いの確保について組織として取り組むため、「関係法令・ガイドライン等の遵守」、「安全管理措置に関する事項」等を定めた基本方針を策定することが重要であるとしている。

○　「基本的考え方」においては、このような個人情報保護法ガイドラインにおける「基本方針」の策定に関する考え方を踏まえつつ、次のような法の特性を踏まえて、次のアからキまでの基本原則（次ページ）を示している。

（法の特性）
・　犯罪事実確認記録等は、その高い機微性から、法において特別な取扱いが求められており、こうした制度上の考え方が、事業者において講じられる各措置において、手順ごとに徹底される仕組みとする必要があること
・　事業者の組織の長は、情報管理措置が自組織のリスクマネジメントにおける重要課題であることを認識し、自らのリーダーシップの下、組織の状況に応じた最善の措置を常に講じるとともに、改善を図るプロセスが必要であること
・　事業者が小規模等である場合には、専門的かつ複雑な情報管理措置を講じることには限界があり、可能な限り、事業者の負担を減らし、実行可能性を高めることも必要であること

第８　情報管理措置

論点①　犯罪事実確認記録等の適正な管理

「情報管理規程」に盛り込むべき内容：①基本的事項

前提・考え方

（基本原則）
ア　犯罪事実確認記録等の取扱者は必要最小限とすること
イ　犯罪事実確認書の内容の記録・保存を極力避けること
ウ　やむを得ず記録・保存する場合には、リスクに応じた情報管理措置を行うこと
エ　情報機器の種類、ネットワークの状況等に応じた情報管理措置を講じること
オ　犯罪事実確認記録等の取扱いの手順に応じて必要な対応を行うこと
カ　組織の長自ら情報管理の重要性を理解し、組織的に点検・改善を実施すること
キ　法に定める情報管理措置に関する規定を遵守すること

○　また、ウ・エに関し、使用する情報機器、ネットワーク等の具体的要件について、整理されている。

第８　情報管理措置

論点①　犯罪事実確認記録等の適正な管理

「情報管理規程」に盛り込むべき内容：①基本的事項

対応案

○　「情報管理規程」の①基本的事項については、「基本的考え方」に示されている基本原則（次のアからキまでに掲げるもの）を盛り込むよう、内閣府令において定めることとする。

ア　犯罪事実確認記録等の取扱者は必要最小限とすること
イ　犯罪事実確認書の内容の記録・保存を極力避けること
ウ　やむを得ず記録・保存する場合には、リスクに応じた情報管理措置を行うこと
エ　情報機器の種類、ネットワークの状況等に応じた情報管理措置を講じること
オ　犯罪事実確認記録等の取扱いの手順に応じて必要な対応を行うこと
カ　組織の長自ら情報管理の重要性を理解し、組織的に点検・改善を実施すること
キ　法に定める情報管理措置に関する規定を遵守すること

○　また、ウ及びエに関する具体的内容について、「基本的考え方」の整理を踏まえ、次のとおり、ガイドラインにおいて示すこととする。

①　使用する情報機器の要件（エ）
- 業務用端末であること（専用端末の使用を推奨、私用端末は不可）
- 端末OS及びアプリケーションは、最新のバージョンを維持し、提供ベンダーのサポート期間が切れたものは利用しないこと
- 複数のセキュリティ対策を組み合わせることで、一定のセキュリティ水準を確保すること（アンチウイルスソフトウェア（特にPC）等の導入、キャリア通信会社やインターネットプロバイダのセキュリティサービスの活用など）

②　ネットワークの要件（エ）
- ウイルスの侵入や情報漏えいを防止するため、業務上不要なインターネット通信を制限すること
- 事業者の組織的な管理下にあるネットワークを活用する場合には、複数の対策を行う多層防御を実施すること

③　クラウドサービスの要件（ウ・エ）
- クラウドサービスの活用は、真にやむを得ない場合に限り認めることとし、利用に当たっては、アクセス管理、セキュリティ設定、データの暗号化等の必要な対策を講じること
- ISMAP基準を満たし、国内法が適用される拠点にデータを保存できるクラウドサービスを選定することを原則とすること

第８　情報管理措置

論点①　犯罪事実確認記録等の適正な管理

「情報管理規程」に盛り込むべき内容：②組織的情報管理措置、③人的情報管理措置、④物理的情報管理措置、⑤技術的情報管理措置

前提・考え方

○　個人情報保護法ガイドラインに基づく組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置及び技術的安全管理措置の策定項目と、基本的考え方において、法に基づく「情報管理規程」に盛り込むものとして、個人情報保護法との整合性を踏まえて整理されている組織的情報管理措置、人的情報管理措置、物理的情報管理措置及び技術的情報管理措置の策定項目については、次の表のとおり整理される。

個人情報保護法ガイドライン	基本的考え方
1　組織的安全管理措置 （1）組織体制の整備 （2）個人データの取扱いに係る規律に従った運用 （3）個人データの取扱状況を確認する手段の整備 （4）漏えい等事案に対応する体制の整備 （5）取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し	ア　組織的情報管理措置 （1）組織体制の整備 （2）情報管理規程に基づく運用 （3）犯罪事実確認記録等の取扱記録の記載項目の整理 （4）漏えい等の事案に対応する体制の整備 （5）犯罪事実確認記録等の取扱状況の把握及び情報管理措置の見直し
2　人的安全管理措置 従業者の教育	イ　人的情報管理措置 従事者の研修・訓練等
3　物理的安全管理措置 （1）個人データを取り扱う区域の管理 （2）機器及び電子媒体等の盗難等の防止 （3）電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止 （4）個人データの削除及び機器、電子媒体等の廃棄	ウ　物理的情報管理措置 （1）犯罪事実確認記録等を取り扱う区域の管理 （2）機器及び電子媒体等の盗難等の防止 （3）電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止 （4）犯罪事実確認記録等の廃棄及び消去並びに機器・電子媒体等の廃棄
4　技術的安全管理措置 （1）アクセス制御 （2）アクセス者の識別と認証 （3）外部からの不正アクセス等の防止 （4）情報システムの使用に伴う漏えい等の防止	エ　技術的情報管理措置 （1）アクセス者の識別及び認証 （2）アクセス制御 （3）外部からの不正アクセス等の防止 （4）情報システムの使用に伴う漏えい等の防止

第８　情報管理措置

論点①　犯罪事実確認記録等の適正な管理

「情報管理規程」に盛り込むべき内容：②組織的情報管理措置、③人的情報管理措置、④物理的情報管理措置、⑤技術的情報管理措置

対応案

○　「情報管理規程」の②組織的情報管理措置、③人的情報管理措置、④物理的情報管理措置、⑤技術的情報管理措置については、前ページの表の「基本的考え方」に示されているアからエまでに掲げる策定項目を盛り込むよう、内閣府令において定めることとする。

○　また、当該内閣府令で定める事項に基づく、基本的事項及びアからエまでに掲げる情報管理措置のより具体的内容（別紙）については、ガイドラインにおいて示すこととする。

論点② 目的外利用・第三者提供の禁止

第８　情報管理措置

論点②　目的外利用・第三者提供の禁止

○　法第12条においては、犯罪事実確認実施者等は、次に掲げる場合を除き、犯罪事実確認記録等を犯罪事実確認若しくは法第６条の措置を実施する目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならないこととされている。

・　都道府県教育委員会と市町村教育委員会との間（県費負担教職員の場合）及び学校設置者等と施設等運営者との間で、防止措置の実施に必要な限度において提供する場合（同条第１号）

・　訴訟等の裁判所手続又は刑事事件の捜査のために提供する場合（同条第２号）

・　情報公開・個人情報保護審査会の求めに応じて提示する場合（同条第３号）

・　法、児童福祉法等の規定に基づき、報告徴収・立入検査等に応じる場合（同条第４号）

※　認定事業者等についても、法第27条第２項等において、同等の措置が求められている（違反は認定取消事由）。

○　法第39条においては、犯罪事実確認書受領者等又はその役員、従事者等は、犯罪事実確認書に記載された犯歴情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこととされている（違反は罰則あり）。

○　法第43条においては、これらの者が、犯罪事実確認書に記載された情報を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供したときは、刑罰が科されることとなっている。

○　これらの規定に関する次のア及びイに掲げる具体的な考え方、留意点等について、ガイドラインにおいて明確化する必要がある。

ア　目的内利用に該当する場合の明確化
イ　第三者提供の禁止に該当する場合の明確化等

第８　情報管理措置

論点②　目的外利用・第三者提供の禁止

（参考）法第12条第１号のイメージ

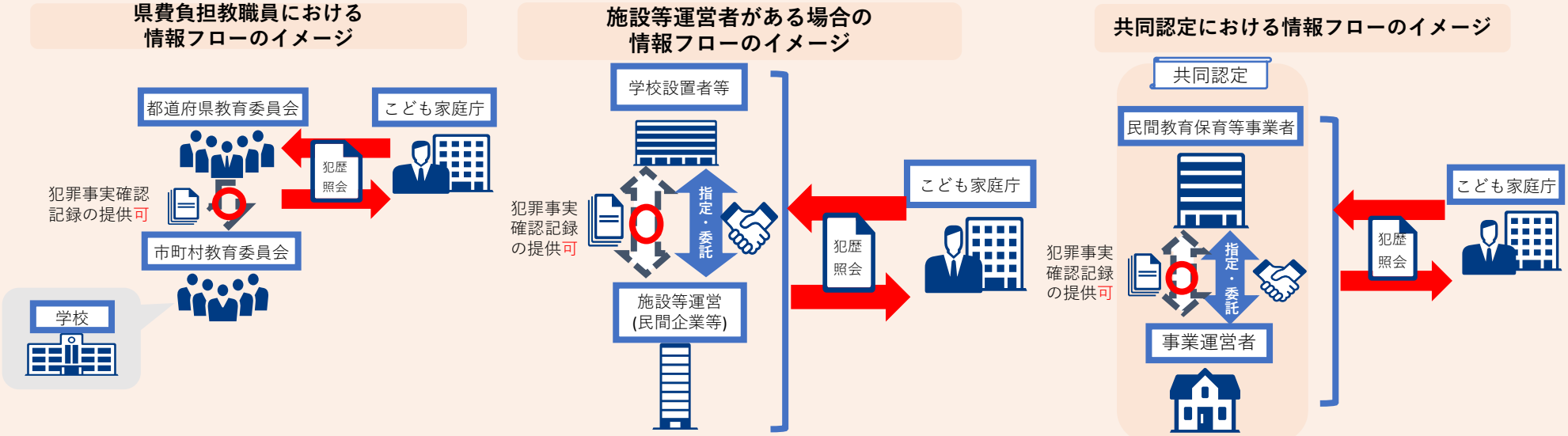

論点②　目的外利用・第三者提供の禁止

ア　目的内利用に該当する場合の明確化

前提・考え方

○　法第12条、第27条第２項等においては、対象事業者は、一部の場合を除き、犯罪事実確認記録等を犯罪事実確認若しくは法第６条の措置を実施する目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならないこととされている。

○　「法第６条の措置」については、対象事業者が、犯罪事実確認記録等を端緒として、配置転換等の雇用管理上の措置をはじめとする具体的な防止措置を講じることを指し、その一連の取組の中で、犯罪事実確認記録等について、必要な限度において利用することは、目的内利用として、本条で許容されている。

この目的内利用に当たる範囲について、ガイドラインにおいて明確化する必要がある。

○　このとき、法第35条第４項において規定されている犯罪事実確認書の記載項目は、次のとおり、法定の記載情報が限られている。

【犯罪事実確認書の記載事項（犯歴ありの場合）】

- 申請対象者情報（法第33条第５項：従事者の氏名、住所、生年月日、性別／事業者の名称、所在地等）
- 犯罪事実確認の確認日
- 特定性犯罪事実該当者の区分
  - ①　拘禁刑（刑の執行等が終わってから20年以内）
  - ②　拘禁刑のうち執行猶予者（裁判が確定してから10年以内）
  - ③　罰金刑（刑の執行等が終わってから10年以内）
- 裁判の確定日

○　このため、雇用管理上の措置や再発防止のための指導を行うに当たり、従事者本人と改めて面談の場を設ける等により、犯罪事実確認書の情報だけでは足りない特定性犯罪事実に関わるより詳しい情報（具体的な行為内容、背景事情、反省の認識などを含む。 以下「特定性犯罪事実関連情報」という。） の確認を行い、適切な対応を決定することが、一般的に想定される。

※　この際得られる情報のうち、犯罪の経歴（＝前科）については、個人情報保護法上の要配慮個人情報に当たるため、あらかじめ本人の同意を取得する（個人情報保護法第20条第２項）など、個人情報保護法上適正に情報を取得し、管理する必要がある。

※　上記の本人同意の取得において、事案によっては当該同意の任意性が確保されず同意が無効と解されるおそれがあり、その場合、個人情報保護法違反として法執行の対象となることが想定されるため、同意の任意性を担保するための方策等について、ガイドライン等で示す必要がある。

論点②　目的外利用・第三者提供の禁止

ア　目的内利用に該当する場合の明確化

対応案

○　対象事業者が、法第６条に定める防止措置を実施することを目的として、次の①及び②に掲げる場合には、法第12条に定める犯罪事実確認書の目的外利用には当たらないことを、ガイドラインにおいて示すこととする。

①　具体的な防止措置の検討・実施に当たり、同一事業者内（例、教育委員会と学校）で、犯罪事実確認記録を必要最低限の関係者間で共有する場合

②　犯罪事実確認記録等を端緒に、従事者本人と改めて面談の場を設ける等により、犯罪事実確認書の情報だけでは足りない特定性犯罪事実関連情報を追加的に得る場合

○　特に、②の特定性犯罪事実関連情報については、犯罪事実確認記録等には該当しないものの、機微性の高い個人情報であることから、当該情報を取得する際の留意点や取扱い上の留意点について、併せてガイドラインにおいて示すこととする。

（記載のイメージ）

・　特定性犯罪事実関連情報を取得する目的及び利用範囲を対象となる従事者に分かるように明示すること（防止措置として配置転換等の人事管理を実施するためであること、やむを得ず必要となる場合に限り、当該情報を他の人事管理の検討にも利用すること等）。

・　特定性犯罪事実関連情報を取得するに当たっては、従事者本人の意思を尊重し、同意を強制しないこと。特定性犯罪事実関連情報の取得を拒否したとしても、当該拒否をしたことのみをもって不利益な取扱いを行わないこと。

・　取得した特定性犯罪事実関連情報のうち、犯罪の経歴に係るものは、犯罪事実確認記録等と少なくとも同等（又はそれ以上）に機微性の高い情報であるため、当該情報は犯罪事実確認記録等に準じて厳格に管理すること。

論点②　目的外利用・第三者提供の禁止

イ　第三者提供の禁止に該当する場合の明確化

前提・考え方

○　法第12条においては、犯罪事実確認記録等が第三者に提供された場合、
・　個人の権利利益に重大な被害を及ぼすおそれがあることや、
・　犯罪事実確認記録等は、犯罪事実確認及びその結果を踏まえた防止措置の実施のために特別の手続を定めて取得できるようにし、犯罪事実確認記録等を取得した者に情報管理の義務等を課すこととしている趣旨を損なうこと
から、その第三者提供を原則禁止している。

○　一方、都道府県・市町村の教育委員会間の必要最小限のやり取りなど、同条各号に定める場合には、公益上の必要性が認められる必要最小限の場合と認めて第三者提供に当たらないとしており、紛れがないよう、第三者提供に当たる範囲について、ガイドラインにおいて明確化する必要がある。

対応案

○　第三者提供に当たる主な例と留意点について、次のとおり、ガイドラインにおいて示すこととする。

（第三者提供に該当するものとして禁止される主な例）
・　保護者からの問い合わせを受けて、特定の従事者の特定性犯罪事実の有無を回答する場合
※　特定の従事者が犯罪事実確認の対象か否かを回答することは、犯罪事実確認記録等の提供に当たらないが、基本的には開示を控えること。

・　派遣元事業主・請負事業主に対して、特定性犯罪事実の有無に関する情報を提供する場合
※　派遣労働者の交代等を派遣元事業主等に求める場合には、犯歴に限定しない形で「法第６条の防止措置を講ずる必要があるため」といった直接的ではない形の伝達を行うことが考えられる。

・　法に定める犯罪事実確認記録等の情報管理業務を、他の事業者に委託する場合

○　目的外利用及び第三者提供の禁止に関連して、秘密保持義務（法第39条：犯歴ありの場合のみ）、情報漏示罪（法45条第２項（法第39条違反））及び情報不正目的提供罪（法第43条：犯歴なしの場合を含む）についても、併せて留意するよう、ガイドラインにおいて示すこととする。

論点③ 漏えい等の重大事態のこども家庭庁への報告

論点③　漏えい等の重大事態のこども家庭庁への報告

○　法第13条においては、犯罪事実確認実施者等は、犯罪事実確認書に記載された情報の漏えいその他の犯罪事実確認記録等の管理が適正に行われていないと認められる事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして内閣府令で定めるものが生じたときは、内閣府令で定めるところにより、直ちにその旨を内閣総理大臣に報告しなければならないこととされている。

※　認定事業者等についても、法第27条第２項において、同等の措置が求められている（違反は認定取消事由）。

○　本規定における「犯罪事実確認書に記載された情報の漏えいその他の犯罪事実確認記録等の管理が適正に行われていないと認める事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいもの」及び報告の内容・方法については、次のアからウまでに掲げる事項について、内閣府令において定めるとともに、ガイドラインにおいてその具体的内容、留意点等を示す必要がある。

ア　こども家庭庁への報告を要する漏えい等の重大事態
イ　こども家庭庁への報告を要する漏えい等の重大事態の報告内容
ウ　こども家庭庁への報告を要する漏えい等の重大事態の報告方法

論点③　漏えい等の重大事態のこども家庭庁への報告

ア　こども家庭庁への報告を要する漏えい等の重大事態

前提・考え方

○　法第13条及び第27条第2項においては、犯罪事実確認実施者等及び認定事業者等は、犯罪事実確認書に記載された情報の漏えいその他の犯罪事実確認記録等の管理が適正に行われていないと認められる事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして内閣府令で定めるものが生じたときは、内閣府令で定めるところにより、直ちにその旨を内閣総理大臣に報告しなければならないとされている。

○　本規定は、個人の権利利益の保護のために、内閣総理大臣が被害拡大防止及び再発防止を図ることが必要な事態を把握・対処できるように設けられたものであることから、その具体的内容を内閣府令で定めるに当たっては、同様の規定が置かれている個人情報保護法の考え方を基礎としつつ、個人情報保護法上の報告対象以外に報告を要する事態も含めて、次の①及び②の観点から検討する必要がある。

①　個人情報保護法における個人情報の漏えい等の報告対象の考え方

■　個人情報保護法第26条第１項においては、個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならないとされている。

■　個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第３号）第７条においては、次のア）からエ）までに掲げる個人データの漏えい等について、報告義務が課されている。

ア）　要配慮個人情報が含まれる個人データ（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。イからエまでにおいて同じ。）

イ）　不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データ

ウ）　不正の目的をもって行われたおそれがある当該個人情報取扱事業者に対する行為により漏えい等が生じた個人データ（当該個人情報取扱事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、個人データとして取り扱われることが予定されているものを含む。）

エ）　千人を超える個人データ

■　このように、個人情報保護法上の報告対象は、要配慮個人情報のみならず、漏えい等した個人データの内容、漏えい等の態様、事態の規模等を踏まえて、その対象範囲が決められている。

■　また、現在、個人情報保護委員会が行っている個人情報保護法の見直しの検討においては、事業者が個人データを違法に第三者に提供した場合について、報告義務を課す方向で検討がなされている。

論点③　漏えい等の重大事態のこども家庭庁への報告

ア　こども家庭庁への報告を要する漏えい等の重大事態

前提・考え方

②　法における報告対象の考え方

■　法第13条の規定では、犯罪事実確認記録等の管理が適正に行われていないと認められる事態であって、漏えい等が生じれば、個人の権利利益を害し、また制度そのものへの国民の信頼を喪失するおそれがあるものを広く報告対象とする規定ぶりとなっている。

■　この観点からは、これらの要件を満たすものであれば、
- 個人情報保護法上は漏えい等の際の報告対象にはなっていないもの（例：個人データに該当しない犯罪事実確認記録等、特定性犯罪事実がない従事者の犯罪事実確認記録等）や
- 犯罪事実確認記録等以外

の漏えい等についても、報告対象とすることが重要と考えられる。

■　特に、法第６条に基づく防止措置を検討・実施するに当たり、犯罪事実確認書を端緒とした面談で本人より得られた犯罪事実に関わるより詳しい情報（特定性犯罪事実関連情報）は、法の定義上、犯罪事実確認記録には該当しないが、次に掲げる理由により、報告対象である「犯罪事実確認記録等の管理が適正に行われていないと認められる事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいもの」に該当すると考えられる。

- 犯罪事実に関わるより詳しい情報と犯罪事実確認記録等は、いずれも防止措置の検討のために利用するなど、取り扱う場面や取り扱う担当者が重なることが多く、当該情報が漏えい等した場合、犯罪事実確認記録等もその取扱いが適切になされていない可能性が高いと考えられること。

- 犯罪事実に関わるより詳しい情報は犯罪の経歴に係るものであり、要配慮個人情報に該当する。このため、当該情報が漏えい等することにより、個人の権利利益を害するおそれが大きく、また個人情報保護法上の報告事項でもあること。

- 法に対する国民の信頼を確保する観点からも、犯罪事実確認記録等と密接な関係にある犯罪事実に関わるより詳しい情報の漏えい等について、こども家庭庁として把握し、被害の拡大と再発を防止する必要があること。

論点③　漏えい等の重大事態のこども家庭庁への報告

ア　こども家庭庁への報告を要する漏えい等の重大事態

対応案

○　法第13条に定める「犯罪事実確認書に記載された情報の漏えいその他の犯罪事実確認記録等の管理が適正に行われていないと認める事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいもの」については、 次の①から③までのとおり、内閣府令に定めることとする。

①　犯罪事実確認記録等（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。）の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態

②　犯罪事実確認記録等が法第12条に違反して第三者に提供され、又は提供されたおそれがある事態

③　特定性犯罪事実関連情報（法第６条に定める防止措置を実施するに当たって犯罪事実確認に係る対象業務従事者から取得した特定性犯罪事実に関わるより詳しい情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。））の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態（①及び②に定めるものを除く。）

○　また、例えば次のような情報は、個人情報保護法に基づく漏えい等の際の報告対象でもあることを、ガイドラインにおいて明確化する。

- 特定性犯罪事実があることに関する情報を含む個人データ
- 不正の目的をもって行われたおそれがある行為により漏えい等が生じた場合の個人データ
- 特定性犯罪事実があることに関する情報を含まない場合であっても、千人を超える情報を含む個人データ

論点③　漏えい等の重大事態のこども家庭庁への報告

イ　こども家庭庁への報告を要する漏えい等の重大事態の報告内容

前提・考え方

○　アで述べたとおり、こども家庭庁への報告を要する重大事態の一部については、個人情報保護委員会に対する報告も必要となる。両者には、迅速かつ簡便な報告が求められることから、法における報告内容については、可能な限り個人情報保護法における報告内容と合わせることが適当である。

○　個人情報保護法基づく漏えい等の重大事態の報告内容と、「基本的考え方」において示されている、法に基づく漏えい等の重大事態の報告内容については、次の表のとおり整理される。

個人情報保護法施行規則第８条第１項	基本的考え方
一　概要（発生日、発覚日、発生事案、発見者、規則第７条各号該当性、委託元及び委託先の有無、事実経過等）	①　概要（発生日、発覚日、発生事案、発見者、共同認定である場合又は施設等運営者がいる場合のもう一方の事業者、事実経過等）
二　漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データの項目	②　漏えい等が発生した又は発生したおそれがある犯罪事実確認記録等の項目
三　漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データに係る本人の数	③　漏えい等が発生した又は発生したおそれがある犯罪事実確認記録等に係る本人の数
四　原因	④　原因
五　二次被害又はそのおそれの有無及びその内容	⑤　二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
六　本人への対応の実施状況	⑥　本人への対応の実施状況
七　公表の実施状況	⑦　公表の実施状況
八　再発防止のための措置	⑧　再発防止のための措置
九　その他参考となる事項	⑨　その他の参考となる事項

○　また、個人情報保護委員会においては、監視・監督権限を行使した事案のうち、国民の不安払拭、更なる被害防止の観点等から公表の必要性及び相当性が認められるものや、意図的に法令違反を繰り返しているなど法令違反の重大性が高いものに関しては、事案の詳細の公表をその都度行うこととしている。

論点③　漏えい等の重大事態のこども家庭庁への報告

イ　こども家庭庁への報告を要する漏えい等の重大事態の報告内容

対応案

○　重大事態が発生した際の対象事業者からこども家庭庁への報告内容については、次の①から⑨までのとおり、内閣府令に定めることとする。

①　概要（発生日、発覚日、発生事案、発見者、アの重大事態の類型、共同認定である場合又は施設等運営者がいる場合のもう一方の事業者、事実経過等）
②　漏えい等が発生した又は発生したおそれがある犯罪事実確認記録等又は特定性犯罪事実関連情報の項目
③　漏えい等が発生した又は発生したおそれがある犯罪事実確認記録等又は特定性犯罪事実関連情報に係る本人の数
④　原因
⑤　二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
⑥　本人への対応の実施状況
⑦　公表の実施状況
⑧　再発防止のための措置
⑨　その他の参考となる事項

○　また、こども家庭庁に報告のあった事案のうち、公表することにより類似事案の再発防止に資すると考えられるものについては、事案の関係者が特定されないよう配慮した上で、公表することとする。

論点③　漏えい等の重大事態のこども家庭庁への報告

ウ　こども家庭庁への報告を要する漏えい等の重大事態の報告方法

前提・考え方

○　アで述べたとおり、こども家庭庁への報告を要する重大事態の一部については、個人情報保護委員会に対する報告も必要となる。
　両者には、迅速かつ簡便な報告が求められることから、法における報告方法については、可能な限り個人情報保護法における報告方法と合わせることが適当である。

○　個人情報保護法基づく漏えい等の重大事態の報告方法と、基本的考え方において示されている、法に基づく漏えい等の重大事態の報告方法については、次の表のとおり整理される。

個人情報保護法	基本的考え方
【速報】（個人情報保護法施行規則第８条第１項） ・　報告を要する事態を知った後、**速やかに**報告 ・　報告をしようとする時点において把握している事項を報告 ※　「速やか」の日数の目安については、個人情報取扱事業者が当該事態を知った時点から**概ね 3～5 日以内**（個人情報保護法ガイドライン）	【速報】 ・　報告を要する事態を知った後、**直ちに**報告 ・　報告をしようとする時点において把握している事項を報告 ※　「直ちに」の日数の目安については、事業者が当該事態を知った時点から**３～５日以内（重大性が高い事案等については、可能な限り早く報告することが望ましい）**
【確報】（個人情報保護法施行規則第８条第２項） ・　報告を要する事態を知った日から**30日以内**（当該事態が不正の目的による漏えい等である場合にあっては、**60日以内**）に報告 ・　当該事態に関する報告が必要な事項を報告	【確報】 ・　報告を要する事態を知った日から**30日以内**（当該事態が不正の目的による漏えい等である場合にあっては、**60日以内**）に報告 ・　当該事態に関する報告が必要な事項を報告

○　また、個人情報保護法に基づく報告は、原則として、個人情報保護委員会のウェブサイトの報告フォームに入力することにより行うこととされている（個人情報保護法施行規則第８条第３項第１号）。

論点③　漏えい等の重大事態のこども家庭庁への報告

ウ　こども家庭庁への報告を要する漏えい等の重大事態の報告方法

対応案

○　重大事態が発生した際の対象事業者からこども家庭庁への報告方法については、次の①から③までのとおり、内閣府令に定めることとする。

①　速報の報告
- 報告を要する事態を知った後、直ちに報告
- イに掲げる事項のうち、報告をしようとする時点において把握している事項を報告

②　確報の報告
- 報告を要する事態を知った日から起算して30日以内（当該事態が不正の目的による漏えい等である場合にあっては、60日以内）に報告
- イに掲げる事項のうち、当該事態に関する報告が必要なものを報告

③　報告の方法
- 原則として、特定の報告フォームを通じて報告

○　また、次の内容について、ガイドラインにおいて示すこととする。

■　①の「直ちに報告」とは、「事業者が当該事態を知った日から起算して３～５日以内（重大性が高い事案等については、可能な限り早く報告することが望ましい）」とする。

■　また、この「重大性が高い事案」とは、次のような場合を指す。
- 特定性犯罪事実がある旨の情報の漏えい（口頭によるものを含む。）
- 多数の犯罪事実確認記録等の漏えい（記録等の数が100人以上など）

※　ただし、漏えい等した情報だけでは特定の個人を識別できない状態での犯罪事実確認記録等の漏えい、情報の滅失・毀損などはこれに該当しない。

犯罪事実確認記録等の漏えい等の重大事態が生じた際の事務フロー（イメージ）

○　対象事業者は、犯罪事実確認記録等の漏えい等の重大事態が生じた場合には、法第13条に基づき、特定の報告フォームを通じて、こども家庭庁に直ちに報告する（※1）。

○　こども家庭庁は、報告を踏まえ、対象事業者への助言、報告徴収・立入検査、是正命令等、必要な対応を行う。

【報告対象となる重大事態】

①　犯罪事実確認記録等の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態

②　犯罪事実確認記録等が法第12条に違反して第三者に提供され、又は提供されたおそれがある事態

③　特定性犯罪事実関連情報（防止措置を実施するために、特定性犯罪前科が確認された従事者から直接聴取した具体的な性犯罪前科の情報）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

※　①・③においては、 高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものの漏えい等を除く。

実施者	事業者	こども家庭庁		事業者	こども家庭庁		事業者	こども家庭庁
対応の流れ	**速報** 報告時点で把握している事項を報告	**報告内容の確認**	**（必要に応じ）対応等の助言等**	**確報** 府令に規定する必要事項を報告	**所轄庁との情報の共有** ・報告徴収・立入検査の実施情報 ・法令違反、命令、処分の情報　等	**（必要に応じ）報告徴収・立入検査等の実施**	**報告徴収・立入検査等への対応**	**（必要に応じ）是正命令・公表※4**
期限等	事態を知った日から **3～5日以内** **（重大性が高い事案※3は可能な限り早く報告）**	**事案の軽重に応じて速やかに対応**		事態を知った日から **30日以内** （不正の目的による漏えい等である場合は、**60日以内**）				

【報告事項】
①概要、②漏えい等した内容、③漏えい等が発生した又は発生したおそれのある犯罪事実確認記録等の本人の数、④原因、⑤二次被害又はそのおそれの有無及びその内容、⑥本人への対応の実施状況、⑦公表の実施状況、⑧再発防止のための措置、⑨その他の参考となる事項

被害拡大防止、原因究明、影響範囲特定、再発防止、本人への報告※2　等

（※1）例えば次のような情報は、個人情報保護法に基づく漏えい等の際の報告対象でもある。
- 特定性犯罪事実があることに関する情報を含む個人データ／保有個人情報
- 不正の目的をもって行われたおそれがある行為により漏えい等が生じた場合の個人データ／保有個人情報
- 特定性犯罪事実があることに関する情報を含まない場合であっても、千人を超える情報を含む個人データ／百人を超える情報を含む保有個人情報

（※2）本人通知については、個人情報保護法に基づくもの。個人情報保護法における漏えい等報告の対象外の事項についても、その内容に応じて本人に通知することが望ましい。

（※3）「重大性が高い事案」とは、次のような場合を指す。
- 特定性犯罪事実がある旨の情報の漏えい（口頭によるものを含む。）
- 多数の犯罪事実確認記録等の漏えい（記録等の数が100人以上など）

※　ただし、本人情報が紐付けられない状態での犯罪事実確認記録等の漏えい、情報の滅失・毀損などはこれに該当しない。

（※4）こども家庭庁への報告事案のうち、公表することにより類似事案の再発防止に資すると考えられるものについては、事案の関係者が特定されないよう配慮した上で公表する。

論点④ 犯罪事実確認記録等の廃棄・消去

論点④　犯罪事実確認記録等の廃棄・消去

○　法第38条においては、犯罪事実確認書受領者等は、犯罪事実確認記録等について、

- 犯罪事実確認の確認日から５年後の属する年度の末日から起算して30日
- 離職等の日から起算して30日
- 対象事業者に該当しなくなった日から起算して30日

を経過する日までに廃棄・消去しなければならないこととされている（違反に対する罰則有り（法第46条第1項第３号））。

○　犯罪事実確認記録等の廃棄・消去について、ガイドラインにおいてその具体的な方法、留意点等を示す必要がある。

論点④　犯罪事実確認記録等の廃棄・消去

犯罪事実確認記録等の廃棄及び消去

前提・考え方

○　法第38条においては、犯罪事実確認書受領者等は、犯罪事実確認記録等について、

・　犯罪事実確認の確認日から５年後の属する年度の末日から起算して30日
・　当該犯罪事実確認に係る従事者の離職等の日から起算して30日
・　対象事業者に該当しなくなった日から起算して30日

を経過する日までに廃棄・消去しなければならないこととされている（違反に対する罰則有り（法第46条第1項第３号））。

○　これは、犯罪事実確認記録等は漏えいした場合、個人の権利利益を侵害するなどのおそれがあるものであり、犯罪事実確認記録等が不必要であることが明白な場合には確実に廃棄・消去されるようにし、事業者の保有する犯罪事実確認記録等を必要最低限とする必要があるためである。

○　廃棄・消去が必要な場合のうち、

・　犯罪事実確認の確認日から５年後の場合については、こども家庭庁においても、システム上の工夫により、定期的に犯罪事実確認記録等の廃棄・消去のタイミングを把握し、事業者に通知することは可能であるが、
・　従事者の離職等の場合等は、対象事業者にしか当該タイミングを把握することはできないことから、廃棄・消去が必要なケースと具体的な対応については、ガイドラインにおいて明確に示す等により、対象事業者に確実な対応を促す必要がある。

○　なお、個人情報保護法第22条においては、個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならないとされている。また、安全管理措置として、個人データの削除等の措置を講ずるための手法については、個人情報保護法ガイドラインにおいて、次のとおり「手法の例示」が示されている。

（個人データが記載された書類等を廃棄する方法の例）
・　焼却、溶解、適切なシュレッダー処理等の復元不可能な手段を採用する。
（個人データを削除し、又は、個人データが記録された機器、電子媒体等を廃棄する方法の例）
・　情報システム（パソコン等の機器を含む。）において、個人データを削除する場合、容易に復元できない手段を採用する。
・　個人データが記録された機器、電子媒体等を廃棄する場合、専用のデータ削除ソフトウェアの利用又は物理的な破壊等の手段を採用する。

論点④　犯罪事実確認記録等の廃棄・消去

犯罪事実確認記録等の廃棄及び消去

対応案

○　法第38条に定める犯罪事実確認記録等の廃棄及び消去が、対象事業者において確実に行われるようにするため、次のア及びイに掲げる対応を行うこととする。

ア　こども性暴力防止法関連システムについて、犯罪事実確認の確認日から５年後の属する年度の末日から起算して30日を経過する日の後に、こども家庭庁側の操作により、犯罪事実確認書の廃棄・消去に当たる対応が可能となる仕様とする。

イ　廃棄・消去が必要なタイミングを対象事業者しか把握できないケース（従事者が離職等となる場合、対象事業者に該当しなくなった場合、こども性暴力防止法関連システム外（紙書類、別システム等）で犯罪事実確認記録等を取り扱う場合等）に対応するため、次の①から③までの内容について、ガイドラインにおいて示す。

①　従事者の離職や内定取消しがあった場合、こども性暴力防止法関連システム上で、犯罪事実確認書の廃棄・消去に当たる手続を行わなければ、法第38条に定める義務を果たしたことにはならないため、対象事業者が従事者の離職等の旨を当該システム上でこども家庭庁に報告することが必要であること。

②　犯罪事実確認記録が記録された書類・ファイルや記録媒体等の廃棄、犯罪事実確認記録が記録された電子データの消去を行う場合は、紙媒体は復元不可能な手段により廃棄、電子媒体は容易に復元できない形にして消去した上で、犯罪事実確認記録が廃棄・消去されたことを犯罪事実確認記録等の取扱いに関する責任者が確認すること。

③　犯罪事実確認記録等の廃棄・消去義務を果たすことは、事業者のリスク管理の観点からも重要であり、違反した場合には罰則があること（法第46条第１項第３号）。

※　なお、特定性犯罪事実関連情報については、法第38条等は適用されないが、不要になったときは速やかに廃棄・消去することが求められる点も、ガイドラインにおいて示すこととする。

論点⑤ 監督等

論点⑤　監督等

○　法第15条においては、犯罪事実確認実施者等は、内閣府令で定めるところにより、帳簿に犯罪事実確認の実施状況を記載し、保存しなければならないこととされている。
　また、犯罪事実確認実施者等は、犯罪事実確認の実施状況及び犯罪事実確認記録等の管理の状況について、内閣府令で定めるところにより、定期的に内閣総理大臣に報告しなければならないこととされている（帳簿不備、虚偽報告等は罰則有り）。
※　認定事業者等についても、法第28条において、同等の措置が求められている（違反は認定取消事由）。

○　法第16条においては、内閣総理大臣は、犯罪事実確認実施者等に対し、犯罪事実確認の実施状況及び犯罪事実確認記録等の管理の状況に関し必要な報告徴収・立入検査を行うことができることとされている（違反報告等は罰則有り）。
※　認定事業者等についても、法第28条において、同等の措置が求められている（違反は認定取消事由）。

○　法第18条においては、内閣総理大臣は、犯罪事実確認実施者等が法第11条又は第14条の規定（犯罪事実確認記録等の適正管理）に違反していると認めるとき（漏えい等が生じた場合に限る。）は、是正命令を行うことができることとされている。
　また、法第35条第３項により、措置が講じられるまでの間は、犯罪事実確認書の交付は行われないこととされている。
※　認定事業者等についても、法第30条に基づく適合命令・是正命令があり、法第35条第３項が適用される（命令への違反は認定取消事由）。

○　法第24条第３項においては、認定事業者等は、児童対象性暴力等対処規程又は情報管理措置を変更するとき（軽微な変更として内閣府令で定めるものを除く。）は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならないこととされている（違反は認定取消事由）。

○　これらの情報管理措置に関する監督等について、次のアからウまでに掲げる具体的内容について、内閣府令・ガイドラインにおいて規定・明確化する必要がある。

ア　定期報告
イ　是正命令
ウ　情報管理措置の変更の届出

論点⑤　監督等

ア　定期報告

前提・考え方

○　法第15条第２項（犯罪事実確認実施者等）及び第28条第２項（認定事業者等）においては、犯罪事実確認記録等の管理の状況について、内閣府令で定めるところにより、定期的に内閣総理大臣に報告しなければならないこととされている。

※　こども家庭庁は、この定期報告を端緒の一つとして、必要に応じ、
- 報告徴収・立入検査（法第16条又は第29条）
- 是正命令（法第18条又は第30条第2項）・適合命令（法第30条第１項）

を行うことができるようにしており、是正命令・適合命令に係る措置が講じられたものと認められるまでの間は犯罪事実確認書の交付が行われないこととされている（法第35条第３項）。

○　「基本的考え方」においては、対象事業者に求められる情報管理措置は、必要な措置が盛り込まれた情報管理規程の策定・遵守をもって満たすことを想定し、定期報告について、次のとおり示している。

- 事業者が実施する情報管理措置（「標準的措置」及び「最低限求められる措置」の各措置）の実施状況については、必須報告事項とする。これらの他に犯罪事実確認記録等を適正に管理するために事業者が行う措置がある場合は、その実施状況について任意報告事項とする。
- 頻度は年に１回とする（新規採用者の確認状況を毎年確認できるようにするため）。
- 報告は、原則としてシステムを通じて行う。

対応案

○　法第15条第２項及び第28条第２項に基づく、犯罪事実確認記録等の管理の状況についての定期報告の具体的内容については、「基本的考え方」も踏まえ、次のとおり、内閣府令に定めることとする。

- 事業者が実施する情報管理措置（「標準的措置」及び「最低限求められる措置」の各措置）の実施状況については、必須報告事項とする。これらの他に犯罪事実確認記録等を適正に管理するために事業者が行う措置がある場合は、その実施状況について任意報告事項とする。
- 頻度は年に１回とする。
- 報告は、原則として、こども性暴力防止法関連システムを通じて行う。

論点⑤　監督等

イ　是正命令

前提・考え方

○　法第18条（犯罪事実確認実施者等）及び第30条第２項（認定事業者等）においては、内閣総理大臣は、犯罪事実確認実施者等が法第11条又は第14条の規定（犯罪事実確認記録等の適正管理）に違反していると認めるとき（漏えい等が生じた場合に限る。）は、是正命令を行うことができるとされている。

また、法第35条第３項により、措置が講じられるまでの間は、犯罪事実確認書の交付は行われないこととされている。

○　「基本的考え方」においては、是正命令の際には、是正すべき内容、いつまでに是正させるか、是正命令への対応完了の報告の求めが必要となる旨示している。

対応案

○　法第18条及び第30条第２項に定めるこども家庭庁から当該事業者に対する是正命令の内容は、次のとおりガイドラインに示すこととする。

- 「最低限求められる措置」のうち、違反した措置に該当する条文及び違反内容
- 是正期日
- 是正命令への対応完了報告

論点⑤　監督等

ウ　情報管理措置の変更の届出

前提・考え方

○　法第24条第３項においては、認定事業者等は、情報管理措置を変更するとき（軽微な変更として内閣府令で定めるものを除く。）は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならないこととされている。

○　本規定は、各事業者において情報管理措置が変更される場合にも、適切な情報管理が継続して実施されているかどうかを国として把握するために届出を義務付けるものである。

○　「基本的考え方」においては、本規定の目的達成のために必ずしも必要ではない次に掲げる事項について、「軽微な変更」に該当するものとして、変更の届出を不要とする旨示している。

- 情報管理措置の実質的な内容を変更しないもの（部署名・役職名の形式的な変更、使用機器の名称の変更等）
- 情報管理措置の具体例の範囲内での変更
- 「最低限求められる措置」から「標準的措置」への変更

対応案

○　法第24条第３項に定める内閣総理大臣への届出を不要とする「軽微な変更」としては、次の①から③までに掲げる事項について、内閣府令に定めることとする。

① 情報管理措置の実質的な内容を変更しないもの（部署名・役職名の形式的な変更、使用機器の名称の変更等）
② 情報管理措置の具体例の範囲内での変更
③ 「最低限求められる措置」から「標準的措置」への変更

○　また、①から③までの具体例については、ガイドラインにおいて示すこととする。

論点⑥ その他留意すべき点

論点⑥その他留意すべき点

論点①から⑤までに掲げる情報管理措置に関する事項に加えて、次のアからウまでの事項について、内閣府令及びガイドラインにおいて規定・明確化するとともに、こども性暴力防止法関連システムの仕様に盛り込む必要がある。

ア　民間教育保育等事業者の認定要件
イ　法に基づき収集した機微性の高い情報の取扱いの留意事項
ウ　こども性暴力防止法関連システムにおける情報管理措置の対応事項

論点⑥その他留意すべき点

ア　民間教育保育等事業者の認定要件

前提・考え方

○　法第20条第１項第６項においては、民間教育保育等事業者の認定要件の一つに、「認定を受けようとする民間教育保育等事業者が犯罪事実確認記録等を適正に管理するために必要な措置として内閣府令で定めるものを講じていること。」が掲げられている。

○　民間教育保育等事業者については、法令で定められる施設・人員等の基準を満たすものとして行政庁から既に許認可等を得て、必要に応じて監督等を受けつつ施設・事業を運営する学校設置者等とは異なり、情報管理を始めとする各措置が適切に履行されうる組織体制が確保されていることを、認定等に当たり、あらかじめ確認しておく必要がある。

○　「基本的考え方」においても、犯歴情報という機微性の高い情報を扱う上では、複数人によるチェックを可能とする体制等を確保すべきとの観点から、認定基準として、最低でも２人以上の人員体制を求めている。

対応案

○　法第20条第１項第６号に定める認定要件の一つとして、民間教育保育等事業者については、情報管理の責任者を含めて２人以上の従事者が必要であることを内閣府令で定めることとする。

論点⑥その他留意すべき点

イ　法に基づき収集した機微性の高い情報の取扱いの留意事項

前提・考え方

○　対象事業者が児童対象性暴力等を防止するために実施する防止措置等の安全確保措置等を通じて収集した機微性の高い情報（特定性犯罪事実関連情報、児童等から聴取した性暴力のおそれ等の情報等）は、法の定義上、犯罪事実確認記録等には該当せず、各種の情報管理措置の対象とならないが、個人情報保護法等の規定に基づき適切な管理を行う必要がある。

○　当該情報の漏えい等が生じた場合には、本人の権利利益を害するおそれが大きく、また制度に対する国民の信頼を揺るがしかねない。

対応案

○　対象事業者が、児童対象性暴力等を防止するために実施する防止措置等の安全確保措置等を通じて収集した機微性の高い情報（特定性犯罪事実関連情報、児童等から聴取した性暴力のおそれ等の情報等）については、その情報の取扱いの留意事項について、ガイドラインにおいて示すこととする。

（留意事項に盛り込むべき内容のイメージ）

■　法に基づき、対象事業者が取得した機微性の高い情報については、漏えい等があった場合に、児童等や従事者の権利利益を害するおそれは犯罪事実確認記録等と少なくとも同等（又はそれ以上）に大きい。このため、対象事業者は、当該情報を犯罪事実確認記録等に準じて厳格に管理すること。

■　具体的な対応としては、例えば、次のような点の記載が考えられること。

①　情報管理規程の策定に当たり、法に基づき取得した機微性の高い情報もこれに準ずる取扱いとする旨に触れること
②　漏えい等の対応体制、研修内容等を検討するに当たっても、当該機微情報も含めて対応が可能となるよう整理すること
③　当該機微情報の伝達、保管、持ち運び等についても、犯罪事実確認記録等の取扱いに準じて厳格に管理すること
④　当該機微情報が不要となった場合には、速やかに復元不可能な形で確実に消去すること　等

論点⑥その他留意すべき点

ウ　こども性暴力防止法関連システムにおける情報管理措置の対応事項

前提・考え方

○　法に定める認定等、犯罪事実確認、監督等の事務を、国、対象事業者等が円滑かつ簡便に行うことができるよう、法の施行までに、こども性暴力防止法関連システムが設計・開発されることとなっている。

○　法に定める情報管理措置は、犯罪事実確認等の手順ごとに留意すべき点があることから、可能な限りシステム上の対応を図ることにより、より効果的かつ負担の少ない形で情報の安全性の確保を図ることが可能となる。

対応案

○　こども性暴力防止法関連システムについては、次ページのとおり、情報管理措置に必要な機能を盛り込むこととする。

犯罪事実確認記録等の取扱いの手順に応じた必要な対応（イメージ）

手順	情報管理措置の主な留意点　　システムで処理する手順
①事前準備	・犯罪事実確認記録等にアクセスできる者を最小限に限定・明確化する。
②犯罪事実確認書の交付申請	・法関連システム上での申請を原則。 ・不正ログイン等を防ぐため、ログインに当たっては、GビスID・認証用アプリによる多要素認証を原則。
③従事者への事前通知（犯歴ありの場合）	・法関連システム上での通知を原則。 ・従事者本人の真正性を可能な限り高めるため、マイナンバーカードなどの多要素認証を活用した身元確認及び当人認証を原則。 ・本人通知書の様式は、犯罪事実確認書の様式と同じものを活用。
④犯罪事実確認書の交付	・法関連システム上での閲覧により交付を受けることを原則。 ・犯罪事実確認書については、万が一のぞき見、漏えい等があった場合に備え、本人が特定できる氏名等の情報は記載せず、法関連システムで別管理している従事者の識別番号（申請番号を想定）のみを記載し、事業者が別途従事者名と照合できるようにする。
⑤（やむを得ない場合の） ・犯罪事実確認記録の作成 ・犯罪事実確認記録等の事業者間又は事業者内での伝達・利用 ・犯罪事実確認記録等の保存	・法関連システムにログインすれば、法で定める期限内に限り、いつでも何度でも犯罪事実確認書を閲覧することを可能とし、情報の転記等による電子ファイル又は紙の記録・保存・伝達・利用は極力行わない。 ※事業者内での伝達・利用においても、予め閲覧権限を設定された者が法関連システムにログインして確認できるようにする。 ※県費負担教職員、施設等運営者又は共同認定の場合に事業者間で情報共有する際には、法関連システム内での権限設定により閲覧できるようにするとともに、閲覧できる者にアクセス制限をかける。 ・やむを得ず記録等を作成・伝達・利用・保存する場合には、リスクに応じた管理措置を求める。
⑥犯罪事実確認記録等の廃棄・消去	・法関連システム内で保管する犯罪事実確認記録等は、法で定める期限に、自動で消去される機能を付加。 ただし、離職等の場合は、国においてその時期を把握することが難しく、事業者において消去の手続が必要。 ・犯罪事実確認記録等は法により第三者提供を禁止されているため、廃棄を委託することはできない。
⑦帳簿の作成	・帳簿には犯罪事実確認書の受領日等の情報が含まれ、法関連システム上で自動生成される。
⑧定期報告	・「標準的措置」及び「最低限求められる措置」の実施状況　（必須報告事項）やその他の事項（任意報告事項）を、情報管理措置の報告事項と併せて報告する。 ・報告方法は年に１度、法関連システムにおいて、チェックボックス形式を基本とする報告により行う。
⑨漏えい等が発生した際の対応	・漏えいその他の内閣総理大臣に報告すべき事案は、①犯罪事実確認記録等の漏えい等、②法第12条違反の事案、③特定性犯罪事実関連情報の漏えい等（①・③については、高度に暗号化されたものの漏えい等を除く）
⑩その他	・情報管理措置の変更の届出、是正命令への対応完了報告も、基本的に法関連システム上で対応。

※　適切な運用を確保するため、**犯罪事実確認記録等の取扱記録（犯罪事実確認書の閲覧日時・者、犯罪事実確認記録の作成状況等）を作成**し、適切かつ安全に管理されていることを責任者が定期的に確認するとともに、取扱状況の検証を可能とすることが重要。

第９　監督等

第９　監督等

監督等の全体像

○　法においては、学校設置者等及び認定事業者等が講じる必要のある措置として、次のアからウまでに掲げる事項を定めている。

ア　犯罪事実確認（法第４条及び第26条）

イ　その他の安全確保措置（早期把握、相談、調査、保護・支援、研修、防止措置）（法第５条から第８条まで及び第20条第１項第２号から第５号まで）

ウ　情報管理措置（法第11条、第14条及び第20条第１項第６号）

（※）ウについては、学校設置者等だけでなく、犯罪事実確認実施者等（学校設置者等、施設等運営者及び県費負担教職員の犯罪事実確認記録の提供を受けた市町村教育委員会）に求められる義務

○　これらの措置の実効性を確保するため、法においては、犯罪事実確認実施者等及び認定事業者等に対する監督等に関する事項として、それぞれ次の事項が定められている。

【犯罪事実確認実施者等（※）】

①　犯罪事実確認書に記載された情報等の漏えい等の報告（法第13条）

②　犯罪事実確認の実施状況及び犯罪事実確認記録等の管理の状況の定期報告（法第15条第2項）

③　犯罪事実確認の適切な実施及び犯罪事実確認記録等の適正な管理のための報告徴収・立入検査（法第16条第１項）

④　犯罪事実確認義務に違反した場合の公表（法第17条）

⑤　①の事態が生じた場合の情報管理措置違反の是正命令（法第18条）

（※）②から⑤までについては、国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人及び地方独立行政法人並びにこれらの者が設置する学校等又はこれらの者が行う児童福祉事業の事業所の管理を行う施設等運営者は対象外

【認定事業者等】

①　犯罪事実確認書に記載された情報等の漏えい等の報告（法第27条第２項において準用する第13条）

②　犯罪事実確認・安全確保措置（ア・イ）の実施状況及び犯罪事実確認記録等の管理の状況の定期報告（法第28条第２項）

③　犯罪事実確認・安全確保措置（ア・イ）の適切な実施及び犯罪事実確認記録等の適正な管理のための報告徴収・立入検査（法第29条第１項）

④　認定基準に適合しなくなった場合の適合命令及び情報管理措置違反の是正命令（法第30条）

⑤　認定等の取消し及びその公表（法第32条）

○　また、法附則第７条から第９条までの規定による改正後の学校教育法、児童福祉法等の規定により、所轄庁（各業法において、各事業・施設の適正な運営の確保について責任を有する公的機関）による監督等が業法に基づいて従来から行われている犯罪事実確認実施者等の事業・施設については、犯罪事実確認・安全確保措置（ア・イ）の監督等は、当該所轄庁において行うこととされている。

（参考）所轄庁と対象施設（学校設置者等）

【学校関係】

所轄庁	犯罪事実確認実施者等	施設	監督の根拠法令・通知
文部科学大臣	学校法人	学校（学校法人立） ※大学・高専を設置する学校法人が設置するもの	私立学校法、行政手続法
		高等専門学校（学校法人立）	
		専修学校高等課程（学校法人立） ※大学・高専を設置する学校法人が設置するもの	
設置する省庁	国（現時点で厚生労働省のみ）	専修学校高等課程（国立）	（内部監査）
国立大学法人	国立大学法人	学校（国立大学附属）	（内部監査）
独立行政法人国立 高等専門学校機構	独立行政法人国立 高等専門学校機構	高等専門学校（国立）	（内部監査）
公立大学法人	公立大学法人	学校（公立大学附属）	（内部監査）
		高等専門学校（公立）	
都道府県教育委員会 ※専修学校高等課程（都道府県立）の場合は、都道府県知事部局	都道府県教育委員会	学校（都道府県立）	（内部監査）
	都道府県（現時点で知事部局のみ）	専修学校高等課程（都道府県立）	（内部監査）
都道府県知事 ※指定都市・中核市区域内の幼保連携型認定こども園は、指定都市・中核市の長	学校法人 （専修学校にあっては準学校法人を含む。）	学校（学校法人立） ※大学・高専を設置する学校法人が設置するもの<u>以外</u>	私立学校法、行政手続法
		専修学校高等課程（学校法人※又は準学校法人立） ※大学・高専を設置する学校法人が設置するもの<u>以外</u>	
	宗教法人、社会福祉法人等	学校（宗教法人、社会福祉法人立等）	行政手続法
		専修学校高等課程（宗教法人、社会福祉法人立等）	
指定都市教育委員会	指定都市教育委員会	学校（指定都市立）	（内部監査）
市町村教育委員会 ※県費負担教職員の犯罪事実確認及び防止措置の実施状況の監督等は都道府県教委	市町村教育委員会	学校（市町村立）	（内部監査）
	市町村（現時点で教育委員会のみ）	専修学校高等課程（市町村立）	

（※）内部監査が不十分な場合には、各業法を所管する省庁等が必要な指導等を実施

（参考）所轄庁と対象施設（学校設置者等）

【児童福祉関係（障害児、認定こども園関係を除く）】

所轄庁	犯罪事実確認実施者等	施設	監督の根拠法令・通知
国（各省庁）	国（各省庁）	児童福祉施設（国立）	（通知等に基づく内部監査）
都道府県	都道府県	児童福祉施設（都道府県立）	児童福祉法、児童福祉法施行令、関連通知
	一般市区町村、中核市	児童福祉施設 （一般市区町村立、中核市立（保育所、母子生活支援施設を除く））	
	社会福祉法人、独立行政法人等	児童福祉施設（私立） 登録一時保護委託施設（私立） ※指定都市、児童相談所設置市に所在する施設、中核市に所在する保育所又は母子生活支援施設を除く。	
	都道府県	児童相談所（都道府県立）	（通知に基づく内部監査）
指定都市、児童相談所設置市	指定都市、児童相談所設置市	児童福祉施設（指定都市、児童相談所設置市立）	（通知に基づく内部監査）
	社会福祉法人、独立行政法人等	児童福祉施設（私立） 登録一時保護委託施設（私立）	児童福祉法、児童福祉法施行令、関連通知
	指定都市、児童相談所設置市	児童相談所（指定都市、児童相談所設置市立）	（通知に基づく内部監査）
中核市	中核市	保育所、母子生活支援施設（中核市立）	（通知に基づく内部監査）
	社会福祉法人、独立行政法人等	保育所、母子生活支援施設（私立）	児童福祉法、児童福祉法施行令、関連通知
市区町村	市区町村	家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業）、乳児等通園支援事業（市区町村立）	児童福祉法、児童福祉法施行令、関連通知
	独立行政法人、社会福祉法人、民間企業等	家庭的保育事業等、乳児等通園支援事業 （私立）	

（参考）所轄庁と対象施設（学校設置者等）

【障害児関係】

所轄庁	犯罪事実確認実施者等	施設	監督の根拠法令等
都道府県 ※指定都市、児童相談所設置市又は中核市に所在する指定障害児通所支援事業所は、当該指定都市、児童相談所設置市又は中核市 （指定障害児入所施設は、指定都市又は児童相談所設置市）	国（現時点では厚生労働省のみ）	指定障害児入所施設	児童福祉法、関連通知
	独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター	指定発達支援医療機関	
	都道府県	指定障害児入所施設（都道府県立）	
		指定障害児通所支援事業（都道府県立）	
	市区町村	指定障害児入所施設（市区町村立）	
		指定障害児通所支援事業（市区町村立）	
	社会福祉法人、民間企業等	指定障害児入所施設（私立）	
		指定障害児通所支援事業（私立）	

【認定こども園関係】

所轄庁	犯罪事実確認実施者等	施設	監督の根拠法令等
都道府県	都道府県	幼保連携型認定こども園（都道府県立）	認定こども園法、関連通知
		幼保連携型以外の認定こども園（都道府県立）	（内部監査）
	市区町村 （指定都市又は中核市を除く）	幼保連携型認定こども園（市区町村立）	認定こども園法、関連通知
		幼保連携型以外の認定こども園（市区町村立）	
	学校法人、社会福祉法人、独立行政法人等	幼保連携型認定こども園（私立） （指定都市又は中核市に所在するものを除く）	
		幼保連携型以外の認定こども園（私立） （指定都市又は中核市に所在するものを除く）	
指定都市又は中核市	指定都市又は中核市	幼保連携型認定こども園（指定都市、中核市立）	認定こども園法、関連通知
		幼保連携型以外の認定こども園（指定都市、中核市立）	（内部監査）
	学校法人、社会福祉法人、独立行政法人等	幼保連携型認定こども園（私立） （指定都市又は中核市に所在するものに限る）	認定こども園法
		幼保連携型以外の認定こども園（私立） （指定都市又は中核市に所在するものに限る）	

論点①　国及び所轄庁の役割分担

第９　監督等

論点①　国及び所轄庁の役割分担

○　法においては、学校設置者等及び認定事業者等が講じる必要のある措置として、次の①から③までに掲げる事項を定めている。

①　犯罪事実確認（法第４条及び第26条）

②　その他の安全確保措置（早期把握、相談、調査、保護・支援、研修、防止措置）（法第５条から第８条まで及び第20条第１項第２号から第５号まで）

③　情報管理措置（法第11条、第14条及び第20条第１項第６号）

（※）ウについては、学校設置者等だけでなく、犯罪事実確認実施者等（学校設置者等、施設等運営者及び県費負担教職員の犯罪事実確認記録の提供を受けた市町村教育委員会）に求められる義務

○　これらの措置については、法に基づいて国が監督等を行うとともに、各業法に基づいて所轄庁が監督等を行うことにより、実効性を確保することとしている。

○　監督等における国及び所轄庁の役割分担については、ガイドラインにおいて、次のアからウまでに掲げる事項の考え方を示す必要がある。

ア　国及び所轄庁の役割分担

イ　具体的な監督等の手順

ウ　国及び所轄庁の連携について

第９　監督等

論点①　国及び所轄庁の役割分担（１）

ア　国及び所轄庁の役割分担

前提・考え方

（犯罪事実確認実施者等）

○　法第13条及び第15条から第18条までにおいては、犯罪事実確認実施者等に対する犯罪事実確認及び情報管理措置の監督等は、国が行うこととされている。

○　ただし、犯罪事実確認実施者が、国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人及び地方独立行政法人並びにこれらの者が設置する学校等又はこれらの者が行う児童福祉事業の事業所の管理を行う施設等運営者である場合は、

・　行政機関（国・地方公共団体）は、法律に基づき適正に義務を履行することが当然に期待されていること
・　独立行政法人、国立大学法人及び地方独立行政法人は、それぞれの法人法制（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）、国立大学法人法（平成15年法律第112号）及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号））に基づく所轄庁の関与により適正な履行が確保されること

を前提に、法第15条から第18条までの措置（定期報告、報告徴収・立入検査、公表及び是正命令）について、法に基づく監督等の対象から除かれている。

○　また、法附則第７条から第９条までにおいては、学校教育法、児童福祉法及び認定こども園法を改正し、犯罪事実確認実施者等に対し、法で定めるところにより児童対象性暴力等の防止等に関する安全確保措置を講じなければならない旨が規定されている。
　当該規定及びこれらの実施を担保する関連法令等に基づき、犯罪事実確認実施者等に対する、犯罪事実確認・安全確保措置の監督等は、所轄庁が行うこととされている。

（認定事業者等）

○　法第27条から第30条まで及び第32条においては、認定事業者等に対する犯罪事実確認、その他の安全確保措置及び情報管理措置の監督等は、国が行うこととされている。

（共通事項）

○　情報管理措置に係る犯罪事実確認実施者等に対する監督等及び認定事業者等に対する監督等については、国が定期報告の受領等を行うこととなるが、国が所轄庁に対しても必要な情報を共有することにより、所轄庁は、必要に応じて各業法に基づく処分等を行うことができることとなる。

○　所轄庁による監督等は、各業法を根拠として行われるため、各業法の下位法令、指導監督の細目を定めた通知等、各所轄庁における具体的な監督指針等について、法の施行までに、必要に応じて改正等が行われる必要がある。

第９　監督等

対応案

○　法に基づく国及び所轄庁の役割分担について、次表のとおり、ガイドラインにおいて示すこととする。

○　また、業所管省庁においては、法の施行までに、監督の根拠や具体的な内容を定める下位法令・通知等の必要な改正等を行うこととする。
　その上で、各所轄庁における具体的な監督指針等についても、必要に応じて、法の施行までの間に改正し、犯罪事実確認実施者等に周知するよう、業所管省庁から所轄庁に対して依頼することとする。

【犯罪事実確認実施者等に対する監督等】

		国（法に基づく監督等）	所轄庁（業法に基づく監督等）
犯罪事実確認	国公立	（法に基づく定期報告、公表等の対象外）	・業法に基づく定期報告受領 ・業法に基づく指導・助言等 ・業法に基づく報告徴収・立入検査等 ・業法に基づく命令・処分等
	民間法人等	・法に基づく定期報告受領 ・法に基づく報告徴収・立入検査 ・法に基づく違反事業者の公表	
その他の安全確保措置	共通	（法に基づく監督権限なし）	
情報管理措置	国公立	・法に基づく情報漏洩時の報告受領 （法に基づく定期報告、命令等の対象外）	（法に基づきこども家庭庁が監督等を行うため、定期報告受領はしないが、こども家庭庁からの情報提供により必要に応じて次の対応を実施） ・業法に基づく報告徴収等 ・業法に基づく命令・処分等
	民間法人等	・法に基づく情報漏洩時の報告受領 ・法に基づく定期報告受領 ・法に基づく報告徴収・立入検査 ・法に基づく是正命令	

【認定事業者に対する監督等】

	国（法に基づく監督等）	所轄庁（業法に基づく監督等）（※）
犯罪事実確認 その他の安全確保措置 情報管理措置	・法に基づく情報漏洩時の報告受領 ・法に基づく定期報告受領 ・法に基づく報告徴収・立入検査 ・法に基づく基準適合命令・是正命令 ・法に基づく認定取消し・公表	（法に基づきこども家庭庁が監督するため、定期報告受領はしないが、こども家庭庁からの情報提供により必要に応じて次の対応を実施） ・業法に基づく報告徴収等 ・業法に基づく命令・処分等

（※）監督権限がある所轄庁が存在している場合のみ

論点①　国及び所轄庁の役割分担（２）

イ　具体的な監督等の手順

前提・考え方

○　法第15条第２項及び第28条第２項においては、

・　犯罪事実確認実施者等（国公立等を除く）は、犯罪事実確認及び情報管理措置の実施状況について、
・　認定事業者等は、犯罪事実確認、その他の安全確保措置及び情報管理措置の実施状況について、

定期的に、国に報告しなければならないこととされている。

○　法第24条第１項及び第３項においては、認定事業者等は、法第22条の規定に基づき認定事業者等について国が公表している事項（事業概要等）、児童対象性暴力等対処規程又は情報管理措置に変更がある場合は、あらかじめ国に届け出なければならないこととされている。

○　当該定期報告、変更の届出等を端緒の１つとして、法に基づく義務違反の疑いがあるケース等が発見され、必要に応じ、報告徴収・立入検査、犯罪事実確認義務違反時の公表（犯罪事実確認実施者等の場合）、是正命令、認定の取消し・公表（認定事業者の場合）が行われることが想定される。

対応案

○　犯罪事実確認実施者等及び認定事業者等に対する監督等の手順については、それぞれP252及びP253のとおり、ガイドラインにおいて示すこととする。

論点①　国及び所轄庁の役割分担（３）

ウ　国及び所轄庁の連携について

前提・考え方

○　犯罪事実確認実施者等が法に基づく義務に違反している場合、法及び各業法のいずれにおいても、指導や処分等の事由となることとされている。

（業法における規定の例：法附則第８条の規定による改正後の児童福祉法第21条の５の24第１項）

第21条の５の24　都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定障害児通所支援事業者に係る第二十一条五の三第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。
一～九（略）
十　前各号に掲げる場合のほか、指定障害児通所支援事業者が、この法律、犯罪事実確認実施者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
②　（略）

○　また、認定事業者等からの定期報告の受領等については、法に基づき国が行うこととなっているが、法違反があった場合に国が所轄庁に対して情報共有することにより、所轄庁は、必要に応じて、業法に基づく指導や処分等を行うことができる。

○　このため、国及び所轄庁の間で、法又は業法に基づく処分等を行う場合には、相互に情報共有することが重要である。

対応案

○　犯罪事実確認実施者等に対して、国が法に基づいて立入検査、命令、処分等を行う場合や、所轄庁が各業法に基づいて法違反を理由とした立入検査、命令、処分等を行おうとする場合には、相互に情報共有する旨、ガイドラインにおいて示すこととする。

○　認定事業者等の場合についても、国は所轄庁に対して必要に応じて情報共有することを、ガイドラインにおいて示すこととする。

監督業務の事務フロー（犯罪事実確認実施者等）

○ 犯罪事実確認実施者等は、こども性暴力防止法及び各業法に基づき、こども家庭庁・所轄庁へ措置の実施状況を定期的に報告する。
○ こども家庭庁および所轄庁は、あらかじめ情報を相互に共有しながら、必要に応じて報告徴収・立入検査等を行う。

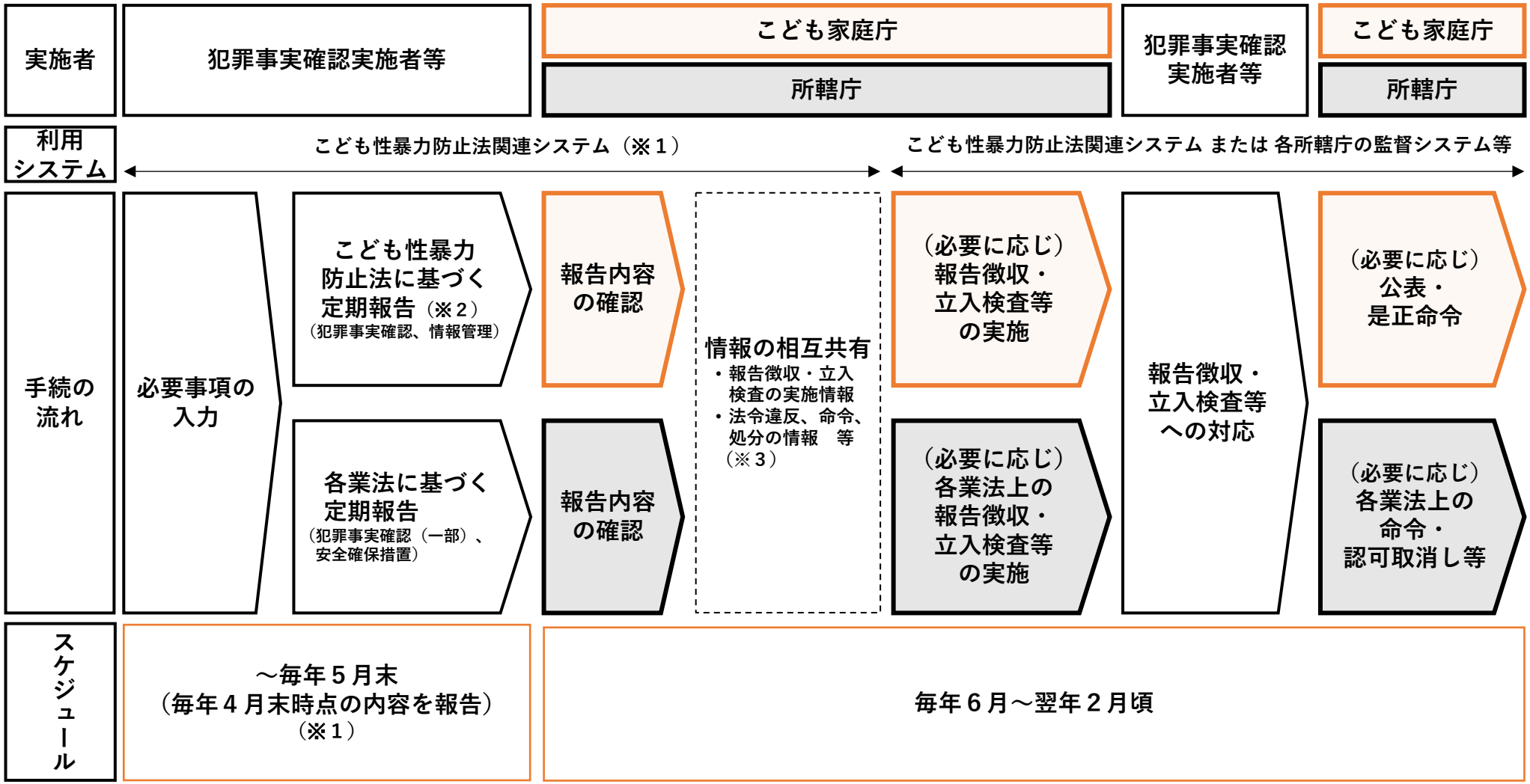

（※１）所轄庁への報告方法・頻度・時期については、監督指導等に必要な情報収集と事業者負担とのバランスを踏まえ、こども家庭庁への報告方法も考慮して、最終的には所轄庁判断
（※２）犯罪事実確認実施者等が国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人である場合は、こども性暴力防止法に基づく定期報告等の対象外（情報漏えい等の報告は対象）
（※３）国・所轄庁間の情報共有の方法・内容については、引き続き精査
（※４）その他、外部等からのこども性暴力防止法違反に係る通報についても対応する

監督業務の事務フロー（認定事業者等）

○ 認定事業者等は、こども性暴力防止法に基づき、こども家庭庁へ、変更・廃止の届出を行うとともに、措置の実施状況を定期的に報告する。
○ こども家庭庁は、必要に応じて報告徴収、立入検査、是正命令等を行う。

実施者	認定事業者等	こども家庭庁	認定事業者等	こども家庭庁
利用システム	こども性暴力防止法関連システム			
手続の流れ	こども性暴力防止法に基づく変更・廃止の届出（随時） 必要事項の入力 こども性暴力防止法に基づく定期報告 （犯罪事実確認、安全確保措置、情報管理措置）	届出・報告内容の確認 （必要に応じ）報告徴収・立入検査・適合命令・是正命令等の実施 所轄庁への情報の相互共有 ・報告徴収・立入検査の実施情報 ・法令違反、命令、処分の情報　等（※1）	報告徴収・立入検査・適合命令・是正命令等への対応	（必要に応じ）認定取消し・公表
スケジュール	●変更/廃止の届出： 事業概要等の法令で規定された事項を変更/廃止するときは、あらかじめ届け出る。 ●定期報告： ・ 認定日から１年が経過する日の前日が、定期報告の期限。 ・ 前回期限から１年が経過する日の前日を期限に、当該期限の前月初日時点の状況について、定期報告を行う。			

（※１）国・所轄庁間の情報共有の方法・内容については、引き続き精査
（※２）その他、外部等からのこども性暴力防止法違反に係る通報についても対応する

論点②　監督等の観点

論点②　監督等の観点

○　法により犯罪事実確認実施者等及び認定事業者等に求める措置（犯罪事実確認、その他の安全確保措置、情報管理措置）の実効性を確保するため、国及び所轄庁による監督等の観点を明確化する必要がある。

○　監督等の観点については、ガイドラインにおいて、次のア及びイに掲げる事項の考え方を示す必要がある。

ア　国の監督等の観点

イ　所轄庁の監督等の観点

論点②　監督等の観点（１）

ア　国の監督等の観点

前提・考え方

○　国は、犯罪事実確認実施者等に対しては、犯罪事実確認及び情報管理措置について、認定事業者等に対しては、犯罪事実確認、その他の安全確保措置及び情報管理措置について、法に基づく監督等を行うこととされている。

○　犯罪事実確認については、確認が必要な全ての対象業務従事者に確認が行われていること、各対象業務従事者ごとに法定されているそれぞれの期限までに適切に確認が行われていること、いとま特例が適切に適用・運用されていることを確認することが必要である。

○　また、情報管理措置やその他の安全確保措置については、事業・施設全体として、必要な措置を適切に講じているか確認することが必要である。

対応案

○　国の監督等の観点については、次のとおり、ガイドラインにおいて示すこととする。

監督等事項	監督等の観点
犯罪事実確認	・　全ての対象業務従事者について、定められた期限までに適切に確認が行われているか。 （違反が疑われる例：新規採用、かつ「やむを得ない事情」がないにも関わらず、確認書受領日が従事開始日より後である場合など） ・　「いとま特例」を適用する際の「やむを得ない事情」及び「必要な措置」について、内閣府令及びガイドラインに沿った適切な取扱いがなされているか。
情報管理措置	・　犯罪事実確認記録等について、情報管理措置を適切に講じているか。
その他の安全確保措置 （認定事業者等のみ（※）））	・　犯罪事実確認実施者等の事業・施設において、安全確保措置が適切に講じられているか。

（※）犯罪事実確認実施者等に対する「その他の安全確保措置」は所轄庁が監督等を行う。

論点②　監督等の観点（２）

イ　所轄庁の監督等の観点

前提・考え方

○　所轄庁は、主に犯罪事実確認実施者等に対して、犯罪事実確認の実施状況及びその他の安全確保措置について、業法に基づく監督等を行う。

○　犯罪事実確認については、所轄庁が、各施設・事業所の職員配置などを把握している場合には、その人員規模に照らし、確認対象者数や犯罪事実確認実施済件数が過少なものとなっていないかなど、犯罪事実確認義務が適切に履行されているかを確認することができると考えられる。

○　また、その他の安全確保措置に係る監督等として、例えば、各施設・事業所における防止措置の実施件数等の定期報告を受領し、当該報告の内容と特定性犯罪事実該当者の有無を確認することで、適切な防止措置が講じられているか確認することができると考えられる。

対応案

○　所轄庁の監督等の観点については、次のとおり、ガイドラインにおいて示すこととする。また、所轄庁において所管施設・事業への監督等が適切に行われるよう、所轄庁に示す監督等の具体的な項目等について、ガイドライン策定までに引き続き検討し、関係団体等の意見も踏まえ、ガイドラインにおいて明確化することとする。

監督等事項	監督等の観点
犯罪事実確認	・　適切な対象業務従事者に、必要な犯罪事実確認が行われているか。特に、所轄庁が各施設・事業所の職員配置を把握している場合は、確認対象者数や犯罪事実確認実施済件数が過少なものとなっていないか。 （違反が疑われる例：従事者が数十人規模でありながら確認対象者数が数人である、施行後３年が経過したが確認済の施行時現職者が数人のままであるなど） ・　特定性犯罪事実に関連した防止措置や、「いとま特例」を適用した者に対する犯罪事実確認を終えるまでの「必要な措置」が、適切に講じられているか。 （違反が疑われる例：特定性犯罪事実該当者の人数が、当該施設における「防止措置」の件数（次欄の「その他の安全確保措置」の報告で把握）よりも多いなど）
その他の安全確保措置	・所管する事業・施設において、安全確保措置が適切に講じられているか。

○　こども家庭庁においては、所轄庁ごとの対応・判断に違いが生じないよう、可能な限り明確な解釈を示すとともに、違いが生じている場合には迅速に解釈の統一化を図る等の対応を行う。

論点③　事業者からの定期報告事項等

論点③　事業者からの定期報告事項等

○　法第15条第２項においては、「犯罪事実確認実施者等は、犯罪事実確認の実施状況及び犯罪事実確認記録等の管理の状況について、内閣府令で定めるところにより、定期的に、内閣総理大臣に報告しなければならない」こととされている。
※　法第28条第２項においては、認定事業者等に対して、犯罪事実確認、その他の安全確保措置及び情報管理措置の実施状況について、同様の措置を求めている。

○　また、各業法の規定に基づき、所轄庁は、犯罪事実確認実施者等に対する安全確保措置の監督等を行うこととされているため、業法に基づく定期報告等により安全確保措置の監督等に必要な事項を把握することが必要となる。

○　事業者からの定期報告事項等については、内閣府令・ガイドラインにおいて、次のアからウまでに掲げる事項について、規定・明確化する必要がある。

ア　事業者の国への定期報告事項
イ　事業者の所轄庁への定期報告事項
ウ　定期報告の頻度・時期等

論点③　事業者からの定期報告事項等（１）

ア　事業者の国への定期報告事項

前提・考え方

○　法第15条第２項及び第28条第２項においては、
・　犯罪事実確認実施者等は、犯罪事実確認及び情報管理措置の実施状況について、
・　認定事業者等は、犯罪事実確認、その他の安全確保措置及び情報管理措置の実施状況について、
定期的に、国に報告しなければならないこととされている。

○　犯罪事実確認実施者等及び認定事業者等からの定期報告について、具体的な報告事項は内閣府令に委任されている。

○　この点、論点②ア及びイの「監督の観点」を踏まえ、次に掲げる事項について把握・判断できる情報の報告を求めることが必要と考えられる。

・　犯罪事実確認の対象者の一覧
・　犯罪事実確認の対象者の基準日（定期報告期限の１か月前。以下同じ。）時点での現況
・　犯罪事実確認期限
・　犯罪事実確認書受領日と犯罪事実確認期限の先後関係
・　「いとま特例」を適用する際の「やむを得ない事情」及び「必要な措置」の適切な実施
・　各施設等（事業）の規模に照らし犯罪事実確認の対象者が過少でないか
・　各施設等（事業）において計画的に犯罪事実確認が実施されているか
・　各施設等（事業）において適切に情報管理措置や安全確保措置が講じられているか

対応案

○　法第15条第２項及び第28条第２項に基づく、犯罪事実確認実施者等及び認定事業者等から国（こども家庭庁）への定期報告事項は、次ページの表のとおり、内閣府令において定めることとする。

対象事業者の国への定期報告事項

＜1．犯罪事実確認実施者等＞

犯罪事実確認	①　報告期間中（前回基準日から今回基準日まで）に一度でも対象業務従事者として登録されていた者の一覧（犯罪事実確認の完了していない現職者や離職者を含む。） ②　①の者それぞれについて、次のアからカまでに掲げる事項 ア　犯罪事実確認の申請区分（新規採用、施行時現職者（認定等の場合は認定時現職者）、５年後再確認の別） イ　基準日時点での概況 ・　離職の有無 ・　対象業務への従事の有無（離職した者を除く。） ・　属する学校等／児童福祉事業の区分（認定の場合は事業区分）及び施設・事業所（離職した者を除く。） ・　施行時現職者（認定等の場合は認定時現職者）が未確認である場合は、その旨 ウ　対象業務への従事開始日 エ　犯罪事実確認期限 オ　犯罪事実確認書の確認日及び受領日（５年前の確認時のものを含む。） カ　「いとま特例」の適用の有無／「やむを得ない事情」の内容／犯罪事実確認までの間に講じる「必要な措置」の内容 ③　各施設・事業所ごと（認定等の場合は事業区分ごと）の次のアからウまでに掲げる事項 ア　確認対象者数及び確認実施済件数（基準日時点で対象業務に従事している者に限る。） イ　特定性犯罪事実該当者の数（基準日時点で在職している者について、対象業務への従事の有無別） ウ　「いとま特例」を適用した者の数
情報管理措置	学校等／児童福祉事業の区分（認定等の場合は事業区分）ごとの、情報管理措置として求める措置の実施状況

＜2．認定事業者等＞

犯罪事実確認	１．と同じ
その他の安全確保措置	事業区分ごと及び各施設・事業所における、安全確保措置として求める措置の実施状況
情報管理措置	１．と同じ

論点③　事業者からの定期報告事項等（２）

イ　事業者の所轄庁への定期報告事項

前提・考え方

○　国は、犯罪事実確認書の交付主体として、犯罪事実確認書の交付状況、特定性犯罪事実該当者の該当の有無等を正確に把握しており、監督等を適正に行うことができるという前提に基づき、法第15条第２項においては、犯罪事実確認の実施状況の定期報告を、国が受理することとされている。

○　他方、所轄庁は、法附則第７条から第９条までの規定による改正後の学校教育法等に基づき、犯罪事実確認の措置を含め、安全確保措置の監督等を行うこととされており、犯罪事実確認実施者等による犯罪事実確認義務違反については、業法に基づく指導、処分等を行う必要がある。

○　このため、所轄庁は、所轄庁としての監督等に必要な犯罪事実確認の実施状況が確認できるよう、施設・事業所ごとの、犯罪事実確認実施済件数等を把握することが考えられる。

○　また、所轄庁は、前述のとおり、犯罪事実確認以外の安全確保措置の監督等に必要な事項についても、把握する必要がある。

対応案

○　各業法に基づく事業者の所轄庁への定期報告事項については、次表のとおり、ガイドラインにおいて示すこととする 。また、監督等の観点も含めて、関係団体等の意見も踏まえ、ガイドライン策定までに引き続き検討し、ガイドラインにおいて明確化することとする。

犯罪事実確認	各施設・事業所ごとの次のアからウまでに掲げる事項 ア　確認対象者数及び犯罪事実確認実施済件数（基準日時点で現に対象業務に従事している者に限る。） イ　特定性犯罪事実該当者の数（基準日時点で在職している者について、対象業務への従事の有無別） ウ　「いとま特例」を適用した者の数
その他の安全確保措置	学校等／児童福祉事業の区分ごと及び各施設・事業所における、安全確保措置として求める措置の実施状況

○　ただし、各業法に基づく監督等であることから、実際に定期報告を得る情報の内容や具体的な監督等の方法は、同表も参考に、各所轄庁において判断されることとなる。

論点③　事業者からの定期報告事項等（３）

ウ　定期報告の頻度・時期等

前提・考え方

○　法第15条第２項及び第28条第２項においては、
・　犯罪事実確認実施者等は、犯罪事実確認及び情報管理措置の実施状況について、
・　認定事業者等は、犯罪事実確認、その他の安全確保措置及び情報管理措置の実施状況について、
定期的に、国に報告しなければならないこととされており、その方法は、内閣府令で定めることとされている。

○　定期報告の頻度については、対象事業者が犯罪事実確認等の措置を適切に行うこと、またこれらの措置が定期報告を踏まえた監督等を通じて担保されることにより、こどもの安全の確保につながることを踏まえ、最低でも年に１回は定期報告を行うことが望ましいと考えられる。

○　その時期については、犯罪事実確認実施者等から国への定期報告については、監督等が年度単位で行われることを踏まえると、監督に必要な情報をなるべく年度当初に把握できることが必要である。また、対象事業者の負担も考慮すれば、児童福祉法等に基づき児童福祉施設等に対して既に求めている定期報告の時期を踏まえて行うことが適切であると考えられる。

○　ただし、初年度については、制度の開始に伴う犯罪事実確認実施者の負担等についても、考慮する必要がある。

○　また、認定事業者等から国への報告については、事業者によって認定日が異なることから、各認定事業者等の認定日から一定期間を経過した日を初回の報告期限として、その後定期的に報告させることが適当と考えられる。

○　なお、定期報告については、こども性暴力防止法関連システムを通じて犯罪事実確認書の交付申請等の法に定める手続を行うことにより、定期報告の際に改めて同じ情報を入力することなく、簡便に報告が可能となる。

○　また、法第10条の施設等運営者がある場合には学校設置者等及び施設等運営者が、法第21条の規定に基づき共同認定を受けた場合には民間教育保育等事業者及び事業運営者が、共同で定期報告を行うことから、設置者（学校設置者等又は民間教育保育等事業者。次ページにおいて同じ。）と運営者（施設等運営者又は事業運営者。次ページにおいて同じ。）の両者の役割分担を明確化する必要がある。

論点③　事業者からの定期報告事項等（３）

ウ　定期報告の頻度・時期等

対応案

○　法第15条第２項に基づく犯罪事実確認実施者等から国への定期報告については、毎年、４月末日を基準日とし、その時点の状況を５月末日までに報告するものとして、内閣府令に定めることとする。

○　ただし、当該国への定期報告の開始年度については、令和９年４月は施行後間もないこと等に鑑み、令和10年度から（令和10年５月末日を初回の報告期限）とすることとする。

○　また、法第28条第２項に基づく認定事業者等から国への定期報告については、認定日から１年が経過する日の前日を初回期限として、初回期限日から１年毎に当該期限の前月初日時点の状況を報告するものとして、内閣府令に定めることとする。

○　さらに、以上の定期報告については、事業者負担の軽減の観点からも、原則としてオンラインで行うことについて、内閣府令で定めることとする。

○　また、施設等運営者がある場合の学校設置者等及び施設等運営者又は共同認定を受けた場合の民間教育保育等事業者及び事業運営者が当該報告を行うときは、設置者又は運営者の一方が作成し、他方が確認を行った後に提出することについて、内閣府令に定めることとする。

○　加えて、各業法に基づく犯罪事実確認実施者等から所轄庁への定期報告の頻度・時期については、国への定期報告を参考にしつつ、各所轄庁において判断することとした上で、事業者の負担及び国と所轄庁との連携のしやすさも踏まえ、可能な限り国への定期報告と同じ頻度・時期に行うことを推奨する旨、ガイドラインにおいて示すこととする。
（※　例えば、児童福祉施設等については、既に児童福祉法等において、年１回の定期報告等が求められていることから、技術的助言として、法第15条第２項に基づく定期報告と同じ頻度・時期に報告を求めることを推奨する。）

○　なお、各業法に基づく当該報告についても、事業者の負担軽減のため、こども性暴力法関連システムを通じて行うことができるような仕様とすることとする。

論点④　事業者の帳簿記載事項

論点④　事業者の帳簿記載事項

犯罪事実確認実施者等及び認定事業者等が保存する帳簿について、具体的な記載事項等を定める必要がある。

前提・考え方

○　法第15条第１項及び第28条第１項においては、犯罪事実確認実施者等及び認定事業者等は、内閣府令で定めるところにより、帳簿を備え、犯罪事実確認の実施状況を記載し、保存しなければならないこととされている。

○　当該帳簿に記載された情報は、法に基づく定期報告の基礎となるものであり、定期報告において報告を求める事項（論点③のア）を踏まえて帳簿の記載事項を定める必要がある。

○　また、法第16条第1項及び第29条第１項においては、国は、犯罪事実確認等の適切な実施を確保する等のために必要な限度において、犯罪事実確認実施者等及び認定事業者等に対する報告徴収・立入検査を行うことができることとされていることから、事業者においては、一定期間帳簿が保存されている必要がある。

○　帳簿の保存期間については、法第４条第４項及び法第26条第６項において、犯罪事実確認を５年毎に行わなければならないとされていることを踏まえて設定することが考えられる。

対応案

○　法第15条第１項又は第28条第１項に基づき、犯罪事実確認実施者等又は認定事業者等が備えることとされている帳簿への記載事項は、論点③アの犯罪事実確認に係る定期報告事項（P.261）のうち、①及び②アからカまでに掲げる事項を、内閣府令に定めることとする。

○　また、当該帳簿は、犯罪事実確認実施者等及び認定等事業者それぞれの定期報告に係る基準日時点の状況について、毎年度作成し、帳簿を作成した日から５年を経過する日の属する年度の末日まで保存することとする。

○　さらに、事業者負担の軽減のため、これらの帳簿への記載事項については、こども性暴力防止法関連システムを通じて犯罪事実確認書の交付申請を行うことにより、多くの事項が自動的に記載・保存されるよう、同システムを構築することとする。

論点⑤　犯罪事実確認義務違反時の公表事項

論点⑤　犯罪事実確認義務違反時の公表事項

犯罪事実確認義務に違反している事業者の公表について、具体的な公表事項を定める必要がある。

前提・考え方

○　法第17条においては、国は、犯罪事実確認実施者等が犯罪事実確認義務に違反していると認めるときは、当該犯罪事実確認実施者等の氏名又は名称その他内閣府令で定める事項をインターネットの利用その他の方法により公表することとされている。

○　法第32条第１項においては、認定等の必要的取消事由（該当した場合には認定等を取り消す必要がある事由）が列挙されており、同項第３号に犯罪事実確認義務違反が規定されている。
　また、同条第３項においては、国は、認定等の取消しをしたときは、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならないこととされている。

○　公表は、犯罪事実確認義務に違反している事業者に対して当該義務の履行を促すとともに、当該事業者の情報を広く周知することにより保護者等の事業者の選択に資する効果が期待されることから、これらの効果が発揮されるよう、公表事項及び公表の終了時期を検討する必要がある。

対応案

○　犯罪事実確認実施者等の犯罪事実確認義務違反時の公表事項については、次の①から⑦までの事項を内閣府令に定めることとする。
①　犯罪事実確認実施者等の氏名又は名称（法人にあってはその代表者の氏名）
②　犯罪事実確認実施者等の住所又は所在地
③　違反のあった事業所の名称及び所在地
④　違反のあった対象事業種別（保育所、児童館等の別など）
⑤　違反条項
⑥　違反内容
⑦　違反に係る対象業務従事者の数

○　違反の公表終了については、犯罪事実確認実施者等において犯罪事実確認義務違反が是正されたことが確認された場合には取り下げることとする。

○　認定事業者等が犯罪事実確認義務違反を理由として認定等を取り消された場合の公表についても、犯罪事実確認実施者等と同様に、上述の①から⑦までの事項を公表することとする。

第10　その他

論点① 事業者間の役割分担

第10　その他

論点① 事業者間の役割分担

法に基づく措置を事業者で実施するに当たり、次のアからウまでの事業者の類型に応じて、役割分担の考え方を明確化する必要がある。

ア　都道府県教育委員会と市町村教育委員会の役割分担
イ　設置主体と運営主体の役割分担（施設等運営者・共同認定）
ウ　同一事業者内での設置者と各施設・事業所等との役割分担

第10　その他

論点① 事業者間の役割分担

ア　都道府県教育委員会と市町村教育委員会の役割分担

前提・考え方

○　県費負担教職員については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「地教行法」という。）において、都道府県教育委員会が任命権を、市町村教育委員会が服務監督権を有することとされており、任命権と服務監督権が異なる主体の間で分担されている。
　また、都道府県教育委員会は、市町村教育委員会の内申をまって、県費負担教職員の任免その他の進退を行うものとされている。

○　法第４条から第９条まで及び第11条においては、県費負担教職員に対する、法に基づく義務（犯罪事実確認・防止措置・その他の安全確保措置・情報管理措置）の都道府県教育委員会と市町村教育委員会との役割分担について、次のとおり定めている。

- 犯罪事実確認は都道府県教育委員会が実施（防止措置を講ずるために必要な限度において市町村教育委員会に犯罪事実確認記録を提供）
- 情報管理措置及び防止措置は両者が実施
- その他の安全確保措置は市町村教育委員会が実施

○　一方で、県費負担教職員以外の都道府県採用の市町村立学校職員については、人事権・服務監督権を都道府県教育委員会又は市町村教育委員会のいずれが有しているかは個々の状況により様々だが、法に基づく義務（犯罪事実確認・防止措置・その他の安全確保措置・情報管理措置）を負う主体は、学校設置者等である市町村教育委員会となる。

○　このような都道府県教育委員会と市町村教育委員会の役割分担について、現場で混乱のないよう明確化する必要がある。

対応案

○　県費負担教職員及び県費負担教職員以外の都道府県採用の市町村立学校職員に関する都道府県教育委員会と市町村教育委員会との間の各種措置の役割分担のイメージについて、次ページの整理も踏まえ、ガイドラインにおいて示すこととする。

都道府県教育委員会と市町村教育委員会の役割分担イメージ

【県費負担教職員について】

	都道府県教育委員会	市町村教育委員会
犯罪事実確認	・法第９条第１項の規定に基づき実施	
犯罪事実確認記録の情報提供	・防止措置の実施に必要な範囲で、市町村教育委員会に提供	・都道府県教育委員会から犯罪事実確認記録を受領
防止措置	・任命権に基づき、転任等の措置を講じる	・服務監督権に基づき、業務の見直し等の措置を講じる
その他の安全確保措置（早期把握、相談、調査、保護・支援、研修）	・法律上の義務なし	・学校設置者等として実施
情報管理措置	・犯罪事実確認記録等を管理	・（都道府県教育委員会から提供を受けた場合は）犯罪事実確認記録を管理

【県費負担教職員以外の県採用の市町村立学校職員について】（※１）

	都道府県教育委員会	市町村教育委員会
犯罪事実確認	・申請事務を代行（結果は受領できない）	・都道府県教育委員会に申請事務の代行を依頼 ・結果の受領
犯罪事実確認記録の情報提供		・都道府県教育委員会への情報提供は不可
防止措置	・法律上の義務なし ・必要に応じて職員から事情を聞き、その結果に応じて、有する人事権等に基づいて対応。	・取りうる範囲内での防止措置を実施 ・児童対象性暴力等が行われるおそれがある事実を都道府県教育委員会に伝え、職員の変更を要請（※２）
その他の安全確保措置（早期把握、相談、調査、保護・支援、研修）	・法律上の義務なし	・学校設置者等として実施
情報管理措置		・犯罪事実確認記録等を管理

（※１）市町村教育委員会において独自に採用する者については、市町村教育委員会において各措置を実施。
（※２）犯罪事実確認により「おそれ」があると認めた場合、犯罪事実確認の結果そのものを伝えることは法第12条違反になることに留意。

論点① 事業者間の役割分担

イ　設置主体と運営主体の役割分担（施設等運営者・共同認定）

前提・考え方

○　法第10条においては、施設等運営者（※）がある場合には、法に基づく義務（犯罪事実確認、その他の安全確保措置、情報管理措置）について、学校設置者及び施設等運営者が共同して履行することとしている。
（※）学校設置者等から次のいずれかの指定又は委託を受けて当該学校設置者等の学校等又は児童福祉事業に係る事業所を管理する者。

- 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定による指定
- 国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の３第１項の規定による指定
- 委託

○　また、法第21条第３項においては、民間教育保育等事業者及び事業運営者が共同認定を受けた場合には、法に基づく措置（犯罪事実確認、その他の安全確保措置、情報管理措置）について、民間教育保育等事業者及び事業運営者が共同して実施することとしている。

○　学校設置者等及び民間教育保育等事業者（以下「設置主体」という。）と施設等運営者及び事業運営者（以下「運営主体」という。）の役割分担について、明確化する必要がある。

対応案

○　設置主体及び運営主体における具体的な役割分担は、個々の条例や委託契約の内容により異なるという前提の下、次ページのとおり、役割分担の例を、ガイドラインにおいて示すこととする。

学校設置者等と施設等運営者との間の役割分担例

○　学校設置者等・施設等運営者の役割分担の一例は、以下のとおり。
※　あくまで一例であり、指定管理に係る協定や個々の委託契約上の役割分担に即して、決定することが可能。
※　共同認定の場合の役割分担については、P57において提示済み。

	学校設置者等	施設等運営者
犯罪事実確認	学校設置者等が雇用等する者について実施	施設等運営者が雇用等する者について実施
防止措置	学校設置者等が雇用等する者について、人事権に基づいた措置（配置転換等）を実施 ※　施設等運営者が雇用等する者について、悪質な児童対象性暴力等があった場合などは、児童対象性暴力等の防止に最終的な責任を負う立場から、適切な措置を講じるよう指示	・　学校設置者等が雇用等する者について、現場の服務監督権に基づいた措置（こどもと１対１にさせない等）を実施 ・　施設等運営者が雇用等する者について、人事権・現場の管理監督権に基づいた措置を実施
犯罪事実確認記録の情報提供	学校設置者等が雇用等する者の犯罪事実確認記録について、防止措置の実施に必要な範囲で、施設等運営者に提供	施設等運営者が雇用等する者の犯罪事実確認記録について、防止措置の実施に必要な範囲で、学校設置者等に提供（※）
早期把握 **相談** **調査** **保護・支援** **研修**	学校設置者等・施設等運営者が連携して実施（あらかじめ両者の役割分担を定めておくこと） ※　対応の例 ・　早期把握・相談については、児童等に近い施設等運営者が一義的に行い、学校設置者等は報告があった場合に施設等運営者と共に対応検討（必要に応じ自ら早期把握・相談を実施） ・　調査、保護・支援については、施設等運営者が初動対応を行い、学校設置者等は他施設も含めた再発防止や、児童等の中長期的なサポートの観点からの対応	
情報管理措置	それぞれが保有する犯罪事実確認記録等について管理（情報管理規程に両者の役割分担を記載する旨、内閣府令で規定） ※防止措置を実施するに当たり、どちらかの事業者内で措置が完結する場合には、不必要に情報を共有しないこと	
定期報告等	定期報告等については、一方が作成し、他方が確認を行った後に提出（内閣府令で規定） 情報管理規程に定める役割分担を変更する場合には、変更点について、定期報告の際に報告（内閣府令で規定）	

（※）学校設置者等が、施設等運営者が雇用等する者に対して、「特定性犯罪事実該当者であること」をもって防止措置を講じることは基本的に想定されないことから、施設等運営者から学校設置者等への犯罪事実確認記録の提供は行わない。

論点① 事業者間の役割分担

ウ　同一事業者内での設置者と各施設・事業所等との役割分担

前提・考え方

○　法に基づく犯罪事実確認やその他の安全確保措置、情報管理措置等の義務を負うのは、学校設置者等又は認定等事業者であり、個々の施設・事業所は、直接の義務の対象ではない（例えば、市町村立学校の場合、個々の学校ではなく市町村教育委員会が義務の課せられる主体となる。）。

○　一方で、犯罪事実確認については、自治体や事業者によっては件数が膨大になるところもあることや、各施設・事業所の判断で採用を行っている者もいる中、各現場とも分担しながら行うことが考えられる。

○　また、安全確保措置については、例えば児童等からの相談や、初動の調査は、まずは各施設・事業所で行われることも想定される。

○　このため、同一事業者内での設置者と各施設・事業所等との法に基づく義務等の役割分担について明確化する必要がある。

対応案

○　設置者と各施設・事業所等における、法に基づく義務等の具体的な役割分担の例については、次のとおりガイドラインにおいて示すこととする。

同一事業者内の役割分担例

	本社	支社又は事業部門	各施設
犯罪事実確認	・本社が直接雇用等する者について自ら実施・管理 ・支社等、各施設が雇用等する者の確認状況を管理	・支社又は事業部門の判断で雇用等する者について実施・管理 ・各施設が雇用等する者の確認状況を管理	・各施設の判断で雇用等する者について実施・管理
防止措置	・雇用契約等に基づく雇用管理上の措置（配置転換等）を実施	・雇用契約等に基づく雇用管理上の措置又は服務監督権に基づいた措置を実施	・雇用契約等に基づく雇用管理上の措置又は服務監督権に基づいた措置を実施
犯罪事実確認記録の情報提供	・防止措置に必要な範囲で、支社等、各施設に情報提供 ・支社等、各施設で犯罪事実確認を実施した者が、異動等する場合に、移動先の支社等、施設に情報提供	・異動等があった場合、本社からの情報提供を受ける。 （別の支社等に異動する者がいる場合は、直接異動先の支社等への提供はしない。）	・異動等があった場合、本社からの情報提供を受ける。 （別の施設に異動する者がいる場合は、直接異動先の施設への提供はしない。）
早期把握	・施設からの報告を受け、対応を運営主体と検討 ・必要に応じ、自らアンケート等を実施		・定期的な見守り、面談・アンケート等を実施（端緒を把握した場合、支社等又は本社に報告）
相談体制	・施設からの報告を受け、対応を運営主体と検討 ・必要に応じ、自ら相談窓口を設置・外部窓口を周知		・内部相談窓口の整備、外部相談窓口の周知（端緒を把握した場合、支社等又は本社に報告）
調査	・他施設等も含めた再発防止、児童等の中長期的な保護・支援等のための調査（施設との合同実施も検討）		・初動調査や施設内の再発防止、児童等の当面の保護・支援のための調査
保護・支援	・転園のサポート等中長期的な保護・支援		・接触回避や支援機関の紹介等初動の保護・支援
研修	本社、支社又は事業部門、各施設のいずれかで実施（外部での受講も可）		
情報管理	・本社が担当する分を管理・廃棄等する ・事業者全体の管理・廃棄状況を確認する	・各支社等が担当する分を管理・廃棄等する ・各施設が担当する分の管理・廃棄等状況を確認する	・各施設が担当する分を管理・廃棄等する
定期報告	・報告事項のうち、本社が担当する分を入力・更新する ・事業者全体の報告事項を確認し、報告する	・報告事項のうち、各支社等が担当する分を入力・更新する ・報告事項のうち、各施設が担当する分を確認する	・報告事項のうち、各施設が担当する分を入力・更新する
所轄庁による監督対応	・事業者に対する監査等に対応する		・施設に対する監査等に対応する

※　同一事業者内で想定される役割を３階層（例：①本社、②支社又は事業部門、③各施設等）に分けた場合。ただし、各事業者の社内組織、人員体制、権限の分担や経営方針によって、本社、支社等、施設の役割分担は変わり得る。

論点② 施行期日

第10　その他

論点② 施行期日

法の施行期日について、政令において定める必要がある。

前提・考え方

○　法附則第１条においては、法は公布の日（令和６年６月26日）から起算して２年６月を超えない範囲（令和８年12月25日）において政令で定める日から施行することとしている。

○　施行期日については、円滑な施行のため、制度の周知広報、対象事業者の準備、こども性暴力防止法関連システムの設計・開発等に要する期間を十分に確保できるように定める必要がある。

対応案

○　法の施行期日は、令和８年12月25日とすることとする。

論点③　学校設置者等のこども性暴力防止法関連システムへの登録方法

論点③学校設置者等のこども性暴力防止法関連システムへの登録方法

学校設置者等のこども性暴力防止法関連システムのアカウント登録が、漏れ・誤りなく行われるような対応を図る必要がある。

前提・考え方

○　学校設置者等については、法の施行と同時に犯罪事実確認等の各種義務が生じることから、施行時点で、犯罪事実確認の申請や業務管理のために必要な「こども性暴力防止法関連システム」へのアカウント登録が、確実に行われている必要がある。

○　アカウント登録の方法については、登録漏れを防ぐ観点や、登録情報に誤りがないかを確認する等の観点から、教員性暴力等防止法の特定免許状失効者等データベースや児童福祉法の保育士特定登録取消者管理システムの利用開始の際、事業者アカウントの一括登録がなされたことも参考に、検討する必要がある。

対応案

○　アカウント登録に当たっては、次ページのとおり、所轄庁において、所轄の学校設置者等及びその施設・事業の基本情報、各施設・事業ごとにこども性暴力防止法関連システムへのアクセス権限を付与する従事者の情報をとりまとめ、当該システムに一括登録することとする。

※　なお、アカウント登録に当たっては、なりすましの防止、セキュリティの確保等を図るため、学校設置者等に対して、まずGビズIDの取得を求める旨、内閣府令に規定することとする（施行後・認定事業者等も同様）。

○　施行時の学校設置者等のアカウント登録の流れ（イメージ）

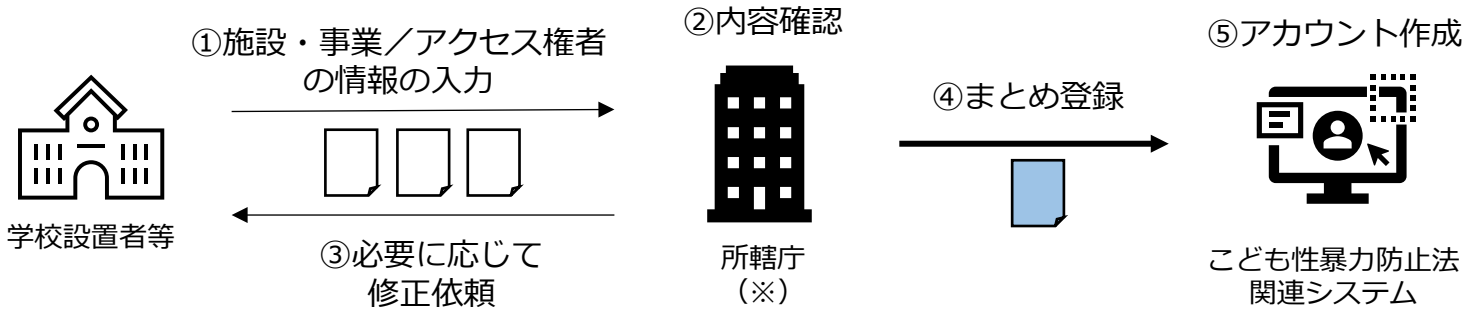

（※）原則は所轄庁（国、都道府県 等）においてとりまとめを行う。所轄庁が市町村（指定都市及び中核市を含む。）の事業については、その上で、さらに都道府県がとりまとめ（シートの統合等）を行うことを想定（登録とりまとめ担当については、P.283～P.285を参照。）。

こども性暴力防止法関連システムの事業者アカウント登録までの流れ（イメージ）

○　こども性暴力防止法関連システムの事業者アカウント登録までの手続・期間は、次のような流れを想定。

①　【学校設置者等】事業者情報・施設等情報の提出（２か月）
- 学校設置者等において、事業者情報・施設等情報を所轄庁等に提出
- アカウント作成の認証要件として必要な「GビズID（Prime）」の有無も併せて報告

フェーズ①
- 事業者情報・施設等情報の提出
- GビズIDの取得

②　【所轄庁】提出された事業者情報・施設等情報の確認、GビズID発行依頼（１か月）
- 提出された事業者情報・施設等情報を、所轄庁において確認
- GビズID（Prime）未発行の学校設置者等の一覧情報を国（こども家庭庁・文部科学省）に送付し、GビズID（Prime）の一括発行を国からデジタル庁に依頼

※　GビズID発行に必要な手続の詳細は、引き続き精査

③　【国（デジタル庁）】GビズIDの発行（２か月）
- デジタル庁において、GビズID （Prime）の一括発行

→　各学校設置者等において、GビズID（Prime）を元に、アクセス権者全員分のGビズID（Member）を発行

④　【学校設置者等】アクセス権者の情報の提出（１か月）
- システムへのアクセス権を持つ従事者の情報を、各学校設置者等から所轄庁等に提出

フェーズ②
- アクセス権者情報の提出
- アカウント作成・ログイン

⑤　【所轄庁】アクセス権者情報の確認、システムへのまとめ登録（１か月）
- 提出されたアクセス権者情報（割り振られたGビズID情報を含む）を、所轄庁において確認
- 所轄庁からアクセス権者情報をシステムにまとめ登録

⑥　【学校設置者等】アカウントログイン、犯罪事実確認申請準備（～施行まで（約２か月））
- 学校設置者等において、システム上発行されたアカウントIDを用いてシステムにログイン・権限設定

→　従事者リストの作成・登録、戸籍取得依頼等、犯罪事実確認準備を開始

（※）権限設定の階層として、（1）責任者（2）人事責任者、（3）事務担当者の複数階層を設定し、（1）及び（2）に犯歴情報の閲覧権限を付与する方向で検討（（2）は責任者から権限移譲されている者に限る。）

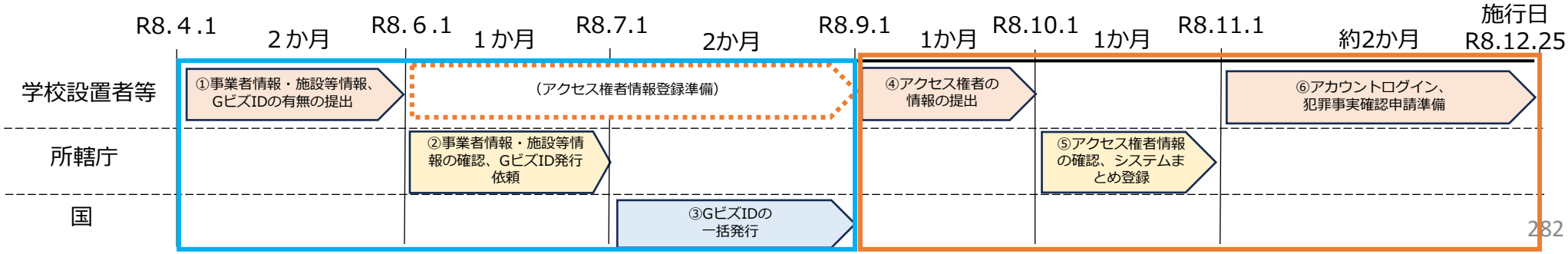

（参考）登録とりまとめ担当

【学校関係】

登録とりまとめ	所轄庁	学校設置者等	施設
文部科学大臣	文部科学大臣	学校法人	学校（学校法人立） ※大学・高専を設置する学校法人が設置するもの
			高等専門学校（学校法人立）
			専修学校高等課程（学校法人立） ※大学・高専を設置する学校法人が設置するもの
	設置する省庁	国（現時点で厚生労働省のみ）	専修学校高等課程（国立）
	国立大学法人	国立大学法人	学校（国立大学附属）
設置する省庁	独立行政法人国立 高等専門学校機構	独立行政法人国立 高等専門学校機構	高等専門学校（国立）
設立団体（都道府県、市町村、事務組合又は広域連合）	公立大学法人	公立大学法人	学校（公立大学附属）
			高等専門学校（公立）
都道府県教育委員会 ※　専修学校高等課程（都道府県立）の場合は、都道府県知事部局	都道府県教育委員会 ※　専修学校高等課程（都道府県立）の場合は、都道府県知事部局	都道府県教育委員会	学校（都道府県立）
		都道府県（現時点で知事部局のみ）	専修学校高等課程（都道府県立）
都道府県 ※域内の指定都市・中核市分も集約	都道府県知事 ※指定都市・中核市区域内の幼保連携型認定こども園は、指定都市・中核市の長	学校法人 （専修学校にあっては準学校法人を含む。）	学校（学校法人立） ※大学・高専を設置する学校法人が設置するもの<u>以外</u>
			専修学校高等課程（学校法人※又は準学校法人立） ※大学・高専を設置する学校法人が設置するもの<u>以外</u>
		宗教法人、社会福祉法人等	学校（宗教法人、社会福祉法人立等）
			専修学校高等課程（宗教法人、社会福祉法人立等）
都道府県教育委員会	指定都市教育委員会	指定都市教育委員会	学校（指定都市立）
	市町村教育委員会 ※県費負担教職員の犯罪事実確認犯歴及び防止措置の実施状況の監督等は都道府県教委	市町村教育委員会	学校（市町村立）
		市町村（現時点で教育委員会のみ）	専修学校高等課程（市町村立）

（参考）登録とりまとめ担当

【児童福祉関係（障害児・認定こども園関係を除く）】

登録とりまとめ	所轄庁	学校設置者等	施設
国（各省庁）	国（各省庁）	国（各省庁）	児童福祉施設（国立）
都道府県	都道府県	都道府県	児童福祉施設（都道府県立）
		一般市区町村、中核市	児童福祉施設 （一般市区町村立、中核市立（保育所、母子生活支援施設を除く）） 児童福祉施設（私立） 登録一時保護委託施設（私立） ※指定都市、児童相談所設置市に所在する施設、中核市に所在する保育所又は母子生活支援施設を除く。
		社会福祉法人、独立行政法人等	
		都道府県	児童相談所（都道府県立）
	指定都市、児童相談所設置市	指定都市、児童相談所設置市	児童福祉施設（指定都市、児童相談所設置市立）
		社会福祉法人、独立行政法人等	児童福祉施設（私立） 登録一時保護委託施設（私立）
		指定都市、児童相談所設置市	児童相談所（指定都市、児童相談所設置市立）
	中核市	中核市	保育所、母子生活支援施設（中核市立）
		社会福祉法人、独立行政法人等	保育所、母子生活支援施設（私立）
	市区町村	市区町村	家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業）、乳児等通園支援事業（市区町村立）
		独立行政法人、社会福祉法人、民間企業等	家庭的保育事業等、乳児等通園支援事業（私立）

（参考）登録とりまとめ担当

【障害児関係】

登録とりまとめ	所轄庁	学校設置者等	施設
都道府県 ※域内の指定都市、児童相談所設置市及び中核市分も集約	都道府県 ※指定都市、児童相談所設置市又は中核市に所在する指定障害児通所支援事業所は、当該指定都市、児童相談所設置市又は中核市 （指定障害児入所施設は、指定都市又は児童相談所設置市）	国（現時点で厚生労働省のみ）	指定障害児入所施設（国立）
		独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター	指定発達支援医療機関
		都道府県	指定障害児入所施設（都道府県立）
			指定障害児通所支援事業（都道府県立）
		市区町村	指定障害児入所施設（市区町村立）
			指定障害児通所支援事業（市区町村立）
		社会福祉法人、民間企業等	指定障害児入所施設（私立）
			指定障害児通所支援事業（私立）

【認定こども園関係】

登録とりまとめ	所轄庁	学校設置者等	施設
都道府県 ※域内の指定都市及び中核市分も集約	都道府県	都道府県	幼保連携型認定こども園（都道府県立）
			幼保連携型以外の認定こども園（都道府県立）
		市区町村 （指定都市又は中核市を除く）	幼保連携型認定こども園（市区町村立）
			幼保連携型以外の認定こども園（市区町村立）
		学校法人、社会福祉法人、独立行政法人等	幼保連携型認定こども園（私立） （指定都市又は中核市に所在するものを除く）
			幼保連携型以外の認定こども園（私立） （指定都市又は中核市に所在するものを除く）
	指定都市又は中核市	指定都市又は中核市	幼保連携型認定こども園（指定都市、中核市立）
			幼保連携型以外の認定こども園（指定都市、中核市立）
		学校法人、社会福祉法人、独立行政法人等	幼保連携型認定こども園（私立） （指定都市又は中核市に所在するものに限る）
			幼保連携型以外の認定こども園（私立） （指定都市又は中核市に所在するものに限る）

論点④　施行時現職者の確認方法

論点④ 現職者確認の方法

施行時現職者の犯罪事実確認が、３年間で滞りなく行われるような対応を図る必要がある。

前提・考え方

○　法第４条第３項においては、学校設置者等は、施行時現職者について、施行日から起算して３年以内で政令で定める期間を経過する日までに犯罪事実確認を行わなければならないこととされている。

○　施行日を令和８年12月25日、確認期限を３年とすると、令和11年12月24日までの間に、全ての学校設置者において施行時現職者の犯罪事実確認が行われる必要がある。

○　対象となる教員等の数が相当数に上る中で、対象事業者、申請従事者及び国が犯罪事実確認に係る事務を無理なく行うことができる対応を図る必要がある。

対応案

○　施行時現職者については、犯罪事実確認書の交付申請の時期を分散することとする。

○　具体的には、次ページ以降のとおり、①教育委員会が学校設置者等となる学校（都道府県立学校・市町村立学校）と②それ以外の施設・事業（私立学校等、児童福祉施設・事業）でそれぞれ分散の方法を分けた上で、関係者のご意見も踏まえつつ、更に方法の具体化を図ることとする。

現職者確認の分散方法（案）

○　学校設置者等の施行時現職者について、犯罪事実確認を対象事業者、申請従事者及び国において無理なく行うため、各学校設置者等からの交付申請の時期を分散する必要がある。
○　具体的には、次のとおり、①教育委員会が学校設置者等となる学校（都道府県立学校・市町村立学校）②それ以外の施設・事業（私立学校等、児童福祉施設・事業）で分散の方法を分けた上で、更に方法の具体化を図る。

【対応方針】
○　令和９年４月～令和11年６月（２年３か月）の27か月間を１か月ごとに分割し、申請対象を分けることとする。

【考え方】
○　施行日以降に内定した令和９年度新規採用者の多くは４月入社であると考えられるところ、施行からそれまでに犯罪事実確認を完了する必要があるが、施行直後であることも踏まえ、着実に新規採用者に対応するため、令和８年度中（～令和９年３月まで）は、この新規採用者の申請を優先。

○　申請の遅れ、犯罪事実確認に要する期間、システム障害など予期せぬ事態の発生等を考慮し、期間の最後に数か月のバッファーを確保。

○　区分ごとの申請開始時期については、１か月の間隔を設けることとし、当該期間内に申請を完了してもらうよう依頼（施行前から、どの申請区分にどの事業者が割り当てられるかを周知し、準備を依頼）。

○申請時期のイメージ

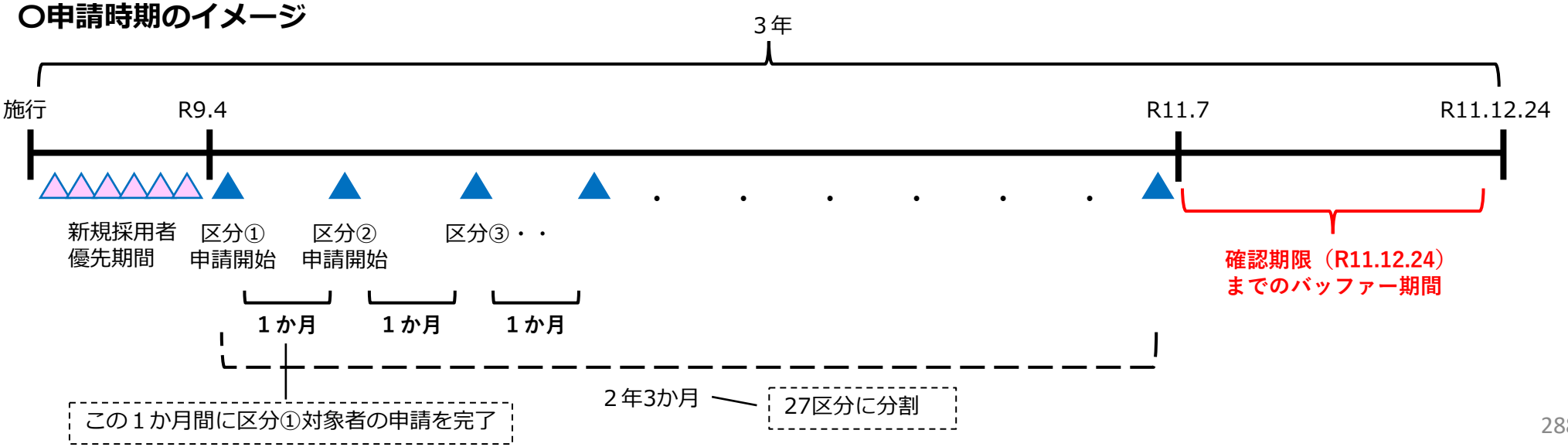

現職者確認の分散（都道府県立学校･市町村立学校の場合）

【対応方針】

○　都道府県教育委員会が所轄庁となる学校（都道府県立学校）については、犯罪事実確認事務が、都道府県教育委員会に集中しており、１つの都道府県教育委員会でかなりの事務量が想定される。

○　このため、**各都道府県教育委員会ごとに、次のAからDまでに掲げる方法から適切な方法により、犯罪事実確認の対象となる施行時現職者数が概ね均等になるよう27分割**し、順次確認を実施する。
（A：採用年次による分割、B：学校単位による分割、C：学校種別による分割、D：学校所在地による分割）

○　なお、各都道府県教育委員会から**管轄する市町村教育委員会に対しても、同様の方法での分割・確認を依頼**する。

A：採用年次による分割

区分	採用年次
区分①	平成９年
区分②	平成10年
区分③	令和３年
区分④	平成20年
区分⑤	平成15年
・・・	・・・
区分㉗	令和元年

B：学校単位による分割

区分	学校名
区分①	県立第１高校
区分②	県立第２中学校
区分③	県立第５小学校
区分④	県立第３高校
区分⑤	県立さくら幼稚園
・・・	・・・
区分㉗	県立第３中学校

C：学校種別による分割

区分	学校種別
区分①	高校①
区分②	高校②
区分③	高校③
区分④	中学校①
区分⑤	中学校②
・・・	・・・
区分㉗	幼稚園⑤

D：学校所在地による分割

区分	学校所在地
区分①	○市内①
区分②	○市内②
区分③	△市内①
区分④	△市内②
区分⑤	□市内①
・・・	・・・
区分㉗	×市内③

※　いずれの方法をとる場合も、施行時現職者に予見可能性（あと２年は確認されないなど）を持たせないため、区分の順番はランダム性を持たせたうえで、対象従事者への伝達時期は、確認の数か月前（例えば３か月）などにすることが考えられる。

※　B～Dの方式をとる場合は、未確認の者が確認済みの施設に異動した場合に、漏れがないよう丁寧に確認する必要がある。
（確認済みの学校が、新たに施行時現職者を他学校から受け入れた場合には、犯罪事実確認の有無について漏れなく確認する等）

現職者確認の分散（私立学校等、児童福祉施設・事業の場合）

【対応方針】

○　教育委員会とは異なり**小規模な事業者もあり、同一事業者の中で27分割することが不合理な場合がある**。
（例：１学校のみを設置している学校法人や、小規模保育事業等）

○　このため、同一事業者での分割ではなく、施設単位とし、**施設の所在地によって、順に確認を行う**こととする。

区分	都道府県
区分①	北海道
区分②	青森県、岩手県
区分③	宮城県、秋田県
区分④	山形県、福島県
区分⑤	茨城県、栃木県
区分⑥	群馬県、千葉県
区分⑦	埼玉県
区分⑧	東京都
区分⑨	神奈川県

区分	都道府県
区分⑩	新潟県、福井県
区分⑪	富山県、石川県
区分⑫	山梨県、長野県
区分⑬	愛知県
区分⑭	岐阜県、静岡県
区分⑮	滋賀県、京都府
区分⑯	大阪府
区分⑰	兵庫県、三重県
区分⑱	和歌山県、奈良県

区分	都道府県
区分⑲	鳥取県、島根県
区分⑳	広島県、岡山県
区分㉑	香川県、徳島県
区分㉒	愛媛県、高知県
区分㉓	山口県、大分県
区分㉔	福岡県
区分㉕	佐賀県、長崎県
区分㉖	熊本県、宮崎県
区分㉗	鹿児島県、沖縄県

※上記区分はあくまでイメージであり、順番・組み合わせについて今後精査

※　対象従事者に予見可能性（あと２年は確認されないなど）を持たせないため、都道府県の順番はランダム性を持たせたうえで、対象従事者への伝達時期は、確認の数月前（例えば３か月）などにすることが考えられる。

※　未確認の者が確認済みの都道府県に所在する施設に異動した場合、漏れがないよう丁寧に確認にする必要がある。
（確認済みの施設において、新たに施行時現職者を他施設から受け入れた場合には、犯罪事実確認の有無について漏れなく確認する等）

論点⑤ 経過措置

論点⑤ 経過措置

法の施行に関し必要な経過措置について、政令において定める必要がある。

前提・考え方

○　法附則第５条においては、法附則第２条から第４条までに定めるもの（※）のほか、法の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めることとされている。

（※）法附則第２条から第４条までに定める経過措置
・改正前の刑法に規定する罪についての法の適用関係（附則第２条）
・懲役を言い渡す裁判についての法の適用関係（附則第３条）
・内閣府令の関係大臣協議に係る準備行為（附則第４条）

○　法附則第２条においては、一部改正前の刑法に規定する罪であって、現行の刑法に規定する特定性犯罪に該当する罪と同様のもの（一部改正により、刑法の現行の条項（法第２条第７項第１号及び第２号で列記している条項）とは異なる条項に規定されていた罪等）についても、特定性犯罪に該当することを明確化するための規定を置いている。

これと同様に、政令で定める特定性犯罪に該当する「条例で定める罪」（※）についても、改正前の条例等で定められていた同様の罪は特定性犯罪に該当することを明確化する必要がある。

（※）特定性犯罪に該当する「条例で定める罪」（「第３ 制度対象　論点③対象条例の範囲」参照）
・　各都道府県の迷惑防止条例における法第２条第７項第６号イからロまでに関する行為を罰するもの
・　各都道府県の青少年健全育成条例における同号二に関する行為を罰するもの

対応案

○　法の経過措置として、特定性犯罪に該当する「条例で定める罪」と同様の罪であって、現行の条例と異なる条例により規定されていた罪等（具体的には、条例の全部改正や廃止により、現行の条例と異なる条例により規定されていた罪や、一部改正により現行の条項とは異なる条項に規定されていた罪等）についても特定性犯罪とみなすことを、政令で定めることとする。

論点⑥ こども家庭庁長官への事務委任事項

論点⑥ こども家庭庁長官への事務委任事項

こども家庭庁長官への内閣総理大臣に係る権限の委任事項について、政令において定める必要がある。

前提・考え方

○　法第42条においては、内閣総理大臣は、法に規定する内閣総理大臣の権限のうち、政令で定めるものを除いて、こども家庭庁長官に委任することとされている。

（法において規定する内閣総理大臣の権限の例）
- 報告徴収及び立入検査（法第16条第１項及び第29条第１項）
- 認定事業者等の認定等（法第19条第１項、第20条第１項、第21条第１項）
- 犯罪事実確認書の交付（法第35条第１項及び第３項）
- 内閣府令の制定又は改廃に係る関係大臣への協議（法第41条）

○　これらの権限に係る事務は、専門性を要するもの又は迅速な対応が求められるものであるため、原則として、内閣総理大臣の権限はこども家庭庁長官に委任することが適当と考えられる。

○　ただし、法第41条の内閣府令の制定又は改廃に係る関係大臣への協議については、他法において、同様の内閣府令に係る関係大臣への協議に係る内閣総理大臣の権限をこども家庭庁長官に委任していない例（※）も踏まえ、内閣総理大臣が行うこととすることが適当と考えられる。
（※）児童福祉法において、内閣総理大臣は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（保育所における保育の内容に関する事項に限る。）を定めるときには、文部科学大臣に協議しなければならないこととされているところ（同法第45条第４項）、当該協議に係る権限については、こども家庭庁長官に委任されていない（同法第59条の８及び児童福祉法施行令第46条の２）

対応案

○　法において内閣総理大臣が行うとされている権限については、法第41条に定める関係大臣への協議にかかる事項を除き、こども家庭庁長官に委任することとする。

論点⑦　業務委託

第10　その他

論点⑦　業務委託

こども家庭庁が委託する業務について、その委託の条件を明確化する必要がある。

前提・考え方

○　法で定められる内閣総理大臣の権限を執行するに当たり、特に犯罪事実確認書の交付、認定等、監督等の対応については、対象事業者・従事者の数も多いため、現行のこども家庭庁の職員のみで対応することは困難であり、執行体制を確立することが必要となる。

○　これらの業務のうち、公権力の行使に当たる、犯罪事実確認書の交付、認定の判断、事業者への立入検査等については、こども家庭庁が自ら実施することが必要である一方、次の①から③までにそれぞれ掲げる業務については、定型業務として切り出し、委託することが可能である。

①　犯罪事実確認業務：業者・従事者による申請資料の確認、情報入力等
②　認定業務：認定申請書類（変更・廃止等を含む）の確認等
③　監督等業務：監督に必要な定期報告事項の確認、不備の指摘等

※　①～③には、それぞれの業務に対応した事業者等からの照会対応（コールセンター）も付随

第10　その他

論点⑦　業務委託

こども家庭庁が委託する業務について、その委託の条件を明確化する必要がある。

前提・考え方

○　委託する業務には、次のような特性がある。

【業務遂行に必要な能力】

■　①の犯罪事実確認業務は、犯歴という極めて機微性の高い情報を取り扱うため、情報管理の観点から、特に秘匿性やセキュリティ能力の高い委託先が求められる。また、大量のデータを入力・処理する高い処理能力が求められる。

■　②の認定業務・③の監督等業務は、事業者からの提出情報の審査能力や監査能力、事業者への対応力が求められる。

【関連性】

■　②の認定業務は、③の監督等業務の際に認定審査時の情報の確認等が必要となるなど、②と③は密接不可分の業務であり、同一事業者に委託することが望ましい。

■　①の犯罪事実確認業務と、②の認定業務・③の監督等業務は、一定の関連性があるものの、別事業者が受託しても、問題なく制度運用が可能と考えられる。

・　犯罪事実確認業務において認定審査時の情報の確認等は求められないため、①と②は密接不可分とは言えない。
・　また、監督等業務において、犯罪事実確認業務で取り扱うような具体的な有犯歴者の個人情報までは必要なく、システム上、事業者等における犯罪事実確認の実施状況等が確認できれば適切な監督が可能であるため、①と③も密接不可分とまでは言えない。

第10　その他

論点⑦　業務委託

こども家庭庁が委託する業務について、その委託の条件を明確化する必要がある。

対応案

○　①の犯罪事実確認業務については、次に掲げる事項を主な委託条件として、更なる検討を進めることとする。

ア　秘匿性の高い情報を保護できる、極めて高い組織的・人的・物理的・技術的セキュリティ対策を講じることができること
（例、法律上、国家公務員と同等の守秘義務が課されている、GSS回線を利用している 等）

イ　犯罪事実確認書の交付につながる公的なデータの加工、管理、保存、提供等を正確かつ確実に行う能力を有するとともに、その改ざんを防止できる技術を有すること

ウ　長期間にわたる業務の継続性が担保され、災害発生等に対しても十分な備えがなされていること

○　また、①の業務は、秘匿性の高い情報の管理や改ざん防止等において高い技術力が求められることから、一般競争入札によらず、企画競争により事業者を選定することとする。

○　②の認定業務と③の監督等業務については、次に掲げる事項を主な委託条件として、更なる検討を進めることとする。

ア　法律に基づく事業者からの認定申請に対して、こども家庭庁が行政処分（認定）を行う前段階の必要な書類審査能力を有すること

イ　事業者からの定期報告の内容を理解・審査し、犯罪事実確認、その他の安全確保措置及び情報管理措置の実施状況を踏まえて、基準を満たさない事業者を選定・分類し、こども家庭庁が行う監督に備える等、監査実務能力を有すること

ウ　これらの業務を行うに当たり、こども関連事業・業務の詳細を理解し、事業者と必要なやり取りを行うことができること

※　今後、こども家庭庁において、引き続き委託先に必要となる人数・条件等の精査を行い、予算の状況も踏まえつつ、委託事業者の選定を進め、令和８年秋までに委託先における執行体制確立を目指す。